鳥取県地域防災計画

（平成２５年度修正）

【修正後全文】

平成 26 年 3 月

鳥取県防災会議

鳥取県地域防災計画　目次

編	部	章	表題	頁
［災害予防編（共通）］	第１部　総則	第１章	計画作成の目的	1
		第２章	防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承	3
		第３章	防災訓練	5
		第４章	県民の防災活動	8
		第５章	防災教育	10
	第２部　組織体制計画	第１章	防災体制の整備	11
		第２章	配備及び動員体制の整備	21
		第３章	職員派遣体制の整備	23
	第３部　情報通信広報計画	第１章	気象情報等の収集伝達体制の整備	24
		第２章	防災通信体制の整備	26
	第４部　防災関係機関の連携推進計画	第１章	防災関係機関の連携体制の整備	29
		第２章	資機材等の整備	30
		第３章	自治体の広域応援体制の整備	31
		第４章	消防活動体制の整備	33
	第５部　避難対策計画	第１章	避難体制の整備	36
		第２章	避難所運営体制の整備	44
		第３章	孤立予想集落対策の強化	48
		第４章	帰宅困難者対策の強化	49
	第６部　医療救助計画	第１章	医療（助産）救護体制の整備	51
		第２章	捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備	55
	第７部　交通・輸送計画	第１章	緊急輸送体制の整備	56
		第２章	交通施設の災害予防	59
		第３章	交通規制体制等の整備	61
		第４章	緊急通行体制の整備	62
		第５章	ヘリコプター活用体制の整備	63
	第８部　食糧・物資調達供給計画	第１章	物資の備蓄及び調達体制の整備	65
	第９部　保健衛生対策計画	第１章	トイレ確保体制の整備	67
		第２章	障害物の除去体制の整備	68
	第10部　共助協働推進計画	第１章	民間との防災協力体制の整備	69
		第２章	ボランティア受入体制の整備	70
		第３章	自主防災組織の整備	71
		第４章	災害時の事業継続の取組みの促進	73
	第11部　住宅対策計画	第１章	地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	75
		第２章	被災宅地危険度判定実施体制の整備	77
		第３章	被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備	79
		第４章	応急住宅の確保体制の整備	80
	第12部　文教対策計画	第１章	文化財災害対策	81
	第13部　農業災害対策計画	第１章	農業災害予防対策	82

編	部	章	表題	頁
	第14部　被災者支援計画	第１章	被災者支援体制の整備	83
［災害応急対策編（共通）］	第１部　総則	第１章	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	84
		第２章	災害救助法の適用	91
		第３章	損害補償	97
		第４章	激甚災害の適用	98
	第２部　組織体制計画	第１章	組織及び体制	100
		第２章	配備及び動員	119
		第３章	職員派遣	122
	第３部　情報通信広報計画	第１章	気象情報の伝達	125
		第２章	地震及び津波に関する情報の伝達	139
		第３章	災害情報の収集及び伝達	150
		第４章	広報・広聴	159
		第５章	通信の確立	166
	第４部　防災関係機関の連携推進計画	第１章	応援活動の調整	169
		第２章	資機材等の調達及び受援	172
		第３章	自治体の広域応援	173
		第４章	消防活動	176
		第５章	災害警備の実施	179
		第６章	海上保安庁の応援要請	180
		第７章	自衛隊の災害派遣要請	182
	第５部　避難対策計画	第１章	避難の実施	185
		第２章	避難所の設置運営	196
		第３章	孤立発生時の応急対策	199
	第６部　医療救助計画	第１章	医療（助産）救護の実施	201
		第２章	搬送の実施	205
		第３章	捜索、遺体処理及び埋葬	206
	第７部　交通・輸送計画	第１章	緊急輸送の実施	209
		第２章	交通路線の確保	211
		第３章	交通規制の実施	213
		第４章	緊急通行車両の確認	215
		第５章	ヘリコプターの活用	216
	第８部　食糧・物資調達供給計画	第１章	食糧の供給	220
		第２章	生活関連物資の供給	222
		第３章	飲料水の供給	225
	第９部　保健衛生対策計画	第１章	トイレ対策	226
		第２章	障害物の除去	229
		第３章	防疫の実施	232
		第４章	入浴支援	236
		第５章	動物の管理	237

編	部	章	表題	頁
	第10部　共助協働推進計画	第１章	民間との協力体制の推進	239
		第２章	ボランティアとの協働	240
	第11部　住宅対策計画	第１章	宅地・建物の被災判定の総則	245
		第２章	地震被災建築物の応急危険度判定	249
		第３章	被災宅地の危険度判定	250
		第４章	被害認定及び罹災証明書の発行	252
		第５章	応急仮設住宅の建設	253
		第６章	住宅の応急修理	255
		第７章	住宅再建対策	256
	第12部　文教対策計画	第１章	応急教育	258
	第13部　農業災害対策計画	第１章	農林水産業災害応急対策	260
	第14部　被災者支援計画	第１章	生活再建対策	261
		第２章	健康及びこころのケア対策	266
		第３章	義援金・義援物資の受入・配分	268
	第15部　ライフライン対策計画	第１章	ライフライン応急対策の調整	269
		第２章	電力施設応急対策	271
		第３章	ガス施設応急対策	272
		第４章	ＬＰガス応急対策	273
		第５章	水道施設応急対策	274
		第６章	下水道施設応急対策	275
		第７章	電信電話施設等応急対策	276
		第８章	携帯電話応急対策	277
	第16部　復旧・復興計画	第１章	公共施設の災害復旧	278
		第２章	災害復興計画	279
［震災対策編］	第１部　災害予防計画	第１章	計画的な地震防災対策の推進	282
		第２章	被害想定	284
		第３章	地震災害に強いまちづくりの推進	300
		第４章	耐震化の推進	301
		第５章	地震防災対策強化地域等の指定	306
		第６章	地震に関する情報の収集	308
		第７章	地震災害に関する調査研究	309
		第８章	東南海・南海地震の対応	310
［津波災害対策編］	第１部　災害予防計画	第１章	計画的な津波対策の推進	311
		第２章	津波災害の予防	324
		第３章	津波防災地域づくりに関する法律への対応	332

編	部	章	表題	頁
〔風水害対策編〕	第１部　災害予防計画	第１章	風水害等予防対策	333
		第２章	水防計画（予防）	336
		第３章	ダムを活用した河川治水	342
		第４章	ため池・樋門の管理体制の強化	345
		第５章	土砂災害防止計画	346
	第２部　災害応急対策計画	第１章	水防計画	348
		第２章	緊急時のダム管理	362
		第３章	ため池・樋門の応急対策	366
〔大規模事故対策編〕	第１部　災害予防計画	第１章	大規模事故予防体制の整備	368
		第２章	大規模道路災害の予防	369
		第３章	大規模鉄道災害の予防	370
		第４章	航空機災害等の予防	372
		第５章	海上災害の予防	373
		第６章	危険物等災害の予防	374
	第２部　災害応急対策計画	第１章	大規模事故応急対策	377
		第２章	大規模道路災害応急対策	379
		第３章	大規模鉄道災害応急対策	381
		第４章	航空機災害等応急対策	383
		第５章	海上災害応急対策	389
		第６章	危険物等災害応急対策	392

※原子力災害対策編は別冊

災害予防編

第１部　総則

第１章　計画作成の目的

第１節　目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、県土及び県民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【「災害」の定義】
〔災害対策基本法第２条第１号〕
暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
〔災害対策基本法施行令第１条〕
政令で定める原因：放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第２節　県の自然条件の特性と既往の災害

鳥取県は、日本列島本州の最西端「中国地方」の東北部に位置し、東西約 120 キロメートル、南北約 50 キロメートルの東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、南は標高 1,000～1,300 メートルの中国山地が連なっており、気候は温暖であるが、梅雨期、台風期の降雨、冬期の降雪があって、降水量の比較的多い日本海型気候に属する。

本県では、昭和 18 年に県東部の吉岡・鹿野断層を震源とする鳥取地震、平成 12 年に県西部の断層を震源とする鳥取県西部地震が発生したが、我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつどこで発生してもおかしくないと言われている。直下型の地震が発生した場合、千代、天神、日野の三大河川の流域に形成された平野部や弓ヶ浜半島は地盤が軟弱で揺れやすいことから、甚大な被害が発生することが予想されている。また、本県は日本海に面し、過去に日本海で発生した地震による津波の発生もあることから、津波への備えも講じておく必要がある。

本県は、中国山地から日本海に流れ出る河川が急峻で、水量が短時間で急激に増加するおそれがあること、大山の噴火による火山灰土や、花崗岩が風化した真砂土に広く覆われており、土砂崩れが発生するおそれが大きいことなどから、過去何度も大雨による被害を受けている。近年全国各地で、過去に経験したことがないような極めて激しい集中豪雨や、梅雨前線、大型の台風などによる大雨が発生するとともに、豪雪や暴風などにより、甚大な災害を引き起こしていることから、風水害、雪害への防災体制の整備が必要になっている。

さらに、昭和 27 年に発生した鳥取大火は、中国山地を越えて暖かく乾燥した風が吹きこむフェーン現象の下で発生したもので、春先に南からの強い風が吹きやすい本県では、大規模な火災の発生も警戒する必要がある。（詳細については資料編参照）

第３節　計画の構成

鳥取県地域防災計画は、「災害予防編（共通）」「災害応急対策編（共通）」「震災対策編」「津波災害対策編」「風水害対策編」「大規模事故対策編」「原子力災害対策編」からなる。なお、「資料編」を別に定める。

第４節　計画の基本方針

1　平成 21 年に制定した「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に定められている防災及び危機管理に関す

る基本的な考え方や、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務に基づき、総合的、かつ、計画的に災害対策を推進し、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現するものとし、下記の諸点を基本として、計画の作成及び運用を行うものとする。

（1） 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策の実施

（2） 県民、事業者及び市町村、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携

（3） 県民、事業者の自助、共助の取組の促進

（4） 防災関係機関相互の協力

（5） 災害に強いまちづくりの推進

（6） 関係法令の遵守

（7） 女性、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者「以下「要配慮者」という。」）をはじめとする県民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。

ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。

イ 意志決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。

ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

2 この計画等を参考にして、市町村は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第５節 その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第６節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第７節 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

１ 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

２ 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第８節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村地域防災計画作成の目的

2 市町村地域防災計画の構成

3 市町村地域防災計画の基本方針

4 その他の法令に基づく計画との関係

第２章　防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承

（県危機管理局、県地域振興部、県文化観光局、県福祉保健部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第１節　目的

この計画は、県、市町村及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及啓発を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

第２節　実施方針

１　実施責任者

県、市町村及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

２　実施方法

（１）　体験・参加型防災イベントの開催

県、市町村及び防災関係機関は、県民の防災・防犯意識の向上及び防災機関のさらなる連携を図るため、体験・参加型防災イベントとして「とっとり防災フェスタ」を開催する。

イベントの基本方針は以下のとおりとし、できる限り県民参加を促すよう配慮するものとする。

ア　できるだけ県民が参加しやすい開催地・開催日時を選定する。

イ　開催地の特性を活かした防災訓練を実施する。（例：市街地や大規模集客施設等における避難訓練・救助訓練等）

ウ　防災・防犯に関し、県民への意識啓発や技能向上に寄与する体験・参加型の企画を実施し、地域防災力の向上を図る。

エ　地域や学校の取組み等、他の模範となる事例を紹介する機会を設け、他の地域・学校等への波及を図る。

オ　計画段階から地域と協働して安心安全な地域づくりの動機付けを行う等、一過性のイベントとならないよう留意する。

カ　特に防災意識が希薄な県民にとって、防災意識向上の契機となるよう最大限の配慮を行う。

（２）　防災研修会、防災講演会等の開催

県、市町村及び防災関係機関は、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。なお、県においては、防災マップづくりやそれを踏まえた避難訓練等の住民が主体となった防災活動への取り組みを促進するため、鳥取県自主防災活動アドバイザーの派遣等積極的な支援を行い、市町村においては、住民が防災活動への取り組みをしやすい環境づくりに努めるものとする。

（３）　防災教育の推進

第１部第５章「防災教育」を参照。

（４）　広報媒体の活用

県、市町村等は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

なお、県は、危機管理局ホームページにより、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動等についての普及啓発や気象等の特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の情報及び津波警報等の地震・津波に関する情報の提供を積極的に行うこととする。

（５）　体験型施設の活用

県・市町村等は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア　県内の体験型施設

県保有起震車（愛称　グラットくん）

・震度１から震度７まで９つの震度階の揺れを再現可能

・関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている東海地震等を想定した揺れを再現可能

イ　近県の体験型施設

人と防災未来センター（兵庫県）

山崎防災センター（兵庫県）
徳島県立防災センター（徳島県）　など

（６）　消防団及び自主防災組織との連携

県、市町村等は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した態勢の構築を促進するものとする。

（７）　避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

県、市町村等は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア　視覚障がい者　　点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ　外国人　　外国語版パンフレット等

（８）　男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

（９）　災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

３　実施時期

普及内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

	各種防災週間等	期　日
1	防災の日	毎年９月１日
2	防災週間	毎年８月30日から９月５日まで
3	水防月間	毎年５月１日から５月31日まで
4	土砂災害防止月間	毎年６月１日から６月30日まで
5	山地災害防止キャンペーン	毎年５月20日から６月30日まで
6	防災とボランティアの日	毎年１月17日
7	防災とボランティア週間	毎年１月15日から21日まで
8	鳥取県西部地震発生の日（平成12年10月６日発災）	毎年10月６日
9	鳥取地震発生の日（昭和18年９月10日発災）	毎年９月10日
10	雪崩防災週間	毎年12月１日から７日まで
11	津波防災の日	毎年11月５日

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村による防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚施策の推進

（１）　防災研修会、防災講演会等の開催

（２）　新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等の広報媒体の活用

（３）　体験型施設の活用

（４）　消防団及び自主防災組織との連携

（５）　避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

（６）　災害教訓の伝承

第３章　防災訓練

（県危機管理局、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、下記に関する事項を目的として実施するものである。

・防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実効性の検証
・防災関係機関相互の協力の円滑化
・防災関係機関の日常の取組みを検証、評価
・県民の防災に関する意識の高揚と知識の向上

第２節　基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

１　実践的、効果的な訓練の推進・評価

（１）　準備段階

・シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
・防災関係機関、住民の役割を確認
・問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施
・想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施

（２）　訓練方法

実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施

（３）　訓練終了後

・問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見聴取等）
・訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）
・課題等の明確化
・訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い、実効性のある防災体制の維持、整備

２　広域的な訓練の推進

・消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施
・相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

３　広報の充実・県民参加型訓練の工夫・充実

・県民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫・充実
・マスコミと連携を図り、防災訓練の広報の充実
・県民に対する防災に関する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫

４　計画的な訓練の推進

・各種図上訓練等による計画的な訓練の実施
・日ごろからの自己研さん・自己啓発
・防災担当者不在時のバックアップ体制整備
（各業務ごとに担当者不在を想定）

→

・組織的な体制作り
・防災担当者の災害対応能力の向上

５　訓練後の評価等

県、市町村及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第３節　訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

１　総合防災訓練

（１）　訓練の意義

以下のとおり、災害発生時の初動体制を直接に担う県・市町村が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが必要である。

県の主催する総合防災訓練は、自主防災組織や自治会活動に参加していない県民、特に若年層に焦点をあて、より多くの県民がオープンに参加し、自ら体験できる防災訓練要素を盛り込み、防災フェスタと称して実施す

る。
・自衛隊、海上保安庁等の関係機関と協力
・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担
（2） 地域の実情に応じた訓練
・過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定
・地域の実情に即して訓練を実施
（3） 住民が防災を考える機会の提供
・地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）
・訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫
（県民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる）
（4） 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）
・幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める
・地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進
・事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画
（5） 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進
・地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）
・家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知
（6） ボランティア団体等との連携
・訓練への参加を求め、可能な連携に努める
（7） 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練
・集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備情報・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達
・高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出
（8） 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施
・訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等により、地震速報を受けて適切に行動できるよう訓練する。
（9） 実施要領の策定
実施に当たり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

2 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練を実施する。

3 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における水防体制の万全を期するため、県主催により、市町村、警察本部、消防局、国土交通省、その他関係機関、団体の参加、協力を得て、県下三大河川（千代川、天神川、日野川）を中心として年１回実施するものとする。実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。また、市町村においても水防訓練を実施するものとする。

4 消防訓練

消防機関及びその他防災関係機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、公設消防機関と自衛消防隊（防火対象物の権原者が組織するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

5 避難救助訓練

市町村、消防機関及びその他防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察本部、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。

6 情報伝達訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、県、市町村等が調整を図って行うものとする。

７　非常通信訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年１回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

８　非常招集訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施する。

（１）　招集対象者　　（２）　招集の基準及び区分　　（３）　業務分担、配置要領

（４）　非常招集命令の伝達方法　　（５）　集合の方法、所要時間

９　救急医療訓練

（１）　県、消防局、医療機関その他防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速、的確に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で救急訓練及び傷病者受入訓練等を計画実施するものとする。

（２）　訓練実施に当たっては、集団的に死傷者が発生した場合は人員等の資源が限られることを想定し、関係機関相互の連携に重点をおいて実施するものとする。

10　簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）

県及び市町村等は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

11　避難所運営訓練

市町村は、災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村が実施する各種訓練

（１）　総合防災訓練　　（２）　本部運営訓練　　（３）　水防訓練　　（４）　消防訓練　　（５）　避難救助訓練

（６）　情報伝達訓練　　（７）　非常通信訓練　　（８）　非常招集訓練　　（９）　救急医療訓練

(10)　簡易型災害図上訓練(ＤＩＧ)　　(11)　避難所運営訓練

第４章　県民の防災活動

（県危機管理局、県地域振興部、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第１節　目的

この計画は、県民が、「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とする。

第２節　防災及び危機管理の基本的な考え方

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、県民もその役割を果すことが求められている。

（１）　自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。

（２）　災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

（３）　災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

第３節　県民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

（１）　日頃の備え

ア　気象、地震・津波災害等の基礎知識を身につけておく。

・本県の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

・気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。

イ　家族でする防災

・家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておく。）

・防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）

・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。

・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認する。）

・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

・３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。

・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

ウ　地域でする防災

・自主防災組織を結成し、参加する。

・消防団に参加する。
・防災訓練や研修会に参加する。
・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
・市町村と連携して、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を構築する。

（２）　災害が起こりそうなとき

ア　家族でする防災

・県、市町村やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
・危険な場所に近づかない。
・危険が迫ってきたら、市町村長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
・定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
・避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ　地域でする防災

・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に要配慮者に配慮する。）
・異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

（３）　災害が起こったとき

ア　初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）

イ　家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（地震被災建築物の応急危険度判定）

ウ　避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第４節　県民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）　県民及び事業者

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

（２）　市町村

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民の防災活動

（１）　日頃の備え

（２）　災害が起こりそうなとき

（３）　災害が起こったとき

２　地区防災計画

第５章　防災教育

（県危機管理局、県地域振興部、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第１節　目的

この計画は、児童及び生徒等（この章において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することを目的とする。

第２節　実施の方向性

１　ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

①自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

②生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

③自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

２　基本方向

（1）　学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、津波に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

（2）　防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

（3）　家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

３　推進方策

（1）　児童等を対象とした施策

ア　児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

イ　児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

ウ　学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

（2）　教員を対象とした施策

ア　教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

イ　防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村による防災教育の推進

（1）　学校における防災教育の充実

（2）　防災対応能力を有する教職員の養成

（3）　家庭･地域社会との連携

第２部　組織体制計画

第１章　防災体制の整備

（市町村、県関係部局、警察本部、各関係機関）

第１節　目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制及び施設の整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

第２節　鳥取県防災会議

１　災害対策基本法第 14 条及び鳥取県防災会議条例（資料編参照）に基づき、鳥取県防災会議（以下「県防災会議」という。）が置かれている。

２　県防災会議は、以下の事項を行う。

（１）　鳥取県地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行う。

（２）　県防災会議は、知事の諮問に応じて本県の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる。

（３）　本県の地域に係る災害が発生した場合においては、当該災害に係る災害復旧に関し、県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を行う。

第３節　防災関係機関の防災組織

１　県は、災害予防及び災害応急対策を実施する鳥取県災害対策本部、鳥取県災害警戒本部等の組織計画を定めるものとする。

２　各指定地方行政機関、各指定公共機関、各指定地方公共機関は、それぞれの防災業務計画又は防災に関する計画に基づき、災害時における防災事務又は業務を迅速に処理するための組織を整備するものとする。

３　市町村は、県に準じて防災組織計画を定めるものとし、次の事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（１）　市町村長が不在の場合の避難勧告発令などの市町村長権限移譲順位

（２）　庁舎が被災した場合の市町村災害対策本部設置の代替場所等

第４節　防災体制の整備

１　県の体制

県は、以下の対応等により、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

（１）　危機管理局の設置

県における防災分野での活動を統括し、防災に専ら従事する専門職として、危機管理局長を設置する。また、危機管理局長の指揮命令を受けて、鳥取県災害対策本部等の事務局の業務を処理するため、防災及び危機管理に関する事務を所掌する危機管理局を設置するとともに、事務局応援職員を指名する。

（２）　危機管理担当参事の設置

危機管理に関する初動対応を行う「鳥取県緊急対応チーム」を構成するとともに、県の危機管理体制の強化を推進するため、次の職にある者を危機管理担当参事に指名する。

（未来づくり推進局）企画課長・広報課長
（総務部）総務課長
（地域振興部）地域振興課長
（文化観光・スポーツ局）文化政策課長
（福祉保健部）福祉保健課長
（生活環境部）環境立県推進課長
（商工労働部）商工政策課長
（農林水産部）農林水産総務課長
（県土整備部）技術企画課長
（教育委員会）教育総務課長

（３）　危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所地域振興局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監

を兼務する。（東部圏域においては、東部振興監東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

（4） 夜間及び休日等の待機体制（24 時間体制）

夜間及び休日における災害発生等の緊急事態に即応するため、県庁第二庁舎に県職員等の要員を常時２名以上待機させ、迅速かつ的確な情報収集・伝達等の初動対応を図る。

（5） 職員参集・情報提供システム

非常時における迅速な職員参集等のため、電子メールを活用した職員参集・情報提供システムを整備、運用する。

（6） 鳥取県災害情報システム及び災害情報データベース等（県庁内データベース）の運用

県民の生命、身体及び財産に影響を及ぼす各種災害等に係る県、市町村及び防災関係機関の情報の共有を図り、災害対策等の円滑な実施に資するため、「鳥取県災害情報システム」を整備、運用する。

また、県内部の情報共有を図るため、県庁ＬＡＮに「災害情報データベース」等を整備、運用する。

（7） マニュアル等の整備、周知

各防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

（8） 防災顧問の設置

災害発生時等に、防災に関して専門的な立場からの指導及び助言を受け、迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災に関する専門的な知識又は経験を有する者を鳥取県防災顧問として任命する。（顧問の一覧は資料編のとおり）

（9） その他の留意事項

ア 県の各部局が実施する災害予防対策の所掌については、別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」のとおり

イ 各課（室）長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定め、事務処理体制を整備しておくものとする。

ウ 県が実施する防災に関する事務の所管は、鳥取県地域防災計画の定めによるものとする。

２ 市町村の体制

市町村は、以下の対策をはじめとして、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

（1） 組織体制の強化

市町村は、首長に代わって常に防災のことを考える組織や、防災専任又は防災にかなりの比重を置く幹部職員を配置するとともに、迅速かつ的確な初動体制を整備するよう努めるものとする。

また、迅速、的確な災害対応を確保するため、次の専任の職員を配置するよう努めるものとする。

・降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員

・状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員

（2） マニュアル等の整備

市町村は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

３ 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

第５節 応援協定の充実化

県、市町村及び防災関係機関は、被災県・市町村の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

１ 県が締結する応援協定等

県において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

２ 県が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

（1） 応援協定等の維持管理

ア 締結した応援協定については、各担当課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

イ 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組を推進するものとする。

ウ　協定の締結担当課と応援要請の担当課が異なる場合等、担当課が複数に及ぶ場合には、各課で随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。

エ　必要に応じて応援協定の締結状況を市町村に周知するものとする。

オ　応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第７部第４章「緊急通行車両の確認」参照）

（２）　応援協定等の注意事項

ア　応援協定等の締結は、原則として各担当課が行い、締結後は危機管理政策課に報告するものとする。

イ　震災対策編第１部第２章「被害想定」等を踏まえ、災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

ウ　協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

エ　地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等と、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

オ　食糧及び生活関連物資の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

３　市町村が締結する応援協定

（１）　市町村は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。

（２）　県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にするよう努めるものとする。

第６節　防災拠点の整備

１　防災拠点の種類と整備主体及び配置の考え方

防災拠点の種類、整備主体及び配置に係る基本的な考え方は次のとおりとし、拠点が相互に補完し合う体制を整備することに努めるとともに、災害時には被災地への人員、物資等の確実な投入等が図られるよう努めるものとする。

特に広域防災拠点は、災害発生時の情報の収集・伝達、物資の備蓄、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点として位置付け、整備を図るものとする。

（１）　広域防災拠点

県の基幹となる拠点として、県が東中西部圏域ごとに既存施設の利用を基本に整備する。

（２）　サブ拠点

本県の地勢等を勘案し、広域防災拠点を補完する拠点として県が東西部圏域に整備する。

（３）　地域防災拠点

市町村の地勢等を勘案し、現地活動拠点や中短期の避難地として、市町村が校区単位等に整備する。

２　広域防災拠点等の確保

（１）　県内の広域防災拠点として、次の施設を候補として順次整備するものとし、利用計画の策定、施設管理者等との協定の締結を図るものとする。

圏域	施設名	施設管理者等
東部圏域	コカ・コーラウェストスポーツパーク	指定管理者制度による指定管理者
中部圏域	東郷湖羽合臨海公園南谷広場	指定管理者制度による指定管理者
西部圏域	鳥取県消防学校	施設管理者　鳥取県

（２）　サブ拠点については、県有既存施設又は国・市町村の既存施設から利用可能な施設を選定し、順次整備を進めるものとする。

（３）　救援物資の集積・配分拠点として農協施設を活用する仕組みを構築するものとする。（「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」を県内３農業協同組合と締結（資料編を参照））

（４）　整備に当たっては、応援部隊の受援に供する施設や、物資の集積場所が、市町村の指定避難所と重複することがないよう必要な調整に努める。

３　県の防災拠点等の確保及び整備

（１）　県災害対策本部室の設置

災害対策の中枢機能として、災害対策本部室を県庁第２庁舎に設置。

・通信設備等を常備常設

・防災情報システム（県防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、震度情報ネットワークシステム等）
・災害対策本部、災害対策本部事務局、報道用の各スペースを一室に確保
・緊急消防援助隊や自衛隊等の受援や、国・他県等の職員等の受入れが必要な場合は、県庁第２庁舎の会議室を活用

（２） 災害対策本部及び支部の活動拠点の整備

災害対策本部及び支部の活動拠点として、県庁舎（本庁舎・第２庁舎等）及び各総合事務所（東部圏域については県東部庁舎・八頭庁舎）について、対災害性を確保する。（耐震化・浸水対策・停電対策など）

また、県庁舎（本庁舎・第２庁舎等）及び各総合事務所（東部圏域については県東部庁舎・八頭庁舎）には、緊急地震速報等を職員等に周知するシステムを整備し、緊急地震速報が発表された場合の対応マニュアルを作成する。

（３） 物資の備蓄用拠点の整備

防災物資・資機材は東中西部各圏域単位に分散備蓄するものとし、備蓄倉庫は既存の県有未利用施設の利用を基本に整備する。

圏域	施設名	摘要
東部圏域	防災資機材倉庫（鳥取市商栄町）	
	旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北４）	使用についての覚書を締結
中部圏域	検討中	暫定措置として中部総合事務所２号館に配備
西部圏域	西部総合事務所防災資機材倉庫（米子市糀町１）	浸水時を想定し、日野川両岸の施設に分散配備
	鳥取県消防学校（米子市流通町）	

４ 拠点施設等の防災対策

災害応急活動を行う拠点施設等は、地震、水災害等に備えるため、あらかじめ耐震化、浸水対策、停電対策等に努めるものとする。

・庁舎、病院、備蓄倉庫、学校、避難所等の耐震化、浸水予防対策、自家発電設備、非常通信設備等
・浸水等により拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）

第７節 災害救助基金

１ 県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てるものとする（災害救助法第 37 条）。

２ なお、同基金の運用により、災害救助法による救助に要する給与品を必要に応じて備蓄物資（現在、災害救助用毛布 4,000 枚備蓄）として事前購入する。

第８節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 市町村防災会議に係る事項
（１） 組織 （２） 所掌事務
２ 市町村の防災に関する組織・体制の強化
３ 応援協定の締結及び維持管理
４ 市町村の地域防災拠点の現況及び整備方針

別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」

構成		所掌業務
部	課	
未来づくり推進局 主管： 企画課	企画課	1　局内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する防災対策に限る）の連絡調整に関すること 2　全国知事会との調整に関すること 3　所掌業務に関連する防災対策に関すること
	県民課	1　災害時における個人情報保護に係る事務の総括に関すること
	広報課 鳥取力創造課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
危機管理局 主管： 危機管理政策課	危機管理政策課	1　防災対策の総括に関すること 2　防災会議に関すること 3　防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること 4　局内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（防災対策に限る）との連絡調整に関すること 5　中央防災会議等に対する報告及び連絡に関すること 6　他府県等との広域応援に係る調整に関すること 7　防災対策に係る市町村との連絡に関すること 8　広域防災拠点等の確保に関すること 9　緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関すること 10　市町村の災害対策に係る指導に関すること 11　県の業務継続の推進に関すること 12　その他他課の所管に属しない防災に関すること
	危機対策・情報課	1　危機管理対策の総括に関すること 2　危機管理対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること 3　防災訓練に係る総合企画及び連絡調整に関すること 4　局内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（危機管理対策に限る）との連絡調整に関すること 5　危機管理対策に係る市町村との連絡に関すること 6　防災及び危機管理対策に係る自衛隊との連絡に関すること 7　防災及び危機管理対策に係る海上保安庁との連絡に関すること 8　防災関係機関（消防機関を除く）の応援、活動調整に関すること 9　災害時緊急支援チームの平常時の運営に関すること 10　職員災害応援隊の平常時の運営に関すること 11　その他他課の所管に属しない危機管理及び訓練に関すること 12　気象情報の受信及び関係先への伝達に関すること 13　被害情報の収集及び伝達に関すること 14　市町村の一般被害情報の収集に関すること 15　防災関係機関からの被害情報等の収集に関すること 16　防災行政無線、ヘリテレシステム等に関すること 17　災害危機情報に関すること
	原子力安全対策課	1　原子力に係る安全対策及び防災対策に関すること
	消防防災課	1　防災及び危機管理対策に係る消防機関との連絡に関すること 2　高圧ガス及び火薬類の安全対策に関すること 3　危険物の保安対策に関すること 4　緊急消防援助隊の派遣及び受援に関すること 5　地域の危機対応力の向上に関すること 6　消防防災ヘリコプターの運航に関すること 7　航空応援の調整に関すること
総務部	総務課	1　部内及び県外本部との連絡調整に関すること

主管： 総務課		2　庁舎及び構内の管理、警備に関すること 3　その他部内他課の所管に属しないこと 4　有線電話に関すること
	政策法務課	1　歴史的に価値がある公文書等の保護に関すること
	営繕課	1　県庁舎の耐震化の推進に関すること
	情報政策課	1　情報ハイウェイの防災対策に関すること 2　庁内ＬＡＮの防災対策に関すること
	行財政改革局人事企画課	1　職員の動員に関すること 2　国及び他の都道府県職員の派遣要請に関すること 3　その他必要な人事に関すること
	行財政改革局業務効率推進課	1　県組織の業務継続の推進の総括に関すること
	行財政改革局財源確保推進課	1　職員宿舎の防災対策に関すること
	行財政改革局職員人材開発センター	1　防災に係る研修に関すること
	人権局人権・同和対策課	1　災害時の人権保護対策の総括に関すること
	東部県税事務所	1　東部庁舎及び構内の管理、警備に関すること 2　職員宿舎の防災対策に関すること
	財政課 税務課 行政監察・法人指導課 行財政改革局福利厚生課 中部県税事務所 西部県税事務所	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
地域振興部 主管： 地域振興課	地域振興課	1　部内及び総合事務所（東部圏域においては東部振興監東部振興課）の連絡調整に関すること 2　その他部内他課の所管に属しないこと
	教育・学術振興課	1　私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の防災対策に関すること
	男女共同参画推進課	1　男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること
	交通政策課	1　公共交通機関の運行情報の収集連絡に関すること
	東部振興監東部振興課	1　東部圏域の防災対策の総括に関すること 2　災害対策本部地方支部の防災訓練及び研修に関すること 3　その他東部圏域の他事務所の所管に属しないこと
	とっとり暮らし支援課 統計課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
文化観光・スポーツ局 主管： 文化政策課	文化政策課	1　局内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する防災対策に限る）の連絡調整に関すること 2　その他局内他課の所管に属しないこと
	交流推進課	1　外国人に対する防災教育及び訓練、防災情報の提供に係る通訳及び翻訳支援並びに関係団体との連絡調整に関すること
	観光戦略課	1　観光客の安全確保対策に関すること
	スポーツ課 まんが王国官房	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
福祉保健部 主管：	福祉保健課	1　部内及び総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること 2　災害救助法による救助計画及び実施に関すること

福祉保健課		3　市町村に対する災害救助の指導に関すること 4　その他部内他課の所管に属しないこと
	障がい福祉課	1　身体・知的障がい者（児）、精神障がい者の避難対策に関すること 2　障がい者福祉施設の防災対策に関すること
	長寿社会課	1　老人の避難対策に関すること 2　高齢者福祉施設の防災対策に関すること 3　避難行動要支援者の避難対策の総括に関すること 4　生活支援ボランティアの受入れに関すること
	全国障がい者芸術・文化祭課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
	子育て王国推進局子育て応援課	1　保育施設等における児童の避難対策に関すること 2　保育所、私立幼稚園の防災対策に関すること
	子育て王国推進局青少年・家庭課	1　児童福祉施設（保育所、障がい児施設を除く）の防災対策に関すること
	子育て王国推進局子ども発達支援課	1　障がい児福祉施設の防災対策に関すること
	健康医療局健康政策課	1　難病患者の避難対策に関すること
	健康医療局医療政策課	1　災害救助活動における医療、助産に関すること 2　医療機関の防災対策に関すること 3　ドクターヘリの運航に関すること 4　傷病者の搬送の調整に関すること 5　医療救護ボランティアの受入れに関すること
	健康医療局医療指導課	1　毒物・劇物の安全対策に関すること 2　医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること
	東部福祉保健事務所	1　医薬品及び衛生資材の備蓄に関すること 2　災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関すること 3　感染症発生防止及び対応に係る資材の備蓄に関すること
生活環境部 主管： 環境立県推進課	環境立県推進課	1　部内並びに総合事務所生活環境局及び福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所）（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること 2　その他部内他課の所管に属しないこと
	水・大気環境課	1　飲料水の供給に関すること（ボトルウォーターの供給を除く） 2　トイレ対策の総合調整に関すること（仮設トイレの設置を含む）
	循環型社会推進課	1　災害廃棄物の処理に関すること
	くらしの安心局くらしの安心推進課	1　生活関連物資の調達・供給に関すること（携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーターのみ）を含む） 2　災害救助活動における埋葬等の連絡調整に関すること
	くらしの安心局住まいまちづくり課	1　公営住宅の防災対策に関すること 2　応急仮設住宅等の建設資機材の調達に関すること 3　被災者住宅再建支援に関すること 4　被災者生活再建支援に関すること 5　建築物の耐震化の推進に関すること 6　建築資材の調達及びあっせんに関すること 7　被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基準に関すること 8　地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関すること
	衛生環境研究所 緑豊かな自然課 砂丘事務所 くらしの安心局消費生活センター	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること

	東部生活環境事務所	
商工労働部 主管： 商工政策課	商工政策課	1　部内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること 2　企業の事業継続の取組みに関すること 3　その他部内各課の所管に属しないこと
	立地戦略課 経済産業総室 雇用人材総室 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 市場開拓局食のみやこ推進課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
農林水産部 主管： 農林水産総務課	農林水産総務課	1　部内及び総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）との連絡調整に関すること 2　その他部内他課の所管に属しないこと
	農林振興戦略監生産振興課	1　災害時の食糧の調達に関すること
	農地・水保全課	1　農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機場・農道等）の防災対策に関すること
	農林振興戦略監とっとり農業戦略課	1　農業気象に関すること 2　農作物、畜産物等の被害に関する技術対策の総括に関すること
	水産振興局水産課	1　漁業被害が想定される海上災害に係る予防及び防除活動に関すること
	東部農林事務所	1　農林水産業施設の維持及び管理に関すること 2　農林水産業防災に関すること
	農業大学校 経営支援課 農林振興戦略監畜産課 森林・林業振興局林政振興課 森林・林業振興局県産材・林産振興課 森林・林業振興局森林づくり推進課 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 市場開拓局食のみやこ推進課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
県土整備部 主管： 技術企画課	技術企画課	1　部内及び県土整備事務所・総合事務所県土整備局との連絡調整に関すること 2　被災宅地危険度判定に関すること 3　建設用資機材の調達に関すること 4　宅地の地震対策の推進に関すること
	県土総務課	1　部内各課及び県土整備事務所・総合事務所県土整備局の応援に関すること 2　建設業者への連絡調整に関すること
	道路企画課	1　道路、橋りょうの耐震化の推進に関すること 2　道路防災施設の整備、維持管理に関すること 3　道路の除雪計画及び実施に関すること 4　緊急輸送道路等の指定に関すること 5　道路通行止め情報の収集連絡に関すること
	河川課	1　河川及び海岸の改修、維持管理に関すること 2　水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関すること 3　水防情報等の収集連絡に関すること 4　治水ダムの管理に関すること

	治山砂防課	1　治山及び砂防施設の整備、維持管理に関すること 2　土砂災害警戒区域等に係る警戒避難体制の整備に関すること 3　土砂災害関連情報の収集連絡に関すること
	空港港湾課	1　空港・港湾・漁港の災害の予防に関すること
	道路建設課	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
	鳥取県土整備事務所	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設の整備及び維持管理に関すること 2　水防現地指導隊及び水防情報に関すること 3　建設用資機材の調達に関すること
	八頭県土整備事務所	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設の整備及び維持管理に関すること 2　水防現地指導隊及び水防情報に関すること 3　建設用資機材の調達に関すること 4　八頭庁舎及び構内の管理、警備に関すること
総合事務所（中部、西部）	地域振興局	1　事務所の防災対策の総括に関すること 2　庁舎及び構内の管理、警備に関すること 3　職員宿舎の防災対策に関すること 4　災害対策本部地方支部の防災訓練及び研修に関すること 5　その他事務所内他局の所管に属しないこと
	福祉保健局	1　医薬品及び衛生資材の備蓄に関すること 2　災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関すること 3　感染症発生防止及び対応に係る資材の備蓄に関すること
	農林局	1　農林水産業施設の維持及び管理に関すること 2　農林水産業防災に関すること
	県土整備局（西部圏域は米子県土整備局、日野県土整備局）	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設の整備及び維持管理に関すること 2　水防現地指導隊及び水防情報に関すること 3　建設用資機材の調達に関すること
	生活環境局	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
会計管理者 主管： 会計局会計指導課	会計局会計指導課 会計局審査出納課 会計局工事検査課 庶務集中局集中業務課 庶務集中局物品契約課 米子工事検査事務所	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること
企業局 主管： 経営企画課	経営企画課	1　局内及び事務所等の連絡調整に関すること 2　その他局内他課の所管に属しないこと
	工務課	1　県営発電所及び工業用水施設の防災対策に関すること
病院局	総務課	1　病院との連絡調整に関すること 2　県立病院の防災対策に関すること
教育委員会 主管： 教育総務課	教育総務課	1　事務局内の連絡調整に関すること 2　市町村教育委員会との災害対策に係る連携に関すること 3　その他教育委員会事務局各課の所管に属しないこと
	教育環境課	1　学校において管理する危険物の保全指導及び必要な対策に関すること 2　児童生徒等の集団避難及び地域住民の避難救助等に県立学校施設等が利用される場合の必要な措置に関すること 3　県立学校災害対策（施設・設備）に係る指導及び必要な対策に関すること
	小中学校課	1　学校運営の応急措置に関すること（公立の幼稚園、小学校及び中学校）
	特別支援教育課	1　学校運営の応急措置に関すること（特別支援学校）
	高等学校課	1　学校運営の応急措置に関すること（県立高等学校）
	体育保健課	1　学校安全に関すること 2　防災教育の推進に関すること

	教育センター 社会教育課 図書館 人権教育課 文化財課 博物館	1　所掌業務に関連する防災対策に関すること

警察本部

構成		所掌業務
部	課	
警備部	警備第二課	1　基礎調査 2　災害危険箇所の実査等 3　災害警備用資機材等の整備 4　災害警備用物資の備蓄 5　警察施設等の災害対策 6　県民に対する防災広報活動 7　教養訓練 8　交通の確保に関する体制の整備 9　避難行動要支援者の支援に係る体制の整備

※原子力災害対策に係る所掌事務については原子力災害対策編に記載

第２章　配備及び動員体制の整備

（県危機管理局、県総務部ほか関係各部局）

第１節　目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、県民生活や経済活動への支障を減らすために、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第２節　配備・動員体制の整備

１　県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、あらかじめ災害時の配備基準を定めておくものとする。

２　非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は、平時から災害時における動員体制を確立しておくものとする。

３　県は、業務継続や発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

第３節　業務継続の取組みの推進

（詳細については、第 10 部第４章「災害時の事業継続の取組みの促進」参照）

１　県の業務継続の基本方針

県は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

２　県における業務継続計画の策定

（１）　県（総務部）は、優先的に継続すべき非常時優先業務の継続体制を定める鳥取県庁業務継続計画の策定に取り組むものとする。

（２）　業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

３　市町村の業務継続の取組みの推進

（１）　市町村は、県の業務継続の取組みに準じて、業務継続の取組みの推進に努めるものとする。

（２）　県（地域振興部）は、市町村の業務継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

第４節　県の動員体制の整備

１　防災行動マニュアルの作成

（１）　各部（局）及び各支部は、前節の業務継続計画に基づき、各課（室）又は各局ごとに防災行動マニュアルを作成し、非常時の連絡体制や配備要員を定めるものとする。

（２）　各部（局）の主管課及び支部を所管する主管機関（以下「主管課等」という。）は、部（局）及び支部内の防災行動マニュアルをとりまとめ、各年度当初に危機管理政策課長に報告するものとする。また、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

２　防災連絡責任者の設置

（１）　主管課等に、災害発生又は災害発生のおそれがある場合の動員に係る総括責任者として防災連絡責任者（正・副）を置く。

（２）　主管課等は、各年度当初に防災連絡責任者を危機対策・情報課長に報告するものとする。また、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

３　連絡系統

各課（室）においては、防災行動マニュアルにおいて連絡系統を具体的に定めるものとし、防災連絡責任者は、出先機関を含めた部局内又は災害対策本部地方支部（以下、本章において「支部」という。）を構成する機関内の連絡系統を把握しておくものとする。

４　職員参集システムの整備・運用

県（危機管理局）は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信し、職員からの回答を受けるため、職員参集・情報提供システムを整備及び運用する。

（職員参集・情報提供システムの概要）

配信対象者に対し、携帯電話メールにより、地震・津波及び気象警報・注意報等は自動で、その他の緊急情報は危機管理局より手動で配信。メールを受けた幹部職員等は、参集の可否等を回答

［配信する情報］
次の情報のうち、配信対象者に必要と認められる情報
1　地震情報(震度３、震度４・５弱、震度５強以上)
2　津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）
3　気象等の警報等（特別警報：大雨・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、警報：大雨・洪水・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、注意報：大雨・洪水・高潮・大雪・強風・風雪・波浪・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・霜・着雪）
4　気象情報（土砂災害警戒情報・竜巻注意情報・洪水予報・記録的短時間大雨情報・地方海上警報等）
5　その他緊急情報（危機管理事案・水防警報・消防防災ヘリコプター出動情報等）

5　ＢＣＰ運用支援システムの整備・運用

県（総務部）は、災害発生時において業務継続計画（ＢＣＰ）を発動する場合には、職員の参集状況及び非常時優先業務の遂行に必要な職員の配置調整の検討を迅速かつ的確に実施するため、ＢＣＰ運用支援システムを整備、運用する。

（ＢＣＰ運用支援システムの概要）
ＢＣＰ運用支援システムは「職員安否確認システム」及び「ＢＣＰ業務資源集計システム」により構成される。
［職員安否確認システム］
大規模な災害等の発生時に職員の個人携帯電話、スマートフォン等に電子メールにより安否の確認を行い、返信のあった安否、参集見込み情報を所属ごとに自動集計する。
［ＢＣＰ業務資源集計システム］
職員安否確認システムにより集計された職員の参集見込みデータと鳥取県庁業務継続計画（県庁ＢＣＰ）において分析された非常時優先業務の遂行に必要な職員数データから、所属ごとの職員の過不足を自動集計し、職員の配置調整を迅速かつ的確に検討、実施する。

第５節　平時から職員が講じておくべき対策

1　災害時における役割の把握

県の職員は、各部（局）又は各支部で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

特に、職員参集・情報提供システム、職員安否確認システムなど、非常時に各自の所属に対して自身の安否や参集見込みに係る連絡を行う手段の確保及び連絡先情報の把握に努めるものとする。

2　家庭等で被災しないための対策

県の職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

（1）　住宅の耐震化
（2）　家具等の転倒防止対策
（3）　家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
（4）　その他、鳥取県危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取り組み

3　災害発生時の家族等との連絡方法の確認

県の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

4　登庁経路の危険度の把握

県の職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　市町村における業務継続の取組みの推進
2　市町村職員の配備・動員体制の整備
3　市町村職員が平時から講じておくべき対策

第３章　職員派遣体制の整備

（県危機管理局ほか関係各部局）

第１節　目的

この計画は、災害時に応急対策を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

第２節　職員派遣体制の整備

１　派遣職員の把握

（１）　県（危機管理局）・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関は、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条による職員の派遣要請が円滑に行われるよう、定期的に、次の事項について記載した資料を内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府及び消防庁でとりまとめの上、当該資料を相互に交換する。なお、調査時点は毎年５月 16 日現在とし、提出の期限は同月 23 日とする。

ア　災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の職種別現員数

イ　上記アに該当する者の技術、知識、経験の程度

（２）　災害時に派遣する技術職員の職種は以下のとおりとする。

ア　建設機械操作職　　イ　作業船操作職　　ウ　作業船機関職　　エ　自動車運転手　　オ　医学職

カ　建築職　　キ　土木職　　ク　その他必要な職種

２　県災害時緊急支援チームの編成

（１）　県（危機管理局）は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に被災市町村が行う災害応急対策の迅速な実施を支援するため当該市町村に派遣する災害時緊急支援チームを、「災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ登録、組織化しておくものとする。

（２）　県（危機管理局）は、東・中・西部地区ごとに当該地区の情報及び知識を有する職員を複数選考し、派遣予定者としてリストに掲載するものとする。

（３）　県（危機管理局）は、派遣リストの管理を行うとともに派遣業務を円滑に行うため、派遣者リスト登録者に対して必要な研修及び訓練を実施するとともに、あらかじめ市町村に対して派遣予定者を連絡しておくものとする。

３　被災市町村への情報連絡員派遣予定者の指定

（１）　各総合事務所（東部圏域は東部振興監）は、多大な災害への対応等で、被災市町村からの被害情報の報告が困難になっている又はその恐れがあるときに、情報連絡員として当該市町村に派遣する職員を、「災害時等における情報連絡員業務要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ指定する。

（２）　指定に当たっては、地方支部の構成機関等の課長補佐等から、出身地等を考慮の上、市町村ごとに複数名の派遣予定者を指定しておくものとする。

４　鳥取県職員災害応援隊の編成

（１）　県（危機管理局）は、被災市町村等が実施する災害応急対策の現地活動を支援するため、鳥取県職員災害応援隊をあらかじめ編成しておくものとする。

（２）　職員災害応援隊には、県職員の希望者から応援出動可能な県職員を登録するものとし、550 人を目標登録人数とする。

（３）　県（危機管理局）は、応援隊登録者のリストの管理を行うとともに応援活動を円滑に行うため、応援隊登録者に対して、消防局など関係機関の協力を得て、救急法等の受講、統制訓練などの各種訓練・研修を行う。

５　派遣体制の整備

（１）　資機材の整備

県（危機管理局及び各総合事務所（東部圏域は東部振興監））は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

（２）　通信機器の整備

県（危機管理局及び各総合事務所（東部圏域は東部振興監））は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　県及び他市町村等への職員派遣又は応援の要請体制の整備

２　他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備

３　災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

第３部　情報通信広報計画

第１章　気象情報等の収集伝達体制の整備

（県危機管理局、県県土整備部、市町村、各防災関係機関）

第１節　目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

第２節　気象情報等の収集伝達体制の整備

１　情報の収集体制の整備

県は、平素から能動的に気象情報や自然災害等の防災・危機管理情報を収集・整理し、市町村と情報共有を図るとともに、住民に必要な情報を適時に提供する体制を構築するものとする。

２　各種防災情報システムの整備及び運用

（１）　県、市町村及び防災関係機関は、水位情報・雨量情報その他災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステム、これらの災害関連情報を各機関が共有し、メディアなどの通じて住民に伝達するシステムを整備、運用するものとする。

（２）　現在、県が整備運用する主な防災情報システムは以下のとおり

ア　鳥取県災害情報システム（発災時の災害情報の共有・伝達等）

イ　鳥取県防災情報システム（雨量、水位等）

ウ　鳥取県土砂災害警戒情報システム（解析雨量、土砂災害危険度等）

エ　鳥取県雪道情報提供システム（積雪、気温、道路カメラ映像）

オ　鳥取県防災映像情報等統合提供システム（カメラ映像、雨量、水位、積雪、気温等）

カ　鳥取県震度情報ネットワークシステム（震度）

キ　鳥取県環境放射線モニタリングシステム（環境放射線）

（３）　現在、県及び市町村が利用できる主な防災情報システムは、以下のとおり

ア　鳥取県災害情報システム（発災時の災害情報の共有・伝達等）

イ　防災情報提供システム（気象庁）（特別警報・警報・注意報、地震・津波情報等）

ウ　川の防災情報（国土交通省）（雨量、水位等）

エ　全国瞬時警報システム（消防庁）（緊急地震速報、国民保護情報等）

オ　緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム　（文部科学省）（被ばく線量予測）

（４）　システムの整備運用に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。

ア　メールを利用した災害対応要員、住民等への通知

イ　ホームページ、データ放送等を利用した市町村、住民への情報公開

ウ　鳥取県災害情報システムから公共情報コモンズを活用してメディアを通じて住民等への災害関連情報の伝達

３　情報の共有及び活用体制の整備

（１）　県の体制整備

ア　県（危機管理局）は、県の各部局から提供された情報及び市町村、防災関係機関等から収集した情報を災害情報センターにおいて整理、分析し、災害が発生または発生する可能性があると判断される場合は、関係部局等と協議する等により県の体制を警戒体制等に移行し、相互に連携して災害発生に備えるものとする。

イ　県の各部局は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（ア）　災害情報センター、関係機関等への伝達方法及び伝達経路

（イ）　職員配備の具体的な基準

（ウ）　夜間休日等の参集要員及び参集方法

（エ）　住民への伝達方法

（オ）　避難勧告の発出等の対応の判断基準

ウ　情報共有・活用体制の整備に当たっては、夜間及び休日等の待機体制、職員参集・情報提供システム及び鳥取県災害情報システム（県内部での情報共有にあっては災害情報データベース）等を活用するものとする。その際、各部局は必要となる事項について県危機管理局にあらかじめ伝達しておくものとする。

エ　緊急地震速報については、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表される情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。また、緊急地震速報の正しい理解と発表時にとるべき行動について周知を図るものとする。

（２）　市町村等の体制整備

市町村及び防災関係機関においても、県の取組みに準じて、体制を整備するものとする。

４　住民への情報伝達体制の整備

（１）　県（危機管理局）及び市町村は、津波警報、気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。

なお、以下の情報伝達媒体のうち、あんしんトリピーメール、鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト、鳥取県公式ツイッター・ポータルサイト（とりったー）、フェイスブック及び緊急速報（エリア）メールにおいては、鳥取県災害情報システムを通じて情報提供することを可能とする。

（２）　県は、国内外の各種災害、危機管理情報の他、交通やライフラインなどのインフラ障害情報、熱中症などの生活安全情報を以下の手段等を用いて県民に情報提供するものとする。夜間及び休日は防災当直により住民への情報提供を行うこととし、24 時間、適時に住民に必要な情報を提供する体制を構築するものとする。

・あんしんトリピーメール

県は、気象情報や避難勧告等の防災情報、防犯情報等の地域安全情報などを県民に対してメール配信するとともに、迅速的確な災害応急活動を実施するために災害の前兆現象や災害発生情報を県民から収集する安心安全メール配信システム（愛称：あんしんトリピーメール）を運用する。

・鳥取県公式サイト・モバイル・携帯向けサイト

鳥取県公式サイトとりネット内の防災関係サイト及びモバイル・携帯向けサイトを運用し、県民の適切な行動に役立つ防災知識や情報、行政や関係機関の適切な対応や支援に必要な情報を県民、市町村、関係機関に一元的に提供する（モバイル・携帯向けサイトは緊急情報を中心）。なお、提供する情報の内容や更新の頻度など、効果的な情報提供となるよう適宜見直しを行う。

・鳥取県公式ツイッター・ポータルサイト（とりったー）

ツイッターにより、災害・緊急情報を適時に県民等に情報発信するとともに、ツイッター利用者との情報共有を行う。

・フェイスブック

フェイスブックにより、災害・緊急情報を適時に情報発信するとともに、フェイスブック利用者との情報共有を行う。

・緊急速報（エリア）メール

災害等緊急時において県民へ幅広く迅速に情報を伝達するため、携帯電話会社が運営する緊急速報（エリア）メールサービスを利用して、被害等が予想される地域にいる携帯電話利用者へ緊急情報を配信する。

・災害情報ダイヤル

災害情報並びにライフラインの停止、公共交通機関の運転見合わせ、道路の通行止め及び花粉や黄砂、熱中症などの生活安全情報についての県民からの問い合わせに応えるため、24 時間で対応を行う災害情報ダイヤルを設置する（電話番号 0857-26-8100“ハット（8100）したら災害情報ダイヤル”）。

・Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）及び防災行政無線等

（３）　県（危機管理局）及び市町村は、緊急地震速報を病院、学校、大規模集客施設等、県又は市町村が所有する施設の利用者に周知するシステムを整備するよう努めるものとする。

（４）　県（危機管理局）及び市町村は、医療機関、学校、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

５　津波監視体制の整備

（１）　沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中に海面の状態を監視する組織体制を整備するものとする。

（２）　沿岸地域各市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　各種防災情報システムの整備
２　情報の活用体制の整備
３　住民への情報伝達体制の整備
４　津波監視体制の整備

第２章　防災通信体制の整備

（ＮＴＴ西日本、ＫＤＤＩ、県危機管理局、県総務部）

第１節　目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第２節　防災通信体制の整備

１　県における防災通信体制の整備方針

県は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線（地上系・衛星系）、衛星携帯電話等の防災通信体制の整備充実と整備拡充を図るものとする。

（１）　耐災害性の確保

情報通信施設について、耐震性を確保するなど地震や風水害等に対する耐災害性の確保に努める。

（２）　初動対応や伝送路の強化

職員参集・情報提供システム等を活用して、災害時における初動対応の迅速化を図るとともに、災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

県においては、防災行政無線のバックアップ回線として情報ハイウェイを補完的に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

（３）　装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。

（４）　定期点検の実施

平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施する。

（５）　映像電送システムの整備

ヘリコプターテレビ電送システムにより被災現場の状況の映像を収集し、災害対策本部に伝送するとともに、県内外に発信できる防災行政無線網の整備に努める。

（６）　鳥取県災害情報システム、庁内ＬＡＮ等を使った通信ネットワークの活用

鳥取県災害情報システム、庁内ＬＡＮのメール、災害情報データベース及びインターネットの各機能を積極的に用いて、より効率的な災害情報の収集・共有のための連絡体制を構築する。

（７）　庁内電話や携帯電話の災害時優先登録

庁内電話や携帯電話（公用）の災害時優先登録を積極的に行い、輻輳時における通信確保を図る。

なお、災害時優先登録を行った携帯電話は、各部局長や防災連絡責任者など電話発信すべき用務がある職員に優先的に配備し、輻輳時における確実な情報伝達体制の強化を図る。

（８）　衛星携帯電話の整備

大規模災害に強く、市町村・防災関係機関を結ぶ通信手段として、また、地上系防災行政無線（うち移動系部分）の代替手段として衛星携帯電話の整備を進める。

（９）　防災訓練の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的に実施する。

(10)　災害時の復旧・保守体制の整備

通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

２　市町村等の体制

市町村等においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。

特に以下の点に留意して、通信設備の整備を進めるものとする。

（１）　地域住民への情報伝達等のための防災行政無線や、それに代替できる移動無線、携帯電話によるメール配信等の多様な通信手段を整備する。

（２）　庁内等電話や携帯電話（公用）について、積極的に災害時優先登録を行う。

（3） 通信設備被災時の代替手段を確保する。
（4） 停電対策、浸水対策を充実させる（非常用電源の確保等）。
（5） 庁舎等が被災した場合の情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保する（衛星携帯電話等）。

3 専用通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものとする。（県の無線保有機関は資料編のとおり）

（1） 耐災害性の確保
無線局舎の装置等について、風水害等に対する耐災害性の確保に努める。
（2） 伝送路の強化
通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努める。
（3） 装置、資機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の整備充実に努める。
（4） 定期点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
（5） 防災訓練の実施
通信の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努める。

4 非常通信体制

（1） 県は、非常通信協議会に参加し、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制の整備を行うものとする。
（2） 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行うこととし、県及び市町村等の非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。
（3） 携帯電話等の通信携帯端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする。（メール機能・写真添付、動画添付メール機能等）

5 その他防災関係機関の災害時の通信確保対策

災害拠点病院等の防災関係機関においては、災害発生時の通信の混雑に備え、電話や携帯電話の災害時優先電話登録、衛星携帯電話等の災害に強い通信手段の確保等、災害時の確実な通信手段の確保に努めるものとする。

（参考）災害時優先電話の概要

災害等が発生した場合に、被災地等への通話が集中することから通信設備の許容範囲を超え、電話がかかりにくくなることがあるが、災害時の救援・復旧活動や、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保することができるよう、法律（電気通信事業法）に基づき電気通信事業者があらかじめ指定している電話（災害時優先電話）については、通信規制にかかわらず優先的に発信することができる。

・指定に当たっては、電気通信事業者に対し、各機関の登録申請が必要
・携帯電話についても指定が可能

【災害時優先電話に指定可能な機関（鳥取県関連）】

※「総務大臣が指定する機関（電気通信事業法施行規則第56条第１項）」（平成21年総務省告示第113号）より抜粋

区分	対象機関
気象機関	
水防機関	
消防機関	市町村消防本部、消防署、消防団
災害救助機関	都道府県、市町村、日本赤十字社、都道府県・郡市区医師会、病院・診療所（医療法第１条の５）、社団法人日本透析医会、社会福祉事業者を行う者（社会福祉法第２条）、学校（学校教育法第１条）、高圧ガス事業者（高圧ガス保安法第５条）、火薬類の製造業者（火薬類取締法第３条）、指定地方公共機関（災害対策基本法第２条）、指定行政機関・指定地方行政機関・指定指定公共機関（武力攻撃事態対処法第２条）、熱供給事業者（熱供給事業法第２条）、社団法人熱供給事業協会
秩序の維持に直接関係がある機関	都道府県公安委員会、道府県警察本部、警察署
防衛に直接関係がある機関	

海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社
通信役務の提供に直接関係がある機関	西日本電信電話株式会社、電気通信事業者（電気通信事業法第２条）
電力の供給に直接関係がある機関	中国電力株式会社、自家用電気工作物設置者（電気事業法第38条）
水道の供給に直接関係がある機関	都道府県、市町村
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業者（ガス事業法第２条）
選挙管理機関	都道府県・市町村選挙管理委員会
新聞社等の機関	新聞社（日刊新聞紙8,000部以上を発行）、通信社、放送事業者（放送法第２条）
金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第10条第１項及び第２号）
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

※地方下部機関を含む。　※特に必要な指揮監督責任者を含む。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　市町村における効率的な防災通信設備体制の整備方針
2　通信訓練等の実施
3　非常通信協議会に係る非常通信ルートの策定及び見直し並びに訓練の実施

第４部　防災機関の連携推進計画

第１章　防災関係機関の連携体制の整備

（県危機管理局、警察本部、消防局、市町村、第八管区海上保安本部、自衛隊）

第１節　目的

この計画は、県、市町村警察本部、消防局、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第２節　広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

1　消防局の要請に基づく県の消防防災ヘリコプターによる支援（鳥取県航空消防支援協定）
2　近隣消防本部との協定に基づく消防相互応援（消防組織法第 39 条）又は緊急消防援助隊等の応援（同法第 45 条）
3　県公安委員会の要請に基づく警察災害派遣隊等の応援（警察法第 60 条）
4　要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援
5　県の災害派遣要請に基づく、若しくは自主派遣による自衛隊部隊の応援（自衛隊法第 83 条）

第３節　防災関係機関相互の連携体制の強化

１　関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくよう努める。（県、市町村、警察本部、消防局、海上保安庁、自衛隊等の間でホットラインの確保）

２　受援体制の整備

（１）　県（危機管理局）及び関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努める。

また、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努める。

（２）　県（危機管理局）は、県外からの応援部隊の受入体制を整備するものとする。

ア　緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の受入については「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」（資料編参照）によるものとする。

イ　自衛隊

（ア）　自衛隊の受入れについては「自衛隊受援計画」（資料編参照）によるものとする。

（イ）　災害対処への平素からの取組

ａ　平素の連携協力
ｂ　活動拠点としての集結地等の確保
ｃ　災害時における連絡調整のための施設の確保

（３）　県（危機管理局）又は消防局は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、広域活動拠点候補地との調整に留意するものとする。

（４）　受入体制の整備

ア　県（危機管理局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。

イ　市町村は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

第４節　活動調整に係る体制の整備

１　訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時において円滑な連携が図れるよう、県（各部局）、警察本部及び関係機関は、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

２　現地における調整に係る体制の整備

県（危機管理局）は、応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　関係機関等の応援の受入体制の整備

第２章　資機材等の整備

（県危機管理局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、中国地方整備局）

第１節　目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第２節　防災資機材・建設機械の調達体制の整備

１　県の実施する整備等

（１）　県（危機管理局、県土整備部等）は、国や防災関係機関の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機器等）の能力及び数量を定期的に把握し、必要に応じ応援が得られるよう体制を整備するものとする。（各機関が所有する資機材等の能力は、資料編のとおり）

（２）　県（県土整備部）は、災害時の応急対策業務に関する応援協定により建設業協会が保有している建設機械をはじめ、各県土整備事務所・県土整備局、国土交通省県内各事務所等が保有する主要建設機械等の現況を地域別（県土整備事務所・県土整備局管轄地域）に調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。この台帳は、年１回以上検討を加え、現況整理を行う。

（３）　県（危機管理局、生活環境部等）は、燃料の調達のため、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。また、県は、災害対応上社会的に重要性が高い施設と県が判断する施設（医療救護拠点、電力供給拠点、情報伝達拠点等）については、燃料供給の円滑な実施のため、平素から施設の設備等について石油連盟との情報の共有に努めるものとする。

２　中国地方整備局の実施する整備等

中国地方整備局は、貸付けができる災害対策用機械を「中国地方整備局災害対策計画」等により明らかにしておくものとする。（主要建設機械の保有状況については、資料編のとおり）

３　関係機関間の調達体制の整備

（１）　県（県土整備部）は、緊急時における建設機械等の調達について、あらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について、関係機関並びに建設業者と協議しておくものとする。

（２）　県（危機管理局、県土整備部等）、市町村及び防災関係機関は、資機材の調達・受援及び運用について効率的に調整を行うことができるよう、平素から体制を整備しておくものとする。

第３節　防災資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

１　防災資機材等の整備

（１）　県及び市町村は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。

（２）　市町村は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

（３）　県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る。

（４）　県及び消防局は、化学消火薬剤等を備蓄する。

（５）　警察本部は災害警備活動に必要な装備資機材の充実に努める。

（６）　市町村、警察本部、消防局は水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実に努める。

２　防災資機材等の備蓄倉庫の整備

（１）　県は、防災資機材備蓄倉庫を県東部、中部及び西部地区にそれぞれ整備する。

（２）　市町村は、備蓄倉庫、資機材保管庫の整備又は備蓄に適当な施設の確保を図る。

ア　市町村備蓄倉庫

イ　消防機庫

ウ　自主防災組織資機材保管庫

（３）　備蓄倉庫等の整備に当たっては、浸水想定区域・耐震性及び分散備蓄に配慮するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　資機材の調達・受援及び運用体制の整備

２　応急活動用資機材の整備充実

３　消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実

４　備蓄倉庫の整備又は確保

第３章　自治体の広域応援体制の整備

（県未来づくり推進局、県危機管理局、市町村）

第１節　目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体及び国の機関等の応援を求め、災害応急対策の推進を図るための体制整備を目的とする。

第２節　広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

1　県内市町村の要請に基づく、他の市町村もしくは県による応援

2　県の要請に基づく、他都道府県及び国の機関等からの応援

第３節　応援・受援体制の準備

1　県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

2　関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。

3　県及び市町村は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第４節　県内自治体の相互応援

1　県及び県内全市町村は相互応援協定を締結済（協定については資料編を参照）

2　県（危機管理局）及び市町村は、県内市町村の相互応援の仕組み作りとして、県と被災地外市町村とが連携して被災市町村を支援する体制の整備に努める。

第５節　県外自治体との相互応援体制の整備（県外自治体等との協定については資料編を参照）

１　県と他県との相互応援協定の締結

中国５県、中国・四国９県、兵庫県、徳島県、全国都道府県知事会と相互応援協定を締結済である。

（１）　全国都道府県知事会

県（危機管理局、未来づくり推進局）は、平時から防災訓練の相互参加、全国都道府県知事会事務局を通じての災害時の緊急連絡先等の情報交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

（２）　中国・四国ブロックの広域支援体制

ア　県（危機管理局）は、平時から防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、支援体制を整備するものとする。

イ　県（危機管理局）は、中国・四国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援体制について、相互の支援方法及び情報交換する内容等について検討するものとする。

（３）　中国ブロックの広域支援体制

ア　県（危機管理局）は、平時から保有資機材等の情報交換、防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、中国ブロックでの支援体制を整備するものとする。

イ　県（危機管理局）は、中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援体制について、自動派遣の基準や収集すべき情報の内容、各県の受援体制等、ブロック内でのカウンターパート制による支援や広域支援本部による支援が円滑に行われるよう支援体制を整備するものとする。

（４）　兵庫県との相互応援体制

ア　県（危機管理局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、兵庫県との相互応援体制を整備するものとする。

イ　県（危機管理局）は、兵庫県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていくよう努めるものとする。

（５）　徳島県との相互応援体制

ア　県（危機管理局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施するとともに、危機事象発生後の時間の経過に応じた応急対策等に係る人的・物的支援についての応援・受援

計画を策定するなど、徳島県との相互応援体制を整備するものとする。

イ　県（危機管理局）は、両県の市町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。また、両県の企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。

ウ　県（危機管理局）は、徳島県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていくよう努めるものとする。

２　県と関西広域連合広域防災局との連携

県は、「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」に基づき、関西圏の自治体との連携を図るものとする。

３　県内市町村と県外市町村との相互応援協定

市町村は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協定を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。なお、協定を締結した場合は、下記に留意すること。

・発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備

・平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　他市町村への応援の準備

２　県内市町村の相互応援に係る体制の整備

３　県外市町村との災害時応援協定締結の促進

第４章　消防活動体制の整備

（消防局、県危機管理局、市町村）

第１節　目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　消防組織の整備

１　消防組織及び施設の現況

（１）　消防本部の現況

県内の常備消防は、東部広域行政管理組合・中部ふるさと広域連合・西部広域行政管理組合の３つの広域行政管理組合等（市町村の一部事務組合及び広域連合）に消防局消防本部が設置され、消防の事務を行っている。主な消防の事務は、次のとおりである。

ア　火災・事故の予防（予防査察、意識啓発、消防力の整備　等）

イ　消火の活動及び原因・損害の調査（消火、延焼防止、救出救助　等）

ウ　救急業務（傷病者の搬送、応急手当　等）

（２）　消防団の現況

ア　消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も合わせ有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった３つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行うほか、大規模災害時等には住民の避難誘導や災害防御等を行っている。

イ　また、平時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

ウ　なお、本県においては水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動に当たらせている。

（３）　消防防災航空隊の現況

ア　県（危機管理局）は、鳥取空港内に鳥取県危機管理局消防防災航空センターを置き、消防防災航空隊を組織している。

イ　消防防災航空隊は、市町村又は消防局からの要請に応じ、又は自ら必要であると認めたときは、消防防災ヘリコプターを用いた消防の支援活動を行っている。

（４）　施設の現況

消防水利の現況、消防自動車等の保有状況は、資料編のとおり。

２　消防組織及び施設の整備充実対策

市町村及び消防局は、県民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針（消防庁告示。以下、本章において「整備指針」という。）に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

（１）　常備消防組織の整備充実

消防局は、緊急時に消防職員が速やかに参集し、災害応急活動が行えるよう次の計画を作成し、組織体制を整備するとともに、消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有し、相互に連携した活動を行うことができるよう配慮するものとする。

ア　人員計画　　イ　組織分掌計画　　ウ　消防局及び署の部隊編成計画

（２）　消防団の整備充実

県・市町村は、消防団員を確保するとともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア　市町村は、女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりや消防団員の処遇の改善に努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ　市町村・消防局は、事業所・学校等への避難訓練や救命講習等の防災教育の推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

ウ　県（危機管理局）は、防災・危機管理対策交付金による市町村への支援、職員に対する積極的な消防団加

入への働きかけ、消防学校による消防団員の教育訓練の充実、知事表彰の実施による消防団活動の積極的な顕彰などにより、消防団の充実強化を推進するものとする。

エ　県及び市町村は、消防団活動への県民の意識を高めるための広報を積極的に行うものとする。

（3）　消防施設の整備充実

ア　市町村及び消防局は、消防庁から示された「整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

イ　市町村は、消防団が使用する資機材を保管する消防機庫の整備に引き続き努めるものとする。

（4）　緊急消防援助隊に係る体制の整備

ア　応援・受援体制の整備

県（危機管理局）、市町村及び消防局は、緊急消防援助隊の派遣・受入については「緊急消防援助隊鳥取県隊応援実施計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

イ　緊急消防援助隊の維持、強化

（ア）　県（危機管理局）及び消防局は、緊急消防援助隊の登録部隊の維持、強化を図るものとする。

（イ）　県（危機管理局）、市町村及び消防局は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進するものとする。

3　消防団の活動環境の整備

県（危機管理局）、市町村及び消防局は相互に連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとする。

（1）　地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境・制度の導入

ア　消防団組織・制度の多様化

（ア）　特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）あるいは分団（機能別分団）の制度等を導入する。

（イ）　条例上の採用要件として性別・年齢・居住地等を限定している場合には、当該条例を見直し、幅広い層の住民が入団できる環境を整備する。

イ　被雇用者団員の活動環境の整備

（ア）　昼夜間を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスの取れた団員確保を行うとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出場できる団員相互の支援体制を確立する。

（イ）　市町村における消防団協力事業所表示制度の導入促進を図るとともに、消防団活動に深い理解又は協力を示す事業所に対する知事表彰の実施等により、消防団と事業所との連絡・協力体制を確保し、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境整備を行う。

（2）　地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

ア　地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法等を協議する。

イ　火災予防広報、防火診断等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開する。

ウ　自主防災組織、女性防火クラブ等、各地域の様々な防災関連地域組織と連携し、協力体制を構築する。

4　消防団の情報伝達体制の整備

県（危機管理局）は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている場合等、消防団から県（危機管理局）又は消防本部に対して被害情報の提供を行うよう、消防団幹部に依頼するとともに、あらかじめ消防団長をはじめとする消防団幹部と相互に連絡ができる体制の構築に努めるものとする。

第３節　火災予防対策

1　防火対象物に対する防火対策

（1）　立入検査等

春季及び秋季の火災予防運動その他必要の都度、各消防局は各家庭及び興業場、百貨店、旅館、飲食店その他の施設、若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を立入検査し、防災安全対策上問題のある点は、関係者に対し万全を期すよう指導する。

（2）　建築同意制度の活用

消防局は、消防法の規定による建築同意制度により、建築面からの火災予防の徹底を図る。

（3）　防火対象物定期点検制度の推進

消防局は、防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告制度の対象となっている施設について、リーフレット等により広く周知する。

２　建造物防火対策

震災対策編第１部第３章「地震災害に強いまちづくり」参照。

３　住宅防火対策

市町村、消防局及び県（危機管理局）は、住宅用火災警報器の奏功事例の提供等各種広報活動や研修会の開催等により、県民による住宅用火災警報器の早期設置の促進を図るものとする。

４　危険物に対する防火対策

大規模事故対策編第１部第６章「危険物等災害の予防」を参照。

５　林野火災予防対策

（1）　広域的、総合的消防防災体制の確立

ア　市町村その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ　市町村は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

ウ　水利の少ない岡山県境での林野火災に備え、鳥取・岡山両県の間で消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定を締結している。引き続き、他県との間での協定締結に努める。

（2）　出火防止対策

市町村及び消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

６　防火教育・広報の推進

県（危機管理局、教育委員会）、市町村及び消防局等は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　常備消防との連携及び常備消防の整備充実
2　消防団の整備充実
3　消防施設の整備充実
4　高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進
5　消防団の情報伝達体制の整備
6　林野火災の発生防止及び応急対策
7　失火防止に関する啓発広報の促進
8　火災多発危険期における巡視及び監視の徹底
9　防火教育・広報の推進

第５部　避難対策計画

第１章　避難体制の整備

（市町村、県危機管理局、県地域振興部、県福祉保健部、県県土整備部、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、市町村長の避難勧告等の発出、避難勧告等の伝達、避難誘導等の災害時の避難体制について整備することを目的とする。

第２節　避難体制の整備

１　市町村等の避難の計画の整備

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

（１）　市町村

ア　過去の災害の発生状況

イ　災害の発生危険箇所

ウ　避難勧告等を行う基準及び伝達方法

エ　避難勧告等に係る権限の代行順位

オ　避難所等の名称、所在地、収容人員

カ　避難所等への経路（避難路）及び誘導方法

キ　避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

（２）　特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、市町村長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

２　避難勧告等の発出体制の整備

（１）　避難勧告等についての事前周知

ア　市町村は、住民に対して避難勧告等の意味や発出時に取るべき行動などについて、ホームページや各種の広報媒体により十分な周知を図るものとする。

ｉ）立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

ⅱ）屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の２階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

イ　市町村は、避難準備情報について、避難勧告等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ　市町村は、避難勧告等発出時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

（ア）　避難場所、避難路の事前確認

（イ）　避難勧告等発出時の自主避難

（２）　避難勧告等の発出基準の策定

ア　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

（ア）　市町村は、避難勧告等を適時・適切に行うために、鳥取地方気象台・河川管理者・海岸管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

【避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目】

項目	水害	土砂災害
（１）　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）	土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定（過去の土砂災害記録、土砂災害警戒区域図又は土砂災害危険箇所図、危険箇所の特徴に関する情報）
（２）　避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）	避難が必要な危険区域をあらかじめ特定（図面等をあらかじめ準備し検討、原則土砂災害警戒区域内及び土砂災害危険箇所にある住宅等を対象）
（３）　避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア　住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ　避難すべき区域毎に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）	土砂災害警戒情報に基づく避難勧告等の発令について記載
（４）　避難勧告等の伝達方法	ア　伝達文の内容の設定 イ　伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）	
（５）　その他留意すべき災害特性	外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の２階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

（ウ）　避難勧告等の発令基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定するものとする。

イ　県（危機管理局）は、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言に努める。

［避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定に当たっての参考情報］

●「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（H17.３月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会策定）

http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryo3_2.pdf

（３）　避難勧告等の発令・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

ア　市町村長不在時の発令代行順位
イ　発令の判断に必要となる情報の確実な入手体制の整備
ウ　災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定
エ　障がい者等多様な者に確実に伝達できる方法、受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法
オ　首長自身による呼びかけや命令口調での伝達等、緊急性や危機感を住民へ正しく伝える伝達方法の整備
カ　国又は県に必要が助言を求めるための連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、連絡先の共有の徹底等

３　市町村地域防災計画の整備

市町村は、避難勧告等の発出について、以下の項目について定め、市町村地域防災計画に記載するものとする。

	項目	内容	根拠法令等
全般	避難勧告等の発令の判断基準・考え方	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、避難勧告等の判断基準及び避難すべき地域について、市町村地域防災計画に記載	
	避難場所等（法定）	・災害の種類に応じて、浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 ・その他必要な事項：避難経路、避難誘導体制等	水防法第15条② 土砂災害防止法第７条
	避難行動要支援者への支援体制	・避難行動要支援者の情報把握方法 ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制	
浸水想定区域	浸水想定区域	・浸水想定区域の名称、箇所等	
	洪水予報等の伝達方法（法定）	・浸水想定区域ごとに規定 ・想定される伝達手段：防災無線、電話、ＦＡＸ、電子メール等 ・伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報	水防法第15条①
	その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	・浸水想定区域ごとに規定 ・その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段（具体的かつ詳細な手段）	
	地下街、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）	・浸水想定区域ごとに規定 ・地下街：地下街、地下駐車場等 ・要配慮者利用施設：老人福祉施設（養護老人ホーム等）、身体障がい者厚生施設、身体障がい者更正援護施設（身体障がい者療護施設）、助産施設、児童福祉施設（保育所等）、医療施設（病院等）、特別支援学校　等 ・要配慮者利用施設については、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある。	水防法第15条①及び２
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害特別警戒区域	・土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害危険箇所	・土砂災害危険箇所の名称、箇所等	
	土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）	・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載	土砂災害防止法第７条
	要配慮者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）	・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・要配慮者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。	土砂災害防止法第７条２
津波	津波浸水想定区域（沿岸市町村のみ）	・津波浸水想定区域の区域、到達予想時間、避難場所（高台若しくは堅牢な建物）等	

４　ハザードマップの配布等

市町村長は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の

適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

区分	項目	根拠法令等
浸水想定区域（法定）	浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導体制　等	水防法施行規則第４条①
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導体制　等	土砂災害防止法第７条
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導体制　等	土砂災害防止法第７条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導体制　等	
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所　等	

（参考）広域的な避難活動について

2005年に米国で発生したハリケーン「カトリーナ」においては、強風と高潮に伴う大規模な浸水により多数の人的被害と住家被害等が発生したが、組織的な避難支援や、州警察によるカウンターフロー（道路の一方通行化）等の措置により、最大で約110万人を避難させることに成功している。

本県においても、避難対象世帯が広範囲に及ぶ場合や、遠隔地への避難が必要になった場合等に必要になる広域的な避難活動の支援について、対策の整備に努めるものとする。

（対策の例）

・避難の規模に応じた所要時間を踏まえた上で、早期の避難情報を発出。

・公共交通機関の協力を得て、遠隔地の避難所へ集団搬送の実施

・市町村の境界を超え、他の市町村（他県の市町村を含む）への避難（及び、避難者の受入）

第３節　避難行動要支援者の避難支援体制の整備

１　避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

２　避難行動要支援者名簿の作成

（１）　市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（２）　市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

（３）　市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察本部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

（４）　各市町村は、それぞれの個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

（５）　県（危機管理局、福祉保健部）は、市町村の状況把握を支援する制度の整備及び助言に努める。

３　避難支援プランの策定

県では、市町村における避難行動要支援者の避難支援プランの策定を支援するため「災害時要援護者避難対策推進指針」を策定している。市町村においては、この指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

（１）　避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の範囲	対象者の基準

情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、避難行動要支援者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
避難行動要支援者への主な情報伝達体制・手段	避難行動要支援者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
避難行動要支援者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	避難行動要支援者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

（２）　避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報　等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、ＦＡＸ、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

（３）　避難支援プラン策定に当たっての留意事項

ア　危機管理関係部局と福祉関係部局で相互に連携して避難支援プランの策定に取り組む。

イ　消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等）との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ　避難行動要支援者一人ひとりの状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体の手法を定める（障がいの種類や程度等による伝達機器の選定、支援者による声かけ等）。

エ　個人情報の保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者を危機管理関係部局、福祉関係部局等と共有すると共に、避難支援者も平時から共有しておくことが重要である。

オ　災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取り組むものとする。

カ　避難勧告、避難指示のほか、避難準備情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図る。

キ　特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、市町村は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組む。

（４）　県（危機管理局、福祉保健部）は、市町村の避難支援プラン整備に当たっての支援及び助言に努める。

［避難支援プラン策定に当たっての参考情報］

●「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府（防災担当）策定）
内閣府防災ホームページ：災害時要援護者対策
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html

●「災害時要援護者対策の進め方について」（平成１９年３月、災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会策定）
内閣府防災情報のページ：災害時要援護者対策の進め方について（報告書）
http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/070419/

●「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」（平成１７年１１月、県福祉保健部障がい福祉課作成）
鳥取県障がい福祉課ホームページ：障がい者（児）の防災
http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/289564/bousaimanyuaru.pdf

４　支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優

先順位をつけて対応するものとする。

5　要配慮者利用施設における体制整備

（1）　市町村は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア　災害時の応援協定の締結

イ　福祉避難所としての指定

ウ　災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ　施設利用方法等を確認

オ　あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

（2）　県、市町村、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

（3）　施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、市町村と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

【避難計画の主な内容】

第４節　児童・生徒等の集団避難体制の整備

1　各学校への連絡網の整備

県（教育委員会、地域振興部、福祉保健部）及び市町村教育委員会は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

2　各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

（1）　災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

（2）　避難場所の選定

（3）　誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

（4） 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

4 児童、生徒への連絡網の整備

（1） 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

（2） 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

5 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

6 その他の学校等における避難体制の整備

（1） 県立学校、私立学校等においても、市町村立学校に準じて集団避難体制の整備を行う。

（2） 市町村は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

第５節 広域一時滞在

県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（1） 市町村の役割

・市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

・市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

・市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（2） 県の役割

・県は、市町村から、県有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

・県は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第６節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村管理施設の避難の計画の整備

2 避難勧告等の発出体制の整備

（1） 避難勧告等についての住民等への事前周知

（2） 避難勧告等の発出基準の策定（避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定）

（3） 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

3 避難勧告等の発令基準

（1） 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

（2） 避難場所等（法定）

（3） 避難行動要支援者への支援体制

（4） 浸水想定区域の名称、箇所等

（5） 洪水予報等の伝達方法（法定）

（6） 地下街、要配慮者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）

（7） 土砂災害警戒区域の名称、箇所等

（8） 土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等

（９）　土砂災害危険箇所の名称、箇所等
(10)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）
(11)　要配慮者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）
(12)　津波浸水想定区域の箇所等（沿岸市町村のみ）
(13)　その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
４　住民へのハザードマップの配布等による周知
５　避難行動要支援者の避難支援体制の整備
（１）　避難行動要支援者の状況把握
（２）　避難支援プランの策定
（３）　社会福祉施設等での受入・支援体制の整備
６　児童・生徒等の集団避難体制の整備
（１）　各学校への連絡網の整備
（２）　学校の避難計画の準備
（３）　児童、生徒への連絡網の整備
（４）　避難訓練等の実施
（５）　保育所における避難体制等の整備

第２章　避難所運営体制の整備

（市町村、県危機管理局、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、災害時に避難所を適切に開設及び運営するための体制を整備することを目的とする。

第２節　避難場所・避難所の整備

１　緊急避難場所・避難所の整備

（１）　市町村ごとに、地域の実態に即した緊急避難場所・避難所・避難路等の整備を推進するものとする。

（２）　また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから緊急避難場所・避難所の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

２　緊急避難場所・避難所の指定

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（１）　指定緊急避難場所

市町村は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

（２）　指定避難所

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

（３）　指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②当該施設が地震に対して安全な構造であること ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

指定 避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

（4） 指定避難所以外の施設の活用

指定避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

（5） 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、指定避難所として指定しないこと。

イ 既に指定された指定避難所が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

（6） 施設管理者との事前協議

市町村は、指定避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

（7） 学校の指定

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、県立学校については、次のとおり事前協議を行うものとする。

ア 県立学校の施設を指定避難所として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

（ア） 指定避難所として指定する施設の範囲

（イ） 避難地区の範囲

（ウ） 避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を指定避難所として指定している市町村は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

（6） 県有施設の事前調整

県（各部局）は、指定避難所として指定された県有施設との事前調整に努める。

（7） 指定管理者との調整

ア 指定避難所の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

３　避難所の設備及び物資等の配備または準備

（１）　市町村は、避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、避難所施設へのＬＰガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

（２）　避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める。（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具等）

（３）　浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

（４）　市町村は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を検討する。

４　避難路の確保・指定

市町村は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ避難場所・避難所への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

（１）　避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

（２）　避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

（３）　災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

５　一時的な施設の借り上げ等の準備

県及び市町村は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

６　指定緊急避難場所・指定避難所等に関する広報

（１）　市町村による広報

市町村は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア　避難所の名称及び所在位置

イ　避難所への経路（避難路）

ウ　避難収容後の心得（避難場所の運営管理のために必要な知識等）

（２）　県による広報

県（危機管理局）は、ホームページで避難所の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。

第３節　避難所運営体制の整備

１　避難所機能・運営基準等の策定

市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。（基準については、資料編のとおり）

（１）　避難所の規模に応じた受入規模

（２）　夜間・休日等における開設手順

（３）　配置職員規模

（４）　避難者等の協力を含めた運営体制

（５）　プライバシーの確保

（６）　要配慮者への配慮

（７）　いわゆるエコノミークラス症候群対策

（８）　老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

（９）　女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応

(10)　女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等

(11)　避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）

(12)　備蓄物資及び支援物資の配分計画

［避難所運営基準策定に当たっての参考情報］
●「鳥取県避難所機能・運営基準」（平成 19 年２月、鳥取県防災対策研究会）
鳥取県危機管理局ホームページ：マニュアル・基準・指針
http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/140549/2006hinanshokijun.pdf
●「避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）」（平成 23 年６月、県福祉保健課通知）
鳥取県福祉保健課ホームページ：避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）
http://www.pref.tottori.lg.jp/169641.htm
●「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年８月、内閣府（防災））
内閣府防災情報のページ：避難所の生活環境対策
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html

２　避難所の運営組織の調整及び決定

（１）　避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。避難者による自治的ななお、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。

（２）　市町村は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織及び市町村との役割分担を調整し、定めておくものとする。

３　避難所運営訓練の実施

市町村は、地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　緊急避難場所・避難所・避難路等の整備
２　指定緊急避難場所・指定避難所（福祉避難所を含む）の指定
３　指定避難所の設備及び物資等の配備または準備
４　避難路の確保・指定
５　一時的な施設の借り上げ等の準備
６　指定緊急避難場所・指定避難所等に関する広報
７　避難所運営体制の整備
（１）　避難所機能・運営基準等の策定
（２）　避難所の運営組織の調整及び決定
（３）　避難所運営訓練の実施

第３章　孤立予想集落対策の強化

（ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社、県危機管理局、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

第２節　孤立集落について

１　孤立集落及びその発生原因について

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

（１）　地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

（２）　地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め

（３）　津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積　等

２　孤立予想集落の特定

県内の孤立予想集落の状況は、資料編のとおりである。

第３節　孤立防止対策

１　孤立予想集落の特定

（１）　市町村は、市町村内の孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくものとする。

（２）　市町村は、ヘリコプター離着陸場一覧（資料編参照）を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時からヘリコプター離着陸場候補地の把握に努めるものとする。

２　情報の孤立防止

（１）　市町村は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。

（２）　市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくものとする。

（３）　市町村は、平時から機器の維持管理を自ら行うか地域住民に行わせることとする。

（４）　ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社及びソフトバンクモバイルは、携帯電話の不感地帯解消に努めるものとする。

３　孤立災害発生時の応急対策

市町村及び県（危機管理局、県土整備部）は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　孤立予想集落の特定

２　孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定又は把握

３　災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の孤立予想集落への配備

４　孤立災害発生時の応急対策の事前の決定

第４章　帰宅困難者対策の強化

（県危機管理局、県地域振興部、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

第２節　帰宅困難者対策の推進

県（危機管理局）及び市町村は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

１　帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

（参考：帰宅困難者の設定例）

（１）　自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

（２）　自宅までの帰宅距離が 10～20ｋｍの人は、帰宅距離が１ｋｍ増えるごとに 10%ずつ帰宅者を逓減

（３）　自宅までの帰宅距離が 20ｋｍ以上の人は、徒歩帰宅は困難

（４）　妊産婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下であっても徒歩帰宅は困難

２　帰宅困難者に対する基本的な対策

（１）　帰宅困難者を発生させないための対策

県（危機管理局）及び市町村は、県民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

ア　災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底する。

イ　県民に対して、日ごろから次のような取り組みを行うよう啓発する。

（ア）　正確な情報収集をするためのラジオの携帯

（イ）　地図、懐中電灯の準備

（ウ）　簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備

（エ）　家族との連絡手段・集合場所についての話し合い

（オ）　安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認

（カ）　歩いて帰る訓練の実施

（キ）　季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

（２）　事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

３　帰宅困難者を支援する対策

（１）　情報収集・提供の体制整備

県（危機管理局）及び市町村は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

（２）　帰宅支援の協力体制の整備

県（危機管理局）は、コンビニエンスストア及び外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」において帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備しており、今後も引き続きその充実に務めるものとする。

［協定締結事業者（平成２６年３月１日現在）］

業種	事業社名（５０音順）
コンビニエンスストア	(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン
外食事業者	(株)壱番屋、(株)ダスキン、(株)モスフードサービス、(株)吉野屋
計	７事業者

（３）　妊産婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

県（危機管理局）及び市町村は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　帰宅困難者を発生させないための対策
2　情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備
3　帰宅支援の協力体制の整備
4　妊産婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

第６部　医療救助計画

第１章　医療（助産）救護体制の整備

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理局、県福祉保健部、県病院局）

第１節　目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことが十分予想されることから、県、市町村、その他関係医療機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護体制を整備することを目的とする。

第２節　医療救護体制の確立

県、市町村、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり医療救護活動体制を確立するものとする。なお、医療救護活動に準じて助産の救護を行う。

１　県

「鳥取県保健医療計画」及び「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備する。

（１）　本庁は医療救護対策本部として、また福祉保健局（東部圏域については東部福祉保健事務所）は医療救護対策支部として位置付け、医療救護体制の整備を図る。

（２）　県立病院を後方医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに行うための整備を図る。

（３）　災害拠点病院の整備及び連携の促進を図る。

（４）　県立病院等医療救護班の編成体制を整備すると共に、災害時の医療救護班の体制について関係団体等と検討し、必要な協定を締結するなど、医療救護活動が速やかに実施できるよう整備する。

（５）　負傷者の搬送体制の整備を図る。

（６）　後方医療機関の指定及び関係機関等への周知を図る。

（７）　鳥取県消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を可能とするため、必要な医療機材を整備する。

（８）　広域搬送の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討並びに県内外病院への搬送の調整を行う組織体制の整備を行うものとする。

（９）　医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図る。

(10)　患者搬送に必要な車両につき事前に把握する。

(11)　心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施する。

(12)　「広域災害・救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用及び操作等の研修・訓練を行うものとする。

(13)　他県等の災害派遣医療チームや関西広域連合で共同利用するドクターヘリ及び中国地方５県広域連携によるドクターヘリの運用について、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(14)　災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとする。

(15)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとする。（第５節のとおり。）

(16)　各関係機関の医療救護活動を調整する、災害医療コーディネートチームの体制整備を行うものとする。

(17)　災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとする。

(18)　大規模事故やＮＢＣ災害等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとする。

２　市町村、消防局

（１）　自治体病院等医療救護班の編成体制を整備する。

（２）　負傷者の搬送体制を整備する。

（３）　自治体病院を後方医療機関として整備する。

（４）　救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。

（５）　医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

（６）　自主防災組織の活用方法を検討する。

３　日本赤十字社（以下「日赤」という。）鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制を整備する。

また、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

４　自治体病院・公的病院

自治体病院・公的病院は、医療救護班の編成体制を整備する。

５　災害拠点病院

（１）　地域災害拠点病院（東・中・西の二次医療圏ごとに１か所）

所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸出し）を行う。

東部	鳥取赤十字病院	
中部	鳥取県立厚生病院	屋上ヘリポートあり
西部	鳥取大学医学部附属病院	

（２）　基幹災害拠点病院（県下に１か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害拠点病院	鳥取県立中央病院	敷地内に場外離着陸場あり

（３）　ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源用の備蓄等の充実に努めるものとする。

６　鳥取大学

鳥取大学は、医学部附属病院の医療救護班の編成体制を整備する。

７　中国四国厚生局

中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構との連絡調整体制を整備する。

８　県医師会等

（１）　県医師会及び地区医師会は、医療救護班の編成体制について整備する。

（２）　県医師会及び地区医師会は、医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

９　県歯科医師会

県歯科医師会及び地区歯科医師会は、医療救護班の編成体制について整備する。

10　県薬剤師会

県薬剤師会は、医療救護班の編成体制について整備する。

11　県看護協会

県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備する。

12　県助産師会

県助産師会は、災害支援として助産師の派遣体制を整備する。

13　その他

（１）　各医療機関は、災害時に使用する医療用水の確保方法の検討に努めるものとする。

（２）　医療機関は、平時から非常用電源を確保する等の対策を講じ、災害時にはこれを有効に活用するものとする。

第３節　災害拠点病院等の被災時に備えた体制整備

県（福祉保健部、病院局）は、災害時において災害拠点病院が被災し、病院機能を喪失した場合の対策を講じておくとともに、県立病院の被害を低減するため、必要な予防策を講じておくものとする。

県以外の災害拠点病院や自治体病院の管理者は、県に準じて必要な措置を講じておくものとする。

１　安全性の確保

県立病院施設の耐震性の確保や、浸水防止対策に努めるものとする。

２　ライフライン途絶時の対策

県立病院の停電時に備えて予備電源を確保する等、ライフラインの維持機能の整備充実に努めるとともに、優先的にライフラインの復旧を行うよう関係機関との体制整備を図るものとする。

３　代替病院施設等の確保

被災地域内の災害拠点病院が機能喪失した場合の代替施設をあらかじめ確保し、被害の程度に応じた活用方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

４　入院患者等の避難及び緊急転院

県立病院の入院患者や外来患者等の避難誘導体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

なお、県立病院が機能喪失した場合の入院患者の転院や、重症患者の搬送の方法について、あらかじめ定めて

おくものとする。

５　災害時医療救護チーム等の受援体制整備

県立病院におけるＤＭＡＴ・他の医療機関から派遣された医療救護班等の災害時医療救護チーム等の受入体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第４節　医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立する。

なお、東中西部の圏域ごとに分散し、洪水時等に浸水のおそれがない場所に備蓄するものとする。

１　県

（１）　救護活動に必要な医薬品等を東・中・西の各医療圏ごとに備蓄する。

東部	鳥取県立中央病院
中部	鳥取県立厚生病院
西部	鳥取県済生会境港総合病院

なお、災害時の備蓄医薬品の供出手順等についてあらかじめ定め、関係医療機関等に周知を図るものとする。

（２）　県立病院は、医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

（３）　医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

（４）　国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努める。

（５）　県薬剤師会、県医師会、薬品卸売業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとする。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの薬品調達方法）

（６）　有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用する。

２　市町村

救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

３　日赤鳥取県支部

日赤の救護活動に必要な医薬品等を鳥取赤十字病院に、輸血用血液製剤を鳥取県赤十字血液センターに備蓄する。

４　災害拠点病院

医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

５　県薬剤師会

一般用医薬品の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

６　鳥取県医薬品卸業協会

医薬品の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

７　一般社団法人日本産業・医療ガス協会　中国地域本部

医療ガスボンベ等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の状況を把握する。

８　山陰医療機器販売業協会

医療機器の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

第５節　ＤＭＡＴの体制整備

【ＤＭＡＴとは】 Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームであり、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

１　鳥取ＤＭＡＴ運用計画の策定

県等は、厚生労働省が定める「日本ＤＭＡＴ活動要領」に基づき、鳥取ＤＭＡＴ運営要綱を策定する。

２　鳥取ＤＭＡＴ指定医療機関の登録

県は、原則として以下の基準を満たす管内の病院を鳥取ＤＭＡＴ指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告すると共に、「災害時の医療救護マニュアル」において管内の鳥取ＤＭＡＴ指定機関について明示するよう努める。

（１）　ＤＭＡＴ派遣を行う意志を有する医療機関

（２）　ＤＭＡＴの活動に必要な人員、装備を有する医療機関
（３）　災害拠点病院である医療機関

３　協定の締結

県（福祉保健部）は、鳥取ＤＭＡＴ指定医療機関と、ＤＭＡＴの運用に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

４　連絡体制の確保

鳥取ＤＭＡＴ指定医療機関は、派遣されたＤＭＡＴとの間の連絡手段を確保するため、機材を整備するものとする。

５　研修及び訓練の実施

（１）　県及び鳥取ＤＭＡＴ指定医療機関は、ＤＭＡＴ隊員の研修及び訓練に努めるものとする。
（２）　ＤＭＡＴ登録者は、通常時より連絡体制などＤＭＡＴ派遣の準備を整え、ＤＭＡＴの研修に積極的に参加するよう努める。

第６節　広域搬送拠点（ＳＣＵ）の設置

県は、広域搬送も想定した搬送拠点を関係機関と連携して指定する。

また、広域搬送拠点（ＳＣＵ）の設置運営に協力する医療機関を予め定め、協力する医療機関にＳＣＵ設置に必要な医療資機材等の整備を行う。

【ＳＣＵとは】（エスシーユー）
ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置された臨時医療施設

１　県内の搬送の場合

被災地内の場外離着陸場等の設置可能な場所に設置する。

２　県又は国が主体的に実施する県外への搬送の場合

（１）　東部、中部、西部圏域毎に概ね２箇所を候補地として選定する。
（２）　ヘリコプター及び固定翼機毎にＳＣＵ設置が可能な場所を予め選定しておく。

３　ＳＣＵの設置場所

県内の広域搬送拠点として、次の施設を候補として順次整備するものとし、利用計画の策定及び施設管理者等との事前の調整を図る。

また、被災地域の状況等により、次の候補施設以外の選定が必要となる場合は、既に指定されている場外離着陸場等から最適地を選定する。

圏域	種別	施設名	施設管理者等
東部	回･固定翼機	鳥取空港	鳥取県
	回転翼機	コカ・コーラウエストスポーツパーク	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）
中部	回転翼機	倉吉市営陸上競技場	倉吉市
		東郷湖羽合臨海公園南谷広場	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）
西部	回･固定翼機	米子空港	大阪航空局
	回転翼機	鳥取県消防学校	鳥取県

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　自治体病院等の災害時医療体制の整備
（１）　医療救護班の編成体制の整備　　（２）　後方医療機関としての整備
２　負傷者の搬送体制の整備
３　救護所の指定、整備及び住民への周知
４　医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備
５　災害時医療における自主防災組織の活用方法の検討
６　医薬品等の備蓄

第２章　捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備

（県福祉保健部、県生活環境部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

第２節　行方不明者の捜索

１　捜索体制の整備

（１）　災害のケース毎に捜索体制は大きく異なると考えられるが、市町村は、災害時に速やかな捜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた捜索体制の構築について検討を行うものとする。

（２）　市町村は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との捜索協力体制の構築に努める。

第３節　遺体の処理

１　検視体制の整備

（１）　警察本部は、速やかに検視活動を実施できるよう、あらかじめ検視隊等の体制整備に努める。

（２）　市町村は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。

（３）　市町村及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。

（４）　県又は市町村は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設整備に努める。

第４節　応急的な埋葬

１　埋葬体制の整備

市町村及び県は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努める。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　行方不明者の捜索体制の整備

２　棺その他埋葬に必要な物品の調達体制の整備

第７部　交通・輸送計画

第１章　緊急輸送体制の整備

（県危機管理局、県県土整備部、県地域振興部、県商工労働部、警察本部、
中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局）

第１節　目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第２節　緊急輸送体制の整備

１　緊急輸送道路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網として、道路、輸送拠点施設等を含めた緊急輸送道路等を指定する。

なお、指定路線の変更及び追加に際しては、別途、道路管理者と協議し指定するものとする。

（1）　緊急輸送道路

ア　県は、県庁、広域防災拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する路線を、緊急輸送道路に指定する。

イ　緊急輸送道路の設定の考え方

ルート名	路線の概要
第１次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
第２次ルート	第１次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 ［災害医療拠点、ヘリコプター離着陸場、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート］
第３次ルート	第１次・第２次ルートの代替機能を有する道路

※緊急輸送道路は、国の補助制度等を活用して、整備充実を図るものとする。

（2）　物資受入港

ア　県は、海路からの物資受入港として、港湾、漁港を指定する。

イ　物資受入港

港湾・漁港名	種別	管理者
鳥取港	重要港湾	鳥取県
境港	重点港湾	境港管理組合
赤碕港	地方港湾	鳥取県
田後港	地方港湾（避難港）	鳥取県

（3）　ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、第一に鳥取空港及び米子空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、県はヘリコプター離着陸場を指定する。（資料編参照）

（4）　市町村緊急輸送道路等

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、各市町村において緊急輸送道路及びヘリコプター離着陸場を指定する。この際、県の指定する緊急輸送道路との補完性、代替性などに配慮する。

（5）　応援部隊の進出経路など

県は、消防機関・自衛隊等の応援部隊についてそれぞれの受援計画に基づき、進出経路を定める。

２　緊急輸送道路等の整備

（1）　交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を図る。

（2）　代替経路の確保

各道路管理者は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成 17 年 3 月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

ア　複層的なネットワークの構築

第１次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（鳥取自動車道、山陰道等）、バイパス等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

イ　代替経路の想定

ウ　海上輸送・空路輸送の活用

３　輸送体制の推進

県や関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、上記のほか次の点に留意するものとする。

（1）　輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア　県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

イ　県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

（2）　輸送手段の確保

ア　県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

イ　県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとする。

ウ　県、市町村及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

エ　関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとする。

（3）　空港施設等の活用及び空路の確保

ア　県は、被災により特定の空港が機能停止した場合であっても、県内空港が同時被災するおそれは低いため、使用可能な空港を輸送拠点として活用することで空路の確保を図るものとしてあらかじめ利用計画を講じておくものとする。その際、輸送拠点からの陸路等による輸送手段を併せて確保するものとする。

イ　県は、県内空港で救援物資等を一時的に保管できるよう、空港管理者と協議を行い、一時集積場を確保する等の体制をあらかじめ整えておくものとする。

ウ　県は、救援物資輸送等のため空港運用時間外でも発着できるよう、空港利用の方法について空港管理者とあらかじめ調整を図るものとする。

エ　県は、災害対応が長期にわたり、空港施設を長期利用する必要がある場合、民間航空機との調整を行う必要があるため、あらかじめ関係者等と対応を検討しておくものとする。

（4）　輸送の支援体制

ア　物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ　各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　地域内における緊急輸送道路等の指定

２　主要幹線道路寸断時の代替経路の確保

３　緊急輸送体制の強化

（1）　輸送経路及び輸送手段の確保に係る情報収集、連絡調整体制の整備

（2）　輸送拠点における物資在庫管理、荷下ろし、荷さばき等のための調整

鳥取県

緊急輸送道路ネットワーク

色区分	ルート名	路線の概要
	第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと主要港湾、空港を結ぶ道路
	第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路（災害医療拠点、災害時の臨時ヘリポート、港湾、物流拠点(物資の集配施設)、各市町村等を結ぶルート）
	第3次ルート	1次・2次ルートの代替機能を有する道路

第２章　交通施設の災害予防

（県危機管理局、県県土整備部、警察本部、中国地方整備局、ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第１節　目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第２節　交通路線の確保

１　交通施設の災害予防

（１）　道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

ア　緊急輸送道路及び避難路等の道路上の橋りょうについて耐震補強等の交通確保対策を優先的に講じていく。（事業箇所については、資料編のとおり。）

イ　道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うものとする。（事業箇所については、資料編のとおり。）

（ア）　トンネル補修（クラック、漏水、空洞対策等）　（イ）　路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工等）

（ウ）　浪害防止（浪返し擁壁）　（エ）　地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

ウ　上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」（資料編のとおり）に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないよう、必要な整備に努めるものとする。

（２）　その他の交通施設の整備による災害予防

鉄道・空港・港湾等の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備を図るものとする。

第３節　除雪による交通路の確保

１　除雪の体制

（１）　冬期間県下の道路の交通を確保するため、主として主要市町村相互間の幹線道路及び生活道路の除雪を目途として除雪機械の強化、整備に努める。

（２）　また、計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる除雪対策協議会を設置する。

２　除雪作業と警戒積雪深

（１）　平常時は、路面上の積雪が概ね10ｃｍ程度に達した時は除雪作業に入る。

（２）　また、県下５地点の指定観測点のうち３地点が警戒積雪深に達した場合を目安に警戒体制に入り、さらにその大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合は、主要路線における除雪状況、降雪強度等を勘案して中国地方整備局長と協議し、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づいて緊急体制をとり、雪害防止に万全を期する。

（３）　なお、地震等災害発生時は、緊急輸送道路を優先して除雪する。

（指定観測点）

地点名	鳥取	智頭	三朝	米子	黒坂
警戒積雪深	50ｃｍ	70ｃｍ	60ｃｍ	40ｃｍ	70ｃｍ

３　除雪対策

具体的な除雪対策は、毎年開催する鳥取県除雪対策協議会で、除雪関係機関の除雪計画について協議し、決定する。

なお、鳥取県及び国土交通省の除雪計画は、資料編のとおりである。

４　豪雪時における迂回路の設定

降雪時に交通障害が多発している箇所においては、道路管理者はあらかじめ迂回路・通行規制区間等を設定し、関係機関と連携して早期に道路の通行を確保する。

５　豪雪時における優先除雪

道路の利用状況等の道路の特性を考慮して、豪雪等非常時に優先的に除雪する路線をあらかじめ選定し、除雪機械を優先投入して効率的に除雪する。

６　豪雪時における道路情報の収集

豪雪等に渋滞情報や交通障害原因などの情報について、沿道の市町村・民間施設（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等）等と連携した情報収集する体制を整備する。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　交通路線の確保対策

（１）　道路及び橋りょうの整備

（２）　その他の交通施設の整備

（３）　除雪作業の実施

第３章　交通規制体制等の整備

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第２節　交通規制体制等の整備

１　広域的な交通規制に係る連携

警察本部は、大規模な災害発生時の広域的な道路状況について、平素から訓練を通じての連携の確立等、関係機関との連携体制の確立に努める。

２　交通誘導に係る協力体制の確立

県、県警察本部及び鳥取県警備業協会は、「災害時における交通誘導及び地域安全確保等の業務に関する協定」に基づき、日ごろの連絡体制を確立するほか、県総合防災訓練の参加等、訓練の実施等により、協力体制を確立するものとする。

３　道路状況に係る情報提供手段の周知

道路管理者は、交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　道路状況等情報の住民への提供方法についての周知

第４章　緊急通行体制の整備

（県危機管理局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確認体制の整備について定めることを目的とする。

第２節　緊急通行車両の確認体制等の整備

１　標章、証明書、通行禁止標示の作成備え付け

緊急通行車両であることの確認及び緊急通行車両以外の車両に対する規制に伴う下記（１）及び（２）の標章等は、すでに交付したもののほか災害の発生が予想される場合や災害発生時、新たな申請に基づき、これを関係機関に交付し、当該業務に支障がないようにする。また、下記（３）の通行禁止標示についても、あらかじめ整備しておくものとする。

（１）　標章

（２）　緊急通行車両確認証明書

（３）　通行禁止標示

２　緊急通行車両の事前確認制度の活用

県（危機管理局）及び警察本部（交通部交通規制課）は、災害時の応急対策に必要となる車両については、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前確認をあらかじめ行い、又は行わせ、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。なお、特に県（危機管理局）が行う事前確認については、県と災害時応援協定を締結した機関が対象となるものである。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第５章　ヘリコプター活用体制の整備

（県危機管理局、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第１節　目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

第２節　県内のヘリコプターと受援体制の整備

１　県内を常時カバーするヘリコプター

所属機関	基 地	機　　種	愛　　称	備　　考
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港	ベル412EP	とっとり	
鳥取県警察航空隊	鳥取空港	アグスタAW109SP	さきゅう	
第八管区海上保安本部 美保航空基地	米子空港	アグスタAW139 アグスタAW139	みほづる１号 みほづる２号	
公立豊岡病院組合	公立 豊岡病院	ユーロコプターEC135	ＫＡＮＳＡＩ・ こうのとり	関西広域連合による運用
島根県	島根県立 中央病院	川崎式BK117C-2型		県中西部をカバー

２　ヘリコプター運用調整会議の設置

（１）　県は、支援活動等を行うヘリコプターが安全かつ有効に活動できるよう、ヘリコプターを保有する防災関係機関等と連携して「ヘリコプター運用調整会議」を設置する。

（２）　ヘリコプター運用調整会議は、大規模災害等が発生した場合等に、消防防災ヘリコプター及び応援機等のヘリコプターを有効に活用するとともに、安全な運航を確保するために「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」を検討・作成する。（資料編のとおり）

（３）　ヘリコプター運用調整会議は、平時においては、関係機関相互の連携を深めるとともに情報の共有化を図るため、定期的に開催するものとする。

（４）　ヘリコプター運用調整会議は、大規模災害等発生時には、県災害対策本部に設置される「ヘリコプター運用調整班」に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援する。

３　災害発生時の受援態勢

（１）　ヘリコプターの安全と効率的運用を確保するため、本節のとおり受援体制を構築する。
なお、緊急消防援助隊（広域航空消防応援を含む）の受援体制は、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」による。

（２）　災害対策に航空機活用が有効と認められる場合等、必要に応じて県災害対策本部内にヘリコプター運用調整班を設置する。

（３）　場外離着陸場の整備促進について、県は市町村に対し協力を依頼するものとする。

（４）　医療チーム（ＤＭＡＴ等）の搬送に関してあらかじめ必要な調整を図るものとする。

（５）中国地方５県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に基づき、災害時の広域運用の協力体制整備を図るものとする。

（６）　ヘリコプターの燃料補給体制及び備蓄体制は以下のとおりである。

○ ヘリコプターの給油（原則空港内で実施）

場所	取扱業者	備蓄量	給油形態	備　　考
鳥取空港	永瀬石油(株)	100キロリットル	ローリー２台	業務時間外の補給態勢は確立済
米子空港	国際航空給油(株)	100キロリットル	ローリー２台	業務時間外の補給態勢は確立済

○鳥取県消防防災航空隊備蓄燃料　4,200㍑　（ドラム 21 本）

備蓄場所	住所	備蓄量	備考
湊屋石油パル給油所	倉吉市河北町178	1,000㍑（ドラム缶５本）	湊屋石油にて中部地区は配送
江府町防災基地	江府町美用835-17	600㍑　（ドラム缶３本））	場外で給油
鳥取県消防学校	米子市流通町1350	600㍑　（ドラム缶３本））	場外で給油
永瀬石油米子油槽所	米子市旗ヶ崎食品団地内	2,000㍑（ドラム缶10本）	永瀬石油にて配送

４　対空表示（ヘリサイン）の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、公共施設及び避難施設の屋上又は屋根に対空表示（ヘリサイン）を整備する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　ヘリコプターの場外離着陸場の整備

2　ヘリコプターの受入体制の整備

（1）　吹流しの設置

（2）　ヘリコプターの誘導に必要な人員の確保

（3）　散水体制の整備

3　対空表示の整備

第８部　食糧・物資調達供給計画

第１章　物資の備蓄及び調達体制の整備

（県危機管理局、県総務部、県生活環境部、県商工労働部、県農林水産部）

第１節　目的

災害発生時に備え、備蓄を行うとともに、市町村への物資等の調達支援を行う県の体制を整備する。

なお、必要となる物資については、震災対策編第１部第２章「被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

第２節　備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに県・市町村がそれぞれ備蓄を行う。

１　連携備蓄

県と市町村で連携して実施（第３節を参照）

２　流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るとともに、市町村においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

３　その他の備蓄

（１）　市町村備蓄

市町村は連携備蓄以外に、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

（２）　県備蓄

県は、以下の広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

ア　医療品等（第６部第１章「医療（助産）救護体制の整備」のとおり）

イ　災害救助基金による備蓄物資（毛布）

ウ　水防活動用備蓄物資

エ　流出油処理用備蓄物資

第３節　県と市町村の連携備蓄

１　連携備蓄の概要

・「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編参照）に基づき実施。

・県と市町村の役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。

・県と各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。

・各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

２　市町村の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を各市町村が備蓄を行う。

（市町村の連携備蓄品目）
保存食（乾パン等）、災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉ミルク、保存水、飲料水用容器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ（携帯トイレ）、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ

３　県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等）の備蓄を重点的に行う。

４　災害時の応援

・災害時には、相互に連携して物資を補完する。

・被災市町村に対する応援は、県と被災地外の市町村が連携して行う。

・県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

５　連携備蓄の状態保持

・定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

・消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。

・各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

第４節　県の調達体制の整備（食糧、生活関連物資、トイレ対策）

１　食糧

（1） 応急給食を支援するため、あらかじめ食料品販売業者と食糧調達に関する協定を締結する。
（2） 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

2 生活関連物資

（1） 生活関連物資販売業者と物資調達に関する協定を締結する。
（2） 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

3 トイレ対策

第９部第１章を参照

4 留意事項

（1） 県は、物資の種類ごとに、販売業者及び近隣都道府県等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。
（2） 物資の調達体制の整備に当たっては､物資の輸送方法､集積場所の確保及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて整備する。

第５節 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

1 県の活動要員に係る食料備蓄の整備

県は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員の必要人数等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等の備蓄を確保するものとする。

（1） 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動３日間を対象として、ローテーションを考慮し、２日分（６食）を目標として、自ら食糧及び水等を職場に備蓄するよう努めるものとする。

また職員は、家庭において、家族の３日分の食糧及び水等の備蓄に努めるものとする。

［ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定］

ローテーション	１日目	２日目	３日目	備考
Ａグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の３分の１ずつ
Ｂグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Ｃグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

（2） 公的備蓄

県（総務部）は、本庁における非常時優先業務の遂行に必要な職員が初動３日間に必要とする食糧、飲料水の備蓄を確保するものとする。

区分	備蓄目標	担当部局	備考
食　糧	7,700食	総務部	職員用（非常時優先業務必要人員850名分×３食×３日）
飲料水	7,700ℓ	総務部	職員用（非常時優先業務必要人員850名分×３ℓ×３日）

県（危機管理局）は、地方機関における活動要員及び他機関から県庁に集結する応援職員等に供給する食糧、飲料水の補完を目的とした備蓄を行う。

※その他の備蓄物資等については資料編のとおり

2 市町村等の活動要員に係る食料備蓄の整備

市町村等は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等を備蓄するものとする。

第６節 備蓄の推進に係る普及啓発

県及び市町村は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、県民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第７節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 連携備蓄に基づく備蓄
（1） 品目　（2） 目標数量
2 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

第９部　保健衛生対策計画

第１章　トイレ確保体制の整備

（県危機管理局、県生活環境部、県商工労働部）

第１節　目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

第２節　県の調達体制の整備

1　県は、リース業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結する。
2　県は、生活関連物資販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結する。
3　県は、応援要請を想定し、平素から、携帯トイレの災害時の応急調達ルートを確保しておく。
4　県は、市町村との連携備蓄において、仮設トイレを整備する。

第３節　市町村の調達体制の整備

1　市町村は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートを確保しておくものとする。
2　市町村は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備する。

第４節　トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1　公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について市町村防災担当課とあらかじめ協議すること。

2　くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておくこと。

3　トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

4　住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめトイレ本体の備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する必要がある。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　連携備蓄による災害用トイレの整備
2　災害用トイレの応急調達ルートの確保
3　災害時のし尿くみ取り体制の整備

第２章　障害物の除去体制の整備

（県生活環境部、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあってはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあっては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

第２節　障害物の除去体制の整備

１　県の体制

（１）　被災車両の撤去、移動等について日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ＥＬＶリサイクル協議会と協定を締結（市町村と共同）。

（２）　建設業者等と資機材応援に関する協定を締結。

（３）　廃棄物関係団体と廃棄物の処理に関する協定を締結。

２　市町村の体制

（１）　市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。

（２）　市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

（３）　市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。

（４）　また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

３　県内における清掃関係の施設（ごみ処理施設）は、資料編のとおりである。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　障害物の除去体制の整備

（１）　区域内の清掃能力の把握、及び災害時の清掃体制の整備

（２）　生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画の整備

（３）　災害廃棄物の分別方法の規定

（４）　がれき等の災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法の規定

第 10 部　共助協働推進計画

第１章　民間との防災協力体制の整備

（県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

第２節　民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、ＮＰＯ及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

１　防災協力メニューの明確化

県及び市町村は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

２　防災協力事業所登録制度の推進

県及び市町村は、他の自治体で取り組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。

３　消防団協力事業所表示制度の推進

県、市町村、消防局は相互に連携し、消防団協力事業所表示制度を推進する（第４部第４章「消防活動体制の整備」参照）。

４　防災協力協定の締結の推進

県及び市町村は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。（県において締結している防災に関する主な協定及び締結先は資料編のとおり。）

５　民間企業等と県、市町村の連携強化

県及び市町村は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

６　効率・効果的な防災協力の推進

県及び市町村は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

７　民間企業等の防災力の向上

（１）　民間企業等は、災害時における事業継続の取組を進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

（２）　県及び市町村は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

８　防災協力活動に対するインセンティブの付与

県及び市町村は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　民間企業等との防災協力体制の整備

（１）　防災協力メニューの明確化による民間企業等の防災活動への参加推進

（２）　防災協力事業所登録制度の推進

（３）　防災協力協定の締結の推進

（４）　民間企業等との連携強化

（５）　民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

（６）　民間企業等の防災力向上のための各種支援

（７）　民間企業等の防災協力活動に対するインセンティブの付与

第２章　ボランティア受入体制の整備

（社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部）

第１節　目的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

第２節　ボランティア受入体制の整備

１　ボランティア受入体制の整備

（１）　災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの組織化に努める。

（２）　ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。

（３）　県(福祉保健部)・市町村・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。

（４）　県社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備

ア　ボランティアコーディネーターの養成

イ　「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成支援（県社会福祉協議会が作成した「災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針」等を参考に、市町村社協が作成）

ウ　市町村ボランティアセンターの立ち上げ方法等について研修会実施

エ　「とっとりボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備

オ　災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

（５）　日赤鳥取県支部によるボランティア受入体制の整備

ア　防災ボランティアリーダーの養成

イ　防災ボランティア地区のリーダーの養成・研修

ウ　防災ボランティアの普及・登録推進・研修

２　医療救護関係ボランティアの受入

（１）　基本方針

ア　被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

イ　災害時、この分野では日赤の役割が大きく、本県の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から県独自のボランティア受入れの体制整備を図ることとする。

（２）　活動内容

救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施

（３）　ボランティアの構成員

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

（４）　業務内容

ア　県

（ア）　保健所は、地域医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員の把握に努める。

（イ）　県本庁は、県総合事務所福祉保健局（東部圏域は東部福祉保健事務所）からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日赤鳥取県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制整備に努める。

（ウ）　県総合事務所福祉保健局（東部圏域は東部福祉保健事務所）、県医師会等において情報が錯綜するおそれがあるため、相互に情報共有を図るものとする。

イ　医師会

（ア）　地域医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成する。

（イ）　県医師会は、県と調整を行い、県内の派遣体制の確立に努める。

ウ　日赤鳥取県支部

他県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行う。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　生活支援ボランティアの受入体制の整備

２　医療救護関係ボランティアの受入体制の整備

第３章　自主防災組織の整備

（県危機管理局、市町村）

第１節　目的

この計画は、自主防災組織や町内会等の自発的に防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図ることにより、災害時に発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、災害時の防災活動が迅速かつ効果的に実施できる体制を整備することを目的とする。

第２節　自主防災組織の整備

１　自主防災組織の重要性

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法第２条の２）である自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である。

２　自主防災組織の現況（平成２５年４月１日現在）

	管内世帯数（A）	組織されている地域の世帯数（B）	組織率（%）（B／A）
鳥取県	231,638	164,833	71.2%
全　国	55,577,563	43,312,946	77.9%

３　地域住民による自主防災組織等の整備・強化

（１）　町内会等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。

（２）　自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。

（３）　訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

（４）　消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

４　自主防災組織等に対する支援

（１）　県、市町村及び消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。

（２）　市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備・充実を図るものとする。

（３）　消防局は、自主防災組織等が活動するに当たり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じて協力を行うものとする。

（４）　県は、自主防災組織の整備推進にあたり、以下のとおり支援策を講じるものとする。

ア　知事表彰等の実施による優良事例の普及推奨

イ　研修会への講師派遣など、市町村や自主防災組織等が行う取組への支援

ウ　県の広報媒体（ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告等）の利用や自主防災組織活動マニュアルの配布による、組織の立上げや活動に必要な支援

エ　鳥取県自主防災活動アドバイザーの活用による組織率向上及び活動活性化の推進

オ　防災・危機管理対策交付金による市町村を通じての財政支援

カ　モデル市町村が選定したモデル集落での防災活動に対する取り組み等による検証等を踏まえた住民主体の防災体制づくりの普及

５　日本防災士会鳥取県支部との連携

県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

第３節　自主防災組織の編成

１　自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めるものとする。

（１）　情報班　　（２）　救助班　　（３）　消火班

（４）　避難誘導班　　（５）　救護班　　（６）　給食・給水班

２　組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

（１）　活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮する。また、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班又は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）、組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することを視点に、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、ＰＴＡ役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

（２）　昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

（３）　地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

（４）　過疎・高齢化が進む現状をふまえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取り組みが重要である。

第４節　自主防災組織の活動内容

１　平常時の活動

（１）　防災に関する知識・技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発

（２）　地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

（３）　地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報

（４）　避難行動要支援者の把握と支援

（５）　地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認

（６）　避難所・医療救護施設の確認

（７）　簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

（８）　防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立

（９）　防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

(10)　地区防災計画の作成

２　災害発生時の活動

（１）　情報の収集・伝達

（２）　地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）

（３）　要救助者の救出

（４）　出火防止と初期消火

（５）　給食・給水

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　自主防災組織等に対する支援

（１）　地域の実情に即した自主防災組織等の整備

（２）　自主防災組織等への活動支援及び指導

（３）　自主防災活動を指導する立場を担う者の育成及び活用促進

（４）　各種防災資機材及び保管庫等の整備充実

（５）　地区防災計画の反映

第４章　災害時の事業継続の取組みの促進

（県危機管理局、県総務部、県地域振興部、県福祉保健部、県商工労働部、県各部局）

第１節　目的

業務継続計画（以下、「ＢＣＰ」という）は、相互にサプライチェーンで深く結びついている、県、市町村、医療機関、福祉施設、民間企業（以下、この章において「企業」という。）がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

なお、鳥取県内におけるＢＣＰ策定に当たっての基本的な考え方、運用については、平成２４年６月に鳥取県版業務継続計画（ＢＣＰ）策定推進会議が策定した「鳥取県版業務継続計画（ＢＣＰ）策定推進に関する基本指針」に基づくものとする。

第２節　基本理念と方針

１　ＢＣＰ策定主体

・県、市町村、医療機関、福祉施設、企業

２　基本理念

・災害時における早期復旧・復興のため、各ＢＣＰ策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

３　基本方針

①人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

②非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

③通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

第３節　ＢＣＰ策定の目的

（１）　各主体が、いつ発生するかを予測できない災害（危機）に対して、県民が安心して豊かに暮らすために必要な業務（各種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。

（２）　自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援

（３）　企業活動の継続・早期復旧による被災地の早期復興のための体制づくり

（４）　県内企業の災害（危機）対応能力向上による優位性の確保（顧客への安定的なサービスの確保）

（５）　業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害（危機）に対応し、ＰＤＣＡサイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高めて、安全・安心で豊かに暮らせる地域づくりを目指す。

第４節　推進体制

ＢＣＰの策定を進めるため、以下の組織を設置し、各分野と連携を図りながら、推進していく。

１　推進会議

県内民間企業、医療機関・福祉施設、市町村、県等の代表者による推進会議を設置し、オール鳥取県体制で地域と一体的に作成を推進する。（適宜開催）

なお、推進会議にはアドバイザーを設置し、ＢＣＰに関する助言を得る。

２　ワーキンググループ（ＷＧ）

推進会議の下に、県庁、市町村、企業、医療機関・福祉施設のワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置き、具体的な取組、検討を実施する。（随時開催）

３　コアメンバー会議

推進会議と各ＷＧとの間の調整的な組織として、ＷＧ主要メンバーが構成員となるコアメンバー会議を設置する。（随時開催）

第５節　ＢＣＰの策定推進に当たっての留意事項

１　面的ＢＣＰ（県、市町村、医療・福祉施設、企業）の推進

（１）　これまでの点の災害から面の災害に対する対応へ（局所から広域への対応とタイムラインと被害想定の足並みを揃えたＢＣＰの策定へ）

（２）　県全体の事業継続力を向上させ、早期の復興が図れるようにするとともに、地域防災力の向上と県内産業の他地域に対する優位性の確保・地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの確保にも努める。

２ あらゆるリスクへの対応

（１）　業務に必要な資源（リソース）の検討とそれらの代替方策の検討などによる、あらゆる被害への対応。

（２）　資源別対策により、災害（危機）によって結果的に生じる状況への対応とケース（シナリオ）別に、方針、資源対応、重要業務の選定・復旧目標を想定。

（３）　計画策定後においては、ケース別訓練等により、ＰＤＣＡによる計画の実効性を確保し、更に、並行して、必要なリスクコントロール対策を計画的に進める。

第６節　自治体による支援

１　県及び市町村は企業等の事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

２　県及び市町村は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

（参考）

①　鳥取県におけるＢＣＰの取組、「鳥取県版業務継続計画（ＢＣＰ）策定推進に関する基本指針」、「鳥取県庁ＢＣＰ」等については、以下のＵＲＬで閲覧することができる。

●オール鳥取県で取り組む業務継続計画（BCP）　http://www.pref.tottori.lg.jp/96796.htm

②　国において、ＢＣＰの取組みを促進するため、各種ガイドライン等を策定してインターネットで公開しており、以下のＵＲＬで閲覧することができる。

【内閣府】

●事業継続計画策定促進方策に関する検討会

「事業継続ガイドライン　第二版」http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline02.pdf

「内閣府 事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例」http://www.udri.net/portal/kigyoubousai/model-no1-1.pdf

「地方公共団体の業務継続」http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku_chihou/index.html

【経済産業省】

●「事業継続計画策定ガイドライン」http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/6_bcpguide.pdf

【中小企業庁】

●「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」　http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/

③　金融機関では事業継続の取組みを行っている企業に対する融資制度があり、以下のＵＲＬでその概要が公開されている。

●株式会社日本政策投信銀行　http://www.dbj.jp/solution/financial/risk_manage/index.html

●商工組合中央金庫　http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/original/index.html#risk

●日本政策金融公庫　http://www.k.jfc.go.jp/yuushi/already/tyuusyo/spsearch/chiiki/19_syakaikankyotaiou_m.html

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　事業継続に向けての取組みの支援

第 11 部　住宅対策計画

第１章　地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

（県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施するための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第２節　建築物の防災・復旧への取組

１　鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

県（生活環境部）及び市町村は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

（１）　建築物の耐震対策の促進に関すること。
（２）　被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
（３）　住宅相談の実施体制の整備に関すること。
（４）　罹災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

２　鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の３つのマニュアルから構成されている。

（１）　地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
（２）　「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
（３）　住宅相談業務マニュアル

第３節　地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱」を定めている。

１　県の体制整備

（１）　応急危険度判定制度に関する普及、啓発
（２）　応急危険度判定士の養成、登録
（３）　県、市町村及び一般社団法人鳥取県建築士会等関係団体との連携体制の保持
（４）　震前判定計画の整備
（５）　応急危険度判定コーディネーターの養成

２　市町村の体制整備

市町村は、市町村地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

３　住民への周知

県及び市町村は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化
２　地震被災建築物応急危険度判定制度の住民への周知

地震被災建築物応急危険度判定実施体制概念図

第２章　被災宅地危険度判定実施体制の整備

（県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第２節　宅地建物防災への取組

１　鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県（県土整備部）及び市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

（１）　被災宅地危険度判定の実施体制の整備（資機材を含む）に関すること。

（２）　被災宅地危険度判定士(被災宅地危険度判定業務調整員を含む)の養成及び登録への協力に関すること。

（３）　被災建築物応急危険度判定との連携に関すること。

第３節　被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

１　県の体制整備

（１）　被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発

（２）　被災宅地危険度判定士(被災宅地危険度判定業務調整員を含む)の登録、養成

（３）　県、市町村及び関係団体との連携体制の整備

２　市町村の体制整備

（１）　被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化

（２）　被災宅地危険度判定に関する情報を住民に周知

※　留意事項：平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地では、被災宅地危険度判定の結果を罹災証明に用いた事例あり。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化

２　被災宅地危険度判定制度の住民への周知

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ

第３章　被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備

（県危機管理局、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害時に被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施し、罹災証明書が遅滞なく発行できるよう、罹災証明書の発行体制を整備することを目的とする。

第２節　罹災証明書の発行体制の整備

１　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

２　県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の実施等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　罹災証明書の発行体制の整備

第４章　応急住宅の確保体制の整備

（県福祉保健部、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とする。

第２節　民間賃貸住宅等の活用

１　県及び市町村は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

２　県は、災害時の応急仮設住宅として使用可能な民間賃貸住宅等の活用体制を整備するものとし、民間賃貸住宅等の空室状況の把握等を円滑に行うため、宅地建物取引業の業種団体等と締結した応援協定に基づき、連携を図るものとする。

第３節　建設資機材及び建設業者の把握

１　県は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

２　県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　応急仮設住宅の確保対策

第 12 部　文教対策計画

第１章　文化財災害対策

（県総務部、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

第２節　現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の７部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ７部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

第３節　文化財の保護管理

１　保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

２　保護・管理等の指導

（１）　国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることができることになっている。

（２）　所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

第４節　災害予防対策

１　対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）であり、これらの文化財は概ね水利の不便な場所にある。

２　対策

（１）　施設整備

ア　建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ　彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

ウ　必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。

（２）　火災予防体制の指導

第４部第４章「消防活動体制の整備」を参照すること。

３　その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないよう平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

第 13 部　農業災害対策計画

第１章　農業災害予防対策

（県農林水産部）

第１節　目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

第２節　農業防災体制

気象の長期予報、異常天候早期警戒情報又は警報等に基づき、大規模な農作物災害が発生するおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会が、被害予防のため各農業関係機関、団体の行う技術指導の一元化と総合化を図りつつ農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努める。

この鳥取県農業気象協議会は、県農林総合研究所長（平成２６年度以降については調整中）を会長とし、事務局は、県農林総合研究所内（平成２６年度以降については調整中）に設置する。

【異常天候早期警戒情報とは】

情報発表日の５日後から14日後までを対象として、７日間平均気温が「かなり高い」もしくは「かなり低い」となる確率が30％以上、または７日間降雪量が「かなり多い」となる確率が30％以上と見込まれる場合に発表される情報（降雪量については11月～３月のみ）。（発表日は原則として毎週月曜日と木曜日）。

低温（高温）に関する異常天候早期警戒情報は、稲作においては、深水管理（低温や高温時に水田の水の量を増やすことで影響を緩和する）や田植え時期の調整による活着不良対策、果樹の凍霜害対策といった利用が見込まれる。その他、家畜の暑さ対策などにも有用と期待される。

大雪に関する異常天候早期警戒情報は、農業施設の補強や果樹の枝折れ防止などの事前対策などへ利用が見込まれる。

第３節　農作物の災害予防対策

１　災害防止の技術指導

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会が樹立するが、災害多発地帯の農林局等は、平素から関係農家に対し災害予防に関する技術指導に努める。

２　資機材の確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　農作物の被害予防に関する気象情報等の伝達体制の確立

２　農業災害の防止に関する技術対策等の情報の啓発、周知等

第 14 部　被災者支援計画

第１章　被災者支援体制の整備

（県危機管理局、県関係部局、県教育委員会）

第１節　目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

第２節　被災者支援体制の整備

１　私人間の紛争の防止及び調整体制の整備

（１）　土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

県（危機管理局等）は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

（２）　地籍調査の推進

県（農林水産部）及び市町村は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

ア　地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

イ　地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

２　被災児童等の援護体制の整備

県（福祉保健部、教育委員会）及び市町村は、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

３　被災者等への的確な情報伝達活動

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　被災児童等の援護体制の整備

災害応急対策編

第１部　総則

第１章　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第 40 条第２項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１　県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
県 警察本部	1　鳥取県防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する施設及び設備の整備 5　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6　災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査 7　水防その他の応急措置 8　被災者の救助及び救護措置	9　災害時の文教対策 10　清掃、防疫その他の保健衛生対策 11　施設及び設備の応急復旧 12　交通規制及び災害警備 13　緊急輸送の確保 14　災害復旧の実施 15　市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

２　市町村、消防局

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
市町村 消防局	1　市町村防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5　防災に関する施設及び設備の整備 6　災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7　水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8　被災者の救難、救助その他の保護	9　被災者の医療、助産の実施 10　避難の勧告又は指示 11　災害時の文教対策 12　清掃、防疫その他の保健衛生対策 13　施設及び設備の応急復旧 14　緊急輸送の確保 15　災害復旧の実施 16　管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

３　指定地方行政機関等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国管区警察局	1　管区内各警察の指導調整 2　警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3　関係機関との協力 4　情報の収集及び連絡 5　警察通信の運用 6　津波警報の伝達
	中国総合通信局	1　非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理

		2　災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 3　災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与
	中国財務局 （鳥取財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3　公共事業等被災施設の査定の立会 4　災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局	1　独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	鳥取労働局	1　労働災害防止についての監督、指導 2　労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　営農資材の供給指導、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7　災害時における主要食糧の供給対策
	近畿中国森林管理局	1　国有保安林、治山施設等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防 3　国有林における荒廃地の復旧 4　木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
	中国経済産業局	1　災害時の物資の供給対策 2　被災商鉱工業者に対する融資あっせん 3　被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
	中国四国産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2　鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全

	中国地方整備局	1　直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2　災害に関する情報の収集及び伝達 3　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4　災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5　被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置 6　港湾施設の整備と防災管理 7　港湾施設の災害復旧 8　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 9　海上の流出油に対する防除措置 10　港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 11　飛行場の災害復旧 12　被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付 13　緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施 14　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の被災地方公共団体への派遣
	中国運輸局 （鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）	1　所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2　輸送等の安全確保に関する指導監督 3　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4　船舶運航事業者に対する航海命令 5　港湾運送事業者に対する公益命令 6　自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局 （美保空港事務所）	1　災害時における航空輸送の調査及び指導 2　災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区気象台 （鳥取地方気象台）	1　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 2　津波警報等の通知 3　恒久的災害対策の気象資料の提供 4　災害発生時の気象観測資料の提供 5　その他防災に係る気象台の所掌事項
	第八管区海上保安本部 （境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地）	1　情報の伝達・周知 2　海難救助等 3　海上における緊急輸送 4　海上交通安全の確保 5　治安の維持
	中国四国地方環境事務所 （米子自然環境事務所）	1　大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2　国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 4　災害時における環境省（本省）との連絡調整
	中国四国防衛局	1　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2　災害時における米軍部隊との連絡調整

陸上自衛隊（第８普通科連隊）	１　災害派遣の準備 （１）　防災関係資料の基礎調査 （２）　災害派遣計画の作成 （３）　防災に関する訓練の実施 ２　災害派遣の実施 （１）　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （２）　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	独立行政法人日本原子力研究開発機構 （人形峠環境技術センター）	１　原子力施設の災害予防 ２　原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 ３　原子力災害時における施設内の応急対策 ４　平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 ５　放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
	日本郵便株式会社 （鳥取中央郵便局）	１　災害時における郵便業務 ２　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
	日本銀行 （松江支店、鳥取事務所）	１　災害時における金融機関の緊急金融措置の指導 ２　災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営
	日本赤十字社 （鳥取県支部）	１　被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 ２　災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 ３　義援金の募集及び配分 ４　血液搬送 ５　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 ６　救援物資の配布 ７　赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	日本放送協会 （ＮＨＫ鳥取放送局）	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
	西日本高速道路株式会社 （中国支社）	１　災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 ２　災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	西日本旅客鉄道株式会社 （ＪＲ西日本米子支社）	１　鉄道施設の災害予防 ２　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 ３　鉄道施設の応急対策及び災害復旧
	日本貨物鉄道株式会社 （米子営業支店）	１　災害時における救助物資の緊急輸送
	西日本電信電話株式会社 （ＮＴＴ西日本鳥取支店）	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ＫＤＤＩ株式会社 （中国総支社）	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	株式会社ＮＴＴドコモ中国支社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日本通運株式会社（鳥取支店、倉吉支店、米子支店）	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	中国電力株式会社 （鳥取支社）	1　電力施設の災害予防 2　災害時における電力の供給対策 3　電力施設の応急対策及び災害復旧
	佐川急便株式会社（中国・四国支社）	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	福山通運株式会社	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	ヤマト運輸株式会社（津山主管支店）	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	ソフトバンクモバイル株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンクテレコム株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）	1　災害時における医療救護の実施
指定地方公共機関	日ノ丸自動車株式会社	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取ガス株式会社	1　ガス施設の災害予防 2　災害時におけるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社	1　ガス施設の災害予防 2　災害時におけるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知
	日本海テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社	1　災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県トラック協会	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道

	公益社団法人鳥取県医師会	1　災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス施設の災害予防及び災害時におけるＬＰガスの供給対策
	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	1　災害時における食糧調達供給
	智頭急行株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県バス協会	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	公益社団法人鳥取県看護協会	1　災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県歯科医師会	1　災害時における医療救護の実施 2　遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会	1　災害時における医療及び助産活動に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	1　災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1　災害ボランティアに関すること 2　避難行動要支援者避難支援センターに関すること

第２節　災害対策基本法による要請等

１　地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第 45 条）

県防災会議の会長又は市町村防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

（1）　県防災会議が要請等を行う主な対象機関等

指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

（2）　市町村防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

２　知事の通知等（災害対策基本法第 55 条）

知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。（第３部第１章「気象情報の伝達」参照）

３　市町村長の事前措置等（災害対策基本法第 59 条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

４　知事の応急措置（災害対策基本法第 70 条）

知事は、本県の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、当該区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努める。

この場合において、知事は、当該区域内の応急措置の実施を総合的に調整する見地から、必要に応じ、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、各関係機関が本来実施すべき応急措置について、実施の要請等を行うものとする。この場合、指定行政機関、指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応急措置の実施を行うものとする。

５　知事の応急措置の代行（災害対策基本法第 73 条）

知事は、本県の区域内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、

災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

６　指定行政機関の長等に対する応援の要求等（災害対策基本法第 74 条の３）

知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村の処理すべき事務の大綱

２　県及び市町村に関連する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

３　災害対策基本法第 45 条に基づく市町村地域防災計画の実施の推進のための市町村防災会議の会長による要請及びその対象機関等

４　災害対策基本法第 59 条に基づく、市町村長の事前措置等

第２章　災害救助法の適用

（県福祉保健部）

第１節　法の適用

１　県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法を適用するものとする。

２　災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行う。

第２節　適用基準等

１　規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（市町村で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

２　適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項（災害救助法施行令第１条第１項各号）	基準	具体例等
第１号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、別表１「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準１号のとおり
第２号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、別表１「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準２号のとおり
第３号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…５世帯以上
第３号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき **【内閣府令で定める特別の事情】** 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…５世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第４号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき **【内閣府令で定める基準】** （１）　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 （２）　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 **特殊の補給方法**：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給　等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

【別表１　市町村別災害救助法適用基準表】　　**（平成 22 年 10 月 1 日：平成 22 年国勢調査確定値）**

市町村名	人口（人）	被害者世帯		市町村名	人口（人）	被害者世帯	
		基準１号	基準２号			基準１号	基準２号
鳥取市	197,449	100	50	琴浦町	18,531	50	25
米子市	148,271	100	50	北栄町	15,442	50	25
倉吉市	50,720	80	40	日吉津村	3,339	30	15
境港市	35,259	60	30	大山町	17,491	50	25
岩美町	12,362	40	20	南部町	11,536	40	20
若桜町	3,873	30	15	伯耆町	11,621	40	20
智頭町	7,718	40	20	日南町	5,460	40	20
八頭町	18,427	50	25	日野町	3,745	30	15
三朝町	7,015	40	20	江府町	3,379	30	15
湯梨浜町	17,029	50	25				

世帯数の算定方法（令第１条第１項第１号から３号に適用）
全壊・全焼・流出世帯・・・１世帯
半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・１／２世帯、
床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・１／３世帯

【参考】適用基準の運用について
・新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに４号適用する運用を行われている。
・最大震度７を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度６弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度５弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
・最大震度６強を観測した能登半島地震においては、石川県は震度５強以上を観測した市町に対して直ちに災害救助法を適用した。
・最大震度６強を観測した新潟県中越沖地震においては、新潟県は震度６弱以上を観測した市町村に対して直ちに災害救助法を適用した。その後、震度５弱以上の市において追加適用。

第３節　適用手続

１　県

（１）　国への報告

ア　県（危機管理局）は、一般被害情報収集時に大規模又は特殊な救助が必要となる災害の発生又は予見される場合は、県（福祉保健部）に速やかに連絡する。

イ　県（福祉保健部）は、県災害対策本部を設置した場合並びに大規模又は特殊な救助が必要となる災害が発生し又は予見され、災害救助法の適用が予期される場合は、内閣府に被害状況等について第一報を行う。閉庁時間にあっては、別途定められた緊急時の連絡系統に従い、報告を行う。

内閣府連絡先 （勤務時間内のみ）	政策統括官（防災担当）被災者行政担当 電話　０３－５２５３－２１１１（内線５１６０３） 電話（直通）　０３－３５０１－５１９１ ファクシミリ　０３－３５９７－９０９１

ウ　被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず以下の内容を情報提供する。

（ア）　災害の発生の日時及び場所
（イ）　災害の原因及び被害の状況
（ウ）　市町村別被害状況（概数）
　ａ　人的被害（死者数、行方不明数、負傷者数（重傷者数・軽傷者数））
　ｂ　住家の被害（世帯数・人員（全壊・全焼・流失、半壊・半焼、床下浸水）
（エ）　法による救助実施見込市町村名、実施年月日
（オ）　すでに取った措置、今後取ろうとする措置（救助の種類等）
（カ）　その他必要事項

（２） 適用の決定

県（福祉保健部）は、市町村から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

（３） なお、適用に当たっては、被害住家の数のみに拘泥しないで、特殊な救助の必要性の有無や、多数の被災者の生命・身体に危害が及ぶ恐れの有無を考慮し、時機を失しないよう速やかに知事の決裁を仰ぎ、適用の適否を判断するものとする。

従来、都道府県知事が令第１条第１項第３号後段及び第４号により法を適用するに当たっては、国に対する協議が求められていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨に従い、平成12年４月以降は国に対する協議は必要とされていない。

よって、住家の滅失数によらない適用も考慮に入れ、迅速な適用を行う必要がある。

（４） 県（福祉保健部）は、災害救助法を適用したときは、当該市町村、所管の総合事務所（東部圏域は東部振興監）及び県各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、内閣府に報告する。

（５） 公示

県（福祉保健部）は、災害救助法を適用したときは、内閣府と連絡調整を図り、以下の項目について公示を行う。

ア 災害発生の日 イ 災害の種類 ウ 救助の期間 エ 救助を実施する区域（市町村）

２ 市町村

市町村は、災害に際し、当該市町村における災害が第２節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第４節 救助の実施

１ 実施機関

別表３「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

（１） 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

（ア） 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。

・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。

・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

（イ） 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。

（２） 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

２ 救助の種類

（１） 避難所、応急仮設住宅の設置 （２） 食品、飲料水の給与 （３） 被服、寝具等の給与又は貸与

（４） 医療、助産 （５） 被災者の救出 （６） 住宅の応急修理 （７） 学用品の給与 （８） 埋葬

（９） 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

３ 救助の基準

（１） 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表２「災害救助法による救助の種類と概要」及び資料編のとおりとする。

（２） なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4　災害救助に関する県の組織

（1）　災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。

（2）　救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表２　災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の供与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、１人１日３リットル以上を目安とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、高熱材料を目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・捜索期間（３日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	・修理か所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与	市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。 ・漂流遺体の取り扱いは下記による。
遺体の捜索	市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、３日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体の処理	市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取り扱いは下記による。 ・埋葬を除く。

	委託）		
障害物の除去	市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための輸送	県 市町村（県が一部委任）	１　被災者の避難（被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送） ２　医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） ３　被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送） ４　飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） ５　遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） ６　遺体の処理（遺体の処理・検案のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）	

＊「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

＊床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取り扱い

１　遺体の身元が判明している場合

（１）　遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理等を実施、その費用は県が負担する。

（２）　遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

２　遺体の身元が判明していない場合

（１）　遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記１と同様に取り扱うものとする。

（２）　遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第５節　費用の支弁及び国庫負担

１　費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁する。

２　国庫負担

災害救助法による救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、県の普通税収入見込額に占める救助費用の割合に応じて、国庫が負担される。

【国庫負担の対象】

（１）　救助に要した費用（救助の事務を行うのに要した費用を含む。）

（２）　従事命令を受けた者に対する実費弁償及びこれらの者に対する扶助金の支給に要した費用

（３）　協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した費用

（４）　管理、使用、収容及び保管命令の処分に伴う損失補償に要した費用

（５）　日本赤十字社に対する補償に要した費用

（６）　他の都道府県から応援を受けた場合、その求償に対する支払いに要した費用

【別表３】　　**災害救助法による応急救助の実施概念図**

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　災害救助法の適用に係る県への報告

2　救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目

3　災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助の着手及び知事への報告

第３章　損害補償

（県総務部、県福祉保健部ほか）

第１節　目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第２節　災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等に依る。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第１項、同条第２項、同条第３項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者（自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第１項	市町村
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第２項	県
消防法第29条第５項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の３	市町村
消防法第25条第２項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第１項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第７条第１項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第７条第２項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

第３節　民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、県は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害応急対策活動従事者の損害補償

（１）　災害対策基本法第 84 条第１項に基づく損害補償

（２）　消防法第 36 条の３に基づく損害補償

第４章　激甚災害の適用

（県総務部ほか関係各部局）

第１節　激甚災害制度の概要

１　激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） ・「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

２　激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

３　激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第３条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		2	公共土木施設災害関連事業	
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		６の２	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
		14	湛水排除事業	
２　農林水産業に関する特別の助成	第５条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		
	第６条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	第７条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
	第８条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関		天災融資法

		する暫定措置の特例	
	第９条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助	
	第11条の２	・森林災害復旧事業に対する補助	
３　中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第13条	・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
４　その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例	
	第22条	・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

第２節　激甚災害の指定に係る手続き

１　調査の実施

（１）　県は、市町村の被害状況等を検討し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について各部局で必要な調査を実施する。

（２）　各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。（局激については、１月から 12 月までの復旧事業費の査定額を例年 12 月下旬に提出して指定するため、例年２月から３月の指定となることに留意。）

２　指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

３　特別財政援助額の交付手続

（１）　市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

（２）　県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第２部　組織体制計画

第１章　組織及び体制

（県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、県、市町村及びその他防災機関が災害の発生に対し、速やかにその初動態勢を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

第２節　鳥取県災害対策本部等

知事は、鳥取県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、速やかに鳥取県災害対策本部（以下、この編において「県本部」という。）を設置するものとする。（原子力災害対策にかかる災害対策本部等については原子力災害対策編に記載）

鳥取県災害対策本部

1　鳥取県災害対策本部

（1）　県本部の組織

ア　本部長

（ア）　本部長は、知事がその任務に当たる。本部長は県本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

（イ）　知事が不在等の非常時には、自衛隊等への災害派遣要請等の知事権限委譲順位を次のとおりとする。

第１位　副知事　　第２位　統轄監　　第３位　危機管理局長

イ　副本部長

（ア）　副本部長は、副知事がその任務に当たる。

（イ）　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ　本部員

（ア）　本部員は、統轄監、未来づくり推進局長、危機管理局長、総務部長、地域振興部長、文化観光局長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、その他職員で知事が指名する者を充てる。

（イ）　この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、本部員の男女構成について、あらかじめ十分配意するものとする。

（ウ）　本部員自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務に当たる。

エ　本部員付

本部員付は、本部員及び事務局と実施部との連絡調整等を行うものとし、各実施部においては、あらかじめ複数の担当職員とその参集すべき順位を定めておくものとする。

オ　実施部

（ア）　実施部は、各部局で構成し、主管課は各部局の主管課（県土整備部は技術企画課）とする。実施部は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

（イ）　特に指示がない限り平時の執務室を拠点として災害対策に当たるものとするが、被災等により平時の執務室が使用不能となった場合の代替施設をあらかじめ定めておくものとする。

カ　事務局

（ア）　事務局は、災害対策本部室内に設置し、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員並びにあらかじめ決められた他課からの応援職員（過去に危機管理部局に配置された経験のある者）で構成する。

（イ）　事務局長は、原子力安全対策監をもって充てるものとする。

（ウ）　事務局は、「鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領」「鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領」に基づき、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う（要領は資料編のとおり）。

キ　オブザーバー

（ア）　県本部は、災害対策を円滑に実施するため、必要に応じ関係者（鳥取県防災顧問、鳥取地方気象台職員、国土交通省中国地方整備局職員、自衛隊連絡幹部（鳥取地方協力本部）、緊急消防援助隊連絡員（東部消防局）など）を招集することができる。

（イ）　また、ライフライン復旧作業を調整するための連絡員を関係機関から招集し、各機関と必要な調整を行う。

（2）　設置の場所

（ア）　県本部の設置場所は、県庁第二庁舎３階及び４階とする。なお、県庁第二庁舎が使用不可能な場合は、県東部庁舎等適切な場所に設置するものとする。

（イ）　さらに、東部地区に大災害が発生し、これらのいずれの施設も県本部として使用できなくなった場合は、中部総合事務所又は西部総合事務所に設置するものとする。

（3）　設置及び廃止の基準

ア　県本部の設置の基準は、第２章「配備及び動員」による。

イ　県本部は、概ね次の基準により知事が廃止する。

（ア）　県内各地域における危険がなくなったと認めるとき。

（イ）　当該災害に係る応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認めるとき。

（4）　設置及び廃止の公表

ア　県本部事務局は、県本部が設置されたときは直ちにその旨を、県関係機関（県庁内を含む）、国（総務省消防庁）、市町村、報道機関及び県防災会議構成機関に対し、電話（有線、無線）、ファクシミリ、電子メール、庁内放送、文書等により公表（通知）するとともに、県本部（本部長、本部員、事務局各班、通信途

絶に備えた衛星携帯電話）の連絡先の周知を図るものとする。

イ　県本部が廃止されたときは、同様に設置の公表に準じてその旨を公表する。

（5）　県本部の任務等

ア　県本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに本計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

イ　県本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。

（ア）　災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

（イ）　災害に係る各種情報収集

（ウ）　緊急輸送路確保のための連絡調整

（エ）　関係機関への応援要請（要請手続等については、第４部「防災関係機関の連携推進計画」の各章を参照）

（オ）　国（現地対策本部）との連絡調整

（カ）　食糧、生活関連物資等の調達・供給に係る調整

（キ）　円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

（ク）　住民の安心安全情報の提供

ウ　県本部の所掌事務

（ア）　県本部（実施部及び事務局）の所掌事務は、別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」のとおりとする。

（イ）　県本部が設置されていないときであっても、各課（室）は、県本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

（ウ）　なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、県危機管理局長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

エ　その他の県の組織

県の地方機関、企業局事業所、教育機関は、鳥取県行政組織規則（昭和 39 年３月鳥取県規則第 13 号）、鳥取県企業局組織規程（昭和 38 年５月鳥取県企業管理規程第１号）、鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和 39 年４月鳥取県教育委員会規則第５号）に定める事務のほか、主管部長の指示にしたがって必要な事務を処理するものとする。

オ　ワーキングチームの設置

部局横断的な課題については、必要に応じて関係部局職員で構成するワーキングチームを設置し、対応にあたるものとする。

（6）　災害対策本部会議の開催

県本部では、災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。

ア　本部会議の構成

（ア）　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

（イ）　本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

イ　本部会議の開催

（ア）　本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

（イ）　本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（原子力安全対策監）に申し出るものとする。

（ウ）　なお、県本部の設置直後の第１回は、本部長参集と同時に速やかに（概ね 30 分以内を目途）開催するものとし、第２回は第１回の概ね１時間後に開催するものとする。その後は２～３時間おきを原則に、対応状況を勘案して開催するものとする。

ウ　本部会議の協議事項

（ア）　県本部の配備体制に関すること

（イ）　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

（ウ）　市町村長に対する災害対策の指示に関すること

（エ）　指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること

（オ）　その他災害対策に関する重要事項

（7） 本部会議の検討項目

本部会議においては、主として部局間で検討が必要なものについて検討するものとし、主な項目は次表のとおりである。

開催時期		検討すべき項目	判断に必要な情報
発生直後（発災期）	1	県の体制（地方支部、現地本部の設置等）	気象情報や震度情報、既存の被害想定資料などに基づく俯瞰的な被害見積もり（火災発生を含む）
	2	救助勢力を集中的に投入すべき地域の決定	上記１の被害見積もり
	3	情報収集体制（県消防防災ヘリの運用、被災地域への職員派遣等）	県消防防災ヘリの活動状況、県・市町村庁舎のインフラ機能
	4	自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への災害派遣要請（原則、自衛隊に対する情報収集派遣を要請）	上記１の被害見積もり、活動拠点（空港など）や緊急輸送道路の被災及び迂回路の状況
1日目（災害拡大期）	5	災害救助法の適用	４号適用の可能性及び内閣府との協議 ※４号適用は時機を失すると適用困難
	6	県の部局間の弾力的な職員応援	職員の被災、登庁状況（総合事務所を含む）
	7	市町村への緊急支援要員の派遣（災害時緊急支援チーム、医療応援ほか）	市町村からの応援要請状況、医療関係従事者の対応状況
	8	非常用食糧、生活関連物資の支援	避難者数の見積もり、応援協定等に基づく調達可能数量の把握、輸送手段の調整
	9	応援協定に基づく他自治体への応援要請	外部応援が必要な対策、国・全国知事会等との調整状況
	10	広報戦略	県民の必要とする情報、緊急に県民に周知が必要な情報
	11	気象予測を見越した二次災害の防止対策	今後の気象推移、余震の発生見込み等
1～3日後（災害沈静期）	12	市町村への専門職員派遣（土木関係、保健師等）	市町村からの要請状況、メンタルケア対策の対応状況
	13	応援協定に基づく他自治体への応援要請、特に職員派遣）	市町村での避難所運営等に必要な職員数、ボランティア等の活動状況
	14	職員ローテーションの検討	夜間対応に必要な職員数の把握
3日後～（災害沈静期）	15	支援施策の検討	被害特性の把握、県民のニーズ
	16	仮設住宅の建設	市町村からの要請状況、建設用地の確保
	17	風評被害対策	風評被害の状況
	18	災害復興本部への移行	応急対策の実施状況

※ 災害発生時には、上表を参考に災害特性を踏まえて弾力的に検討

（8） 本部会議の公開

本部会議は、原則として公開とする。

（9） 対策実施に当たっての部局間の連携

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部局の本部員のみならず他のすべての本部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

(10) 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、県本部が複数設置される場合は、重複する要員の配置や業務分担の調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

２ 鳥取県災害対策本部地方支部

知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため、県本部に必要な災害対策本部地方支部（以下、この編において「支部」という。）を置くこととする。

（1） 支部の名称、所管区域等は、次のとおりとする。

支部の組織

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
東部 支部	鳥取市、岩美郡、 八頭郡	東部振興監	東部県税事務所長 東部福祉保健事務所長 東部生活環境事務所長 東部農林事務所長 　八頭事務所長兼鳥獣対策センター所長 鳥取県土整備事務所長 八頭県土整備事務所長 鳥取家畜保健衛生所長企業局東部事務所長 東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	東部振興監東部 振興課
中部 支部	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所長	中部総合事務所 （中部総合事務所地域振興局長 中部総合事務所福祉保健局長 中部総合事務所生活環境局長 中部総合事務所農林局長 中部総合事務所県土整備局長） 中部県税事務所長 倉吉家畜保健衛生所長企業局東部事務所長 中部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	中部総合事務所 地域振興局
西部 支部	米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	西部総合事務所長	西部総合事務所 （西部総合事務所地域振興局長 西部総合事務所福祉保健局長 西部総合事務所生活環境局長 西部総合事務所農林局長 西部総合事務所米子県土整備局長 日野振興センター所長 日野振興センター日野振興局長 日野振興センター日野県土整備局長） 西部県税事務所長 西部家畜保健衛生所長境港水産事務所長企業局西部事務所長西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	西部総合事務所 地域振興局

（２）　支部の組織

支部に支部長、支部員及びその他の職員で構成する実施部、事務局を置く。

ア　支部長

（ア）　支部長は当該地域を管轄する総合事務所長（東部圏域においては東部振興監）をもって充てる。

（イ）　支部長は本部長の命を受け、支部の事務を総括する。

イ　支部員

（ア）　支部員には、（１）の「支部の組織」の表に掲げる職にある者を充てる。この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、支部員の男女構成について、あらかじめ十分配意するものとする。

（イ）　支部員は、支部長の命を受け、支部の事務に従事する。

ウ　実施部

実施部は、支部長及び支部員が所属する地方機関等で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

エ　事務局

（ア）　事務局は支部の災害対策室内に設置し、支部員の事務を補助する。

（イ）　事務局職員は、支部長及び支部員がその所属する地方機関等の職員のうちから指名するものとする。

（3）　設置の場所

支部の設置場所は、当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）とする。

（4）　設置及び廃止の基準

ア　支部の設置基準は、第２章「配備及び動員」による。

イ　支部の廃止基準は、次のとおりとする。

（ア）　当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）に現地災害対策本部が設置されたとき

（イ）　県本部が廃止されたとき

（ウ）　その他、知事が必要と認めたとき

（5）　設置及び廃止の公表

支部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

（6）　支部の任務等

支部の所掌事務は次のとおりとする。

ア　所管区域の災害に関する情報の収集及び県本部に対する報告に関すること。

イ　災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。

ウ　関係機関との連絡に関すること。

エ　その他本部長が命じた事項に関すること。

（7）　支部連絡会議

ア　支部連絡会議の構成

（ア）　支部に、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（イ）　なお、状況に応じて必要な支部員が支部連絡会議に参加するものとする。

イ　支部連絡会議の開催

連絡会議は支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がこれを代理する。

ウ　支部連絡会議の協議事項

連絡会議は、支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。

（8）　支部連絡会議の公開

支部連絡会議は、原則として公開とする。

（9）　オブザーバーの派遣要請

支部長は、必要に応じ、本部長に対してオブザーバー又は連絡要員の支部への派遣について要請するものとする。

(10)　その他

ア　支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害に関する情報は当該支部員がこれを収集し、当該地方機関等を所掌する部の部長たる本部員に報告するとともに、支部連絡会議に報告するものとする。

イ　各支部の支部員は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、支部が開設されていない場合でも、災害情報の収集及び伝達のための必要な措置を講ずる。

ウ　「鳥取県災害対策地方支部運営要領」によるほか、同要領に基づき支部が作成した運営マニュアルにより支部運営に当たるものとする。（要領は資料編のとおり）

３　鳥取県現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下、この編において「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

（1）　現地本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア　現地本部長

（ア）　現地本部長は、当該地区を所管する支部長をもって充てる。ただし、所管区域が複数の支部にまたがるときは本部長が指名する。

（イ）　現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ　現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

（2）　設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地区を所管区域とする支部の県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）内に設置する。

（3）　設置及び廃止の基準

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。

（4）　設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

（5）　現地本部の公開

現地本部は、原則として公開とする。

（6）　現地本部の任務等

ア　現地本部は、災害地において県本部の事務の一部を行うものとし、その内容については県本部の本部会議において決定するものとする。

イ　現地本部長は、災害が大規模で所管区域の市町村役場、消防機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の市町村役場及び被災地の情報を直接収集・分析し、県本部に報告するものとする。

ウ　なお、情報収集に当たっては、県本部事務局の情報管理班と密接な連絡のもとに活動するものとする。

（7）　現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第３節　鳥取県災害警戒本部

危機管理局長は、県本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

１　警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員、本部長付を置く。

（1）　警戒本部長

ア　警戒本部長は、危機管理局長がその任務に当たる。

イ　警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ　警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第１位　原子力安全対策監　　第２位　危機管理政策課長

第３位　危機対策・情報課長

（2）　警戒副本部長

ア　警戒副本部長は、原子力安全対策監がその任務に当たる。

イ　警戒副本部長は本部長を補佐する。

ウ　警戒副本部長が不在等の非常時には、危機管理政策課長がその任務を代理する。

（3）　本部長付

ア　危機対策・情報課長、危機管理専門官を本部長付とする。

イ　本部長付は、被災地に対する応援派遣の検討、本部長の指示する特命事項等の任務に当たる

（4）　事務局

ア　警戒本部事務局職員は、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員とする。

イ　なお、県水防本部との連携などのため、必要に応じて他部局からの応援職員を加えるものとする。

（5）　災害対策本部事務局への移行

ア　警戒本部事務局職員（応援職員を除く。）は、県本部が設置されたときは速やかに県本部事務局職員としての任務につくものとする。

２　設置の場所

警戒本部は、危機管理局の執務室内（県庁第二庁舎）に置くものとし、必要に応じて災害対策本部室に設置するものとする。

３　設置及び廃止の基準

（1）　警戒本部の設置の基準は、第２章「配備及び動員」のとおりとする。

（2）　警戒本部は、概ね次の基準により危機管理局長が廃止する。

ア　体制が第２章「配備及び動員」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。

イ　県内各地域における警戒の必要がなくなったと認めるとき。

４　設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各部局主管課及び各総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）並びに警察本部及び消防局等の関係機関に連絡し、さらに勤務時間内にあっては庁内放送を行い全職員に連絡するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

５　警戒本部の公開

警戒本部は、原則として公開とする。

６　警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

（１）　気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達

（２）　県ホームページ等による情報提供や注意喚起

（３）　台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催

（４）　配備体制の移行を視野に入れた災害への警戒・監視

７　その他

その他「鳥取県災害警戒本部設置運営要領」による。（要領は資料編のとおり）

第４節　その他の応急対策を実施する組織

１　鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集

県本部や警戒本部を設置していない場合の所管が明確でない又は複数の部局・機関に関連する災害対策に関する初動対応については、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、その緊急性や重要性に応じて「鳥取県危機管理委員会」又は「鳥取県緊急対応チーム」を招集し、必要な初動応急対策を実施するものとする。

（１）　組織

区分	構成員	
	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	危機管理局長
副議長	副知事	危機対策・情報課長
委員	統轄監 未来づくり推進局長・危機管理局長・総務部長・地域振興部長・文化観光・スポーツ局長・福祉保健部長・生活環境部長・商工労働部長・農林水産部長・県土整備部長・会計管理者・企業局長 病院事業管理者 教育委員会教育長 警察本部長が指名する部長	危機管理担当参事 企画課長・広報課長・総務課長・地域振興課長・文化政策課長・福祉保健課長・環境立県推進課長・商工政策課長・農林水産総務課長・技術企画課長・教育委員会教育総務課長 その他関係課長 警察本部長が指名する課長
事務局	危機対策・情報課の職員	

（２）　招集の場所

鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集の場所は、県災害対策本部室（県庁第二庁舎）とする。

（３）　鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの任務等

鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの所掌事務は次のとおりとする。

ア　情報の共有

イ　対応方針の決定

ウ　対応部局の役割分担と連携要領の決定

エ　対策本部等の設置の決定

オ　広報活動に関すること

カ　その他必要な事項

（４）　県本部への移行

県本部等が設置された場合は、これらに移行する。

２　危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制の確立のため、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、以下に示す職にある者を危機管理担当参事に指名する。危機管理担当参事は、平素において危機対策・情報課と連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

（未来づくり推進局）企画課長、広報課長
（総務部）総務課長
（地域振興部）地域振興課長
（文化観光・スポーツ局）文化政策課長
（福祉保健部）福祉保健課長
（生活環境部）環境立県推進課長
（商工労働部）商工政策課長
（農林水産部）農林水産総務課長
（県土整備部）技術企画課長
（教育委員会）教育総務課長

３　危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所地域振興局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監を兼務する。（東部圏域においては東部振興監東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

第５節　その他の組織等

１　水防組織

水防組織については、風水害対策編第２部第１章「水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

２　警察本部の警備体制

警察本部の警備体制については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」によるものとする。

その概略は、災害応急対策編（共通）第４部第５章「災害警備の実施」のとおりである。

３　各種委員会等の協力

知事は、災害応急対策上必要があると認めるときは、人事委員会等の各種委員会（教育委員会を除く。）、監査委員又は議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとする。

（参考）県が設置する本部等

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
緊急消防援助隊	鳥取県消防応援活動調整本部	県消防防災課長	緊急消防援助隊の出動が決定したとき（複数の消防局にわたる場合等）		災害応急対策編（共通）第４部第４章「消防活動」
被災建築物の応急危険度判定	応急危険度判定支援本部	県住宅政策課長	震度５強以上の地震が発生した場合又は市町村から要請があった場合であって、県対策本部長から指示があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第２章「建築物の応急危険度判定」
	応急危険度判定支援支部	県の総合事務所生活環境局（東部圏域においては東部生活環境事務所）建築住宅課長			
被災宅地の危険度判定	危険度判定支援本部	県技術企画課長	市町村から要請があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第３章「被災宅地の危険度判定」
	危険度判定支援支部	県の県土整備事務所長・総合事務所県土整備局長			
災害時の医療	医療救護対策本部	県福祉保健部長	次に掲げる場合であって必要と認めるとき ア　県災害対策本部の		災害応急対策編（共通）第６部第１章「医療（助産）救護の実施」
	医療救護対策	各総合事務所			

	支部	福祉保健局長（東部圏域においては東部福祉保健事務所長）	設置 イ　県災害対策本部未設置だが、医療救護活動が必要となるおそれがある場合		「鳥取県災害医療活動指針」
災害時の防疫	災害防疫対策本部	県健康政策課長	必要に応じて	県災害対策本部が設置された場合はこれに含まれる	災害応急対策編（共通）第９部第３章「防疫の実施」
	現地災害防疫対策本部	各総合事務所福祉保健局長（東部圏域においては東部福祉保健事務所長）			
災害復興	災害復興本部	知事	必要に応じて（災害復興時）		災害応急対策編（共通）第16部第２章「災害復興」
水防	水防本部	知事（県河川課）	常時設置	県災害対策本部が設置された場合は統合	風水害対策編第２部第１章「水防計画」
航空機災害等	災害対策現地本部	空港管理事務所長	航空災害等の緊急事態が発生又はそのおそれがある場合		「鳥取空港災害対策緊急計画」
県教育委員会	教育委員会災害対策本部	教育次長	大規模災害の発生によって鳥取県災害対策本部が設置された場合		「教育関係機関の災害情報収集要領」

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村災害対策本部に係る事項

（１）　組織　（２）　設置場所　（３）　設置及び廃止の基準　（４）　設置及び廃止の公表

（５）　市町村長が不在の場合の本部長代行順位　（６）　本部の任務等　（７）　本部会議の開催

（８）　支所等の位置付及び体制　（９）　庁舎が被災した場合の代替場所等

２　市町村現地対策本部に係る事項

（１）　組織　（２）　設置場所　（３）　設置及び廃止の基準　（４）　設置及び廃止の公表

（５）　現地対策本部の任務等

３　市町村警戒本部等の市町村対策本部以外の市町村の災害対応組織

４　避難勧告発令などの市町村長権限移譲順位

５　その他必要な事項

別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」

区分		構成		所掌業務
対策本部	警戒本部	部	課	
事務局（応援職員を含む）	事務局	危機管理局	危機管理政策課	1　災害の復興対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること 2　他府県等との広域応援に係る調整に関すること 3　市町村との連絡に関すること 4　市町村の災害対策に係る助言に関すること 5　市町村の相互応援の調整に関すること 6　物資及び人員の輸送に係る総合調整に関すること 7　緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関すること 8　被害認定及びり災証明の発行に係る市町村の支援及び調整に関すること 9　災害時における市町村の災害応急対策業務等の継続支援の総括に関すること 10　その他他課の所管に属しない災害応急対策に関すること
			危機対策・情報課	1　大規模事故等に係る災害対策本部の運営に関すること 2　危機管理委員会又は緊急対応チームの招集に関すること 3　応急対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること 4　自然災害に係る県本部の運営に関すること 5　自然災害に係る警戒本部の設置及び運営に関すること 6　気象情報の受信及び関係先への伝達に関すること 7　被害情報の集約及び伝達に関すること 8　市町村の一般被害情報の収集に関すること 9　防災関係機関からの被害情報等の収集に関すること 10　中央防災会議等に対する報告及び連絡に関すること 11　防災関係機関（自衛隊、海上保安庁等）の活動、受入の調整に関すること 12　防災行政無線、ヘリテレシステム等に関すること 13　非常通信に関すること
			原子力安全対策課	1　原子力に係る安全対策及び防災対策に関すること
			消防防災課	1　緊急消防援助隊の派遣及び受援に関すること 2　消防機関との連絡に関すること 3　消防団の派遣に係る調整に関すること 4　危険物の保安対策に関すること 5　高圧ガス及び火薬類の安全対策に関すること 6　消防防災ヘリコプターの運航に関すること 7　航空応援の調整に関すること
実施部	―	未来づくり推進局 主管： 企画課	企画課	1　局内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　局内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）の連絡調整に関すること 3　県本部の事務局の所掌事務のうち、次に掲げる業務の補助に関すること （1）　災害の応急対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること （2）　国会その他による災害視察に関すること 4　全国知事会との調整に関すること 5　その他部内他課の所管に属しないこと
			広報課	1　災害情報、被害状況、災害応急対策活動状況等の広報に関すること 2　庁内放送に関すること

			県民課	1　災害時における個人情報保護に係る事務の総括に関すること 2　災害時を含む一般広聴に関すること
			鳥取力創造課	1　未来づくり推進局各課の応援に関すること
		総務部 主管： 総務課	総務課	1　部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　部内及び県外事務所との連絡調整に関すること 3　防災関係機関の受入スペースの確保及び整備に関すること 4　有線電話に関すること 5　庁舎及び構内の管理、警備に関すること 6　その他部内他課の所管に属しないこと
			財政課	1　国による財政支援の総括に関すること 2　県議会に関すること 3　予算その他財政に関すること
			政策法務課	1　災害により焼失のおそれのある公文書等の収集、整理及び保存に関すること 2　総務部各課の応援に関すること
			税務課	1　災害による県税の減免に関すること 2　県税事務所の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　県税事務所に対する連絡指導に関すること
			営繕課	1　県の公有財産の被害調査の総括に関すること 2　県有財産（建築物）の応急復旧に関すること
			情報政策課	1　情報通信施設等の被害調査報告に関すること 2　災害対策本部の庁内ＬＡＮの応急復旧及び整備に関すること 3　防災関係機関の受入スペースの情報環境の整備に関すること 4　庁内ＬＡＮの被害調査報告及び必要な対策に関すること 5　情報ハイウェイの被害調査報告及び必要な対策に関すること 6　総合行政ネットワークの被害調査報告及び必要な対策に関すること
			東京本部	1　災害対策に関し、国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関すること
			行財政改革局人事企画課	1　職員の動員に関すること 2　職員の安否確認に関すること 3　災害時緊急支援チームの派遣に関すること 4　職員災害応援隊の派遣に関すること 5　国及び他の都道府県職員の派遣要請に関すること 6　その他必要な人事に関すること
			行財政改革局業務効率推進課	1　県の業務継続の総括に関すること
			行財政改革局財源確保推進課	1　職員宿舎の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　所掌業務に関連する防災対策に関すること
			行財政改革局職員人材開発センター	1　自治研修所の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			行財政改革局福利厚生課	1　動員職員の衛生管理及び公務災害補償に関すること 2　被災職員に対する給付、その他福利厚生に関すること
			人権局人権・同和対策課	1　災害時の人権保護対策の総括に関すること 2　奨学資金等の返還猶予等に関すること
			行政監察・法人指導課	1　総務部各課の応援に関すること
		地域振興部 主管： 地域振興課	地域振興課	1　部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　部内及び総合事務所（東部圏域においては東部振興監東部振興課）の連絡調整に関すること 3　被災市町村の行財政の調査指導に関すること 4　災害時における市町村の通常業務等の継続支援の総括に関すること

				5　その他部内他課の所管に属しないこと
			交通政策課	1　鉄道、バス、航空機の被害調査報告及び必要な対策に関するこ　と 2　鉄道、バス、航空機による物資等の輸送に係る調整に関するこ　と
			教育・学術振興課	1　私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の被害調査報告並びに必要な対策に関すること
			男女共同参画推進課	1　男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること
			とっとり暮らし支援課 統計課	1　地域振興部各課の応援に関すること
		文化観光・スポーツ局 主管： 文化政策課	文化政策課	1　局内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　局内及び各総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 3　文化施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4　その他局内他課の所管に属しないこと
			交流推進課	1　災害時における外国人の救助、避難並びに災害情報の提供に係る通訳及び翻訳の支援並びに関係団体との連絡調整に関すること 2　被災した外国人の相談窓口に係る通訳及び翻訳の支援に関すること
			観光戦略課	1　観光施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　観光客の安全確保対策に関すること 3　風評被害対策に関すること
			スポーツ課	1　社会体育施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			まんが王国官房	1　文化観光・スポーツ局各課の応援に関すること
		福祉保健部 主管： 福祉保健課	福祉保健課	1　部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　部内及び総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 3　災害救助法による救助計画及び実施に関すること 4　内閣総理大臣その他必要機関に対する救援要請に関すること 5　市町村に対する災害救助の指導に関すること 6　社会福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 7　被災者に対する生活保護、生活福祉資金に関すること 8　義援金の収配に関すること 9　日本赤十字社に対する協力要請に関すること 10　保健所の連絡調整に関すること 11　保健衛生施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 12　その他部内他課の所管に属しないこと
			障がい福祉課	1　被災地区の身体・知的障がい者（児）、精神障がい者の保護、入所に関すること 2　障がい者福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関するこ　と
			長寿社会課	1　被災地区の老人の保護、入所に関すること 2　老人福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　県社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4　生活支援ボランティアの受入れに関すること
			全国障がい者芸術・文化祭課	1　福祉保健部各課の応援に関すること
			子育て王国推進局 子育て応援課	1　被災地区の母子及び児童の保護、入所に関すること 2　私立幼稚園の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3　児童福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること

				4　救援物資等の調達、保管、配分に関すること 5　被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けに関すること
			子育て王国推進局 子ども発達支援課	1　障がい者福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関するこ　と
			健康医療局健康政策課	1　感染症の防疫に関すること 2　感染症指定医療機関等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			健康医療局医療政策課	1　災害救助活動における医療、助産に関すること 2　医療救護対策本部の設置及び運営に関すること 3　ドクターヘリの運航に関すること 4　ＤＭＡＴの派遣に関すること 5　一般医療機関の被害調査報告及び必要な対策に関すること 6　医療機関、県医師会、県看護協会及び県歯科医師会等との連絡調整に関すること 7　医療救護ボランティアの受入れに関すること 8　傷病者の搬送に係る医療機関との調整に関すること 9　医療、助産に係る市町村の支援の総括に関すること 10　自治医科大医療チームの医療支援に係る要請及び調整に関すること
			健康医療局医療指導課	1　毒物・劇物の安全対策に関すること 2　医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること
			子育て王国推進局 青少年・家庭課	1　福祉保健部各課の応援に関すること
		生活環境部 主管： 環境立県推進課	環境立県推進課	1　部内並びに各総合事務所生活環境局及び福祉保健局（東部圏域においては東部生活環境事務所及び東部福祉保健事務所）（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 2　部内の連絡調整に関すること 3　その他部内他課の所管に属しないこと
			水・大気環境課	1　飲料水の供給に関すること（ボトルウォーターの供給を除く） 2　上水道の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　下水道の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4　トイレ対策の総合調整に関すること（仮設トイレの設置を含む　）
			循環型社会推進課	1　清掃施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　災害廃棄物の処理に関すること
			緑豊かな自然課	1　自然公園、公園緑地諸施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			くらしの安心局くらしの安心推進課	1　食品衛生、食中毒防止対策に関すること 2　生活関連物資の調達に関すること（携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーターのみ）を含む） 3　環境衛生の指導に関すること 4　動物の管理の指導に関すること 5　災害救助活動における埋葬等の連絡調整に関すること
			くらしの安心局消費生活センター	1　災害時の消費生活相談に関すること
			くらしの安心局住まいまちづくり課	1　公営住宅の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　（独）住宅金融支援機構の融資に関すること 3　応急仮設住宅等の建設に関すること 4　被災者住宅再建支援に関すること 5　被災者生活再建支援に関すること 6　建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）及び第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）の措置に関すること 7　被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基準に関す

				ること 8　地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関すること
			衛生環境研究所 砂丘事務所	1　生活環境部各課の応援に関すること
		商工労働部 主管： 商工政策課	商工政策課	1　部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　部内及び総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 3　商工業関係の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4　中小企業に対する復旧に必要な資金の円滑な融資に関すること 5　労働関係施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 6　被災労働者の福祉対策に関すること 7　企業の事業継続に関すること 8　その他部内各課の所管に属しないこと
			経済産業総室	1　輸送手段の確保（他課の所掌に属するものを除く）に関すること
			立地戦略課 雇用人材総室	1　商工労働部各課の応援に関すること
		商工労働部 農林水産部	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 食のみやこ推進課	1　商工労働部及び農林水産部各課の応援に関すること
		農林水産部 主管： 農林水産総務課	農林水産総務課	1　部内及び総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　部内及び総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）との連絡調整に関すること 3　農業共同利用施設（有線放送施設を除く）の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4　農業災害に対する被害程度の確認と共済金の支払いに関すること 5　その他部内他課の所管に属しないこと
			経営支援課	1　農業災害融資に関すること
			農林振興戦略監生産振興課	1　作物、個人の農業用施設、大型ハウス、果樹棚及び防除施設等の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 2　種苗及び生産資材等のあっせんに関すること 3　避難者等の食糧の調達に関すること
			農林振興戦略監畜産課	1　家畜、家畜施設、牧野、牧野施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 3　家畜飼料及び飼料作物種子の調達に関すること
			農地・水保全課	1　農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機場・農道等）の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			農林振興戦略監とっとり農業戦略課	1　農業気象に関すること 2　農作物、畜産物等の被害に関する技術対策の総括に関すること
			森林・林業振興局林政企画課	1　林産物、県営林、林産施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　林業災害金融に関すること
			森林・林業振興局県産材・林産振興課	1　仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達に関すること 2　林道の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			森林・林業振興局森林づくり推進課	1　造林地の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　苗畑の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			水産振興局水産課	1　漁船、漁具及び水産施設、水産物の被害調査報告及び必要な対

				策に関すること 2　県有船舶による輸送に関すること 3　漁業災害金融に関すること 4　漁業被害が想定される海上災害に係る連絡調整及び防除活動に関すること
			農業大学校	1　農林水産部各課の応援に関すること
		県土整備部 主管： 技術企画課	技術企画課	1　部内及び県土整備事務所・総合事務所県土整備局の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること（公共土木施設被害に関すること） 2　部内及び県土整備事務所・総合事務所県土整備局との連絡調整に関すること 3　被災宅地危険度判定の実施に関すること 4　建設用資機材の調達に関すること 5　都市計画事業中の市町村施行事業（土地区画整理事業、流通業務団地）に係る被害調査報告及び必要な対策に関すること 6　その他部内他課の所管に属しないこと
			県土総務課	1　部内及び県土整備事務所・総合事務所県土整備局の応援に関すること 2　総合事務所（東部圏域においては東部振興監）からの一般被害報告の概要把握（とりまとめではなく、概要把握のみ）に関すること 3　建設業者への連絡調整に関すること
			道路企画課 道路建設課	1　道路、橋りょう等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　道路の交通不能箇所の調査連絡に関すること 3　道路の除雪計画及び実施に関すること
			河川課	1　水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関すること 2　河川及び海岸の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3　水防情報等の収集連絡に関すること 4　治水ダムの管理に関すること 5　ダム管理施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること
			治山砂防課	1　土砂災害の防止対策に関すること 2　治山施設、新生崩壊地、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止の施設及び雪崩防止施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3　土砂災害警戒情報に関すること 4　土砂災害の被害調査報告並びに必要な対策に関すること
			空港港湾課	1　空港・港湾・漁港の被害調査報告及び必要な対策に関すること
地方支部	―	総務部	東部県税事務所	1　災害による県税に係る被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　災害による県税の減免に関すること 3　庁舎及び構内の管理、警備に関すること 4　その他災害対策地方支部の応援に関すること
			中部県税事務所 西部県税事務所	1　災害による県税に係る被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　災害による県税の減免に関すること 3　その他災害対策地方支部の応援に関すること
		地域振興部	東部振興監東部振興課	1　支部の運営に関すること 2　支部の職員の動員に関すること 3　支部職員の安否確認に関すること 4　一般被害情報の収集報告に関すること 5　市町村との連絡調整に関すること 6　緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関すること 7　その他圏域内他事務所の所管に属しないこと
		福祉保健部	東部福祉保健事務所	1　医療救護対策支部の設置及び運営に関すること

				2　福祉施設、医療機関等の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 3　地域の医療機関、医師会等との連絡調整に関すること 4　医療、助産に係る市町村の支援に関すること 5　災害救助に関すること 6　医薬品及び衛生資材の供給に関すること 7　災害救助基金の事前購入物資及び日本赤十字社と連携した日用物品の供与に関すること 8　感染症の予防指導に関すること 9　被災者の心のケアに関すること
		生活環境部	東部生活環境事務所	1　食品衛生、食中毒防止対策に関すること 2　環境衛生の指導に関すること 3　応急危険度判定支援支部の運営に関すること 4　動物の管理指導に関すること 5　給水に係る市町村の支援及び調整に関すること 6　廃棄物処理に係る市町村の支援及び調整に関すること 7　公営住宅の被害調査報告及び必要な対策に関すること
		農林水産部	東部農林事務所	1　農林水産業被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 2　農林水産業施設の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること
		県土整備部	鳥取県土整備事務所	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設に係る被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 2　土砂災害の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 3　水防現地指導隊の指揮に関すること 4　建設用資機材の調達に関すること
			八頭県土整備事務所	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設に係る被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 2　土砂災害の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 3　水防現地指導隊の指揮に関すること 4　建設用資機材の調達に関すること 5　八頭庁舎及び構内の管理、警備に関すること
		総合事務所	地域振興局 日野振興局	1　支部の運営に関すること 2　支部の職員の動員に関すること 3　支部職員の安否確認に関すること 4　一般被害情報の収集報告に関すること 5　市町村との連絡調整に関すること 6　庁舎及び構内の管理、警備に関すること 7　職員宿舎の被害調査報告及び必要な対策に関すること 8　緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関すること 9　その他事務所内他局の所管に属しないこと
			福祉保健局	1　医療救護対策支部の設置及び運営に関すること 2　福祉施設、医療機関等の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 3　地域の医療機関、医師会等との連絡調整に関すること 4　医療、助産に係る市町村の支援に関すること 5　災害救助に関すること 6　医薬品及び衛生資材の供給に関すること 7　災害救助基金の事前購入物資及び日本赤十字社と連携した日用物品の供与に関すること 8　感染症の予防指導に関すること 9　被災者の心のケアに関すること

			生活環境局	1　食品衛生、食中毒防止対策に関すること 2　環境衛生の指導に関すること 3　応急危険度判定支援支部の運営に関すること 4　動物の管理指導に関すること 5　給水に係る市町村の支援及び調整に関すること 6　廃棄物処理に係る市町村の支援及び調整に関すること 7　公営住宅の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			農林局	1　農林水産業被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 2　農林水産業施設の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること
			県土整備局	1　道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設に係る被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 2　土砂災害の被害情報の収集報告及び必要な対策に関すること 3　水防現地指導隊の指揮に関すること 4　建設用資機材の調達に関すること
実施部	―	会計管理者 主管： 会計局会計指導課	会計局会計指導課	1　災害に係る国費の出納に関すること
			会計局審査出納課	1　災害に係る県費の出納に関すること
			庶務集中局集中業務課	1　県有車両の配車計画及び車両の確保に関すること
			庶務集中局物品契約課	1　災害に係る物品の購入契約に関すること
			会計局工事検査課	1　会計管理者各課の応援に関すること
		企業局 主管： 経営企画課	経営企画課	1　局内及び事務所等の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　局内及び事務所等の連絡調整に関すること 3　その他局内他課の所管に属しないこと
			工務課	1　県営発電所及び電気設備の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 2　工業用水施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　埋立地の被害調査報告及び必要な対策に関すること
		病院局	総務課	1　局内及び病院の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2　県立病院との連絡調整に関すること
		教育委員会 主管： 教育総務課	教育総務課	1　県本部事務局との連絡調整に関すること 2　教育委員会内の連絡調整に関すること 3　教育委員会の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 4　教育局との連絡調整に関すること 5　教育局の被害調査報告及び必要な対策に関すること 6　教育委員との連絡調整に関すること 7　事務部局職員の動員に関すること 8　市町村教育委員会との災害対策に係る連携に関すること 9　災害時における事務部局人事に関すること 10　災害時に関する活動状況の教育広報に関すること 11　その他教育委員会事務局各課の所管に属しないこと
			教育環境課	1　学校において管理する危険物の保全指導及び必要な対策に関すること 2　児童生徒等の集団避難及び地域住民の避難救助等に県立学校施設等が利用される場合の必要な措置に関すること 3　県立学校施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4　小・中学校施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			小中学校課	1　学校運営の応急措置に関すること（公立の幼稚園、小学校及び中学校） 2　児童生徒等及び教職員の人身被害調査報告並びに必要な対策に関すること（公立の幼稚園、小学校及び中学校） 3　被災した児童及び生徒の教科書及び学用品の確保並びに就学援

				助に関すること（小学校及び中学校） 4　学校（小学校及び中学校）の教職員人事に関すること
			特別支援教育課	1　学校運営の応急措置に関すること（特別支援学校） 2　児童生徒等及び教職員の人身被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　学校（県立及び公立の特別支援学校）の教職員人事に関すること
			高等学校課	1　学校運営の応急措置に関すること（県立高等学校） 2　生徒及び教職員の人身被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3　授業料等の減免及び猶予に関すること 4　学校（県立高等学校）の教職員人事に関すること
			社会教育課	1　船上山少年自然の家及び大山青年の家との連絡調整に関すること 2　船上山少年自然の家、大山青年の家、生涯学習センター及び市町村社会教育施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3　青年団及び婦人会等社会教育関係団体との連絡調整に関すること
			図書館	1　市町村立図書館、学校等に対する集中的な協力図書の貸出等による支援
			人権教育課	1　集会所の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2　奨学金に関すること
			文化財課	1　埋蔵文化財センター及び妻木晩田遺跡事務所との連絡調整に関すること 2　埋蔵文化財センター、妻木晩田遺跡事務所、文化財及び市町村文化施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			体育保健課	1　児童及び生徒の健康安全対策に関すること 2　学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関すること 3　感染症の予防措置等、学校における環境衛生の確保に関すること
			教育センター 博物館	1　教育委員会各課の応援に関すること

警察本部

構成		所掌業務
部	課	
警備部	警備第二課	1　初動措置 2　災害警備本部の運営 3　警備部隊の編成及び運営 4　応援要請等 5　被害実態の把握 6　通信の確保 7　救出救護及び行方不明者の調査及び捜索 8　警戒区域の設定 9　避難誘導 10　死体見分、検視 11　遺体の身元調査、遺族対応 12　緊急交通路の確保 13　交通の混乱防止及び交通秩序の維持 14　危険物等の保安措置 15　地域安全活動 16　関係機関・団体への協力、支援 17　広報活動

※原子力災害対策に係る所掌事務については原子力災害対策編に記載

第２章　配備及び動員

（県危機管理局ほか関係各部局）

第１節　目的

この計画は、災害時において災害を防ぎょし、またはその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第２節　配備計画

１　県における配備体制の種別の基準

（１）　災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとるべき体制は原則として別表「配備動員表」のとおりとし、必要に応じて増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。

（２）　なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、各部局及び各総合事務所（東部圏域においては東部振興監）等に周知を図るものとする。

第３節　県における動員計画

１　県における災害対策要員の動員

（１）　防災連絡責任者

ア　各主管課及び主管機関の防災連絡責任者

主管課等の防災連絡責任者は、被害状況等の災害情報について、各課防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害情報の伝達及び収集報告に当たる。

イ　各課（室）の防災連絡責任者

各課（室）の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課（室）の職員を動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等について把握、連絡等を図るものとする。

（２）　職員の動員

主管課等の防災連絡責任者は、職員参集システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、あらかじめ定めた連絡体制により各課（室）の防災連絡責任者を通じて職員の動員を行う。

（３）　動員配備の系統

県における職員の動員配備は、次の系統で有線又は無線設備等により伝達し、動員配備するものとする。

ア　勤務時間内

イ　勤務時間外

２　職員の登庁

（１）　登庁の基準

ア　職員は常に気象情報等に注意し、課（室）の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。

イ　また、職員参集システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、速やかに受信状況及び参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

ウ　職員安否確認システムによる安否確認の電子メールを受信した場合は、速やかに安否及び参集見込みを回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

（２）　登庁の場所

ア　登庁する場所は、原則あらかじめ防災行動マニュアル等で定められた場所とする。

イ　公共交通機関等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの県施設（総合事務所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うものとする。

（３）　登庁時の留意事項

登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

（４）　県（行財政改革局）は、職員安否確認システムを通じて職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部局（主管課）及び各総合事務所（地域振興局）等に対し、各部局または各総合事務所等の職員の参集状況等について報告を求めるものとする。

３　標識

（１）　腕章

知事、部長その他の職員は、被災地など屋外で防災活動に従事するときは、規則等において特別の定めがある場合のほかは、指定された腕章を帯用するものとする。（形状は資料編のとおり）

（２）　標旗

災害時において使用する県本部の車両には、規則等において特別の定めがある場合のほかは、指定された標旗をつける。（形状は資料編のとおり）

４　災害対応が長期にわたる場合の動員計画

（１）　非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。

（２）　特に、非常体制（２）の場合は、県本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村における災害対策要員の動員

（１）　動員手段（勤務時間内・勤務時間外）　　（２）　動員系統（勤務時間内・勤務時間外）

２　職員の登庁

（１）　登庁の基準　　（２）　登庁の場所

３　災害が長期にわたる場合の動員計画の確立

別表「配備動員表」

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">本部等の設置体制</th><th colspan="3">配備の基準（時期）</th><th rowspan="2">配備要員</th><th rowspan="2">主な対応</th></tr>
<tr><th>本部</th><th>支部</th><th>風水害</th><th>地震・津波</th><th>大規模事故等</th></tr>
<tr><td>注意体制</td><td>－</td><td>－</td><td>1　次の気象注意報の１以上が発表されたとき。
(1)大雨注意報　(2)高潮注意報
(3)洪水注意報　(4)大雪注意報
(5)雷注意報（ただし、竜巻に係る気象情報とセットの場合）
2　気象警報（警戒体制（1）となる気象警報を除く。）が発表されたとき。
3　次の水防警報のいずれかが発表されたとき。
(1)待機　(2)準備</td><td>県内で「震度３」の地震が発生した場合</td><td>－</td><td>関係課（室）においてあらかじめ定められた職員</td><td>関係各課（室）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。</td></tr>
<tr><td>警戒体制(1)</td><td>－</td><td>－</td><td>1　次の気象警報の１以上が発表されたとき。
(1)大雨警報　(2)洪水警報
(3)高潮警報　(4)大雪警報
(5)暴風警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき）
(6)暴風雪警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき））
2　次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。
(1)洪水注意報　(2)洪水警報
3　次の水防警報のいずれかが発表されたとき。
(1)出動　(2)指示
4　その他危機管理局長が必要と認めたとき。</td><td>県内で「震度４」の地震が発生した場合</td><td>－</td><td>関係課（室）においてあらかじめ定められた職員</td><td rowspan="3">1　関係各部（局）においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。
2　関係各部（局）においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。
3　総合事務所（東部圏域においては東部振興監）においては、災害が発生し、または発生するおそれのある市町村に情報連絡員を派遣するものとする。（警戒体制（2）の場合）</td></tr>
<tr><td>警戒体制(2)</td><td>鳥取県災害警戒本部
【事務局】
危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び危機管理局長がそのつど必要と認める応援職員</td><td>－</td><td>1　次の気象情報の１以上が発表されたとき。
（1）土砂災害警戒情報
（2）記録的短時間大雨情報
2　次のいずれかに該当し、危機管理局長が必要と認めたとき。
（1）台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。
（2）指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。
（3）その他災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。</td><td>1　県内で「震度５弱」の地震が発生した場合
2　津波注意報の発表（気象庁または大阪管区気象台）</td><td>大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、危機管理局長が必要と認めたとき</td><td>関係課（室）においてあらかじめ定められた職員</td></tr>
<tr><td>非常体制(1)</td><td rowspan="2">鳥取県災害対策本部
【事務局】
危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び別途危機管理局長が指名する応援職員</td><td rowspan="2">鳥取県災害対策本部地方支部※

【事務局】
地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員</td><td>1　特別警報が発表されたとき。
2　知事が必要と認めたとき。</td><td>1　県内で「震度５強～６弱」の地震が発生した場合
2　大津波警報又は津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台）</td><td rowspan="2">1　大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき。
2　その他非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、知事が必要と認めたとき。</td><td>関係課（室）においてあらかじめ定められた職員</td><td>各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。</td></tr>
<tr><td>非常体制(2)</td><td>県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認めたとき。</td><td>1　県内で「震度６強」以上の地震が発生した場合
2　県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認めたとき。</td><td>全職員</td><td>県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。</td></tr>
</table>

（備考）1　上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。
2　県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3　県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。
4　原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
5　平均風速とは、１０分間平均風速を指す。
6　「大津波警報」「緊急地震速報（震度６弱以上）」も特別警報に位置付けられている。
※　地方支部にあっては所管区域に限る。

第３章　職員派遣

（県危機管理局、県総務部ほか関係各部局）

第１節　目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

第２節　実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、県、市町村等の防災関係機関においてそれぞれ行うものとする。

第３節　職員の派遣及び要請

１　派遣及び応援の要請決定

（１）　県及び市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

（２）　なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び市町村が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。

（３）　要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

２　県の実施する措置

（１）　実施部（又は災害応急対策を実施する部局）は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、本部に報告するものとする。

（２）　県本部（又は危機管理局）は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。

（３）　要請先との連絡調整は、人事担当部局において行う。

３　市町村の実施する措置

市町村は、県に準じて職員の状況把握及び派遣（応援）の要請を行う。

４　費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

第４節　県の応援

１　災害時緊急支援チームの派遣

（１）　災害時緊急支援チームの概要

県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、被災市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援するため、あらかじめ指定した県職員を被災市町村に派遣するものである。

ア　支援内容

（ア）　被災市町村の長及び災害対策本部に対する助言、支援

（イ）　被災市町村の初動対応の技術的支援

（ウ）　県、関係機関との連絡調整

イ　チームの構成

職種	人数	摘要	業務内容
チームリーダー	１名	次長級又は課長級の管理職の職員（管理職の職員で適任者がいない場合は課長補佐級の職員）	・市町村に対する災害対策全般についての助言 ・被災状況等についての情報収集 ・県本部及び防災関係機関との連絡調整等

			・県関係各部との質疑応答
土木技師	１名	宅地危険度判定士の有資格者	・市町村に対する土木分野に係る災害対策についての助言 ・宅地応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
建築技師	１名		・市町村に対する建築分野に係る災害対策についての助言 ・建物応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
保健師	１名		・市町村に対する保健分野に係る災害対策についての助言 ・被災者の医療（助産）救護等への助言、受入準備、情報収集等
事務要員	１名	係長以上の事務職員	・チームリーダーの補佐及びチームの庶務

（２） 派遣の決定

ア 次のいずれかに該当し、知事が必要と認めた場合、災害時緊急支援チームを被災市町村に派遣する。

（ア） 被災市町村長から要請があった場合

（イ） 被災市町村長からの要請がない場合であって、重大な被害が見込まれる場合

イ 災害時緊急支援チームの派遣を決定した場合、県（県本部又は総務部人事企画課）は、派遣先の市町村へ速やかに連絡する。

（３） 派遣の実施

ア 派遣の指示のあった職員は、原則、被災市町村の災害対策本部へ集合する。

イ 派遣職員はチーム編成後、チームリーダーの監督下に入る。

ウ 派遣期間は、原則として発災から概ね１週間程度とし、交代に際しては、交代派遣職員が直接被災市町村へ参集して交代するものととする。

エ 派遣の終了は、知事が決定する。

２ 被災市町村への情報連絡員の派遣

（１） 県（支部又は総合事務所（東部圏域においては東部振興監））は、多大な災害への対応等で、市町村からの被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときに通信手段を携帯させて当該市町村にあらかじめ定めた情報連絡員を派遣する。

（２） 情報連絡員は、次の業務を優先し、支部（又は総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び県本部等への情報伝達・報告を行う。

・第１優先業務 派遣先市町村が災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告

・第２優先業務 派遣先市町村の体制移行及びその他の要請があるときの県への報告

・第３優先業務 派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告

３ 鳥取県職員災害応援隊の派遣

（１） 鳥取県職員災害応援隊の概要

大規模又は重大な災害の発生時に市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であることから、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録し、組織化しておく。被災市町村からの要請等により被災地に派遣され、応援活動を実施する。

なお、必要に応じて本県と応援協定を締結した都道府県等にも派遣される場合がある。

ア 活動内容

被災者の救護、障害物の除去、屋根のシート張り、物資輸送、避難所の運営支援 等

イ 構成

県職員の希望者で構成、応援隊は１隊概ね５名で編成しそれぞれに隊長を置く。

なお、現地連絡調整員として危機管理局等の職員が同行する。

（２） 応援の決定

ア 応援の実施の決定は、市町村長等の要請に基づき、知事が行う。

イ 応援の決定を受け、県（県本部事務局又は総務部人事企画課）は、登録者及び各部局に動員について要請

を行い、出動可能な職員を動員する。

（3） 応援の実施

ア 応援隊は、派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下で応援活動を行う。

イ 応援の期間は概ね１週間以内とし、業務内容等により期間の変更又は隊員の交代を行う。

４ 被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、県本部及び支部に配備している携帯電話、衛星携帯電話及び情報収集端末を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

第５節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 県、他市町村等への職員派遣

２ 県、他市町村等への応援要請体制の整備

３ 県、他市町村等からの派遣要員の受入体制の整備

第３部　情報通信広報計画

第１章　気象情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第１節　目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第２節　気象警報等の伝達

１　特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

特別警報・警報・注意報及び気象情報は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

（１）　特別警報・警報・注意報

ア　大雨警報・注意報発表基準

			大雨警報			大雨注意報		
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）	雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準	雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準
			平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	
東部	鳥取地区	鳥取市北部	1時間雨量=45	1時間雨量=60	111	1時間雨量=30	1時間雨量=40	94
		岩美町	1時間雨量=60		114	1時間雨量=30		96
	八頭地区	鳥取市南部	1時間雨量=60		112	1時間雨量=40		95
		若桜町	1時間雨量=60		114	1時間雨量=40		96
		智頭町	1時間雨量=60		109	1時間雨量=40		92
		八頭町	1時間雨量=60		111	1時間雨量=30		94
中・西部	倉吉地区	倉吉市	3時間雨量=80	1時間雨量=60	117	3時間雨量=50	1時間雨量=30	99
		三朝町	1時間雨量=60		117	1時間雨量=40		99
		湯梨浜町	1時間雨量=50	1時間雨量=60	118	1時間雨量=30	1時間雨量=40	100
		琴浦町	3時間雨量=100	1時間雨量=60	118	3時間雨量=70	1時間雨量=40	100
		北栄町	3時間雨量=90	1時間雨量=50	118	3時間雨量=50	1時間雨量=30	100
	米子地区	米子市	1時間雨量=50		112	1時間雨量=30		95
		境港市	1時間雨量=50		―	1時間雨量=30		104
		日吉津村	1時間雨量=60		―	1時間雨量=30		107
		大山町	1時間雨量=70	3時間雨量=150	114	1時間雨量=40	3時間雨量=90	96
		南部町	1時間雨量=60		105	1時間雨量=40		89
		伯耆町	1時間雨量=60		105	1時間雨量=40		89
	日野地区	日南町	1時間雨量=60		103	1時間雨量=40		87
		日野町	1時間雨量=50		103	1時間雨量=30		87
		江府町	1時間雨量=60		109	1時間雨量=40		92

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報

（土砂災害、浸水害）」として発表する。

イ　大雨特別警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村）	基準	50年に一度の値		
				雨量基準（ミリ）		土壌雨量指数
				48時間降水量	3時間降水量	
東部	鳥取地区	鳥取市北部	基準：台風や集中豪雨等により数十年（50年）に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	314	123	207
		岩美町		333	127	217
	八頭地区	鳥取市南部		282	123	197
		若桜町		297	127	202
		智頭町		271	122	194
		八頭町		280	126	198
中・西部	倉吉地区	倉吉市		332	135	212
		三朝町		305	137	205
		湯梨浜町		302	122	200
		琴浦町		388	150	229
		北栄町		339	133	213
	米子地区	米子市		340	114	209
		境港市		360	124	223
		日吉津村		339	112	210
		大山町		363	132	218
		南部町		310	111	189
		伯耆町		314	113	197
	日野地区	日南町		329	126	210
		日野町		305	115	201
		江府町		334	134	215

注１「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる５km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注２　48時間降水量、３時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注３　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

ウ　洪水警報・注意報発表基準

洪水警報								
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）	雨量基準(mm)		流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
			平坦地	平坦地以外				
東部	鳥取地区	鳥取市北部	1時間雨量=45	1時間雨量=60	湖山川	10	－	千代川[用瀬・袋河原・行徳]、袋川・新袋川[宮ノ下]
					野坂川	15		
		岩美町	1時間雨量=60		蒲生川	22	1時間雨量=45mm かつ蒲生川=13	－
	八頭地区	鳥取市南部	1時間雨量=60		八東川	24	－	千代川[用瀬・袋河原・行徳]
					曳田川	12		
					佐治川	14		
					赤波川	13		

		若桜町	1時間雨量=60		八東川	22	1時間雨量=30mm かつ八東川=16	―
					来見野川	9		
		智頭町	1時間雨量=60		千代川	22	―	―
					土師川	14		
					北股川	11		
		八頭町	1時間雨量=60		八東川	27	3時間雨量=80mmかつ八東川=16	―
					私都川	13		
					細見川	11		
中・西部	倉吉地区	倉吉市	3時間雨量=80	1時間雨量=60	―	―	―	天神川[竹田橋・小田]、小鴨川[河原町]、国府側[福光]
		三朝町	1時間雨量=60		三徳川	16	―	天神川[竹田川・小田]
					小鹿川	12		
		湯梨浜町	1時間雨量=50	1時間雨量=60	天神川	―	平坦地1時間雨量=40mmかつ天神川=21	天神川[竹田川・小田]
		琴浦町	3時間雨量=100	1時間雨量=60	加勢蛇川	14	―	―
					勝田川	16		
		北栄町	3時間雨量=90	1時間雨量=50	―	―	―	天神川[竹田川・小田]、鳥取県由良川[瀬戸]
	米子地区	米子市	１時間雨量=50		佐陀川	10	―	日野川[溝口・車尾]、法勝寺川[福市]
					米川	15		
		境港市	１時間雨量=50		米川	17	―	―
		日吉津村	1時間雨量=60		―	―	―	日野川[溝口・車尾]
		大山町	１時間雨量=70	３時間雨量=150	甲川	13	平坦地1時間雨量=60mmかつ甲川=7	―
					阿弥陀川	13	―	
		南部町	1時間雨量=60		法勝寺川	―	―	法勝寺川[福市]
		伯耆町	1時間雨量=60		日野川	―	―	日野川[溝口・車尾]
	日野地区	日南町	1時間雨量=60		日野川	28	1時間雨量=25mmかつ日野川=19	―
					石見川	14		
					印賀川	12		
		日野町	1時間雨量=50		日野川	32	1時間雨量=25mm かつ日野川=24	―
		江府町	1時間雨量=60		日野川	33	3時間雨量=60mm かつ日野川=22	―

洪水注意報								
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村等)	雨量基準(mm)		流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
			平坦地	平坦地以外				
東部	鳥取地区	鳥取市北部	1時間雨量=30	1時間雨量=40	湖山川	6	―	千代川[用瀬・袋河原・行徳]、袋川・新袋川[
					野坂川	9		

								宮ノ下]
		岩美町	1時間雨量=30		蒲生川	12	－	－
	八頭地区	鳥取市南部	1時間雨量=40		八東川	17	－	千代川[用瀬・袋河原・行徳]
					曳田川	8		
					佐治川	7		
					赤波川	9		
		若桜町	1時間雨量=40		八東川	11	－	－
					来見野川	5		
		智頭町	1時間雨量=40		千代川	15	－	－
					土師川	9		
					北股川	7		
		八頭町	1時間雨量=30		八東川	19	3時間雨量=50mmかつ八東川=16	－
					私都川	7		
					細見川	8		
中・西部	倉吉地区	倉吉市	3時間雨量=50	1時間雨量=30	－	－	－	天神川[竹田橋・小田]、小鴨川[河原町]、国府側[福光]
		三朝町	1時間雨量=40		三徳川	8	－	天神川[竹田橋・小田]
					小鹿川	7		
		湯梨浜町	1時間雨量=30	1時間雨量=40	天神川	21	－	天神川[竹田橋・小田]
		琴浦町	3時間雨量=70	1時間雨量=40	加勢蛇川	9	－	－
					勝田川	11		
		北栄町	3時間雨量=50	1時間雨量=30	－	－	－	天神川[竹田川・小田]、鳥取県由良川[瀬戸]
	米子地区	米子市	1時間雨量=30		佐陀川	7	－	日野川[溝口・車尾]、法勝寺川[福市]
					米川	8		
		境港市	1時間雨量=30		米川	10	－	－
		日吉津村	1時間雨量=30		－	－	－	日野川[溝口・車尾]
		大山町	1時間雨量=40	3時間雨量=90	甲川	9	－	－
					阿弥陀川	9		
		南部町	1時間雨量=40		法勝寺川	7	－	法勝寺川[福市]
		伯耆町	1時間雨量=40		日野川	25	－	日野川[溝口・車尾]
	日野地区	日南町	1時間雨量=40		日野川	18	－	－
					石見川	9		
					印賀川	8		
		日野町	1時間雨量=30		日野川	19	－	－
		江府町	1時間雨量=40		日野川	20	－	－

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

※洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。

※洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

エ　ア、イ、ウ以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準

警報名								
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上海上で25m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）		風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）
	大雪特別警報	基準 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〈50年に一度の積雪深〉 境　71cm 米子　67cm 鳥取　107cm 倉吉　76cm 大山　347cm 智頭　114cm ※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で40ｃｍ以上、山地で80ｃｍ以上と予想される場合		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で20ｃｍ以上、山地で40ｃｍ以上と予想される場合
							なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が30ｃｍ以上あり、降雪の深さが40ｃｍ以上になると予想される場合又は山沿の積雪が60ｃｍ以上あり、次のいずれかになると予想される場合 １．日最高気温８℃以上（鳥取地方気象台の値） ２．かなりの降雨
							濃霧注意	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるお

		報	それがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合
		雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
		着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温－１℃～＋２℃の条件下で24時間降雪の深さ30ｃｍ以上が予想される場合
		霜注意報	10月31日までの早霜及び４月１日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温３℃以下が予想される場合
		低温注意報（最低気温）	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 －４℃以下、ただし、山間部で－６℃以下になると予想される場合

※平均風速とは、１０分間平均風速を指す。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 1.2m 岩美町 1.3m 【中・西部】	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 0.9m 岩美町 0.9m

			湯梨浜町 1.3m 琴浦町 1.3m 北栄町 1.3m 米子市 1.2m 境港市 1.2m 日吉津村 1.3m 大山町 1.3m		【中・西部】 湯梨浜町 0.9m 琴浦町 0.9m 北栄町 0.9m 米子市 0.9m 境港市 0.9m 日吉津村 0.9m 大山町 0.9m
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が６m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が３m以上と予想される場合

（注）

１　基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

（２）　気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の２つの機能に大別される。

ア　アラーム的機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ　補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

（３）　記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような１時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

発表官署	鳥取地方気象台
発表基準	１時間雨量 90㎜ 以上

（４）　指定河川洪水予報

風水害対策編第２部第１章「水防計画」を参照。

（５）　土砂災害警戒情報

ア　鳥取地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

また、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意する。

イ　県は、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算

	雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量が降下状況にあるとき。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

※「伯耆町岸本地域」は岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定、吉長、「伯耆町溝口地域」は伯耆町岸本地域を除いた地域

（6） 竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約１時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

２　特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

（1）　特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台等が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

（2）　二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

（3）　一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

３　特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

（1）　特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域）、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

４　特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達系統

特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達系統は別表１－１及び１－２のとおりとする。

５　特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達実施

（1）　県

ア　県（県本部事務局又は危機管理局）は、鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとする。特に、特別警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたって

は、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

イ　県の各課等への伝達系統の詳細については、別表１－３のとおり

（２）　市町村

市町村は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

（３）　関係機関

ア　ＮＴＴ西日本

ＮＴＴ西日本は、下記の警報等（発表及び解除）の通報を受けた時は、所管の通信網（ＦＡＸ）を通じ、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村に伝達する。

ａ　暴風特別警報　　ｂ　暴風雪特別警報　　ｃ　大雨特別警報　　ｄ　大雪特別警報　ｅ　高潮特別警報
ｆ　波浪特別警報　　ｇ　洪水警報　　ｈ　暴風警報　　ｉ　暴風雪警報　　ｊ　大雨警報
ｋ　大雪警報　　ｌ　高潮警報　　ｍ　波浪警報

イ　放送機関

（ア）　ＮＨＫ鳥取放送局長は、注意報・警報の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

（イ）　なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力するものとする。

ウ　海上保安庁

境海上保安部長は注意報・警報の通知を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

別表１－１　特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図

（備考）

1　「 ▬▬ ：二重線」は専用線等での接続、「･･･：破線」はインターネット接続を表す。

2　気象業務法第 15 条及び第 15 条の２による警報及び特別警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。

3　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先を表す。

4　太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を表す。

別表１－２　気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）

（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入ＦＡＸ、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

別表１－３　特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図（県の各課等への詳細伝達系統）

＜注意事項＞

・部局内各課等への伝達は、各部局等で判断

・気象情報以外の情報については、危機管理局が必要に応じて伝達

・その他特定事象については、本表に関わらず危機管理局が必要に応じて関係機関へ伝達

６　鳥取地方気象台による助言

（１）　台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合等、必要に応じて、県は鳥取地方気象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、職員並びに関係機関に対し防災上の注意を行う。

（２）　また、県は、気象関係に係る解説に際し、必要に応じて鳥取地方気象台に対し説明を求め、又は職員の派遣を要請することができる。

７　気象観測記録の収集

（１）　気象観測所を設置又は保有する防災機関は、災害時の観測記録を迅速・的確に収集し、その結果を鳥取地方気象台に通報するものとする。（気象等観測所の現況は資料編のとおり。）

　なお、観測の結果が他の機関に重大な影響がある場合は、積極的にその内容を関係機関に通報するものとする。

（２）　県は、鳥取地方気象台その他防災機関の協力を得て、観測記録の収集に努めるものとし、各機関は積極的にこれを協力するものとする。

第３節　土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

１　土砂災害の前兆現象などの情報伝達

（１）　県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。

（２）　また、市町村は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

（３）　市町村又は県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市町村で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

（４）　市町村は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

第４節　異常現象発見時における措置等

１　異常現象の種別

（１）　竜巻　農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの

（２）　強い降ひょう　農作物等に被害を与える程度以上のもの

（３）　異常潮位　天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの

（４）　異常波浪　海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの

（５）　なだれ　建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

（６）　その他異常なもの

２　通報手続

（１）　異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

（２）　通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。

（3）　（1）又は（2）により通報を受けた市町村は、直ちに下記機関に通報する。
　ア　鳥取地方気象台
　イ　その地域を管轄する県地方機関その他関係機関
　ウ　当該災害に関係する隣接市町村
（4）　県地方機関は、その旨を直ちに県危機対策・情報課及び関係部課に通報する。
（5）　県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、相互に連絡するとともに、鳥取地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第５節　火災気象通報・火災警報及び水防警報等

１　火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各一部事務組合又は広域連合（消防局）並びに各市町村に対し通報する。

【火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第 60 条）】

種類	発表基準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度 60％以下で、最小湿度 40％を下がり、最大風速が７ｍ／ｓを超える見込みのとき。 平均風速 10ｍ／ｓ以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのとき。（ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。）

２　火災警報の発令

（1）　一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
（2）　火災警報の発令は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。

３　火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。

４　火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

（1）　山林、原野等において火入れをしないこと。
（2）　煙火を消費しないこと。
（3）　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
（4）　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
（5）　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
（6）　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

５　水防警報の取扱い

風水害対策編第２部第２章「水防計画」に定めるところによる。

第６節　気象情報等に基づく対応等

市町村は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。

（詳細は第５部「避難対策計画」を参照）

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　警報・注意報及び気象情報等の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに特別警報の住民への周知の措置

２　土砂災害の前兆現象の発見情報の通報の周辺住民への情報伝達及び応急点検等の対策

３　異常現象の鳥取地方気象台、県地方機関、隣接市町村その他関係機関への連絡

４　火災警報の住民への周知

第２章　地震及び津波に関する情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第１節　目的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報、並びに大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波予報（以下これらを「津波警報等」という。）の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

第２節　緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達計画

１　緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域（震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
鳥取県	鳥取県東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
	鳥取県中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	鳥取県西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

２　津波警報等の種類及び内容（詳細は津波災害対策編第１部第２章「津波災害の予防」を参照）

（１）　種類

ア　大津波警報・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

（２）　発表基準・発表される津波の高さ等

ア　津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜高さ	10ｍ超	巨大
		５ｍ＜高さ≦10ｍ	10ｍ	
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	０．２m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　地震・津波に関する情報の種類及び内容

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の３区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 県内には４６の震度観測点あり。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード７．０以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度４以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

※１

津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※２

沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※３

沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。

最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（気象庁による震度階級関連解説表は別表「気象庁震度階級関連解説表」を参照）

別表「気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロ	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるも

	、動くこともできず、飛ばされることもある。		ック塀のほとんどが崩れる。		のが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等への影響	大規模構造物への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況		
0					【ガス供給の停止】 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 【断水、停電の発生】 震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【鉄道の停止、高速道路の規制等】 震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、 各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） 【電話等通信の障害】 地震災害の発生時、	【長周期地震動※による超高層ビルの揺れ】 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 【石油タンクのスロッシング】 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 【大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落】 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大き
1						
2						
3						
4						
5弱			亀裂※１や液状化※２が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。				
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※３		
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多				

	多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。			揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーターの停止】 　地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 ※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	く揺れたりして、破損、脱落することがある。 ※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

＜使用にあたっての留意事項＞

１．気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

２．地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3．震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4．この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5．この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6．この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

４　津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

（１）　津波警報等

ア　津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第 10 条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地及び災害により適時に受けることができなくなった市町村の長が行う場合がある。

イ　鳥取県は、全域が１つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

（２）　地震情報

地震に関する情報については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

（参考）津波警報等及び地震情報等の流れ

５　津波警報等及び地震情報等の伝達系統

（１）　地震情報の伝達系統は、第１章「気象情報の伝達」別表１－１及び１－２のとおり（但し、緊急地震速報については別表２－１のとおり）

（２）　津波警報**等**の伝達系統は、別表２－２及び２－３のとおりである。

別表２－１　緊急地震速報の伝達系統図

＊ ⟶ はＪ－ＡＬＥＲＴにより伝達されるルート。

別表２－２　津波警報等の伝達系統図

＊　必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、ＮＨＫ鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。

＊　緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第 10 条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達するものとする。

別表２－３　津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）

‥‥は補助ルートで、必要と認める場合。

＊　有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。

＊　通信手段のない場合は鳥取地方気象台は鳥取県危機対策・情報課に手交する。

６　津波警報等及び地震情報等の伝達実施

（１）　県

県（危機管理局、県本部事務局）は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとする。特に、大津波警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

ア　警報等の取扱い

（ア）　警報等は、勤務時間中は危機対策・情報課（県本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所（東部圏域においては東部振興監）、市町村、消防局及び関係機関に伝達するものとする。

（イ）　上記警報等のうち津波警報等及び地震情報並びに津波情報については、鳥取地方気象台から受信し、自動的に職員参集・情報提供システムにより関係職員を一斉に参集をかける。市町村・消防局に対して防災行政無線を通じ、ファクシミリ情報として、さらに市町村に対してはＪ－ＡＬＥＲＴを通じ自動的に伝達する。

イ　その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとする。

（２）　市町村

市町村は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

（３）　関係機関

ア　ＮＴＴ西日本

ＮＴＴ西日本大阪センターは、大津波警報又は津波警報（発表及び解除）の通知を受けた時は、Ｆネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

イ　警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

ウ　放送機関

（ア）　ＮＨＫ鳥取放送局は、津波警報等の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、直ちにその通知された事項を関係地域一般に放送しなければならない。

（イ）　なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰においても積極的に協力するものとする。

エ　海上保安庁

境海上保安部及び鳥取海上保安署は、津波警報等の通知を受けた時は、必要と認めるものについて直ちにその通知された事項を管内関係先、航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

オ　ＪＲ西日本

ＪＲ西日本米子支社は、大津波警報及び津波警報の通知を受けたときは、所管の通信網によって速やかに

管内各駅、列車に伝達するものとする。

7　地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び未発表であって震度４以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度４の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

（1）　津波の監視

ア　沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び震度４以上の地震発生後少なくとも約 30 分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には２時間程度かかるので注意が必要である。〕

イ　沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ　海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

（2）　報道の聴取

ア　沿岸地域各市町村は、津波注意報・警報発表中及び震度４以上の地震発生後少なくとも１時間はＮＨＫ放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ　沿岸地域各市町村は、住民がＮＨＫ放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

（3）　避難勧告・指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の勧告、指示等必要な処置をとる。

（4）　県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難勧告、指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　津波警報等及び地震情報の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに大津波警報の住民への周知の措置

2　津波監視の実施及び必要な対策

第３章　災害情報の収集及び伝達

（県関係部局、警察本部、各関係機関）

第１節　目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第２節　県における被害情報収集の要領（総則的事項）

１　被害情報収集の実施

（1）　被害情報の収集は、次に掲げる場合に行うことを原則とする。

ア　第２部第２章「配備及び動員」別表配備動員表に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき

イ　災害による被害等が発生し、県危機管理局が必要と認めるとき

ウ　災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理局又は各総合事務所（東部圏域においては東部振興監）が必要と認めるとき

（2）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、県の各部局、市町村及び警察本部・消防局その他の機関からも情報収集に努めるとともに、消防防災ヘリコプターを活用した情報収集を行い、的確な初動活動を行うものとする。

２　情報の集約・分析

（1）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、県の各部局、市町村等から収集した被害情報や災害対応情報は集約し、気象情報や防災関係機関等からの情報と合わせて整理、分析し、応急対策や災害対応に必要な資料の作成に努めるものとする。

（2）　多大な災害が発生した地域においては、回線の寸断や災害対応により、被害情報の報告がなされないことが想定される。県は、被害情報の収集に当たって、被害の程度に併せて、情報の空白地帯が生じていないかどうかチェックを行うものとする。

（3）　情報空白地帯の被害状況の把握については、職員派遣等による主動的な情報収集を実施するとともに、応援協定に基づく被害状況の収集体制を活用するものとする。

３　情報連絡員の派遣

多大な災害への対応等で被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときは、当該市町村区域を所管する支部所管機関（各総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課））は、あらかじめ定めた構成機関の職員等を当該市町村に派遣し、市町村の被害情報の収集と支部所管機関及び県本部等への情報伝達等に当たらせるものとする。（衛星携帯電話等の通信手段を携帯）

４　個人情報の取扱い

個人情報の収集及び提供に当たっては、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性等から勘案し、適切に取り扱うものとする。（詳細については第８節「個人情報の取扱い」を参照）

第３節　一般被害等の情報収集

１　一般被害等に係る情報収集は、市町村を通じて所定の様式により行う。（資料編参照）

※一般被害等

・人的被害　・住家被害　・非住家被害　・火災の状況　・罹災世帯数　・罹災者数

・避難準備情報、避難勧告、指示発令の状況　・避難所の設置状況

・消防団員出動状況　・災害対策（警戒）本部設置状況　・避難者の状況（自主避難を含む）

・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等　・孤立集落関係

・その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

２　県（県本部事務局又は危機管理局）は、一般被害等の情報については、原則として支部所管機関（各総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課））を通じて市町村から収集を行うものとする。

３　市町村は、原則概ね３時間ごとに報告するものとする。ただし、別途県（危機管理局又は県本部事務局）が指定する場合は指定された時間に報告するものとする。

４　各総合事務所地域振興局（東部圏域においては東部振興監東部振興課）は、一般被害等の情報について、情報共有を図るため、総合事務所内の各局関係課（東部においては東部圏域の関係機関）に連絡するものとする。

第４節　実施部被害の情報収集

1　市町村は、災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、各総合事務所等関係課に対し、その状況を報告するものとする。

2　各総合事務所等関係課は、所掌事務に関する被害等の状況及び応急措置の概要を調査し、県庁各課に報告するものとする。各課は情報を収集し、直ちに当該部局の主管課（県土整備部においては技術企画課。以下同様）に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとする。

3　各部局の主管課は、各課から報告を受けた被害の状況等を部局長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、財源確保推進課にその状況を通知するものとする。

4　各部局の主管課は、部局内の被害報告を取りまとめ、概ね３時間ごとに危機管理局（県本部設置時は県本部事務局）に報告するものとする。ただし、被害の状況によってはその都度報告するものとする。

第５節　各種の被害情報の収集方法

1　防災関係機関からの被害情報収集

（1）　防災関係機関（ライフライン事業者等）からの被害情報の収集は、所管課が行い、各部局主管課を通じて県（県本部事務局又は危機管理局）に報告する。

（2）　防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

2　中央関係情報の収集

（1）　県本部設置時において、県本部事務局は、東京本部と常時連絡を保ち、中央関係情報の収集に努める。

（2）　実施部は、関係政府機関等の情報を収集し、災害対策に関する主要な情報については、県本部事務局に連絡するものとする。

3　公共交通機関からの情報収集

県（地域振興部）は、公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む）等について情報を収集し、適宜県本部（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

4　道路管理者からの情報収集

県（県土整備部）は、県内道路の状況（災害発生による道路の通行止め等）について情報を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

5　学校からの情報収集（休校、授業打切り、避難情報等）

（1）　各学校からの報告は、第５部第１章「避難の実施」参照。

（2）　市町村教育委員会が被災等により機能喪失した場合には、県教育局から市町村教育委員会に職員を派遣し、情報収集するものとする。

6　福祉保健施設等の被害報告

県（福祉保健部）は、福祉保健施設の被災情報等を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

7　応援協定に基づく被害状況の収集

県内郵便局との応援協定に基づき、郵便局配達員等が大雨・地震等による異常現象（土砂崩れ、異常音、出水等）を発見した場合は、下図のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
土砂災害危険箇所、国道、県道、１級河川、２級河川等に係るものと判断できる場合	所管の県県土整備事務所・総合事務所県土整備局（維持管理課）
その他の場合	所管市町村役場

8　ダム、ため池、樋門の情報収集

風水害対策編第２部第２章「緊急時のダム管理」及び第３章「ため池・樋門の応急対策」による。

9　県民からの情報収集

県（危機管理局）は、「あんしんトリピーメール」により県民から災害の前兆現象、災害発生状況を収集する。（災害予防編（共通）第３部第１章「気象情報等の収集伝達体制の整備」参照）

10　国土地理院からの情報収集

国土地理院との「地理空間の活用促進のための協力に関する協定（平成 24 年 10 月 22 日締結）」に基づき、被災地域の空中写真撮影等が必要な場合は、国土地理院へ要請する。

【情報収集担当課等】

防災関係機関
警察本部
消防局
自衛隊
海上保安庁
第八管区海上保安本部
境海上保安部
ライフライン事業者
ＮＴＴ西日本
中国電力
鳥取ガス・米子瓦斯
県ＬＰガス協会
市町村（水道事業者）
県水・大気環境課
県生活環境部
（環境立県推進課）
道路管理者
国土交通省
河川国道事務所
・ＮＥＸＣＯ西日本
（必要な場合）
市町村
（必要な場合）
県土整備事務所
・各総合事務所
県土整備局
県道路企画課
県県土整備部
（技術企画課）
学校
市町村立学校
市町村教育委員会
県教育局
県教育委員会
（各所管課）
県教育委員会
（教育総務課）
県立学校
私立学校
私立幼稚園
国立学校
（必要な場合）
県教育・学術振興課
県地域振興部
（地域振興課）
交通機関
鉄道事業者
航空事業者
その他事業者
県交通政策課
福祉保健施設
社会福祉法人立
施設（医療機関を除く）
法人本部
（本部が遠隔地の場合）
県総合事務所
（福祉保健局）
（東部圏域においては東部福祉保健事務所）
市町村立施設
保育所
市町村
福祉保健施設・
医療機関
県福祉保健部
施設所管課
県福祉保健部
（福祉保健課）
行政施設・県立施設
県所管課
中央関係情報
県総合事務所
県民
あんしんトリピーメール利用登録者
県本部事務局（県危機管理局）

第６節　情報の伝達及び共有

１　機関相互の情報伝達・共有

（１）　県、市町村、防災関係機関は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する機関相互で、伝達・共有を図るものとする。

（２）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、被害情報については、可能な限り報道資料提供を行うとともに、県のホームページにおいて県民に公開するものとする。（第４章「広報・広聴」参照）

２　伝達・共有の手段

（１）　情報の伝達・共有に当たっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

（２）　情報の伝達・共有は、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線、ホームページ等により行う。

（３）　また、県の機関相互の情報伝達・共有については、鳥取県災害情報システム（県内部での情報共有にあっては災害情報データベース）を活用するものとする。

（４）　避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、障がいのある者等の多様な者にも確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達などの確実な伝達方法）、情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第７節　災害情報の報告等

１　被害状況等の報告

（１）　市町村から県への報告

ア　市町村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第１項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年１０月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）

イ　市町村の一般被害等の報告については、管轄する支部（支部未設置の場合は総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課））に行うものとする。

（ア）　即報

市町村は、「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はファクシミリ等により県本部事務局（未設置の場合は危機管理局）及び管轄する支部（支部未設置の場合は県総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課））に報告するものとする。

（イ）　中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね３時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）　確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ　上記に限らず、市町村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。

（２）　県から国への報告

ア　支部（支部未設置の場合は県総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課））は、市町村等から収集した被害状況等について、時期に応じて県本部事務局（県本部未設置の場合は県危機管理局）に報告する。

イ　県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理局）は、市町村等からの報告に基づき、消防組織法第 40 条及び災害対策基本法第 53 条第２項に基づき、国（消防庁）に対し被害状況を報告するものとする。報告に当たっては、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による消防庁への報告と一体的に行うものとする。

２　火災・災害等即報要領に基づく報告

（１）　市町村、消防局から県（国）への報告

ア　市町村及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後 30 分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理局）又は支部（又は県総合事務所）（東部圏域においては東部振興監））に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

イ　地震等により、１１９番へ通報が殺到する場合等においては、消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

ウ　また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 （報告者）	即報基準	直接即報基準 （消防庁へ直接報告する事故等）※
災害 （市町村）	（１）　災害救助法の適用基準に合致するもの （２）　県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの （３）　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの （４）　地震（県内で震度４以上） （５）　津波（人的被害・住家被害を生じたもの） （６）　風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） （７）　雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） （８）　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの （９）その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	（１）　地震（県内で震度５強以上） （２）　左記の（５）、（６）及び（８）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
火災等 （消防局）	（１）　死者３人以上又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災・事故 （２）　火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） （３）　危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬等に係る事故） （４）　原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等） （５）　その他特定の事故（可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの）	（１）　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 （２）　交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等） （３）　危険物等に係る事故（火災、爆発、漏えい事故等） （４）　原子力災害等 （５）　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故 （消防局）	（１）　死者５人以上の救急事故 （２）　死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 （３）　要救助者が５人以上の救助事故 （４）　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 （５）　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの （１）列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 （２）バスの転落等 （３）ハイジャック及びテロ等 （４）不特定多数の者が集まる場所における事故 （５）その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 （消防局）	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、消防局が報告

（２） 県から国への報告

ア 総務省消防庁への報告

（ア） 県（県本部事務局又は危機管理局）は、収集した即報等は、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。

（イ） 消防組織法第 40 条の規定に基づく消防庁長官への報告は、火災・災害等即報要領により実施する。（緊急を要する場合にあっては、要領に定める様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告）

イ その他関係省庁への報告

収集した被害状況は、必要に応じ、関係省庁へ連絡するものとする。

（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線		
平日 (9:30～18：15) 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03－5253－7527	電話番号	17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
				18-7-9049013	消防防災無線
				18-6-8090-5017	中央防災無線
	ﾌｧｸｼﾐﾘ	03－5253－7537	ﾌｧｸｼﾐﾘ	17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
				18-7-9049033	消防防災無線
				18-6-8090-5043	中央防災無線
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03－5253－7777	電話番号	17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
				18-7-9049102	消防防災無線
				18-6-8090-5010	中央防災無線
	ﾌｧｸｼﾐﾘ	03－5253－7553	ﾌｧｸｼﾐﾘ	17-5-048-500-9049036	地域衛星電話
				18-7-9049036	消防防災無線
				18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のﾌｧｸｼﾐﾘ

第８節 個人情報の取扱い

１ 安否情報の収集及び提供に係る方針

（１） 大規模災害等により多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、災害の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

（２） 県は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、災害に応じて個別具体的に、災害の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第８条第２号（法令の規定に基づくとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

（３） なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

（４） 安否情報収集に当たっては、関係市町村、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することも検討する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（５） また、公表を行う場合であっても、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。

また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

（参考）個人情報保護に係る提供・利用提供制限の例外
［第三者提供の制限の例外］個人情報保護法第23条

（1）　法令に基づく場合　　（2）　人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
（3）　公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合　　（4）　国等に協力する場合
［目的外の利用提供制限の例外］県個人情報保護条例第８条
（1）　本人の同意があるとき、本人に提供するとき
（2）　法令の規定に基づくとき
（3）　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
（4）　実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行に必要不可欠であると認められるとき
（5）　犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき
（6）　犯罪の予防等を目的として実施機関以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき
（7）　その他提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき

２　県の災害時における個人情報の取扱方針

県は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。
なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

（1）　収集
ア　原則個人が特定される情報は収集しない。
イ　災害対策基本法に基づき、県が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

（2）　提供
ア　原則個人が特定される情報は提供しない。
イ　報道及び第三者に対しては、県が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。
ウ　大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。
（個人情報の保護よりも公益が上回る例）
大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

（3）　上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。
（○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない）
ア　人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
県の災害応急活動への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所（大字まで）	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所（大字まで）	△	住所及び発生場所（大字まで）
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）	○	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）	○	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）
	提供	△	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで

発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○ ×		○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容（持ち物や服装、身体的特徴など）
	提供	×		×		○	〃

イ　住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
県の災害応急活動への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

ウ　避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
県の災害応急活動への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数（総数及び要援護者区分別人数）	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先（場所、施設名）	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

（4）　県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

3　市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第９節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　一般被害等の情報収集及び報告

２　災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
３　情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
４　災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

（参考）ＪＲ福知山線列車事故における安否情報の収集・提供
　平成17年４月25日に発生したＪＲ福知山線列車事故においては、午前９時18分ごろという通勤・通学時間に発生したこともあり、多数の被災者（死者107名、負傷者549名）が発生した。この事故における各機関の安否情報の収集・提供の概要は以下のとおりである。（兵庫県ＪＲ福地山線列車事故検証委員会作成「ＪＲ福知山線列車事故検証報告書」等より要約）
１　病院
（１）　県立病院
・兵庫県個人情報保護条例に基づき、利用及び提供の制限の例外（「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」）に該当することを兵庫県に確認し、提供を開始
・提供先：患者の家族、警察本部、報道機関
・提供内容
患者の家族：患者の氏名、住所を確認の上、搬送の有無を伝達
報道機関：氏名、性別、年齢、住所（市町村名）
（２）　県立病院以外の病院
病院によって、以下のとおり、対応の違いが生じた。
・患者から氏名・住所等の情報を聴取、その意向に基づいて、「家族」「ＪＲ」「マスコミ」に分類して対応
・電話による問い合せ者に、氏名、続柄、生年月日を尋ね、身内かどうかを確認した上で情報を提供
・負傷者が搬送されてきた直後から安否の問い合わせに応じるとともに、院内に氏名を書いた紙を張り出す
２　兵庫県警察本部
（１）　警察官（大阪府内は大阪府警の協力を得る）を各病院に派遣して情報収集を実施。
（２）　死傷者の情報のうち、死亡者については、遺族の了解を得られた場合、情報を提供
［提供先］家族、報道機関
［提供内容］名前・性別・生年月日・住所
［提供窓口］４月25日11：30～28日
行方不明者相談所を生活安全課内に開設（電話による安否確認に対応）
４月15日14：30～
遺体安置所において被害者支援活動を実施（安否情報の提供等）
４月25日～５月２日
県民広報課「なんでも相談電話」（常設）を24時間体制で家族からの問い合わせに対応（警察本部のホームページで相談窓口を案内）
３　尼崎市
（１）　尼崎市消防局に事故発生当初から安否情報の問合せが多く寄せられたため、４月25日11時に、死者及び負傷者確認のため、搬送先病院及び遺体安置所となった記念公園体育館からの情報収集を開始
［収集情報］本部職員が各病院から入手した情報、ＪＲ西日本からの情報、消防局からの情報を総合
［提供内容］氏名、性別、搬送先病院
※医療機関に搬送された者のみ（死者については、現場からすぐに安置所に搬送されたため、提供できなかった）
［提供機関］４月25日夕方～５月２日
［提供方法］ホームページで入院患者のリストを公開・電話照会に対応
（２）　病院からの情報入手に当たっては、健康福祉局の職員を中心とする30名を派遣して収集のＦＡＸを借りる等して市対策本部へ集約（４月25日昼過ぎには約300名の情報を収集）
４　ＪＲ西日本
（１）　警察、消防、ＴＶニュース、事故現場ないし沿線の病院に対する直接問い合せにより搬送先病院の情報を入手
（２）　判明した搬送先病院に職員を派遣し、病院からの負傷者リストの提供、掲示されたリストの転記等により安否情報を入手
（３）　提供方法等
［提供先］家族、知人等
［提供方法］病院・遺体安置所での対面提供・遺体安置所で家族が集まっている場所に掲示
（４）　電話による問合せに対して、本社内に専用窓口を設置して情報提供
（５）　名簿提供の要望があった８市町に対し、名簿の電子ファイルをメールにより送信

第４章 広報・広聴

（県未来づくり推進局、県危機管理局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

第２節　県における広報活動

１　基本方針

（１）　県は、県内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。

（２）　広報活動に関しては、広報を担当する広報課と他の部課との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。

（３）　広報手段

ア　住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（ホームページ、鳥取県公式ツイッター・ポータルサイト（とりったー）、フェイスブック、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール、テレビ、ラジオ、新聞広告等）のほか、公共情報コモンズ等により報道機関も活用して行う。

あんしんトリピーメール登録手順
①登録用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信
e-tottori-safe@xpressmail.jp（右記QRコード）
②返信メールに記載されたURLへインターネット接続
③各項目へ入力し、確認後登録を実施して完了

イ　地図情報として提供した方が伝わりやすい情報（特に道路通行止め、土砂災害、河川堤防破堤などの災害情報）については、ＷｅｂＧＩＳ（とっとりＷｅｂマップ）を活用して提供する。

ウ　障がいのある者等多様な者に確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達等の確実な伝達方法）により行う。

（４）　市町村への協力要請及び市町村の支援

ア　確実に住民への伝達が必要な事項の広報については、必要に応じて、市町村に協力要請を行う。

イ　県は、市町村が避難勧告等を発令した場合や、雨量・水位が自主避難の目安に達した場合は、県ホームページの活用等により、市町村の周知支援を行うとともに、住民に適切な行動を呼びかける。

（５）　県庁内における情報共有

関係部課は、災害情報及び災害への対応状況、独自で実施した報道提供資料等を、庁内ＬＡＮの災害情報データベースに登録する等により情報共有を図る。

（６）　個人情報の取り扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第３章「災害情報等の収集及び伝達」第８節「個人情報の取扱い」を参照）

２　広報の内容

次の事項については、その都度、又は必要に応じて広報を行う。

（１）　県本部の設置又は廃止

（２）　災害軽減の事前対策

（３）　災害の状況（災害の種別、災害の発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）

（４）　災害応急対策状況

（５）　映像、写真等による災害現地の状況

（６）　その他一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項等

ア　雨量・河川水位などの情報　　イ　ライフライン（電気、電話、水道など）供給状況

ウ　交通機関（鉄道、バスなど）運行状況　　エ　道路の規制状況　　オ　学校の休校状況

カ　避難に関する情報　　キ　各関係機関の問い合わせ先　など

３　大規模な災害が発生した際に優先すべき主な広報項目

大規模な災害が発生した際は、被災者の混乱拡大を防止するとともに、被災者の視点に立った広報に留意することとし、主に次表の項目を優先して広報を行う。

【主な広報項目と広報時期】

時期	広報項目
災害発生直後	（1） 緊急事態の宣言
	（2） 災害に関する情報
	（3） 被害情報
	（3） 県、市町村等の体制
	（4） 避難指示等の状況、避難者数
災害拡大期 （～１日後）	（5） 避難所の開設状況
	（6） 医療施設での受入状況
	（7） 災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ
	（8） ライフラインの被害状況及び復旧見込み
	（9） 道路規制の状況及び復旧見込み
	(10) 県、市町村等の活動状況
	(11) 消防・自衛隊等の活動状況
災害沈静期 （１日後～１週間後）	(12) 義援金による協力のお願い
	(13) ボランティア受入状況
	(14) 県、市町村が実施する生活支援情報
	(15) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）
	(16) 悪徳商法への注意喚起
	(17) 市町村での廃棄物処理の状況
災害復旧期 （１週間後～）	(18) 風評被害対策
	(19) 企業等への支援情報
	(20) 復興状況

【標準的な広報項目と実施主体】

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
（1） 緊急事態の宣言	① 緊急事態の宣言 災害の規模が大きく被害が甚大又は甚大であることが予測される旨を広報 ② 災害救助法の適用 □ 救助を実施する区域（市町村） □ 適用の日時（救助の機関） □ 災害救助法の適用により迅速かつ十分な救助が行われること ③ 自衛隊の災害派遣の要請 □ 自衛隊の災害派遣の要請日時 □ 自衛隊の災害派遣部隊の到着見込日時	県	
（2） 災害に関する情報	① 気象警報等 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 □ 気象特別警報・警報・注意報 □ 土砂災害警戒情報 □ 水防警報 □ 指定河川洪水予報 □ 台風情報 □ 今後の気象の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、県治山砂防課、県河川課、県総合事務所（東部圏域においては東部振興監）、市町村
	② 地震情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 □ 各地点の震度 □ 震源 □ マグニチュード □ 今後の地震発生の見込み等	県	鳥取地方気象台、地震専門家

	③　津波に関する情報 ※　詳細情報が不明な場合はその旨並びに津波へ注意すること、海岸付近に近づかないこと及び高台又は堅牢な建物へ避難することへの呼びかけについて広報 □　大津波警報等 □　今後の津波発生の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、津波専門家
	④　その他災害発生の状況 □　大規模事故の発生場所・状況・日時・原因等 □　原子力災害の発生場所・状況・日時・原因・今後の進展予想等	県、市町村、消防局	消防局、市町村、医療機関、原子力事業者、原子力専門家
（3）　被害情報	①　人的被害：市町村ごと ※　状況が不明な場合はその旨を広報 ※　必要に応じて概数で発表 □　死者数　□　行方不明者数　□　重傷者数 □　軽傷者数	県	市町村、消防局
	②　住家被害等：市町村ごと ※　状況が不明な場合はその旨を広報 ※　必要に応じて概数で発表 □　住家全壊棟数　□　住家半壊棟数 □　住家一部損壊棟数　□　住家床上浸水棟数 □　住家床下浸水棟数 □　非住家被害棟数（非住家、公共建物）	県	市町村、消防局
	③　公共交通機関の運行状況：運転見合わせ路線・区間 ※　県は各機関の運行状況を集約・整理して発表 □　鉄道　□　バス　□　航空	県、各公共交通機関	県交通政策課、各公共交通機関
	④　教育関係被害 □　文教施設の施設被害（箇所数・金額） □　休校状況 □　教職員・児童生徒の安否・被害状況	県教育委員会、市町村	県教育委員会、市町村、学校
	⑤　その他の被害等 □　公共土木施設被害（箇所数・被害額） □　農林水産業施設被害（箇所数・被害額）	県	県、市町村
（4）　県、市町村等の体制	①　各機関の体制：設置・廃止時間（警戒体制・警戒本部・災害対策本部・現地災害対策本部等） ※　県は各機関の体制を集約・整理して広報 □　県　□　県警本部　□　市町村 □　消防局　□　その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関
（5）　避難指示等の状況、避難者数	①　市町村の避難指示等発令の状況：市町村ごと（対象地区・世帯数・人数・避難場所・事由） □　避難指示　□　避難勧告 ②　住民の避難状況：市町村ごと（現況・延べ数） □　避難指示による避難者数（世帯数・人数・避難所） □　避難勧告による避難者数（世帯数・人数・避難所） □　自主避難による避難者数（世帯数・人数・避難所）	県、市町村	市町村
（6）　避難所の開設状況	①　避難所の開設状況：市町村ごと ※　県は市町村の避難所開設状況を集約・整理して広報 □　避難所の名称・所在地・福祉避難所 □　避難に当たっての注意事項（給水・トイレ・食料の配給等）	県、市町村	市町村
（7）　医療施	□　医療機関の被害状況	県	医療機関

設での受入状況	□　負傷患者受入の可否		
（8）　災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ	□　電話の輻輳により被災地との連絡が取りにくくなっていることから、声で伝言の登録ができる「災害用伝言ダイヤル」や、携帯電話を使って安否状況の確認ができる「災害用伝言板サービス」の利用を呼びかける。	県	（各通信事業者）
（9）　ライフラインの被害状況及び復旧見込み	①　ライフライン被害の状況：市町村ごと ※　詳細情報が不明な場合はその旨及びおよその市町村・地域等を広報 ※　必要に応じて概数で発表 □　停電（停電戸数：現状・延数・復旧見込） □　電話不通（影響戸数：現状・延数・復旧見込） □　水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込） □　下水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込）	県、各ライフライン機関	県、各ライフライン機関
(10)　道路規制の状況及び復旧見込み	①　道路の状況 ※　県は路線数・箇所数を集計して広報 □　全面通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込・迂回路・孤立集落情報） □　片側通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込） □　高速道路（路線名・通行止箇所・復旧見込）	県、道路管理者	県道路企画課、道路管理者（県土整備事務所・総合事務所県土整備局、中国整備局各道路事務所、市町村、西日本高速道路）
(11)　県、市町村等の活動状況	①　県の活動状況 □　県本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 □　食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の確保及び供給 □　各被災市町村への応援状況 □　県管理施設の復旧状況	県	県
	②　市町村の活動状況 □　市町村災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 □　食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の住民への配分状況 □　市町村管理施設の復旧状況	県、市町村	市町村
(12)　消防・自衛隊等の活動状況	①　消防局の活動状況 □　配備動員人数・活動期間 □　消火・救助の実施状況	県、市町村	消防局
	②　消防団の活動状況 □　配備動員人数・活動期間 □　水防活動の実施状況 □　消火・救助の実施状況 □　その他避難所警備等の実施状況等	県、市町村	市町村
	③　その他防災関係機関の活動状況等 □　県警本部　　□　自衛隊 □　海上保安庁　　□　その他国の機関 □　応援他都道府県・市町村	県、市町村	各防災関係機関
(13)　義援金による協力のお願い	※　物資ではなくできれば義援金による支援をお願いする旨を記載 □　義援金募集窓口 □　義援金募集期間 □　義援金受付方法	県、市町村、ＮＨＫ、日赤鳥取県支部	県、市町村、ＮＨＫ、日赤本部
(14)　ボラン	□　必要となるボランティアの種類・場所・人数	県、市町村、	ボランティアセンタ

ティア受入状況	□　ボランティアの活動人数・活動場所・活動内容 □　災害ボランティアセンターに関する情報（検討状況、開設状況、連絡先等）	ボランティアセンター、県社協、市町村社協	ー、県社協、市町村社協
(15)　県、市町村が実施する生活支援情報	□　給水情報 □　エコノミークラス症候群への注意 □　仮設入浴施設等の情報 □　簡易トイレ等の配布に関する情報 □　生活再建施策に係る手続き・窓口 □　防疫に関する注意事項 □　災害相談窓口の設置	県、市町村	県、市町村
(16)　被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）	□　建物・宅地の応急危険度判定の実施（無償） □　建物の被害認定・罹災証明の発行手続き（無償） □　被災度区分判定については被災者の必要に応じて業者と契約して実施すること（有償）	県、市町村	県、市町村
(17)　悪徳商法への注意喚起	□　悪徳商法への注意喚起	県、警察本部、市町村	県、警察本部、市町村
(18)　市町村での廃棄物処理の状況	□　廃棄物の処理状況（市町村ごとの処理量） □　廃棄物の処理に当たっての注意事項（処理方法・費用負担等）	県、市町村	県、市町村
(19)　風評被害対策	□　風評被害対策の実施状況 □　放射線モニタリングの評価結果（原子力災害のみ）	県、市町村	県、市町村
(20)　企業等への支援情報	□　貸付・融資・猶予等の支援対策の状況（要件・手続き・窓口等）	県、市町村	県、市町村
(21)　復興状況	□　災害復興状況 □　災害復興イベント等の実施状況	県、市町村	県、市町村

4　実施時期

（1）　広報は、被害情報等を入手・集約後、速やかに実施するものとする。

（2）　大規模な災害等、継続的に資料提供を行う場合は、時間を定めて実施するものとする。（概ね３時間ごと）

5　報道機関への災害関係情報の発表

（1）　実施要領

ア　県本部設置時

県本部が設置された場合にあっては、県本部事務局が広報課と連携し、報道機関に対して情報発表する。

イ　それ以外の場合

（ア）　災害情報等、発表等に係る資料は、原則として危機管理局で調整し、広報課に提出する。

（イ）　被害が一の実施部に限られる場合等においては、当該実施部の担当課が広報課及び危機管理局の各課とあらかじめ協議の上、当該実施部で行うことができるものとする。この際、当該担当課は、必ず広報課に連絡するとともに、広報課に危機管理局の各課に資料を提出する。

（ウ）　報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は、広報課が行うものとする。この場合、広報課は、報道事項及び内容等について関係部課と十分連携を図るものとする。

a　広報課は各報道機関への利用可能な連絡方法（ＦＡＸ等）の確認、確保を行うとともに、災害対策本部が設置されている場合は、取材記者に見合った取材スペースを確保し、また、必要に応じ近隣に臨時記者室、臨時会見室を設ける。

b　広報課において、取材活動（現地写真撮影等）を行う場合には、関係部課の協力のもとに実施する。

c　広報課は、必要に応じ各部課に対し、災害現地の写真又は映像等の収集を求めることができる。

（エ）　夜間・休日に資料提供する必要がある場合等においては、広報課とあらかじめ協議の上、危機管理局の各課で行うことができるものとする。

６　報道機関への放送の要請

県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理局）は、特に必要がある場合は、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への放送要請を行う。

７　県ホームページでの県民への情報提供

（１）　報道機関に資料提供を行った資料については、原則、県危機管理ホームページにおいて県民への情報提供を行う。

県危機管理ホームページ「鳥取県の危機管理」
http://www.pref.tottori.lg.jp/kikikanrihp/
（モバイル版）
http://mobile.pref.tottori.lg.jp/m/bosaihp/

（２）　避難勧告の発出等、県民へ早急に伝達が必要な事項については、報道資料提供を待たずして早急に情報提供を行う。

（３）　県（総務部）は、災害発生時において、アクセスの集中により県のホームページへの接続障害が懸念される場合には、岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、一時的代替サイトの開設を依頼する。

第３節　警察本部の広報

被災地における各種犯罪の予防、相談への対応をはじめ、各種警察活動により把握した災害関連情報等を、警察広報紙、県警ホームページ等を通じて広く住民に提供し、被災地域の安全、安心の確保を図る。

第４節　市町村の広報

１　広報手段

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市町村防災行政無線、広報車、災害対応自動販売機の電光掲示板、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール、報道機関及び広報媒体（ホームページなど）などを活用し、住民に対して広報活動を行う。

２　広報項目

市町村は、次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

（１）　気象の状況に関すること

（２）　災害の状況に関すること

（３）　避難に関すること（避難勧告等の避難情報、収容施設）

（４）　応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）

（５）　その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

３　県への要請

市町村は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理局）に要請するものとする。

第５節　防災関係機関における広報活動

１　防災関係各機関においても、当該機関が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を行うものとする。

２　特に必要があるときは、県（県本部事務局又は危機管理局）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第６節　広聴活動計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、県及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

１　県における広聴活動

（１）　総合窓口の設置

ア　県（未来づくり推進局）は、通常の相談窓口に加え、必要に応じ災害関連の総合窓口を設置し、各種問合

せに速やかに対応するとともに、関係部局及び関係機関の窓口業務を把握しておき、内容に応じて適切な相談窓口を紹介するものとする。

イ　県本部設置時においては、県本部事務局と連携し、情報提供、相談業務等を行うものとする。

（2）　広聴活動に当たっては、関係課とも連携し、効果的な情報提供、相談業務等を行うものとする。

（3）　十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（4）　問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

２　市町村における広聴活動

（1）　被災者相談窓口の設置

ア　市町村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ　また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

（2）　十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（3）　問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

３　防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務又は業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

４　個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第３章「災害情報等の収集及び伝達」第８節 個人情報の取扱いを参照）

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民への広報手段、広報項目

２　被災者相談窓口の設置

第５章　通信の確立

（ＮＴＴ西日本、ＮＴＴドコモ中国支社、ＫＤＤＩ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、県危機管理局、県総務部）

第１節　目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第２節　災害時の通信

１　災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＮＴＴ加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時は不通。停電時は一部不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＮＴＴ加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。 ・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（その他の使用可能な通信手段は、別表「通信手段一覧」を参照）

また、県本部が応急業務を行うために要するものを優先的に復旧するため、電子メール、鳥取県災害情報システム、とりネット（県ホームページ）等の連絡及び情報発信手段を復旧させるものとする。なお、具体的な復旧システムの優先度は、発生した災害等の内容や季節等により、県本部が判断し、時期調整などを行うものとする。

その上で、県庁業務の基盤的なシステムを順次復旧させるものとする。

区分	摘要
連絡手段	①電子メール ②鳥取県災害情報システム ③とりネット（鳥取県ホームページ）
県庁業務の基盤的システム	①基幹系業務システム（財務、税務、給与） ②グループウェア（ロータスノーツ））

２　県の通信体制の確立

（１）　県庁舎、県本部の通信体制の確立

ア　県本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

イ　ＮＴＴ回線の輻輳による通話規制に伴い、県庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するよう、県庁構内の電話交換機を災害優先回線モードに切り替えるものとする。

（２）　被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、県本部及び支部に配備している衛星携帯電話及び情報収集端末を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

（３）　通信ネットワークの確保

災害等の発生時の応急対応を的確かつ速やかに実施するため、次の機関について優先的に通信手段を確保する。

機関	通信手段
警察本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
市町村	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
消防局	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
陸上自衛隊（第８普通科連隊））	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）

第八管区海上保安本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
各総合事務所	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
防災航空センター	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）

機関	通信手段
国（消防庁）	中央防災無線、消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
全国知事会・中国知事会	電話（固定、携帯、衛星）
関西広域連合	電話（固定、携帯、衛星）
災害時応援協定カウンターパート県（島根県、徳島県、岡山県））	消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
日本赤十字社	電話（固定、携帯、衛星）
災害拠点病院	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
テレビ、ラジオ等報道機関	電話（固定、携帯、衛星）
ライフライン事業者	中央防災無線、電話（固定、携帯、衛星）

３　災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う備蓄基地を設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸し出し、通信の確保を行う体制を整備している。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器等の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・ＭＣＡ・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料・不要	約1,500台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台 （発電容量100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車について　も、貸与可能である。
ＫＤＤＩ中国総支社	携帯電話		約100台	・電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
ＮＴＴドコモ中国支社	携帯電話		280台（うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105台（うち鳥取支店10台）	
ソフトバンクモバイル中国技術部	携帯電話		40台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送
	衛星携帯電話		40台	

＊電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

４　ネットワーク機器等の予備資機材等の借受

県（総務部）は、災害等の発生により情報通信ネットワーク、情報システムに支障が生じた場合には、必要に応じて岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、岡山県が所有・保管している光ファイバーケーブル及びネットワーク機器等の予備資機材やパソコン等の予備機材の借受について依頼するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害発生時の市町村の通信体制の確立
２　災害対策用移動通信機器等の借受

別表「通信手段一覧」

（県庁からの発信の場合）

通信手段	県庁電話通信可否	使用可能施設	通信可能な相手			備考
			中央省庁	都道府県	総合事務所・市町村・消防・自衛隊米子	
県防災行政無線設備（地上系・衛星系）	○	総合事務所（東部においては東部庁舎）、市町村、消防局、自衛隊等	○	○	○	防災行政用
電気通信事業者回線設備（一般）	○		○	○	○	
〃（災害時優先）	△（指定電話のみ）		○	○	○	一般回線輻輳時に、通話制限がかけられにくい
国土交通省通信設備（中央防災無線）	○	内閣府等中央省庁、指定行政機関等	○	×	×	国の通信網（都道府県は、国との緊急連絡用に利用）
〃（消防防災無線）	○	消防庁、都道府県	○	○	×	消防防災用
〃（水防無線）	○	国土交通省機関、都道府県等	○	○	△	水防道路用
警察通信設備	×	警察本部等警察機関	○	△	△	警察用
海上保安部通信設備	×	境海上保安部等海上保安庁機関	○	△	×	海上保安用
電力通信設備	×	中国電力鳥取支社等	○	△	△	電気事業用
鉄道通信設備	×	鳥取駅、米子駅等	×	×	△	鉄道軌道事業用
消防用通信設備（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合）	×	各管内の消防局施設等	×	×	△（管内のみ）	消防用
気象庁通信設備	×					気象用
自衛隊通信設備	×					防衛用

○中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関（中央省庁等２６機関）、指定公共機関（ＮＴＴ、ＮＨＫ、電力等４９機関）、防災関係機関等を結ぶ無線通信網

○消防防災無線

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網

○非常通話・緊急通話（市外局番なし１０２番）

災害発生時の非常・緊急事態の時に、国、地方自治体等の防災関係機関に対して行うオペレータ扱いの通話で、優先して取り扱われる

・非常通話：地震・集中豪雨・台風などの非常事態が発生した場合、救援・交通・通信・電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする

【非常通話を利用できる機関の例】気象・水防・災害救助・警察の各機関相互間、輸送・通信・電力供給に直接関係のある機関相互間　など

・緊急通話：非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。

【緊急通話を利用できる機関の例】予防・救援・復旧などに直接関係のある機関相互間、緊急事態発生を知ったものと前項の機関との間、犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との相互間、選挙管理機関相互間、新聞社・放送事業者・通信社の機関相互間、水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間　など

△・・・最寄りの使用可能施設への使送が可能

第４部　防災関係機関の連携推進計画

第１章　応援活動の調整

（第八管区海上保安本部、自衛隊、県危機管理局、警察本部、消防局、市町村）

第１節　目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　受入体制の確立

１　県の受入体制の確立

（１）　県本部事務局は、関係機関や国の情報先遣チーム等の応援又は派遣を受ける場合、県庁内外に連絡要員等の受入スペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入体制を確立するものとする。

（２）　県本部での受入が想定される機関のうち主なものは以下のとおり

ア　自衛隊　　イ　海上保安庁　　ウ　緊急消防援助隊　　エ　中国地方整備局　オ　政府情報先遣チーム

カ　中国ブロック、四国ブロック　　キ　兵庫県　　ク　徳島県　　ケ　ＤＭＡＴ

（３）　また、必要に応じて、現地本部における受入体制を同様に確立するものとする。

２　市町村の受入体制の確立

市町村は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて市町村役場庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。

第３節　関係機関調整会議の開催

県本部事務局は、警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催し、迅速的確な応急活動の実施を図る。

１　開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動を調整することを目的とする。

２　開催時期

応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階に開催することとし、以降は必要に応じて開催する。

３　開催場所

開催場所は、次のいずれかの場所とする。

（１）　県本部　　（２）　支部

（３）　現地本部　　（４）　その他関係機関で協議の上定めた場所

４　参加者

（１）　県本部事務局（主催）

（２）　次の各応援機関の連絡責任者

ア　警察本部　イ　代表消防機関（東部消防局または西部消防局）及び被災地消防局　ウ　陸上自衛隊

エ　海上自衛隊　オ　航空自衛隊　　カ　海上保安庁　　キ　鳥取地方気象台　　ク　ＤＭＡＴ

（３）　県実施部の連絡責任者

ア　未来づくり推進局　　イ　福祉保健部　　ウ　県土整備部　　エ　その他必要な部局

（４）　その他県本部が必要と認める者

５　調整内容

（１）　情報共有

ア　被災状況（建物被害、人的被害）

イ　被災者の要求事項

ウ　地震活動状況又は気象状況

エ　各応援機関の活動状況（体制、装備、通信体制）

オ　道路等の交通施設の状況

カ　県、市町村の受援体制

（２）　部隊の活動区域、活動内容の調整

ア　活動区域、活動内容等（被災状況、時間の経過に伴い内容が異なる）

（ア）　情報収集活動　　（イ）　消火、救出救助、避難誘導、捜索の活動

（ウ）　物資の供給、生活救援　　（エ）　住宅応急復旧　等

イ　部隊進入要領、到着日時、活動拠点

（３）　部隊増援の必要性

（４）　ヘリコプター運用調整班設置の必要性

（５）　撤収時期、撤収要領

６　活動拠点の確保

（１）　活動拠点については、関係機関調整会議においてあらかじめ定めた候補地から選定するものとする。

（２）　各応援機関又は県本部事務局は、施設の被害状況、避難者等の状況を勘案して選定し、次の区分に従い、使用方法等について施設管理者又は所有者と調整するものとする。

ア　自衛隊の災害派遣に係る受援・・・県本部事務局

イ　緊急消防援助隊に係る受援・・・活動拠点等を管轄する消防局

（３）　各受援計画であらかじめ定められた活動拠点等のうち、主なものは次表のとおり。

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
東部地区	砂丘県営駐車場（鳥取市福部町）	●				
	コカ・コーラ・ウェスト・スポーツパーク（鳥取市布勢）	●				
	鳥取港（鳥取市港町）	●				●
	千代川市民スポーツ広場（鳥取市古市）	●				
	倉田スポーツ広場（鳥取市円通寺）	●				
	用瀬運動公園（鳥取市用瀬町）		●		●	
	鳥取空港（鳥取市湖山町西）			●	●	
中部地区	お台場公園（北栄町由良宿）	●				
	東郷湖羽合臨海公園ハワイ夢広場（湯梨浜町南谷）	●				
	日圧スーパーテクノロジーズ（株）西倉吉工場駐車場（倉吉市秋喜）	●				
	倉吉市営ラグビー場（倉吉市駄経寺町）	●				
	久米農村広場（倉吉市福富）		●			
	倉吉市陸上競技場（倉吉市葵町）				●	
西部地区	鳥取県消防学校（米子市流通町）	●				
	米子埠頭（米子市灘町）	●				
	境港消防署（境港市中野町）	●				
	南部町民野球場（南部町浅井）		●			
	米子空港（境港市小篠津町）			●	●	
	米子市営湊山球場（米子市久米町）				●	
	境港（境港市大正町）					●

第４節　災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、市町村等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、消防活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

第５節　防災関係機関の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

１　東部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制	対応等
震度３	警戒配備体制	準備体制または警戒体制をとる

震度４	災害配備体制	第１配備	増強隊、偵察隊を編成し災害活動実施
震度５弱～５強		第２配備	**地震災害等消防対策本部を設置** 初動活動及び情報収集実施
震度６弱以上		第３配備	第２配備までの体制に加え、応援受援体制をとる

２　中部ふるさと広域連合消防局

配備基準	配備体制	対応等
震度１～４	震災準備体制	地震情報の内容に応じ地震災害警防本部を設置
震度５弱以上	震災出動体制	**地震災害警防本部を設置**

３　西部広域行政管理組合消防局

配備基準	対応等
震度４	消防局警戒本部を設置
震度５弱以上	**消防局指揮本部を設置**

４　警察本部

配備基準	配備体制	対応等
震度４～５弱	準備体制	災害警備連絡室を設置
震度５強以上	警戒体制又は非常体制	**総合災害警備本部、特別災害警備本部又は非常災害警備本部を設置** （被害の程度により配備体制、本部長が異なる）

５　陸上自衛隊（第８普通科連隊）

（１）　震度５強以上で直ちに航空偵察を実施する。なお、状況により地上偵察を実施する。

（２）　発生した事態に応じて、自治体に連絡員を派遣する。

６　第八管区海上保安本部（境海上保安部）

配備基準	対応等
震度５強	職員の自主参集
震度６弱以上	**災害対策本部を設置**

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　関係機関等の応援の受入体制の確立

２　現場活動における関係機関相互の連携

第２章　資機材等の調達及び受援

（中国地方整備局、県危機管理局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第２節　資機材の調達受援

１　実施機関

（１）　応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、各実施機関が各々調達するものとする。

（２）　県（実施部）は、あらかじめ把握している調査結果を基に、県内の防災関係機関及び建設業者等が保有する資機材の現況把握を行う。

（３）　県（実施部）は、必要に応じて上記の資機材から緊急調達又は技能者等要員等の応援要請するものとする。（市町村から応援要請があったときを含む）

（４）　必要に応じて、市町村が使用する資機材を、県が一括して調達するものとする。

ア　複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行う。

イ　市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言。

（５）　県（実施部）は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関及び西日本高速道路（株）に対する応援要請により所要の資機材の確保を図る。

（６）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図る。

２　資機材等の応援要請

（１）　建設業者等に対する応援要請

ア　建設業者等との提携

県は、資機材及び技能者等要員の調達、提供について各県土整備事務所・総合事務所県土整備局ごとに、建設業協会支部、造園建設業協会及び管工事業協会、石油商業組合との協定に基づき、応援要請を行う。（協定の詳細は、資料編のとおり）

イ　調達資機材等の集積及び技能者等要員の派遣場所

県と建設業協会等との協定により調達された資機材の集積場所及び技能者等要員の派遣場所は県の指示する場所とする。

（２）　中国地方整備局に対する応援要請

ア　県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、中国地方整備局（企画部防災課）に対し、同整備局所管の災害対策用の建設機械等の（無償）貸付要請を行うものとする。（借受できる機械等は資料編参照）

イ　オペレーター等の費用については、原則として要請側の負担とする。

（３）　西日本高速道路（株）に対する応援要請

ア　県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、西日本高速道路（株）中国支社に対し、同社及びグループ会社等の建設機械等の提供について要請するものとする。

イ　資機材の提供に係る費用は、原則として要請側の負担とする。

３　資機材等の調達・受援及び運用等に係る調整

県（県土整備部）は、必要に応じ、資機材等の調達・受援及び運用などについて調整を行う。

（１）　複数の地区で必要な資機材等について、優先的、重点的に投入する地区などの調整

（２）　被災者の救出救助と道路の応急復旧など、複数の用途で同時に必要となる資機材に係る調整

（３）　道路管理者など、複数の機関で同時に必要となる資機材に係る調整

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　資機材等の調達及び受援

第３章　自治体の広域応援

（県危機管理局、県未来づくり推進局、市町村）

第１節　目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　県内自治体の相互応援

１　県内自治体への応援要請

（1）　被災市町村は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第 67 条、第 68 条の規定及び相互応援協定に基づき、県（県本部事務局又は危機管理局）及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。

（2）　応援の種類は以下のとおり

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ　救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

エ　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ　被災者を一時収容するための施設の提供

カ　その他特に要請のあった事項

（3）　応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）

ア　被害の状況　　イ　応援を要する物資等の品名、数量等　　ウ　応援を要する職種別人員

エ　応援を要する一時収容するための施設の規模　　オ　応援場所及び応援場所への経路　　カ　応援の期間

キ　その他必要な事項

（4）　また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を持たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

２　連携備蓄の応援

（1）　被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（県本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

（2）　被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

（3）　被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

３　費用負担

（1）　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（2）　応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第３節　県外自治体への応援要請

１　災害発生時の県外自治体への応援要請

（1）　県（県本部事務局）は、大規模な災害等が発生し、県内の防災力のみでは十分な応急措置をとることができず必要があると認めるときは、災害対策基本法第 74 条の規定又は各相互応援協定に基づき、他都道府県に応援を求める。

なお、応援要請の順序及び基準の目安は次のとおり。（この際、それぞれの協定は他の協定による応援を妨げるものではないことに留意。）

ア　中国ブロックの県、兵庫県、徳島県

県内の人員・物資では、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

イ　四国ブロックの県（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定）

中国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

ウ　他ブロック都道府県（全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）

中国・四国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

（2） 応援要請に係る手順

ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が迅速、確実に実施できるようにする。

（ア） 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）

（イ） 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等

（ウ） その他応援に関し必要な事項

ウ 必要に応じてブロックの幹事県に対して、広域応援の調整業務を行う職員の派遣を求めるものとする。

2 主な応援業務

（1） 災害時における職員派遣（看護師、保健師、応急危険度判定要員、被災度判定要員等）

（2） 災害時における物資の提供（毛布、ブルーシート、紙おむつ等の生鮮品以外の物資等）

3 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として要請県の負担とするが、応援業務の内容により所要経費が極めて軽微なものについては、協定により応援実施者の負担とすることができるようにする。

第４節 中国ブロックにおける広域支援体制

1 カウンターパート制による支援

（1） 中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合、中国５県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を実施する。

（2） 支援担当県は、以下のとき支援対象県と相互に連絡し、被害状況等の情報共有を開始する。

・支援対象県に災害対策本部が設置されたとき

・支援対象県で、震度６弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき

・支援対象県で、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

（3） 支援担当県は、以下のとき支援対象県に連絡員を派遣し、情報収集を行う。

・支援対象県から支援担当県に支援要請の意向が示されたとき

・支援担当県が支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行い、支援対象県がその受入れを了承したとき

・通信途絶等により、支援対象県の被害状況等の情報を収集することが困難な場合で、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき

※支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣したときには、中国地方知事会会長県にその旨を連絡する。

［カウンターパート制による支援順位］

支援対象県	支援担当県			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	**鳥取県**	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	**鳥取県**	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	**鳥取県**
山口県	島根県	広島県	**鳥取県**	岡山県

［広域応援担当部局連絡先（平成 24 年４月現在）＊勤務時間内に限る］

連絡担当部局	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国知事会
	消防防災課	危機管理課	危機管理課	防災危機管理課	調査第二部
電話（NTT）	0852-22-5885	086-226-7385	082-513-2784	083-933-2370	03-5212-9131
FAX（NTT）	0852-22-5930	086-225-4659	082-227-2122	083-933-2408	03-5212-9133
電話（衛星）	032-300-25885	033-101-2572	034-101-2784	035-201-2370	048-300-9-5092
FAX（衛星）	032-300-25930	033-101-5730	034-101-119	035-201-2408	048-300-9-5169
電話（消防無線）	32-25885	33-2572	34-89	35-821	－
FAX（消防無線）	32-875	33-5730	34-84	35-868	－

＊勤務時間外の連絡先については、全国知事会作成の担当部局名簿による。

２　中国５県広域支援本部による支援

（１）　中国５県は、被災状況に応じた、より的確な支援の実施のため、中国地方知事会会長県に中国５県広域支援本部を設置する。

（２）　中国５県広域支援本部による支援の要請は、被災県から中国地方知事会の会長県に対し、所定の方法により行う。

（３）　中国５県広域支援本部は、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う。

（４）　被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を行う。

（５）　支援担当県は、被災地ニーズ、支援状況等を広域支援本部に報告する。

第５節　全国知事会における広域相互応援体制

１　全国知事会による情報収集

いずれかの都道府県で、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県が所属するブロック知事会の幹事県に対し、被害報告を求める。

２　全国知事会による応援

（１）　被災県は、広域応援の要請をしようとするときは、全国知事会又は自らが所属するブロック知事会幹事県に対し、被害状況等を報告するとともに所定の方法により応援要請を行う。ブロック知事会幹事県は、被害状況及び広域応援要請の内容を全国知事会へ連絡する。

（２）　全国知事会は各ブロック幹事県等との調整を行った上で、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成する。

（３）　幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う。（ブロック間の応援に係るカバー（支援)ブロックは下表を基本とする。）

被災ブロック	北海道東北	関東	中部圏	近畿	**中国・四国**	九州
カバー(支援)ブロック	関東	北海道東北	近畿	中部圏	九州	**中国・四国**

３　他都道府県の応援実施のための情報収集

他県等で、次のいずれかの災害が発生した場合は、県（危機管理局）は、中国ブロック幹事県等を通じて被害程度や応援の必要性等の情報収集を実施し、必要であれば中国ブロック幹事県を通じて応援を実施する。

（１）　震度６弱以上の地震が発生したとき

（２）　自衛隊又は緊急消防援助隊の派遣を伴う災害が発生したとき

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害発生時の県及び県内市町村への応援及び応援の要請

（１）　応援の種類　　（２）　応援要請の方法　　（３）　緊急を要する場合の自主応援

２　災害発生時の県外の市町村への応援及び応援の要請

（１）　応援の種類　　（２）　応援要請の方法　　（３）　緊急を要する場合の自主応援

３　連携備蓄の応援

第４章　消防活動

（消防局、市町村、県危機管理局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　消防活動

消防局、市町村、県等は、災害発生時に、県民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

１　実施機関及び活動内容

（１）　消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

ア　情報収集伝達活動　　イ　火災防御活動　　ウ　救助活動
エ　救急活動　　オ　水防活動　　カ　住民の避難誘導

（２）　市町村

ア　市町村は、消防団を動員し、次の活動を行う。
（ア）　情報収集伝達活動　　（イ）　火災防御活動　　（ウ）　救助活動
（エ）　水防活動　　（オ）　住民の避難誘導

イ　鳥取県水難救済会の救難所を有する沿岸市町村は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の捜索を行う。

ウ　消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、市町村と併せて県本部事務局（県本部を設置していない場合、危機管理局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

エ　また、市町村は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

（３）　県（危機管理局）

県（危機管理局）は、消防局及び市町村等と連携し、関係機関との必要な連絡調整等を行う。

（４）　警察本部

警察本部は、消防活動について、消防局と相互に協力する。

（５）　自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

ア　災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
イ　地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
ウ　地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
エ　保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
オ　地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市町村、消防局、警察等へ通報する。
カ　活動を行うときは、可能な限り市町村、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

第３節　消防広域応援計画

１　県内の広域消防相互応援

（１）　被災地の広域行政管理組合又は広域連合（以下「被災地組合」という）は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請する。

（２）　応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に定める負担区分による。

２　県による航空消防支援

（１）　被災地の消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

（２）　受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

ア　離着陸場所の確保及び安全対策
イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
ウ　その他必要な地上支援

（３）　県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

３　隣県の消防機関との相互応援

被災地組合は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、相互応援協定に基づく応援要請を行う。

４　緊急消防援助隊による応援

（１）　県への応援要請

被災地組合は、県内の消防応援だけでは十分な体制を取ることができないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

（２） 消防庁への応援要請

県（危機管理局）は、（１）の要請を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、消防庁に対し応援の要請を行う。

なお、被災地組合から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（東部消防局）又は代表消防機関代行（西部消防局）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要だと判断した場合は、消防庁に対し応援の要請を行う。

（３） 緊急消防援助隊の活動内容

ア 災害に関する情報の収集及び伝達

イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動

ウ 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動

エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動

オ その他必要な活動

（４） 消防応援活動調整本部の設置

ア 県は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに下表の区分により消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、調整本部を運営するものとする。

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理局消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎４階
（調整本部の事務） （１） 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること （２） 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること （３） 各種情報の集約及び整理に関すること （４） 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること （５） その他必要な事項に関すること				

イ 県は調整本部を設置したときは、その旨を消防庁及び調整本部の関係機関に連絡するとともに、本部員の派遣を要請するものとする。

ウ 県は、緊急消防援助隊の応援決定通知を受けたときは、その旨を被災地組合及び代表消防機関（東部消防局）に通知するものとする。

（５） 指揮本部の設置等

ア 指揮者（被災地消防局長）は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮者は、早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域の確認を行い、調整本部に報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

ウ 調整本部は、イの報告を取りまとめて消防庁に報告する。

（６） 進出拠点の決定

ア 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地組合と協議

イ 調整本部は、消防庁から進出拠点の決定を受け、進出拠点を担当する消防局に連絡

ウ 進出拠点を担当する消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣

（７） 宿営場所の決定

調整本部は、被災地組合と協議して緊急消防援助隊の宿営場所を決定し、消防庁に報告する。

（８） 燃料等調達要請

調整本部は、緊急消防援助隊の燃料、重機、物資等の調達が必要と判断した場合は、県災害対策本部と協議し、鳥取県が締結する災害時応援協定の例により要請するものとする。

（９） その他、緊急消防援助隊の受援に関することは、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

５ 広域航空消防応援

（１） 概要は、第７部第５章「ヘリコプターの活用」のとおり。

（２） 応援費用は、被災地消防局において負担する。

緊急消防援助隊の主な連絡系統図

※　広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができないときは、福岡市消防局がその任に当たる。

第４節　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　災害発生時の火災防御、救急、救助活動等の実施

（1）　消防団の動員による次の活動の実施

ア　情報収集伝達活動

イ　火災防御活動

ウ　救助活動

エ　水防活動

オ　住民の避難誘導

（2）　鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の捜索（該当市町村のみ）

（3）　大規模災害時の、消防団による県本部事務局又は消防本部への被害情報の提供

（4）　自主防災組織の実施する救助、救援活動への支援

第５章　災害警備の実施

（警察本部）

第１節　目的

この計画は、県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第２節　警備実施計画

災害警備活動については、県警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

１　災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

（１）　第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室

（２）　第二次体制（警戒体制１）の場合は、総合災害警備本部（本部長：警備部長）及び現地災害警備本部

（３）　第三次体制（警戒体制２）の場合は、特別災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

（４）　第四次体制（非常体制）の場合は、非常災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

２　災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

（１）　災害に備えての措置

ア　災害警備計画の策定　　イ　災害危険箇所等の把握　　ウ　災害警備用装備資機材の整備

エ　災害警備用物資の備蓄等　　オ　警察施設等の災害対策　　カ　教養訓練　　キ　情報通信の確保

ク　業務継続性の確保　　ケ　交通の確保等に関する体制及び施設の整備　　コ　避難誘導体制の整備

サ　関係機関との相互連携　　シ　ボランティア受け入れのための体制整備

（２）　災害発生時における措置

ア　初動態勢の確立　　イ　情報の収集・伝達　　ウ　救出救助活動等　　エ　警戒区域の設定

オ　避難誘導等　カ　緊急交通路の確保　キ　行方不明者の調査及び捜索　ク　検視・死体見分、身元確認等

ケ　社会秩序の維持

３　通信の組織に関する措置

この計画における警察本部には、中国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第３節　警察による広域応援

１　警察災害派遣隊の災害派遣要請

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

２　警察ヘリコプターの応援

概要は、災害応急対策編（共通）第７部第５章「ヘリコプターの活用」のとおり。

第６章　海上保安庁の応援要請

（第八管区海上保安本部、県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　救援協力要請

１　救援協力要請者

（１）　知事

（２）　市町村長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

２　救援協力の要請基準

災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合、県（県本部事務局又は危機管理局）は速やかに海上保安庁に対し、救援協力要請を行うものとする。

３　救援協力の要請準備体制

（１）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、救援協力の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行うものとする。

（２）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、災害の状況等により、海上保安庁との情報共有及び救援協力に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、連絡要員の派遣を依頼する。（県本部又は県危機管理局へ）

４　救援協力の要請手続き

（１）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、災害救援活動において海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書による要請をするいとまがない場合は、電話等で口頭による要請を行い、後刻、第八管区海上保安本部長に対して速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の概要及び救援活動を要請する理由

イ　救援活動を必要とする期間

ウ　救援活動を必要とする区域及び活動内容

エ　前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

（２）　要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	ＮＴＴ回線	地上系無線
		電話番号／ファクシミリ	電話番号／ファクシミリ
第八管区海上保安本部（警備救難部）	京都府舞鶴市字下福井９０１	0773-76-4100	
		0773-78-2375	
境海上保安部（警備救難課）	鳥取県境港市昭和町９－１	0859-42-2531	17-5200-37880
		0859-42-2531	

５　救援協力の内容

（１）　応援要請の範囲は、概ね次のとおりである。

ア　海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の捜索

イ　救援に関する輸送（航空機、船艇）

（ア）　救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資の緊急輸送

（イ）　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資の緊急輸送

（ウ）　県、市町村、ライフライン機関等の災害応急対策要員等の緊急輸送

（エ）　負傷者等の後方医療機関への搬送

（オ）　緊急輸送に必要な施設等の復旧等に必要な人員及び物資の輸送

（カ）　食糧、水等生命の維持に必要な物資の輸送

（キ）　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（ク）　輸送施設の応急復旧等に必要な物資の輸送

（ケ）　災害復旧に必要な人員及び物資の輸送

ウ　陸上におけるヘリを活用した捜索、輸送等の活動

エ　巡視船艇を活用した沿岸部の消火活動

（２）　海上保安庁は、陸上における救助・救急活動等についても海上における災害応急対策業務の実施に支障がない範囲で支援を行うものとする。

６　海上保安庁の指揮組織の活用

知事は、県本部に海上保安庁の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

７　受入体制

知事は、救援協力が決定したときは、以下のとおり受入体制を整備する。

（１）　必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

（２）　関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。

（３）　必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、海上保安庁及び応援を受ける関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

８　負担区分

海上保安庁の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び海上保安庁が協議して、その都度決定し協定するものとする。

９　応援の終了

海上保安庁は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において応援の必要がなくなったと認める場合は応援を終了し、撤収するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要求

２　海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

第７章　自衛隊の災害派遣要請

（自衛隊、県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　災害派遣要請

１　災害派遣要請者

（１）　知事

（２）　海上保安庁長官、管区海上保安本部長

（３）　空港事務所長（地方航空局組織規制（平成 13 年１月６日国土交通省令第 25 号）に定める空港事務所長をいう。）

（４）　市町村長が応急措置を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請を要求することができる。（市町村長が直接自衛隊に通知を行う場合については後述）

２　災害派遣の要請基準

（１）　災害に際して災害応急対策の実施がそれぞれの市町村長において不可能又は困難であり、当該市町村等が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。

（２）　自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、（１）の要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第 83 条第２項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

３　救援協力の要請準備体制

県（危機管理局）は、災害の状況等により、自衛隊との情報共有及び部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊連絡幹部の県本部又は危機管理局への派遣を依頼する。

４　災害派遣の要請手続き

（１）　市町村長は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由　　イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容　　エ　その他参考となるべき事項

（２）　市町村は、（１）の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、市町村はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（３）　知事は、市町村から（１）の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第８普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。この際、要請事項が未定の場合であっても時機を失することなく要請するよう努めるとともに、市町村の申請の要件不備を理由に差し戻すことなく自衛隊に要請するものとする。

（４）　災害派遣要請の窓口は、県本部事務局又は危機管理局（危機対策・情報課）とする。

（５）　要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	ＮＴＴ回線 電話番号／ファクシミリ	地域衛星電話 電話番号／ファクシミリ
陸上自衛隊第８普通科連隊（第３科）	鳥取県米子市両三柳2603	0859-29-2161 内線235（当直302）	17-5600-11 17-5600-12（当直） 17-5600-19
海上自衛隊舞鶴地方総監	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250/0773-64-3609	

部（防衛部第３幕僚室）		内線2222又は2223	
航空自衛隊第３輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 内線231（当直225）	
自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安２丁目89－４	電話　0857-23-2251 ＦＡＸ 0857-23-2253	
（注意事項） ・派遣要請の連絡は、海上自衛隊又は航空自衛隊が想定される場合でも、陸上自衛隊第８普通科連隊（第３科）に対して行うことで足る。 ・自衛隊鳥取地方協力本部に対し、上記の連絡を依頼することができる。			

５　部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため市町村長等と緊密に連絡、協力して、支援に当たる。

（１）　災害派遣の３原則（公共性・緊急性・非代替性）

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

イ　差し迫った必要性があること

ウ　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

（２）　災害派遣の活動基準

ア　部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。

イ　部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

ウ　部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

（３）　災害派遣の活動は、次のとおり。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、１張が６人用）や入浴支援を行った実績があるので留意すること。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の

		措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

６　自衛隊の指揮組織の活用

知事は、県本部に自衛隊の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

７　部隊等の受入れ措置

（１）　県は、「自衛隊受援計画」に基づき、部隊等の受入れを行う。

（２）　知事は、部隊等の災害派遣が決定したときは、以下の通り受入体制を整備する。

ア　派遣部隊の集結場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ　関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。

ウ　必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、部隊等及び派遣を受けた関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

（３）　部隊等の派遣を受け入れた市町村長等は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア　部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。

イ　部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。

ウ　部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努める。

８　負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

（１）　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

（２）　県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ　派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

（３）　自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア　派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ　写真用消耗品費

ウ　派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

９　部隊等の撤収

（１）　派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。

（２）　市町村は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、撤収要請申請書（資料編のとおり）により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。

（３）　知事は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、３に準じ部隊等の撤収要請を陸上自衛隊第８普通科連隊長等に対して申請するものとする。

10　部隊等に関する報告

部隊等の派遣を受け入れた市町村長等（派遣要請を知事に申請した者、又は４(２)により部隊等の派遣を受け入れた場合にあっては、当該派遣の受入れをした市町村長）は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編のとおり）により知事に報告するものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　自衛隊の災害派遣の要請手続き

（１）　知事への要請の要求

（２）　知事に対して要求ができない場合の自衛隊への通知及び自衛隊の連絡先

２　派遣部隊等の受入に関する事項

（１）　受入体制の整備

（２）　受入に当たっての留意事項

（３）　費用の負担区分

（４）　部隊等の撤収の要請

（５）　部隊等に関する報告

第５部　避難対策計画

第１章　避難の実施

（第八管区海上保安本部、自衛隊、市町村、県危機管理局、県地域振興部、
県福祉保健部、県県土整備部、県教育委員会、警察本部）

第１節　目的

この計画は、災害時において市町村長等が行う避難勧告等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　避難勧告等の発出

１　実施責任者

（１）　災害による避難勧告等は、それぞれの法律に基づき行うが、災害応急対策の第１次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。

（２）　なお、学校における児童・生徒の集団避難は、市町村長等の避難措置によるほか、市町村立学校においては、市町村教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市町村長・教育長の指示を待つことなく実施できる。

（３）　県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合その他適宜適切に、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期について助言するものとする。

２　避難勧告等の類型

（１）　立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

（２）　屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の２階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

３　避難の勧告、指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
避難準備情報	市町村長	災対法第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置

勧告	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の勧告（知事に報告）
指示	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	１．同上において市町村長が指示できないと認めたとき ２．同上において市町村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水、高潮	洪水、高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第４条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

４　避難行動要支援者対策

市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、「避難支援プラン」に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施する。

また、土砂災害警戒区域等の危険箇所にある福祉保健施設について、あらかじめ施設の避難計画に定めた避難支援方法に応じて、施設と連携しながら避難支援を行う。

５　避難準備情報の発出

市町村は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある福祉保健施設などに対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施。

６　避難勧告等の発出

（１）　河川の氾濫等に係る避難勧告等の発出

ア　避難勧告等の発出

市町村は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ　発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水

予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●国土交通省「川の防災情報」　インターネットＵＲＬ　http://www.river.go.jp/
携帯電話ＵＲＬ　http://i.river.go.jp/
●国土交通省 市町村向け「川の防災情報」　http://city.river.go.jp/
●鳥取県防災情報　インターネットＵＲＬ　http://tottori.bosai.info/
携帯電話ＵＲＬ　http://tottori.bosai.info/mobile/

ウ　避難勧告等発令の参考となる水位等（河川等の氾濫）

＊　避難判断水位（特別警戒水位）は、一般的に避難に要する時間をおおよそ１時間として、既往の水位上昇量等を勘案し、はん濫危険水位（危険水位）に到達する１時間前の水位として設定している。

（ア）　洪水予報河川

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）	避難指示	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（はん濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難勧告	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備情報	はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	－	－	待機・準備

（イ）　水位周知河川（水位情報周知河川）

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）に相当する水位	避難指示	－	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難勧告	－	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備情報	－	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	－	－	待機・準備

（ウ）　その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）	避難準備情報
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難勧告
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水（河川に排水できずに氾濫した水）ポンプの運転停止や水門閉鎖	避難指示

エ　水位以外の状況

市町村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難勧告
堤防の決壊（破堤）・堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	避難指示

オ　発出の範囲

（ア）　避難準備情報については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者

（ウ）　避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の浸水想定区域にある住家等のある地域にある者

（エ）　発出に当たっては、浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

（２）　土砂災害に係る避難勧告等の発出

ア　避難勧告等の発出

市町村は、土砂災害について、県県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ　発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとするほか、渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●鳥取県防災情報
インターネットＵＲＬ　http://tottori.bosai.info/
携帯電話ＵＲＬ　http://tottori.bosai.info/mobile/

ウ　大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難勧告等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難勧告等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分		スネーク曲線	発出の目安となる避難情報
（大雨警報）		－	（避難準備情報）
土砂災害警戒情報	レベル１	２時間後にＣＬに達すると予測された場合	避難勧告
	レベル２	１時間後にＣＬに達すると予測された場合	避難指示
	レベル３	実況でＣＬに達し、災害が多発するおそれが高いと認めた場合	（避難完了）

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び１、２時間先予測雨量の推移の線

※ＣＬ（Ｃｒｉｔｉｃａｌ　Ｌｉｎｅ）：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

エ　警戒情報以外の状況

市町村長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

警報情報以外の状況	発出の目安となる避難情報
近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁りはじめた、量が変化）の発見	避難準備情報
近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	避難勧告
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	避難指示

オ　発出の範囲

（ア）　避難準備情報については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び福祉保健施設

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設

（ウ）　避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設

（エ）　土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設

（オ）　発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

（３）　高潮災害に係る避難勧告等の参考情報

ア　避難勧告等の発出

市町村は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ　避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発令状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮特別警報・警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

ウ　その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、Ｖ字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

エ　発出の範囲

（ア）　避難準備情報については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者

（ウ）　避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者

（エ）　発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

（４）　高波災害に係る避難勧告等の参考情報

ア　避難勧告等の発出

市町村は、高波災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ　避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高波に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発令状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪特別警報・警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

ウ　その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

エ　発出の範囲

（ア）　避難準備情報については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者

（ウ）　避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高波により被害がある地域にある者

（エ）　発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

（５）　津波に係る避難勧告等の参考情報

ア　避難勧告等の発出

市町村は、津波災害について、気象庁が発表する津波警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ　避難勧告等の判断の基準となる情報

気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海

岸）の発令状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される津波の高さ（数値での発表）	発出の目安となる避難情報	沿岸住民に必要な行動
大津波警報	10m超、10m、５m	避難指示	速やかな安全な場所（高台）への避難が必要
津波警報	３m	避難勧告又は指示	
津波注意報	１m	（注意）	沿岸付近に近づかないよう十分な注意が必要

ウ　その他参考情報

市町村長は、大規模な地震等が発生した場合で、故障・断線等により津波警報等の情報の発表が不明な場合は、発表を待たずして避難勧告等の発出を判断するものとする。

エ　発出の範囲

（ア）　避難準備情報については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち津波により被害が及ぶ地域にあるため早急の避難準備が必要な者

（イ）　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた津波浸水区域図等の津波により被害がある地域にある者

（ウ）　避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、津波浸水区域図等の津波により被害があるおそれのある地域にある者

（エ）　発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

（６）　その他避難勧告等の参考情報

ア　避難勧告等の発出

（ア）　市町村は、その他気象庁が発表する気象等の警報等及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

（イ）　特に、記録的短時間大雨情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

イ　避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象等の警報等及び気象情報等の概要については、第３部第１章「気象情報の伝達」を参照。

７　避難勧告等発出時の県への報告

（１）　避難勧告等を発令した市町村は、災害対策基本法第 60 条第３項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。

（２）　県は避難勧告等が発令されたときは、県のホームページ等により、住民に避難情報を広報するものとする。

８　避難勧告等の伝達

（１）　市町村の避難勧告等の伝達

ア　市町村は、避難勧告等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。伝達方法を定めていない場合にあっては、早急に手段を確立し、あらゆる手段を用いて情報伝達に努めるものとする。

特に避難勧告・指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

また、障がいのある者等多様な者に確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法）により行うものとする。

イ　避難勧告等の伝達に当たっては、確実な情報伝達及び避難行動につなげるため、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達を行うものとする。

ウ　保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

エ　また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意すること。

（２）　放送機関への避難勧告等発出情報の伝達

避難勧告等を発出した市町村は、５放送機関（ＮＨＫ鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰）等との申し合わせに基づき、市町村は当該情報を５放送機関及び県（危機管理局）に直接ファク

シミリ送信するものとする。その際、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、県（危機管理局）には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

（3） 放送機関による避難勧告等の放送

避難勧告等の発出情報の伝達を受けた放送機関は、テロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、住民に避難情報を伝達するよう努めるものとする。

避難勧告等の伝達フロー

災対法第 61 条第 1 項による要求

９　避難勧告等の発令・伝達に当たっての留意事項

（1） 避難勧告等の発令

ア　市町村長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難勧告等を発令する。

イ　基準を定めていない又は基準に達しない場合にあっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発出する。

（2） 夜間の避難

夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。

（3） ダム・ため池に係る避難勧告等の発出等

市町村は、災害の発生が予測されるときのダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難勧告等を行う。

（4） 立入制限等の措置

避難勧告等や、その他立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限退去命令	市町村長	災対法第63条第１項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第２項	災害全般	上記の場合において １　市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき ２　市町村長が要求したとき	同上（市町村長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自	災対法第63条第３項	災害全般	市町村長その他災対法第６３条第１項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にい	同上（市町村長に通知）

	衛官			ない場合	
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条第１項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条第２項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第１項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条第２項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法 第23条の２第１項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の２第２項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

10　住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、市町村から住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

（1）　道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。

（2）　切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

第３節　避難誘導

1　避難者誘導方法

（1）　避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市町村において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。

（2）　また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、市町村においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。

（3）　避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

（4）　避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

（5）　被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町村において処置できないときは、市町村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

（6）　知事は(５)の要請を受けたときは、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請等を行う等により輸送手段を確保し、陸上、水上輸送及び空輸により避難させるものとする。

（7）　知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又

は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。なお、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

２　避難順位及び携行品の制限

（１）　避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。

（２）　災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。

（３）　携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

（４）　自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

第４節　児童・生徒等の集団避難

１　避難実施の基準

（１）　教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。

（２）　避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

２　実施要領

（１）　教育長は、安全性や状況を勘案して、市町村長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。

・県教育長　　・・・県立学校、特別支援学校の学校長に指示

・市町村教育長・・・小中学校の学校長に指示

（２）　教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。

（３）　児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。

（４）　学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。

（５）　学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

（６）　学校長は、集団避難が必要なときは、市町村等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、市町村は、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

（７）　市町村は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

３　留意すべき事項

（１）　学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

ア　予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。

イ　必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

（ア）　「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。

（イ）　措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

（ウ）　児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は市町村等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

（エ）　登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

４　県立学校・私立学校等の避難措置

（１）　県立学校の避難措置

ア　県立学校においても、上記１から３に準じ避難措置を行う。

イ　県（教育委員会）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難勧告等についての情報伝達を行う。

（2） 私立学校、国立学校等の避難措置

ア 私立学校及び国立学校においても、上記１から３に準じ避難措置を行うものとする。

イ 県（地域振興部、福祉保健部）及び市町村は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難勧告等についての情報伝達を行う。

５ 保育所の避難措置

（1） 保育所については早期の避難準備が必要となることから、市町村は通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

（2） また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育園に指示するものとする。

第５節 広域一時滞在

１ 県内における広域一時滞在

（1） 被災市町村

・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

・被災市町村は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（2） 協議先市町村

・協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

（3） 県

・県は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行うなど、必要な協力を行うよう努める。

２ 県外における広域一時滞在

（1） 被災市町村

・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

（2） 県

・県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

・県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

３ 県の対応

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合には、市町村からの要求を待つことなく、広域一時滞在のための協議を市町村に代わり、実施するものとする。

４ 他の都道府県から協議を受けた場合

（1） 県

・県は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

（2） 市町村

・市町村は、県から（1）の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

５ 被災住民に対する情報提供と支援

・被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

・広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　避難勧告等の発出

（１）　災害の種類に応じた避難勧告等の発出の基準又は参考情報（河川の氾濫等、土砂災害、高潮災害、高波災害、津波、その他（記録的短時間大雨情報等））

（２）　避難勧告等発出時の県への報告

２　避難勧告等の伝達

（１）　住民等への伝達

（２）　放送機関への避難勧告等発出情報の伝達

３　避難誘導

（１）　避難者の誘導方法

（２）　知事への要請

４　児童・生徒等の集団避難

（１）　児童・生徒の集団避難計画及び各学校の避難計画の作成

（２）　教育長による早期の避難の実施

（３）　夜間・休日等の災害発生時の児童・生徒の安否確認及び県教育委員会への報告

５　保育所の避難措置

第２章　避難所の設置運営

（市町村、県教育委員会、県有施設を所管する各部局）

第１節　目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

第２節　避難所の開設

避難所は以下により開設し、避難者の収容を行うものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の２階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

１　避難所の選定

（１）　発生した災害の種類に応じて、適切な避難所を順次決定する。

ア　あらかじめ指定等された避難所を優先

イ　地震災害時は、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施

ウ　風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じてあらかじめ指定した避難所以外の避難所を選定

（２）　適当な避難場所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。

（３）　災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保する。

ア　災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）

イ　民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

ウ　既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ　開設期間が７日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は内閣府と協議

（４）　避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難場所の設置・維持について適否を検討する。

２　避難所の開設

（１）　市町村は、避難勧告等を発出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

（２）　市町村は、夜間等に施錠されている施設を避難所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに避難所の開設を行う。

（３）　市町村は、避難所を設置したときは、県（県本部事務局又は危機管理局）に直ちに次の事項を報告するものとする。

ア　避難所開設の日時及び場所　　イ　避難所開設数及び収容人員　　ウ　開設期間の見込み

３　避難所の運営

市町村は、あらかじめ市町村が定めた避難所機能・運営基準等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、市町村は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（１）　避難所の開設に当たっては、２泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は、避難者１人当たり建物面積として６㎡（うち有効建物面積３㎡程度）の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者１人当たり 1.65 ㎡のスペースの確保を目安とする。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

（２）　市町村は、自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）

（３）　避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を配置する。その際、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。

また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（4） 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。

（5） 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

（6） 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

（7） 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

（8） 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

（9） 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難~~場~~所の早期解消に努める。

(10) 市町村及びＮＴＴ西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始する。

４ 要配慮者対策

市町村は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成 19 年２月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、要配慮者の避難生活の支援を的確に実施する。

（1） 避難先での対策

市町村は、避難所において、次の事項について十分配慮。

ア 要配慮者用窓口の設置

イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）

エ 避難所等における要配慮者の把握と要望調査

オ 避難所のバリアフリー化への配慮

カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

キ 母乳保育を継続するための支援

ク 粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮

ケ 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

（2） その他災害時に配慮すべき事項

ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮

ウ 仮設住宅の優先的入居

エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援

カ 福祉相談窓口の設置

キ 風邪等の感染症対策

ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）

ケ 障がい者等の多様な者への適切な方法による情報提供

コ 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討

サ　介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

シ　食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

５　所要物資の確保

（１）　避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村長において確保するものとする。

（２）　ただし、現地において確保できないときは、市町村長は物資の確保について知事に要請するものとする。

（３）　県（県本部事務局又は危機管理局）は、これを確保の上、避難所に輸送するものとする。

第３節　避難所外等での避難生活者への対応

１　市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

２　市町村は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。

　また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県(県本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。

３　また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

４　対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

　県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　避難所の開設及び開設時の県への報告

２　避難所の運営

３　所要物資の確保及び県への要請

４　避難所外等における避難生活者への対応

第３章　孤立発生時の応急対策

（県危機管理局、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第２節　孤立状況の把握

１　交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

（１）　道路の崩壊

（２）　道路への土砂崩れや雪崩の流入

（３）　大雨、大雪に伴う事前通行止め　等

２　通信設備の状況の把握

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

３　電気、水道等ライフラインの状況の把握

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

４　孤立集落に所在する者の状況把握

県（危機管理局、県農林水産部、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無　等）

５　孤立状況の共有

（１）　市町村は、孤立集落の発生について把握した場合、県総合事務所（地域振興局又は県土整備局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課又は県土整備事務所）に報告するものとする。

（２）　県県土整備部又は県総合事務所(地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課）は、孤立集落発生について把握した場合、県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理局）に孤立集落の状況を報告すると共に、関係機関（警察本部、消防局、自衛隊等）との情報の共有に努める。

第３節　物理的な孤立の解消

１　交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

２　代替交通の確保

孤立が発生した場合、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

３　物資の供給

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

４　帰宅困難者の支援

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））及び市町村は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

５　ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、市町村、消防局及び県（危

機管理局）は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を行う。

第４節　情報孤立の解消

県及び市町村は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

1　災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市町村は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

2　集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市町村、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））等は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　孤立状況の把握及び共有
2　市町村管理道に係る交通の復旧
3　代替交通の確保
4　物資の供給
5　帰宅困難者の支援
6　ヘリコプターによる緊急輸送の要請
7　衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の配備又は配備の要請

第６部　医療救助計画

第１章　医療（助産）救護の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理局、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、県、市町村その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第２節　医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のライフラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第３節　医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

１　県

県は、「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、迅速な救護活動を行う。

（医療救護活動のための県の組織等とその活動概要）

組織等	実施する医療救護活動等
医療救護対策本部	・関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務。 ・医療救護対策支部に対する指導、助言、支援等。 ・関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請。 ・統括ＤＭＡＴ登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 ・他県等に対する応援要請及び調整。 ・収集した情報を整理し、県本部（危機管理局）へ報告。
医療救護対策支部	・地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 ・現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理。 ・収集した情報を整理し、医療救護対策本部及び県災害対策地方支部へ報告。 ・地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 ・医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定。 ・関係機関に対する医療救護班の派遣要請。
医療救護班	・要請を受け、県立病院から派遣。 ・災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施。
保健師	・要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動。

（１）　医療救護対策本部・医療救護対策支部の設置

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に医療救護対策本部、福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）に医療救護対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア　県本部が設置されたとき

イ　県本部は設置されていないが、医療救護活動が必要となるおそれがあるとき

（２）　医療救護対策支部による医療救護班・保健師の派遣

ア　次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で医療救護対策本部等が設置されていない場合は、県福祉

保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

（ア） 被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

（イ） 被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、医療救護対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 医療救護対策支部で十分な対応ができない場合は、医療救護対策本部へ支援を要請する。

（3） 医療救護対策本部による応援要請

ア 医療救護対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

（ア） 医療救護対策支部から他県等への応援要請を求められたとき

（イ） 他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 医療救護対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する医療救護対策支部を決定する。

（4） ＤＭＡＴ県調整本部の設置

医療救護対策本部は、ＤＭＡＴの派遣要請をした場合、統括ＤＭＡＴ登録者(サポート要員を含む)を招集し、医療救護対策本部の下に、統括ＤＭＡＴ登録者を本部長とするＤＭＡＴ県調整本部を設置し、県内で活動する全てのＤＭＡＴの統括を行う。

（5） 県・地域災害医療コーディネートチームの設置

医療救護対策本部及び医療救護対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネートチームを設置する。

（6） 広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設営

医療救護対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、ＤＭＡＴ及びＳＣＵ設営協力医療機関と連携し、広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置運営を行う。

２ 被災市町村

（1） 被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。

（2） 被災市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。

（3） 被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。

（4） 被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

３ 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	・県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣。
独立行政法人国立病院機構	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣。 ・県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である。
日赤鳥取県支部	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣。（医薬品調達は別掲） ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。 ・傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請。
県医師会	・県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣。
地区医師会	・市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣。 ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
国立大学法人鳥取大学	・県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（ＤＭＡＴ含む）及び災害医療コーディネーターを派遣。
自治体病院・公的病院（災害拠点病院）	・県の要請に基づき、医療救護班（ＤＭＡＴ含む）を派遣。 ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。
県歯科医師会	・県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣。
県薬剤師会	・県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣。（医薬品調達は別掲）

県看護協会	・県、医師会の要請に基づき、災害支援ナースを派遣。 ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
県助産師会	・県の要請に基づき、助産師を派遣。
公立豊岡病院 島根県立中央病院	・県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する。（ドクターヘリ運航要領による）

４　自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する５名程度）の医療支援については以下のとおり。

（１）　要請は、県（福祉保健部）が行う。

（２）　派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。

（３）　派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話０２８５－５８－７０５３）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。

（４）　マスコミ報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。

（５）　当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。

（６）　医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は５日程度を基本とする。

第４節　医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

１　医療救護班の業務内容

（１）　診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）

（２）　処置、手術、その他の治療及び施術

（３）　薬剤、又は治療材料の支給

（４）　看護

（５）　後方医療機関への患者の収容

２　医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、１班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（１人）、看護師（２人）、薬剤師（１人）、業務調整員（１人）

３　薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第５節　公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を、公衆衛生関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

１　県

県は、被災地の避難所等で医療支援及び公衆衛生活動が必要であると認めたときは、公衆衛生関係機関へ必要な人材の派遣を要請する。

２　関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・県の要請に基づき、助産師を派遣。 ・避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助。
県栄養士会	・県の要請に基づき、栄養士を派遣。 ・被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等。
県臨床心理士会 県精神保健福祉士会	・県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣。 ・避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要援護者訪問、支援者のメンタルケア。
県柔道整復師会	・県の要請に基づき、柔道整復師を派遣。 ・避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

第６節　医薬品等の確保

１　県

ア　医療救護対策本部は、医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。

イ　医療救護対策支部は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、医療救護対策本部に連絡し、医療救護対策本部は「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき、各圏域の病院に県が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱業者に発注し調達補給する。

ウ　医療救護対策支部は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、医療救護対策本部に連絡し、医療救護対策本部は必要に応じて取扱業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。

エ　被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

２　日赤鳥取県支部

ア　日赤鳥取県支部は、鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱業者に発注し、調達補給する。

イ　日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

３　県薬剤師会

一般用医薬品の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

４　鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

５　一般社団法人日本産業・医療ガス協会　中国地域支部

医療ガスボンベ等取扱業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

６　山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　救護所の設置
２　自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
３　県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
４　中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
５　医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第２章　搬送の実施

（県危機管理局、県福祉保健部）

第１節　目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第２節　実施者

1　傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。

2　消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両等により、搬送する。

第３節　搬送先の決定

1　医療救護対策支部は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。

2　特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。

3　また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。

4　医療救護対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、医療救護対策支部の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、医療救護対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。

5　多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、ＤＭＡＴ等と連携を図りながら、災害時の救急搬送を実施するものとする。

第４節　搬送の要請

1　県（県本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。

（1）　道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合

（2）　傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合

（3）　病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合

（4）　傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

（5）　その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合

2　重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

3　医療救護対策本部は、多数の傷病者が発生し、他府県への搬送が必要と判断した場合は、県本部を通じて、国が主体的に行う広域医療搬送を要請する。

第５節　傷病者の広域搬送体制

多数の傷病者が発生し、被災地域内の県内医療機関では、収容及び高度救命治療や専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る広域搬送が必要になる。県は、広域搬送を搬送の必要性により、次の順に実施する。

1　県内の被災地域外への搬送や近隣県への搬送（救急車、消防防災ヘリ及び他機関のヘリコプター等による被災地外への搬送）

重症患者を被災地域外の病院に分散することで、最善の治療体制を確保するために行う。

2　県が主体的に実施する県外への搬送（消防防災ヘリコプター、他機関のヘリコプター等による搬送）

県内の広域搬送拠点から、被災地外の近隣県が設置した広域搬送拠点へ、航空搬送を行う。

3　国が主体的に実施する県外への搬送（固定翼機、大型ヘリコプターを使用した広域医療搬送）

更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合、県の要請に応じて被災地内の広域搬送拠点から被災地外の広域搬送拠点に、自衛隊の固定翼輸送機や大型ヘリコプターによって、国が主体的に行う広域医療搬送を行う。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第３章　捜索、遺体処理及び埋葬

（県危機管理局、県福祉保健部、県生活環境部、県商工労働部、警察本部、
第八管区海上保安本部、日本赤十字社鳥取県支部）

第１節　目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

第２節　行方不明者の捜索

１　実施機関

（１）　行方不明者の捜索は市町村のほか警察本部、海上保安庁等の関係機関が連携し行う。

（２）　災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

２　実施の方法

（１）　実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

（２）　災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。

ア　捜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。

イ　捜索を行う期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（内閣府）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ　捜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他捜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。

（３）　特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。

第３節　遺体の処理

１　実施機関

（１）　遺体の検視は警察本部が行う。

（２）　遺体検視後の処理は市町村が行う。

（３）　県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。

（４）　海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

２　遺体の処理の内容

（１）　検視及び身元不明遺体の確認等

警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。

ア　検視体制の確保

（ア）　死者数及び遺体の状況等を迅速的確に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。

（イ）　検視要員の不足が見込まれるときは、他府県警察への応援要請を検討する。

（ウ）　検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。

（エ）　遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県本部に要請する。

（オ）　検案医師及び看護師の派遣要請

ａ　警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び看護師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（県本部事務局又は危機管理局）を通じて検案医師及び看護師の派遣要請を行う。

ｂ　必要により他府県警察からの検案医師等の応援要請を行う。

（カ）　多数遺体収容場所の確保

死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（県本部事務局又は危機管理局）又は市町村を通じて、体育館等の公共施設、寺院等の確保を依頼する。

イ　検視活動

（ア） 遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

３　遺体の処理を行う場合

（１） 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

（２） 遺体安置所の確保

市町村は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県本部を通じて調達を図る。

（３） 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

（４） 日本赤十字社鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日本赤十字社鳥取県支部は「災害救助法第 32 条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体の処理に関する委託業務を実施する。

ア　遺体の検案　　イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第４節　応急的な埋葬

１　実施機関

（１） 埋葬は原則市町村が行う。

（２） 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

２　応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

（１） 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

（２） 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア　緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

イ　墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

ウ　経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

エ　埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

３　埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１） 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

（２） 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

（３） 棺の調達

ア　県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき、棺の提供を要請する。

イ　それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。

ウ　棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第７部第１章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

（４） 緊急火葬支援体制

ア　市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。

イ　県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は１日あたり

約 70 体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）

ウ　市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。

エ　「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　行方不明者の捜索
2　遺体の処理
3　遺体安置所の確保
4　応急的な埋葬の実施

［緊急火葬支援体制］

第７部　交通・輸送計画

第１章　緊急輸送の実施

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部、
警察本部、県地域振興部、県商工労働部、県会計管理者）

第１節　目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第２節　輸送の実施

１　輸送の連絡調整

（１）　県、市町村は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。

（２）　県本部は、被災市町村等からの輸送手段の確保の要請があった場合、輸送手段等を調整・決定し、県実施部及び応援機関に対し、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。

［輸送手段別の実施部調整窓口］

・公用車（県集中業務課）
・鉄道・バス（県交通政策課）
・県トラック協会（県経済産業総室）
・船舶（県水産課）＊県有船舶、民間船舶
・県消防防災ヘリコプター（県消防防災課）
・自衛隊関係（県危機対策・情報課）
・その他応援機関（県危機管理政策課）

２　輸送力の確保

（１）　関係機関の保有する輸送手段

各機関の保有する輸送手段は以下のとおりである。

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	ＪＲ西日本、若桜鉄道、智頭急行	・中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部・海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇	中国運輸局鳥取運輸支局境庁舎に対するあっせん又は調整の要請
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

（２）　輸送手段の確保

ア　県及び応援要請を受けた関係機関は、原則として以下のいずれかにより輸送方法を確保する。

（ア）　自らが直接輸送を行う。

（イ）　自ら輸送を代行する者を確保し、輸送を請け負わせる。

イ　県は、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時に輸送支援を要請する。

３　輸送拠点の設置及び管理

（１）　県及び市町村は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

ア　上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

イ　下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

（2）　輸送拠点の管理

県及び市町村は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

ア　輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請

イ　輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意

ウ　物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

４　輸送の原則

（1）　人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合は、輸送拠点を設置）

（2）　自らの輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応援を要請するものとする。

（3）　輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　緊急輸送の実施

2　緊急輸送に係る関係機関との連絡調整

3　輸送拠点の設置及び管理

第２章　交通路線の確保

（中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部、警察本部、ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第１節　目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第２節　交通路線の確保

１　孤立状況の早期把握

（１）　災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、県（県土整備部）及び市町村は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するともに、代替道路等の確保に努める。

（２）　その他、孤立集落発生時の応急対策については、第５部第３章「孤立発生時の応急対策」を参照。

２　災害等発生時の交通路線の確保

（１）　実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

（２）　緊急輸送道路等の情報収集及び連絡調整

ア　県及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。

イ　県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

ウ　県及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

（３）　応急対策用資機材の確保

ア　実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。

イ　災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

ウ　業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

（４）　各機関の実施要領

ア　国における措置

（ア）　地震津波など広域的な災害時には、国土交通省中国地方整備局は、県及び関係機関等と連携し、道路の被災状況に応じて道路啓開ルートを調整の上、緊急輸送体制を確保するものとする。（道路啓開ルートの調整は、資料編の中国版「くしの歯ルート（ベースマップ）」をもとに調整する。）

（参考）東日本大震災での東北地方整備局による「くしの歯作戦」

くしの歯作戦は、国土交通省東北地方整備局が東日本大震災に伴う大津波が沿岸部を襲い、甚大な被　害が発生したことから、 県や自衛隊と協力して緊急輸送道路を「くしの歯型」として啓開（障害を取り除き道を切り開く）することを決め名付けたもの。

（イ）　国土交通省中国地方整備局各河川国道事務所所管に係る交通施設に対する災害応急対策は、中国地方整備局の災害復旧事業関係の規程に基づき、それぞれ実施する。

イ　県における措置

（ア）　被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、所轄の各県土整備事務所・総合

事務所県土整備局の判断により、適宜所属の道路技術員、配属機械等を使用して災害応急対策を行うものとする。

（イ） 被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、県土整備部長と密接に連絡し実施するものとする。

（ウ） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができると認められるときは、事前に国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

（エ） 応急対策施工順位は、緊急輸送道路の国道、主要地方道、一般県道の順位とするが、次の箇所についても優先的に取扱う。

ａ 病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの。

ｂ 自動車の交通量が１日 100 台以上であるもの。

ｃ 定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの。

ｄ 適当なう回路のないもの。

ｅ その他民生の安定上必要があるもの。（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

（オ） 道路や鉄道・空港等の施設に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。特に、ＷｅｂＧＩＳ（とっとりＷｅｂマップ）を活用し、リアルタイムの地図情報の提供に努めるものとする。

ウ 市町村における措置

概ね県の措置に準じて実施するものとする。

エ 鉄道事業者における措置

それぞれの鉄道事業者（ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道）による、鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、被災状況に応じた措置を行うものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施するものとする。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報するものとする。

オ 日本自動車連盟（ＪＡＦ）、山陰ＥＬＶリサイクル協議会による措置

県、市町村の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施するものとする。

（５） 重要幹線道路（国道、主要地方道）及びう回路の概況は、資料編のとおりである。

第３節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 交通路線の確保対策

（１） 孤立集落の早期把握

（２） 緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整

（３） 応急対策用資機材の確保

第３章　交通規制の実施

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第２節　規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第４条第１項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が１か月をこえないもの	同上	道路交通法第５条第１項
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第１項

第３節　災害時における交通規制

１　道路情報の提供

（１）　県本部は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。

ア　道路施設の被害状況

イ　孤立集落の発生状況

ウ　緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定

エ　中心市街地等における渋滞の発生

（２）　市町村は、県に準じて、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。

（３）　県及び市町村は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

２　公安委員会等による交通規制の実施

（１）　交通情報の把握

警察署長は、速やかに管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部（交通部交通規制課）に報告するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。

（２）　標識等の設置

ア　災害対策基本法第 76 条の規定に基づく規制（公安委員会）

災害対策基本法施行規則第５条に定める標示を設置する。

イ　道路交通法第４条第１項の規定に基づく規制（公安委員会）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

ウ　道路交通法第５条第１項の規定に基づく規制（警察署長）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

（３）　交通整理

警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。

（４）　広報及び連絡

ア　警察本部は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及びう回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。

イ　災害時における通行の禁止、又は制限が行われたときは、公安委員会は、直ちに、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる措置をとらなければならない。

３　道路管理者による通行の禁止又は制限の実施（道路法第 46 条の規定に基づく規制）

（1） 交通情報の把握

各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、所轄警察署と連絡を取り、積極的にパトロール等を実施して早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県県土整備部（道路企画課）及び関係警察署に連絡するものとする。

（2） 標識等の設置

道路法第 47 条の４第１項及び第２項の規定による道路標識を設置する。

（3） 交通誘導

交通規制を実施した際の交通誘導について、必要に応じ県警備業協会と連携を図りながら実施する。

（4） 広報及び連絡

ア 道路管理者は、道路法第 46 条の規定による規制を実施する場合においては、その内容等を当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路管理者は、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民等へう回路等の情報提供に努めるものとする。

４ 車両の運転者の義務

（1） 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

（2） 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

（3） （1）及び（2）にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

５ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

（1） 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

（2） （1）による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（3） （1）及び（2）の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

（4） （1）及び（2）の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

（5） 自衛官又は消防吏員は、（３）又は（４）の命令をし、又は措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

（6） 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

６ 国家公安委員会の指示権

国家公安委員会は、災害対策基本法第 76 条の４の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

第４節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害時における交通規制の調整

第４章　緊急通行車両の確認

（県危機管理局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確保について定めることを目的とする。

第２節　緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保するため必要があるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じるものとする。

１　確認を行う車両の種類

（１）　緊急通行車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

（２）　規制除外車両

緊急通行車両に該当しないが、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

２　確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行う。

３　確認の手続等

（１）　公安委員会

ア　緊急通行車両又は規制除外車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署等に緊急通行車両等事前届出済証（規制除外車両の場合は規制除外車両事前届出済証）を提出して行うものとする（事前届出がなされていない事前届出対象車両にあっては緊急通行車両等確認証明申請書及び災害応急対策を実施するために使用する車両であることを証明する書面）。

イ　緊急通行車両又は規制除外車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両の場合は規制除外車両確認証明書）を、当該緊急通行車両等の使用者に交付するものとする。

ウ　緊急通行車両及び規制除外車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

エ　警察署は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び証明書の交付等の状況を警察本部に報告するものとする。

（２）　県

ア　県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両であることの確認は、危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）又は各総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課）が（１）のア及びイの手続きに準じて標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することにより行うものとする。（標章、証明書の様式は資料編による）

イ　危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）及び総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部振興監東部振興課）（支部設置時は支部事務局）は、緊急通行事両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を整理し共有する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第５章　ヘリコプターの活用

（県危機管理局、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第１節　目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とする。

第２節　災害対応するヘリコプターの種類と形態

１　ヘリコプターの活動内容

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

２　災害対応するヘリコプターの種類と要請の概要

種別	要請元・要請手順	備考
県消防防災ヘリコプター	県、市町村、消防局	
緊急消防援助隊 （消防防災ヘリコプター）	・被災地組合等の長→知事→消防庁長官 ・知事→消防庁長官 ・消防庁長官が出動を指示 （消防庁長官が各地方公共団体へ求め又は指示）	地上部隊も含めた応援を要請する場合
広域航空消防応援 （消防防災ヘリコプター）	消防長→知事→消防庁長官 （実務では、要請側と応援側が直接連絡）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。	航空部隊のみの応援を要請する場合
広域警察航空隊	県公安委員会→他都道府県公安委員会	
警察本部航空隊ヘリコプター	知事→警察本部長	
海上保安庁ヘリコプター	知事→第八管区海上保安本部長	
自衛隊ヘリコプター	知事→第８普通科連隊長等	
関西広域連合ドクターヘリ	鳥取県→公立豊岡病院	
中国地方５県ドクターヘリ	鳥取県→島根県・岡山県・広島県・山口県→基地病院	中国地方５県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定による災害時の広域的運用
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

３　主な災害対応ヘリコプター等の概要

県内に常駐するヘリコプターは、鳥取県消防防災航空隊（１機）鳥取県警察航空隊（１機）第八管区海上保安本部美保航空基地（２機、なお、固定翼機も２機保有）の計４機である。

詳細については、資料編参照のこと。

（１）　鳥取県消防防災ヘリコプター「とっとり」

ア　運航規程

・鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

・鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

イ　運航体制

（ア）　常駐基地　鳥取空港内（消防防災航空センター）

（イ）　活動日　　365 日（定期検査、点検整備の期間を除く）

（ウ）　運航時間　緊急時においては、日の出から日没まで。ただし大規模災害時において、総括管理者が特に必要と認める場合は夜間における災害応急活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行う。（市街地及び海岸線の地域に限る）

（エ）　消防防災ヘリコプターに関する協定

・県と県内の広域行政管理組合等との間で航空消防活動に関する支援について「鳥取県航空消防支援協定」を締結。

・ヘリコプターの点検整備等の運航不能時における相互応援について「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」及び「中国５県消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

ウ　活動

県は、消防防災ヘリコプターを用いて、以下の活動を行う。

（ア）　航空消防支援

県は、災害等が発生した地域を管轄する消防局、市町村からの支援要請、又は自らの判断により、次の活動を行う。なお、活動に当たっては、航空機を保有する関係機関と連携をとるものとする。

a　災害応急対策活動（情報収集伝達を含む）　　b　火災防御活動

c　救急活動　　d　救助活動

（イ）　緊急消防援助隊（航空部隊）

出動要請、受援計画は第４部第４章「消防活動」参照。

（ウ）　広域航空消防応援

・他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援を求めるもの。

・大規模特殊災害のうち地上部隊の応援を必要としない場合に適用される。

・「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき実施される。

【参考】ヘリコプターによる県内各地への所要時間（巡航速度　１８５ｋｍ/ｈの場合）

第３節　ヘリコプターの受援体制

１　鳥取県ヘリコプター運用調整会議

（１）　平時においては、「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定、見直し等を実施。

（２）　大規模災害発生時においては、ヘリコプター運用調整班に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援。

２　ヘリコプター運用調整班

（１）　各機関の災害対応ヘリコプターが多数活動する場合、効果的な活動と航空安全の確保を目的に、必要に応じ県災害対策本部内に設置。

（2） 県災害対策本部からのヘリコプター活動要請に対して、対応機関、離着陸場、燃料補給等、必要な調整を実施する。

3 緊急消防援助隊航空部隊の受援体制

鳥取県緊急消防援助隊航空部隊受援計画を参照。

4 ヘリコプター離着陸場

（1） 選定上の留意点

ヘリコプター離着陸場は、資料編「ヘリコプター離着陸場一覧」「自衛隊ヘリコプター発着場適地」及び次の事項を参考に選定する。

なお、災害時に５機以上の駐機が可能な離着陸場を圏域ごとに選定し、各圏域の空域調整を行う管制・活動拠点とする。（東部２箇所、中部１箇所、西部２箇所を選定予定）

（2） ヘリコプター活動拠点の種別

ア 「ヘリベース」とは、災害の終始を通じ緊急消防援助隊のヘリコプター運用に関する指揮を行うとともに、駐機・整備・給油・整備が可能な拠点

イ 「フォワードベース」とは、被災地近傍で航空活動を安全かつ効率的に実施するために、給油・人員・装備物資等の荷下ろしが可能な拠点。

ウ 「ランディングポイント」とは、災害対策活動のための離着陸に使用する地点

（3） 種別毎の留意点

種別	選定場所	備考
ヘリベース フォワードベース	鳥取空港（使用不可の場合は米子空港） ヘリコプター５機程度駐機可能な場所。	智頭町総合運動公園 倉吉市営陸上競技場 江府町防災基地など
孤立地区からの避難者搬送先 治療を必要としない要救助者の搬送先	近くに体育館等一時的な収容施設がある場所。	コカコーラ・ウェスト・スポーツパーク 鳥取県消防学校など
救急患者の搬送先 病院間搬送の搬出元	病院の屋上または敷地内で、患者の搬入、搬出に救急車を必要としない場所が望ましい。	病院内のヘリコプター離着陸場は県立中央病院・厚生病院・智頭病院のみ
消火活動時	ヘリコプター給水場所付近で、ヘリコプターが消火バケット等取り付け可能な場所。	
救援物資の搬送先	物資が大量の場合は大型ヘリが着陸可能な場所、孤立地区の場合は地区毎に選定。	

5 燃料補給体制

・多数機集結時、空港の燃料補給車だけでは間に合わないため、ヘリコプターの乗員で補給可能なドラム燃料による燃料補給体制を構築する。

・ヘリベース、フォワードベースを設定した場合は燃料販売業者にドラム燃料の搬送を依頼する。

・緊急消防援助隊が出動した場合は、消防応援活動調整本部がドラム燃料の手配を実施する。また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターの燃料補給に関する輸送体制の構築を総務省消防庁に依頼する。

・自衛隊ヘリコプターは燃料の種類が違うため、自衛隊施設及び補給部隊からの燃料補給を原則とする。

（参考）海上保安庁ヘリコプターは、ヘリコプター搭載型巡視船での燃料補給も可能。

第４節 ヘリコプター活用の留意事項

1 ヘリコプターの特性

（1） 機動性

・空中停止（ホバリング）ができる。

・通常、鳥取空港から米子空港まで 30 分程度で飛行できる。

（2） 物資搬送

・機内搭載及び機外に吊下げての輸送が可能。

・輸送重量等により給油量を調整するため作業内容によって飛行可能時間が異なる。

・物品の重量、容積、形状等によっては、輸送できないものもある。

・鳥取防災機の場合の輸送重量と飛行時間の例。

輸送量 1,200Ｋｇの場合、飛行可能時間 15 分
輸送量 570Ｋｇの場合、飛行可能時間 120 分

（３） 活動時間（県消防防災ヘリの場合）

・２時間程度で給油が必要。（１時間で約 420 リットルの燃料を消費）

・エンジンを停止すると再始動するまでに約 30 分程度のクールダウンが必要。

（４） 運航不能期間等

・県消防防災ヘリの場合、定期点検等のため年間 60 日程度の運航不能期間がある。

・強風、視界不良等で運航不能な場合がある。

・夜間運航の可否は各機関の運航規程、機体装備等により異なるが、空港間の人員搬送、物資搬送、市街地及び海岸線の地域における高い高度からの情報収集等に限定される。

（５） 任務ごとに装備、搭載資器材の変更や燃料調整（重量調整）が必要。

（６） ダウンウォッシュ（吹き下ろしの強風）があるため危害防止が必要。

（７） ホイスト装置（ワイヤーケーブル巻上装置）又は機体フックを装備している機体は、着陸不可能でも人員、物資を地上へ降下させることができる。

（８） 着陸場所には、機体の大きさ以上の空間と整地された接地面が必要。

２ ヘリコプター要請時の留意点

・応援機が必要最低限の装備、積載品となるように極力任務内容を絞り込む。

・消火活動は自己給水を原則とし、消火バケット吊下げ機、消火タンク取付機別に水利、火災規模に応じた機数で班編成する。なお同一班のうち１機は給油中の機体として機数算定する。

・救急活動は現場救急の他、多数傷病者により医療機関が満床となった場合の転院搬送機も確保する。また県外（非被災地）への広域搬送は、空港までをヘリコプター、空港間を固定翼機など効率的な搬送システムを構築する。

３ ヘリコプター運用時の留意点

・装備、機体特性を考慮し、任務内容に適した機体を選定する。

・任務内容に応じた集中運用、分散運用を適切に区分する。

・市街地等限定された空域での活動は、河川、鉄道、幹線道路などヘリコプターから視認可能な目標により活動エリアを設定する。

・２地点間のピストン輸送等、同一経路を多数機が飛行する場合は、海岸線、河川などを目標に往路、復路のコースを指定する。（航空機の基本は右側通行）

第５節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第８部　食糧・物資調達供給計画

第１章　食糧の供給

（農林水産省、県危機管理局、県商工労働部、県農林水産部、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

第２節　実施主体

１　被災した住民への食糧の供給は、市町村が行う。
２　当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
３　発災直後から市町村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

第３節　供給の実施及び供給に当たっての留意事項

１　食糧の供給に係る主な流れ

（１）　備蓄食糧の供給　　（２）　不足分に係る供給要請　　（３）　輸送　　（４）　配分、炊き出し

２　備蓄食糧の供給

（１）　市町村は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。

（２）　県（危機管理局又は県本部事務局）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している食糧について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待つことなく、市町村に対し食糧を輸送するものとする。

（３）　食糧の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

３　不足分に係る供給要請、調達

県（県本部）は、県内市町村の備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

（１）　供給対象者数の確認

県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

（２）　県（農林水産部・生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

（３）　供給食糧の品目及び数量の決定

ア　県（危機管理局又は県本部事務局）は、関係機関と連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

イ　供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食糧の供給に努める。

ウ　情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

エ　時機を失することなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

（４）　供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

（５）　供給食糧の調達

ア　県（農林水産部・生活環境部）は、（３）により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から食糧の調達を行う。

イ　なお、必要に応じて、以下の調達を行う。

（ア）　相互応援協定を締結している各県に対し、食糧の供給を依頼する。

（イ）　農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。

ａ　市町村長は、各総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

ｂ　市町村長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

生産局農産部貿易業務課の連絡先	電話番号　03-6744-1354
	ファクシミリ　03-6744-1390

（６）　輸送先、引受責任者等の周知確認

ア　県（危機管理局又は県本部事務局）は、供給食糧の品目、数量、供給先、供給予定日時を市町村に周知する。

イ　県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村に対し、輸送先ごとの引受責任者を確認する。

（７）　一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に、食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、県（県本部）は、当該一時集積場所をあらかじめ定め、その旨を市町村に周知する。

４　輸送

（１）　輸送実施者

ア　食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を供給する者に依頼することとする。

イ　この場合において、県（農林水産部・生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ　県（危機管理局又は県本部事務局）又は県警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第７部第４章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ　ただし、食糧を供給する者による輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

（２）　引受要員の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。

（３）　集積場所の確保

県または市町村は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

（４）　一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

（５）　他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

５　配分、炊き出し

（１）　配分に係る体制の配置

市町村は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ選定しておくなど市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備する。

県は、当該市町村のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市町村を支援する。

（２）　炊き出し要員の確保（市町村職員、ボランティア、日赤、自衛隊等）

市町村は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。

（３）　配分、炊き出し等の住民等への周知

市町村は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。

（４）　要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

（５）　自衛隊への支援要請

県又は市町村は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。（災害派遣の要請については、第４部第７章「自衛隊の災害派遣要請」を参照。）

６　供給食糧の衛生管理等

市町村は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民への食糧の供給

（１）　備蓄食糧の供給　　（２）　不足分に係る供給要請　　（３）　食糧の集積・配分

第２章　生活関連物資の供給

（県危機管理局、県生活環境部、県商工労働部）

第１節　目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

第２節　実施主体

１　救助物資の給与又は貸与の実施は、市町村が行う。

２　当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

３　災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

第３節　救助物資の確保、調達及び配分の措置

１　救助物資の供給に係る主な流れ

（１）　備蓄物資の供給　　（２）　不足分に係る供給要請、調達

（３）　輸送、配分及び保管　　（４）　緊急調査及び監視

２　備蓄物資の供給、配分

（１）　市町村は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

（２）　県（県本部）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。（下表を参考のこと）その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待つことなく、市町村に対し物資を輸送するものとする。

３　不足分に係る供給要請、調達、配分

県（県本部）は、県内市町村の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

（１）　供給対象者数の確認

県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

（２）　県（生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

（３）　救助物資の品目及び数量の決定

県（危機管理局又は県本部事務局）は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活関連物資の品目及び必要数を決定する。

情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

（４）　供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

（５）　調達先の決定

ア　県（生活環境部）は、（３）により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から物資の調達を行う。

イ　なお、必要に応じて、協定を締結している事業者の例により、相互応援協定を締結している各県に対し、救助物資の供給を依頼する。

４　輸送

（１）　集積場所の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）及び市町村は、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。

（２）　輸送実施者

ア　救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼し、集積場所まで直接輸送することを基本とする。

イ　この場合において、県（生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ　県（危機管理局又は県本部事務局）又は警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第７部第４章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ　ただし、物資を供給する者による集積場所までの輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

（３）　引受要員の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員を確保する。

（４）　他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

５　保管

（１）　一時保管

当該物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

（２）　県及び市町村長は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

（３）　被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

６　緊急調査及び監視等

県（生活環境部）は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するための緊急調査及び価格監視を行う。

物価監視を行った結果により、価格の高騰又は供給不足が生じて県民生活に悪影響が生じるおそれがあると判断した場合、県は必要に応じて関連法令に基づき適切な措置を講じるものとする。

・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

・国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

（参考）災害時の物資ニーズの目安（食糧、生活関連物資等）

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		＊冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
２～３日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	＊冬季 暖房機器、燃料 ＊夏季 冷房機器、 反射シート ＊出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
４日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり	防水シート、運搬機	携帯トイレ、清	

		、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

＊季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

＊要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

＊地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民への救助物資の供給

（1）　備蓄物資の供出　　（2）　不足分に係る供給要請　　（3）　救助物資の集積・配分

第３章　飲料水の供給

（県生活環境部、県商工労働部）

第１節　目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第２節　実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第３節　飲料水の確保、調達及び配分の措置

１　飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

（１）　ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）
（２）　災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
（３）　被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
（４）　可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
（５）　災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

２　不足分に係る供給要請、調達

県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。

より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」（資料編を参照）に基づいて実施する。

（１）　自衛隊への給水支援を要請する。
（２）　ボトルウォーターの調達を行う。
（３）　各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。
（４）　応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など各要請機関との調整を行う。
（５）　給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。

３　留意点等

（１）　飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
（２）　飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。
（３）　住民に対して節水の励行を呼びかける。
（４）　県と連携し、上水道の早期復旧を図る。
（５）　水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
（６）　飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

第４節　その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。

（用途の例）医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

第５節　広報

給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民への飲料水の供給

（１）　備蓄飲料水の供給　　（２）　不足分に係る供給要請　　（３）　飲料水の集積・配分

第９部　保健衛生対策計画

第１章　トイレ対策

（県危機管理局、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

（1）　仮設トイレの設置、維持

（2）　携帯トイレの配付

（3）　既存トイレの復旧、維持

＊以下、本章及び災害予防編第９部第１章「トイレ確保体制の整備」において、次のとおり記載する。
仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】
携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】
又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】
既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

第２節　トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

１　迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

２　対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

３　予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震・津波の被害想定（震災対策編第１部第２章「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

４　複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

５　既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

６　利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

（1）男女別のトイレの確保及び設置

（2）高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第３節　実施責任

1　被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。

2　仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定により確保するレンタルトイレ等）は市町村が行う。

3　携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。

4　市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。

この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

第４節　応援を求める手続き

１　し尿処理の応援

（1）　市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア　処理が所要な地域　　イ　期間　　ウ　応援を求める人員、機材

エ　応援を求める業務の範囲　　オ　その他参考事項

（2）　県は、応援を求められたときは、直ちにし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

２　仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

（1）　市町村が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア　設置予定地域　　イ　設置予定期間

ウ　必要な台数又は使用する人数　　エ　その他参考事項

（2）　市町村が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア　配付予定地域　　イ　配付予定期間

ウ　必要な個数又は必要な人数　　エ　その他参考事項

（3）　県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。

なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第７部第１章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

ア　被災地域外の市町村に対する応援の要請

イ　他都道府県に対する応援の要請

ウ　仮設トイレの貸し出しが可能な業者への応援の要請（仮設トイレ設置の場合）

エ　携帯トイレの提供が可能な業者への対応要請（携帯トイレ配布の場合）

第５節　し尿処理の実施方法

１　実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

２　収集及び処理の方法

（1）　し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。

（2）　し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

（3）　市町村は、（2）の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

（4）　市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第６節　仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

１　県が行う応急対応

（1）　県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。

なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。

（2） 県が保有する仮設トイレの輸送は、第７部第１章「緊急輸送の実施」により行う。

２　市町村が行う応急対応

（1） 市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

（2） 市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

（3） 市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。

（4） 市町村は、仮設トイレに必要となる消耗品の配布を行う。

３　設置の基準

（1） 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

（2） 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた需要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

第７節　携帯トイレの配付及び調達の方法

１　市町村が行う応急対応

（1） 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

（2） 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

（3） 市町村は、携帯トイレに必要となる消耗品の配布を行う。

（4） 市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

（5） 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

２　県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第８節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　災害発生時のトイレ確保対策の実施

2　地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進

3　被災地のし尿収集及び処理

4　仮設トイレの設置

5　携帯トイレの調達及び配布

6　し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

第２章　障害物の除去

（県生活環境部、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第２節　実施主体

１　道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。

２　港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。

３　上記１又は２以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、市町村が行う。

４　市町村は、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとする。この場合において、県は直ちに支援準備に着手し、災害の規模等に照らし、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

（参考：廃棄物別の整理表）

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ　等
災害廃棄物	市町村	・損壊家屋、損壊家具　等
災害廃棄物（土砂等）	市町村	・家屋等に流入した土砂等
し尿	市町村	・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	・道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	・港湾施設内の巨大な流木等 ※港湾施設内に漂着したビニール袋等の非障害物については、本章により処理

（注）災害によって住居又はその周辺に運ばれた汚物の概念に入るものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきであるが、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、災害廃棄物（土砂等）として、除去を行うものとする。

第３節　市町村による障害物の除去

１　清掃の実施組織

市町村は、廃棄物の収集等を行うため清掃班を編成する。その編成は、概ね次の基準によるものとする。

なお、廃棄物の収集等に当たっては、ボランティア等の派遣を考慮すること。

（１）　ごみ運搬車　１台　　（２）　運転者　１名　　（３）　作業員　５～８名

（４）　所要器具　フォーク、スコップ、鳶口等

２　応援を求める手続き

市町村が県等に対し応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（１）　清掃所要地域　　（２）　清掃期間　　（３）　応援を求める人員、機材

（４）　応援を求める業務の範囲　　（５）　その他参考事項

第４節　県による障害物の除去

１　処理体制の構築

県は、応援を求められたときは、直ちに清掃業務の実施について県内の被災地域外市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、清掃業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

また、津波等の被害により、県内において処理を行うことが不可能な大規模災害が発生した際には、近県に又は国を介して他県に災害廃棄物の広域処理を依頼するものとする。

２　障害物の除去

県は、比較的小規模のものについては、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局等において処理し、大規模なものについては、建築業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。なお、特に建物等の除去にあっては、市町村と連携を図り個別の要請、指示を受けるなど、除去物件の選定には留意する必要がある。

（1） 建設業者との提携

県は、建設用資材及び技能者等要員の調達、提供について、関係団体との協定に基づき、資機材及び要員を確保する。

なお、県と関係団体との協定により調達、提供された資機材・要員の集積・集合の場所は、県の指示する場所とする。

（2） 日本自動車連盟（ＪＡＦ）、山陰ＥＬＶリサイクル協議会との提携

県及び市町村は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ＥＬＶリサイクル協議会に支援を要請し、県・市町村・警察本部・道路管理者等が連携して実施する。

（3） 海上保安庁との連携

港湾施設内の漂流障害物であって船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるものについては、境海上保安部と連携を密にし除去する。

第５節　除去した障害物の集積場所

1　障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

（1） 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所

（2） 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

（3） 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

（4） 広域避難地として指定された場所以外の場所

2　実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第６節　処理方法

1　生活ごみの処理

（1） ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

（2） 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）
野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

2　災害廃棄物（震災廃棄物、水害廃棄物）の処理

災害廃棄物の処理は、上記１に準じて行う。

（参考）環境省においては、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を定めており、各指針では以下のとおり位置付けている。

1　震災廃棄物対策指針で対象とする「震災廃棄物」

（1） がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）

（2） 生活ごみ（震災により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）

（3） し尿（仮設便所からのくみとりし尿）

（4） 環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）

2　水害廃棄物対策指針による「水害廃棄物の特徴」

（1） 粗大ごみ等（水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ）

・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。

・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収

集・運搬が困難である。
・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
（２）　し尿等（水没したくみ取り層や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿）
・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便層や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
（３）　その他（流木等）
・洪水により流れてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

３　港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）

港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）の処理は、上記１に準じて行う。

４　災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

（１）　災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

（２）　特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　障害物の除去の実施
２　障害物の除去に関する応援要請
３　障害物の集積場所の確保
４　生活ごみ、災害廃棄物の処理

第３章　防疫の実施

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部）

第１節　目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

第２節　一般防疫

１　実施責任者

（１）　災害時における防疫は、市町村が実施する。ただし、市町村が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法に基づき必要な措置は県が行う。

（２）　市町村の被害が甚大で当該市町村のみで防疫を実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

２　県の防疫措置の実施体制

（１）　県は必要に応じて災害防疫対策本部を置く。ただし、災害対策基本法に基づく県本部が設置された場合にはこれに含まれるものとする。

（２）　災害防疫対策本部は、市町村が実施する防疫活動を指導する。

（３）　また、災害の状況により総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）に災害防疫現地対策本部を置き、必要な措置を講ずる。

（４）　なお、災害防疫対策本部は、次のものについて、市町村への指示を行う。

ア　感染症法第 27 条第２項の規定による消毒の施行に関する指示

イ　感染症法第 28 条第２項の規定によるねずみ属、昆虫等の駆除に関する指示

ウ　感染症法第 29 条第２項の規定による物件に係る措置に関する指示

エ　感染症法第 31 条第２項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

オ　予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する指示

（５）　市町村長から応援の要請（所轄総合事務所（東部圏域においては東部福祉保健事務所）経由）を受けたときは、他の市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行う。

（指導、指示、命令、応援の措置等）

※必要に応じて災害防疫対策本部を設置　　※必要に応じて災害防疫現地対策本部を設置

３　県の防疫組織運営方法

（１）　防疫組織の運営は、次の編成によって実施するものとする。

本部名	班・係名		業務内容
県災害防疫対策本部（県（福祉保健部、生活環境部））	情報連絡班		①災害防疫対策本部の編成並びに統合調整　②各部局及び関係機関との連絡調整並びに各種報告　③災害防疫対策経費の経理　④災害情報の収集と伝達　⑤予防情報、衛生教育の実施
	防疫班	給水清掃係	給水並びに清掃活動の実施計画の樹立及び指導
		防疫係	①災害防疫実施状況及び感染症発生状況の把握　②各種報告例の指導徹底　③感染症予防対策の実施指導　④防疫器具の確保　⑤各種防疫薬剤の需給調整⑥

			予防接種計画の樹立
災害防疫現地対策本部（総合事務所福祉保健局（保健所）、生活環境局）（東部圏域においては東部福祉保健事務所（保健所）、東部生活環境事務所）	総務記録係		①各係の編成並びに統合調整　②県災害防疫対策本部及び市町村防疫対策本部との連絡調整　③災害防疫対策経費の経理　④災害防疫業務の記録整備
	情報連絡係		①災害情報の収集と各係への伝達　②予防対策に関する知識の普及並びに衛生教育の実施　③災害状況及び防疫活動状況の報告　④市町村災害防疫諸報告の取りまとめ並びに作成指導
	資材係		①管内における災害防疫資材の需給調整　②埋葬についての指導
	防疫係	防疫班	①消毒並びにねずみ属、昆虫等駆除の実施指導　②感染症予防対策の実施指導　③感染症患者の入院措置　④消毒用薬剤器具の所要数量の確保 ⑤食品及び飲料水の衛生指導
		調査班	①災害地の感染症等発生状況調査　②患者の診断及び入院（発生時の原因究明、感染経路の特定、検体採取、必要に応じ患者の入院措置等）
	給水係		給水実施指導

※災害防疫対策本部を設置しない場合でも、必要に応じて上記役割、業務内容等に準じた対応を行う。

（２）　総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）（保健所）は、概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施するものとする。

ア　感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施するものとする。

イ　感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第 17 条及び第 45 条の規定による健康診断を行う。

（３）　県は災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等について有線放送の活用又は報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に周知徹底を図るものとする。

（４）　県は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市町村長の要請に基づき調達あっせんを行う。

（５）　県は、災害の発生による感染症患者、又は病原体保有者の多発に備え、被災地域方面の感染症指定医療機関を確保するとともに、その他医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図る。

（６）　県は、感染症指定医療機関に入院出来ない患者を受け入れるため臨時医療施設を設置した場合、第６部第１章「医療（助産）救護の実施」により、医療従事者を確保するとともに及び所要の体制整備を行う。

（７）　総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）（保健所）は、管内市町村の被害状況及び防疫活動状況をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

４　市町村における防疫業務

（１）　物件に係る防疫措置

知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

実施要領は、感染症法施行規則第 16 条に定めるところにより実施する。

（２）　避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

ア　感染症等発生状況調査　　イ　物件に係る措置の方法、消毒の実施

ウ　集団給食の衛生管理　　エ　飲料水の管理　　オ　その他施設内の衛生管理

（３）　患者等に対する措置

ア　被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。

イ　交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

ウ　やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

（4）　消毒方法

ア　知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第１４条に定めるところによるものとする。

イ　消毒の実施に当たっては　速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

（5）　ねずみ属、昆虫等の駆除

ア　県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第１５条に定めるところによるものとする。

イ　ねずみ属、昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

（6）　生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第３節　食品衛生対策

１　実施責任者

災害時における食品関係営業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県が行うものとする。

２　指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、食中毒等の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

（1）　避難所に対するもの

ア　手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起

イ　被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

（2）　炊き出し施設に対するもの

ア　給食用施設の点検

イ　給食に用いる原材料、食品の検査

（3）　営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

３　業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分な監視活動が不可能な場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連絡のもとに監視活動に当たるものとする。

４　避難所で食中毒が発生した場合の対応

（1）　避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

（2）　食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。

この場合、食糧の調達のため県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

（3）　食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

第４節　家畜防疫

１　実施責任

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をその都度編成し、次により対処するものとする。

２　家畜の防疫

（1） 県は家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ属、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。

（2） 県は、家畜伝染病予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。

（3） 県又は市町村は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

３ 家畜の診察

被災地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能な場合、又は不適当であると認められる場合には、被災地域外からの診療班の応援を求めるものとし、被災地区の家畜保健衛生所及び県において計画実施に当たるものとする。

第５節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 防疫対策の実施

（1） 物件に係る措置

（2） 避難所の防疫指導

（3） 患者等に対する措置

（4） 消毒の実施

（5） ねずみ属、昆虫等の駆除

（6） 生活用水の使用停止に伴う水の供給

２ 食品衛生対策の実施

第４章　入浴支援

（県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

第２節　実施方法

１　実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市町村が行う。

県は、市町村だけでは入浴対策の実施が困難な場合に、これを支援する。

２　実施の方法

市町村は以下の方法により、入浴支援を行う。

（1）　自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

（2）　鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

（3）　公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。

ア　浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。

イ　仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

第３節　県における応援計画

市町村から入浴設備及び浴場用水の確保に係る支援要請があったときは、それぞれ次の方法により実施する。

１　仮設入浴設備の供給

（1）　県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。

（2）　また、県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル業者に対しユニットバス等の供給可能数量を確認し、供給可能な業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。

２　浴場用水の給水

（1）　県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク 10,000 リットルの場合）による入浴可能人員数は、１日あたり約 1,200 人である。

（2）　浴場用水が不足する場合は、県又は市町村は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保するとともに、市町村は被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

３　留意事項

道路が寸断されて輸送が困難な場合は、ヘリコプター等による輸送を検討する。

第４節　広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市町村、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害時の入浴施設の確保

２　浴場用水の給水

３　入浴施設に関する住民広報

第５章　動物の管理

（県生活環境部、県農林水産部）

第１節　目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

（2）　特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

第２節　危険動物等の管理対策

１　実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。

２　特定動物の実態把握

県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

３　危険な動物の収容

県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

４　収容施設の確保

東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

第３節　ペットの管理対策

１　実施責任

被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うものとする。

県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。

２　ペットの管理指導

県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

３　ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。

収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

４　収容施設の確保

引き取ったペットは東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

５　避難に伴うペット対策

避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

（1）　市町村は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。

（2）　飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。

また県（生活環境部）は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連３団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局（日本動物愛護協会事務局内）に対し、応援要請を行う。

また、第 10 部第２章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。

（3） 県（生活環境部）は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。

（4） 県（生活環境部）は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。

６ その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第４節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

（1） 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。

（2） 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。

第５節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難所でのペット受入れ体制の整備

第 10 部　共助協働推進計画

第１章　民間との協力体制の推進

（県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、ＮＰＯ及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　民間団体との協働

１　実施責任者

（1）　民間団体の協力要請は市町村が実施する。

（2）　市町村が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

２　対象団体

（1）　青年団　（2）　婦人会　（3）　町内会　（4）　集落会

３　協力要請等の順序

（1）　市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

（2）　市町村は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

ア　応援を必要とする理由　イ　作業内容　ウ　従事場所及び就労予定時間

エ　所要人員　オ　集合場所　カ　その他必要事項

４　協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

（1）　被災者に対する炊き出し　（2）　被災幼児の託児、保育　（3）　被災者救出

（4）　救助物資の輸送配給　（5）　清掃防疫援助　（6）　その他応急対策に必要な事項

第３節　民間企業との協働

１　実施責任者

（1）　民間企業の協力要請は県又は市町村が実施する。

２　対象団体

（1）　県及び市町村との応援協定締結事業所

（2）　その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

３　協力要請等の順序

（1）　県及び市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

（2）　県及び市町村は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

ア　応援を必要とする理由　イ　作業内容　ウ　従事場所及び就労予定時間

エ　所要人員　オ　集合場所　カ　その他必要事項

４　協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

（1）　初期消火や人命救出・救護活動

（2）　救援活動に必要な資機材・車両などの提供

（3）　避難者への水や食糧、生活関連物資の提供

（4）　避難場所等の提供

（5）　その他応急対策に必要な事項

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　災害時における民間団体又は民間企業への協力要請

第２章　ボランティアとの協働

（社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部）

第１節　目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

＊以下、本章において、次のとおり記載する。
鳥取県社会福祉協議会　・・・「県社協」
社会福祉協議会　　・・・「社協」

第２節　実施責任者

ボランティアの受入・派遣については、県社協、各市町村社協、県及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、派遣に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

（参考：災害に関連する各種ボランティアの整理表）

種類	活動内容	派遣団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者への様々な生活支援や、日常生活復帰のための支援活動等	１　社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣 ２　日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本章による
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	１　日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣 ２　医師会が募集・受付する医療関係者等を登録・派遣	本章による
		３　県看護協会で登録した災害時派遣ナースを派遣	第６部第１章「医療（助産）救護の実施」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	第９部第２章「障害物の除去」参照 大規模事故対策編第２部第５章「海上災害応急対策」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	第５部第２章「避難所の設置運営」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	第９部第４章「入浴支援」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物使用の可否を判定	県建築士事務所協会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	第11部第２章「建築物の応急危険度判定」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的確に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士（被災宅地応急危険度判定業務調整員を含む。）として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	第11部第３章「被災宅地危険度判定」参照
土木防災・砂防ボランティア	被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部等ＯＢ技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う。
動物救援ボランティア	被災動物等の保護、救護活動	緊急災害時動物救援本部等の協力を得て現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	第９部第５章「動物の管理」参照

第３節　ボランティアの受入及び派遣

１　県

（1） 県（福祉保健部）は、県社協及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行う。特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮する。

（2） 県本部は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアのニーズについて把握する。県（福祉保健部）は各市町村のニーズに基づくボランティアの募集について、県社協及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等でボランティアの募集を呼びかける。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン等に関する情報を提供する。

２　市町村

（1） 市町村社協と連携し、市町村ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。

（2） 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

３　社協

（1） 県社協

ア　被災市町村の社協に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供する。

イ　被災地市町村の社協、県等と連携し、広域的なボランティア派遣について調整を行う。

ウ　市町村社協のボランティアセンター立ち上げを支援すると共に、必要に応じ、他県の社協（ボランティアセンター）に対しコーディネーターの派遣要請を行う。

エ　災害ボランティア活動基金を活用し、災害ボランティア活動を支援する。

（2） 被災市町村の社協

ア　市町村及び県社協と連絡調整の上、市町村ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、市町村内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

イ　ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

（3） 被災市町村以外の市町村社協

被災市町村の社協、あるいは県社協からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

４　日赤鳥取県支部

（1） ボランティアセンター

日赤鳥取県支部は社協（県社協）など他団体が設置したボランティアセンターの運営を連携しながら行う。

ア　ボランティアセンターには赤十字防災ボランティアリーダーを派遣し、赤十字防災ボランティア地区リーダー、防災委員が参加し、運営に協力する。

イ　防災ボランティアセンターでは以下の業務を行う。

a　被災者ニーズの収集・把握

b　日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有

c　赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働

d　日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力

e　社協（県社協）との連絡調整

f　被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価

g　その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施

h　赤十字の防災ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入

i　防災ボランティア活動の記録・広報

（2） 防災ボランティアの現地拠点

日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部災害対策本部と協調しながら運営する。

（3） 防災ボランティアへの支援

日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供する。

ボランティア受入体制図

第４節　医療救護ボランティアの受入等

１　県

（１）　県（総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所））は、市町村と連携の上、各市町村の救護所の状況把握に努め、必要な情報を県本庁に報告する。また、医療救護ボランティアの派遣先を調整する。

（２）　県本庁は、各総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療救護関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に依頼する。

２　医師会

（１）　災害発生地区の医師会は、随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、県（総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所））、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼する。

（２）　災害発生地区以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け付け、県（総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所））及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼する。

（３）　県医師会は、県本庁と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たる。

３　日赤鳥取県支部

他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供する。

第５節　赤十字奉仕団への要請

１　赤十字奉仕団の組織

（１）　組織図

（２）　赤十字奉仕団等の現況

資料編のとおりである。

２　協力要請等

（１）　市町村は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部連絡先	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電　　話　0857-22-4466、26-8367 （夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話） ファクシミリ　0857-29-3090

（２）　市町村は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

ア　応援を必要とする理由　　イ　作業内容　　ウ　従事場所及び就労予定時間

エ　所要人員　　オ　集合場所　　カ　その他必要事項

３　協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

（１）　被災者に対する炊き出し　　（２）　避難所の物資管理　　（３）　被災者への情報サービス

（４）　救助物資の輸送配給　　（５）　清掃防疫援助　　（６）　安否確認

（７）　その他応急対策に必要な事項

（参考）

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の３つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれる。

１　地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行う。

２　青年赤十字奉仕団

青年が結成する赤十字のボランティアグループ。

（１）　青年赤十字奉仕団…社会人や学生で結成される。

（２）　学生赤十字奉仕団…大学など、学内で組織される。

（３）　看護学生赤十字奉仕団…看護学生で構成される。

３　特殊赤十字奉仕団

無線、看護、点訳、救急法指導等の様々な専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されている。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　ボランティアの受け入れ、派遣

２　市町村社協との調整

３　赤十字奉仕団の協力要請

第 11 部　住宅対策計画

第１章　宅地・建物の被災判定の総則

（県危機管理局、県生活環境部、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定、及び罹災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第２節　被災判定の総則的事項

1　被災判定の区分

（1）　**地震被災建築物応急危険度判定**（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア　応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ　判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ　建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ　なお、この調査は、罹災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

（2）　**被災度区分判定**（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

（3）　**被害認定〔罹災証明〕**（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア　被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明書を発行する。

イ　罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

【被災判定の一覧】

区分	地震被災建築物応急危険度判定	被害認定（罹災証明）	被災度区分判定
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定	災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明	応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定
法的根拠	規定なし	規定なし ※地方自治法第２条の自治事務の一環として実施	規定なし
実施者	県、市町村	市町村長	建物所有者
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会	県、(一社)鳥取県建築士事務所協会	建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施

<table>
<tr><td>調査料</td><td colspan="2">無料</td><td colspan="3">無料</td><td colspan="2">有料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">判定結果の意味等</td><td>危険</td><td>建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施</td><td colspan="2">全壊</td><td>居住のための基本的機能を喪失</td><td>復旧不要</td><td>継続使用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要注意</td><td rowspan="2">建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要</td><td colspan="2">半壊</td><td>居住のための基本的機能の一部を喪失
(損害割合20～49%)</td><td rowspan="2">要復旧
※</td><td rowspan="2">復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施
※損傷程度で細分判定</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>同じ
(損害割合40～49%)</td></tr>
<tr><td>調査済</td><td>建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能</td><td colspan="2">一部破損</td><td>全壊及び半壊にいたらない程度の破損</td><td>復旧不可能</td><td>解体・撤去</td></tr>
<tr><td>結果の表示等</td><td colspan="2">「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付</td><td colspan="3">罹災証明書を発行</td><td colspan="2">調査報告書</td></tr>
<tr><td>参考となる基準・手順等</td><td colspan="2">・被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）
・地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</td><td colspan="3">・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
・「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</td><td colspan="2">・震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（(財)日本建築防災協会）</td></tr>
</table>

2　「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

3　被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】

※　被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第３節　宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

１　迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

２　窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

３　適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施

機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

４　住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

５　応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　応急危険度判定の実施

２　被害認定（罹災証明）の実施

第２章　地震被災建築物の応急危険度判定

（県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第２節　地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について県及び市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

１　市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

２　県の実施体制

（１）　県（生活環境部）は、震度５強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。

（２）　県本部長は、震度５強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。

（３）　応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。

（４）　東中西部の各総合事務所生活環境局（東部圏域においては東部生活環境事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置する。

（５）　被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。

（６）　判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し応援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

３　制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

（１）　罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

（２）　建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　地震被災建築物の応急危険度判定の実施

第３章　被災宅地の危険度判定

（県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第２節　被災宅地危険度判定の実施

１　市町村の実施体制

（１）　市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、市町村災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。

（２）　危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

（３）　被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。

（４）　市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

２　県の実施体制

（１）　市町村からの支援要請があった場合、県本部に危険度判定支援本部を設置する。

（２）　危険度判定支援本部長に、技術企画課長を充てる。

（３）　危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）に協力要請を行う等の措置を講じる。

（４）　各総合事務所（東部圏域においては県土整備事務所）に、危険度判定支援支部を設置する。

（５）　判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー

※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む。

第４章　被害認定及び罹災証明書の発行

（県危機管理局、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明書の発行を、遅滞なく実施することを目的とする。

第２節　被害認定の実施

１　実施主体

（１）　被害認定に係る現地調査及び罹災証明書の交付は、市町村が実施する。

（２）　県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

２　市町村の実施体制

（１）　住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。

（２）　建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

（３）　現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明書として交付する。

３　県の実施体制

（１）　市町村から建築士の派遣要請があった場合、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。

（２）　その他、市町村や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。

４　調査基準等

（１）　罹災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知」（以下「被害認定基準」という。）」等に従って判断することとする。

（２）　また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の４区分となる（「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

第３節　罹災証明書の発行

罹災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成 12 年に発災した鳥取県西部地震における罹災証明書の発行申請は、14 市町村で行われ、合計約１万７千件に及んだ。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　被害認定に係る現地調査の実施

２　罹災証明書の発行

第５章　応急仮設住宅の建設

（県福祉保健部、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

第２節　住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体（一般社団法人プレハブ建築協会等）の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

１　実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

２　対象者

（1）　住家が全壊、全焼又は流失した者

（2）　居住する住家がない者

（3）　自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

３　建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う。）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

４　建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等を優先する。（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

５　応急仮設住宅の管理

（1）　管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。

（2）　供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。

（3）　入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

６　応急仮設住宅建設の留意事項

（1）　被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

（2）　一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

（3）　災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則２年とされる。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必要）

（4）　応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（5）　従来のプレハブ応急仮設住宅に加え、木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。

第３節　災害公営住宅の建設

（1）　市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

（2）　なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の３割以内について、３分の２の国の補助を得ることができる（公営住宅法第８条）。

ア　地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）　被災地全域で５００戸以上
（イ）　一市町村の区域内で２００戸以上
（ウ）　区域内の住宅戸数の１割以上
イ　火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
（ア）　被災地全域で２００戸以上
（イ）　一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住宅の応急仮設対策の実施
２　災害公営住宅の建設

第６章　住宅の応急修理

（県福祉保健部、県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第２節　建設資機材及び建設業者の把握

（1）　県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な業者を確認するものとする。

（2）　また、建築業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第３節　住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

１　実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事がその権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

２　対象者

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

（1）　住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

（2）　自らの資力では応急修理できない者

３　応急修理の実施方法

（1）　修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。

（2）　修理か所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。

（3）　法による住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了するよう努めることとなっているため、１月以上を要することが予測される場合、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施期間の延長を実施する。

４　修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

５　事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害救助法に基づく住宅の応急修理

第７章　住宅再建対策

（県生活環境部）

第１節　目的

この計画は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第２節　鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

１　条例適用の要件

（１）　対象となる自然災害

ア　県内で 10 戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ　１の市町村の区域において５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ　１の集落においてその世帯数の２分の１以上で、かつ、２以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ　アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害

（２）　支給対象

ア　全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

イ　全壊世帯の居宅の補修

ウ　大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

エ　大規模半壊世帯の居宅の補修

オ　半壊世帯の居宅の補修

カ　その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※全壊世帯：自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、又は半壊（居宅の敷地に被害が生じた場合を含む。）し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第２条第２号ロの事由により当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯、若しくは法第２条第２号ハの事由により、当該住宅が長期にわたり居住不能となることが見込まれる世帯。

※大規模半壊世帯：自然災害により居宅が半壊し、法第２条第２号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯。

※半壊世帯：自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が一定規模（割合）を超えるもの。

２　支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額
上記　（２）支給対象　アの場合	３年	２年	300万円
〃　イの場合			200万円
〃　ウの場合			250万円
〃　エの場合			150万円
〃　オの場合	２年	１年	100万円
〃　カの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

３　鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

（１）　県

鳥取県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（２）　市町村

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第３節　住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から６年間、上限2.1％までの利子補給（６年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から６年間は無利子 ＜融資限度額＞　400万円（６年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞　月額３万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞　月額３万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞　350万円（10年以内に償還、６年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞　住宅改築等資金として200万円	県（青少年・家庭課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の当否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、１年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成 12 年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　鳥取県被災者住宅再建支援条例に係る被害認定等の取りまとめ

２　住宅関連施策の住民への広報、周知

第 12 部　文教対策計画

第１章　応急教育

（県教育委員会、県地域振興部）

第１節　目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置することを目的とする。

第２節　実施責任者

（1）　文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施するものとする。

（2）　市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立の学校にあっては県教育委員会が第二次的に応急対策を実施するものとする。

（3）　県教育委員会は、市町村教育委員会が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。

（4）　なお、国立学校及び私立学校においては、本計画に準じそれぞれ必要な対策を講ずるものとし、県（地域振興部）はこれを支援するものとする。

第３節　応急教育実施計画

１　文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

（1）　学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに県又は市町村教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

（2）　県又は市町村教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

２　応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

（1）　簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

（2）　被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

（3）　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

（4）　広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

３　応急教育の方法

学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

４　児童、生徒の災害援助に関する措置

（1）　教科用図書の供給あっせん

ア　教科用図書被災状況の報告

（ア）　市町村立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市町村教育委員会に報告するものとする。

（イ）　市町村教育委員会は、市町村内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。

（ウ）　県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。

イ　教科用図書の調達

（ア）　県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市町村教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。

（イ）　県教育委員会及び市町村教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。

ウ　費用は有償とする。ただし、災害救助法の適用を受ける災害により被害を受けた場合は無償とする。

（２）　就学困難な児童、生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。

（３）　特別支援学校児童、生徒等の就学援助

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

５　授業料等の減免及び奨学資金の貸与等

（１）　授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免

ア　授業料…家屋等の全壊又は半壊の場合全額免除、それ以外の場合半額免除

イ　入学選抜手数料及び入学料…家屋等の全壊又は半壊の場合、全額免除

（２）　奨学資金の貸与及び返還猶予

ア　鳥取県育英奨学資金の貸与及び返還猶予

イ　鳥取県進学奨励資金の返還猶予

６　教員確保措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

（１）　臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア　参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ　参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ　県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会に対し教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ　児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

（２）　退職教員の活用

災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

７　給食の措置

給食施設が被災したときは、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

（１）　被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握

（２）　災害地に対する学校給食用物資の補給調整

（３）　衛生管理、特に食中毒等の事故防止

８　保健衛生の管理

学校の保健衛生については、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

（１）　校舎内外の清掃、消毒

（２）　飲料水の使用

（３）　児童、生徒の保健管理及び保健指導

（４）　児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　文教施設の応急復旧対策の実施

２　応急教育の実施

３　児童、生徒の災害援助に関する措置

４　教員確保措置

５　給食の措置

第 13 部　農業災害対策計画

第１章　農林水産業災害応急対策

（県農林水産部）

第１節　目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第２節　農作物、水産資源等の一般的な応急対策

１　事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。その措置内容（予防対策）は資料編のとおりである。

２　被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、県（農林水産部）は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、第３部第３章「災害情報の収集及び伝達」を参照）

３　資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第３節　再作付対策

県は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

（1）　「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給する。

（2）　主要農作物種子（水稲、麦及び大豆）の確保について、県は主要農作物種子制度の運用に基づき、農政局に対し必要な助言を依頼する。

（3）　社団法人日本種苗協会の実施する種子備蓄事業により確保されている野菜種子を申請により供給する。

第４節　耕地等災害

県、市町村、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

第５節　病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

１　実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

２　防除の指示及び実施

県は、市町村、農業団体等から通報された災害状況により、病害虫の防除対策を検討し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

３　防除の指導

県は、特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

４　農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

５　防除機具の確保

（1）　市町村及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

（2）　県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置

２　病害虫防除対策の実施

第 14 部　被災者支援計画

第１章　生活再建対策

（県総務部、県地域振興部、県生活環境部、県福祉保健部、県商工労働部、県農林水産部、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

第２節　措置・制度の県民への周知

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

第３節　被災者台帳の整備

（１）　市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（２）　県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第４節　生活再建対策

１　被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

（１）　法適用の要件

ア　対象となる自然災害

（ア）　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

（イ）　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

（ウ）　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①（ア）又は（イ）の市町村を含む県内で５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、②（ア）から（ウ）に隣接している人口１０万人未満で全壊５世帯以上の市町村については適用がある。

（エ）　(ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、及び２世帯以上の全壊が発生した５万人未満の市町村

（２）　支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ　災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（３）　大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

（４）　浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、

被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成 16 年 10 月内閣府通知に基づくもの）

ア　畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

イ　半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第２条第２号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

（5）　支給条件

ア　対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金　（単位：万円）			
		①	②住宅再建方法		
		基礎額	建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

イ　対象経費

使途の限定なし

（6）　被災者生活再建支援法の適用事務

ア　県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ　市町村

住宅の被害認定、罹災証明書等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

ウ　申請期間

（ア）　住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記(５)ア②）　・・・　災害発生後 37 月以内

（イ）　その他の経費（上記(５)ア①）　・・・　災害発生後 13 月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは　申請期間を延長することができる。

２　その他の生活支援対策

（1）　生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 ＜見舞金上限額＞　５万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞　生計維持者が死亡した場合　500万円 その他の者が死亡した場合　250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞　重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等）	住所地の市町村 県（福祉保健課）

	＜支給額＞　生計維持者　250万円　その他の者　125万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞　災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞　350万円 ＜対象災害＞県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額の目安＞・災害援護資金　150万円 ・住宅資金　250万円	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 ＜上限助成額＞　１世帯あたり10万円	県（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 ＜貸付限度額＞　10万円（１回限り）	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって７年未満）に生活資金として貸与 ＜生活資金＞　月額10.3万円（貸付期間　２年間限度、償還期限　８年以内）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施	県（青少年・家庭課） 県教委（小中学校課・体育保健課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（２）　授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞　全額免除 ＜上記以外の被害＞　半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

（3） 農林水産業金融

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん

イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん

エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

オ その他（平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 ＜貸付限度額＞　120万円／ｈａ（貸付期間　５年）	県（林政企画課）

（4） 商工業金融

ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

ウ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

エ 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。

オ 鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。

カ 鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。

キ 平成１２年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。（利子及び信用保証料を６年間０％とする） ＜貸付限度額＞　5,000万円（償還期限10年）	県（経済産業総室）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（経済産業総室）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞　5,000万円（償還期限７年）	県（経済産業総室）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 ＜貸付限度額＞　5,000万円（償還期限12年）	県（経済産業総室）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞　1,500万円（信用保証0.6%）	県（経済産業総室）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞　1,500万円（信用保証0.5%）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 ＜貸付限度額＞　4,000万円（償還期限７年）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 ＜貸付限度額＞　6,000万円（割賦払期間７年、リースは３	県（経済産業総室）

	～７年）	
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞　8,000万円（割賦払期間７年）	県（経済産業総室）

第５節　その他の生活確保対策

県、市町村及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

1　被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

2　簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

3　小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）

4　大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、鳥取県と鳥取県内士業団体との大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定に基づき、必要に応じて各士業団体に無料相談の実施を要請

5　被災児童、災害等への援護

（1）　県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施

（2）　県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

（3）　市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第６節　日本銀行による応急金融対策

１　通貨の円滑な供給の確保

（1）　日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。

（2）　日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、必要な要請を行う。

２　金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

（1）　預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

（2）　届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

（3）　事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。

（4）　災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いの上、取立てができるようにすること。

（5）　災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

（6）　汚れた紙幣の引換えに応ずること。

（7）　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

（8）　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

（9）　休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(10)　（1）～（9）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

(11)　営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

３　金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記２(10)、(11)の要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　被災住民のための生活再建対策の実施

2　同対策の広報、周知

第２章　健康及びこころのケア対策

（県福祉保健部、県生活環境部、県教育委員会、警察本部、日本赤十字社）

第１節　目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第２節　実施者

１　県及び市町村は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。

２　また、県及び市町村は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第３節　住民に対する健康相談等

１　巡回健康相談等の実施

（１）　県及び市町村は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

（２）　県は、市町村の要請に基づき、各総合事務所（福祉保健局）（東部圏域においては東部福祉保健事務所）及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、被災地市町村に派遣を行う。なお、市町村からの要請がない場合であっても、県が必要と認めるときには同様の措置を行う。

（３）　医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

（４）　市町村は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。

（５）　インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

２　児童生徒への対応

県及び市町村は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第４節　こころのケア対策

１　他県等への保健師等の派遣要請

（１）　被災者に対する心のケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があり、従事する職員の不足が考えられるため、県は、必要に応じて他県との応援協定に基づく保健師等の派遣要請を行うものとする。

（２）　その他、必要に応じ介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

２　日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行っている。県及び市町村はこれに協力するものとする。

３　電話相談窓口の設置

県は、総合事務所（福祉保健局）（東部圏域においては東部福祉保健事務所）に精神科医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、精神保健福祉センターと連携し、被災者のメンタルケアを行う。

４　こころのケアに関する情報提供

県（精神保健福祉センター、総合事務所（福祉保健局）（東部圏域においては東部福祉保健事務所）等）は市町村と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。

また、県は、市町村と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

５　警察本部による被災者支援活動

（１）　警察官等によるこころのケアの実施

（２）　被災地に対する巡回活動を実施

（３）　こころのケア、安全指導等の実施

（４）　自治体等の支援策、連絡窓口等を紹介

６　児童生徒への対応

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

７　子どものこころのケアチームの編成

県（児童相談所等）が関係機関と連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。

また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　住民への健康相談等の実施

２　住民へのこころのケア対策の実施

第３章　義援金・義援物資の受入・配分

（県福祉保健部、県危機管理局、県生活環境部、県農林水産部）

第１節　目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

第２節　義援金の受入れ及び配分

１　義援金の受入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

＜関係機関＞日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、ＮＨＫ鳥取放送局、県（福祉保健部）等

２　義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとする。

（１）　関係機関

日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社協、ＮＨＫ鳥取放送局、県

（２）　協議・決定事項

ア　義援金の保管　　イ　義援金の配分方法、配分基準、配分時期

ウ　義援金の使途　　エ　その他必要な事項

３　義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

第３節　義援物資の受入れ及び配分

県（危機管理局、農林水産部、生活環境部）及び市町村等は、第８部各章の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

１　物資受入れの基本方針

（１）　原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

（２）　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

（３）　物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

２　少量提供物資（個人提供等）の取扱い

（１）　災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。

しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。

また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

（２）　なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

３　受入体制の広報

県（危機管理局、農林水産部、生活環境部）及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

（１）　必要としている物資とその数量

（２）　義援物資の受付窓口

（３）　義援物資の送付先、送付方法

（４）　個人からは、原則義援金として受付

（５）　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

４　報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　義援物資の受入れ及び配分の実施

２　受入体制の広報

第 15 部　ライフライン対策計画

第１章　ライフライン応急対策の調整

（県危機管理局、県生活環境部、県県土整備部、市町村、中国電力、鳥取ガス、米子瓦斯、
県ＬＰガス協会、ＮＴＴ西日本、ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社）

第１節　目的

この計画は、災害時におけるライフライン機関相互の調整について定めることを目的とする。

第２節　県災害対策本部のオブザーバー派遣要請

県本部は、ライフライン復旧作業を調整するため、必要に応じ、ライフライン関係機関に対して連絡員の派遣を要請し、各機関と必要な調整を行う。

第３節　ライフライン関係機関等の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

１　鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社

（１）　震度５弱以上で災害対策本部設置。点検を実施。

（２）　震度５強で一般住宅のガスの供給を遮断。（マイコンメーターによる）

（３）　地震動が 60 カイン以上（震度６～７相当）でガスの供給を停止。

２　中国電力株式会社（鳥取支社）

配備基準	配備体制	対応等
被害が予測される場合	警戒体制	災害準備対策室を設置
被害が発生した場合	非常体制	**災害対策室を設置**
社会的影響が大きい場合	特別非常体制	**特別災害対策室を設置**

＊震度５弱以上で自主的な出社を行う。

３　西日本電信電話株式会社（鳥取支店）

（１）　震度５弱以上で災害対策本部を自動設置。

（２）　震度６弱で災害用伝言ダイヤルサービスの提供を開始。

（３）　通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

４　株式会社ＮＴＴドコモ中国支社

（１）　震度５弱以上で関係職員は自動参集。

（２）　状況に応じて災害対策室を設置。

（３）　震度６弱を目安に災害用伝言板・災害用音声お届けサービスの提供を開始。

（４）　通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

５　西日本旅客鉄道株式会社（米子支社）

措置の基準	措置の内容
震度４（40以上80未満）	列車を一旦停止させ、点検後異常がない場合運転再開
震度５弱以上（80ガル以上）	全線列車の運転を停止し、点検実施

＊被害の規模に応じて災害対策室、災害対策本部を設置。

６　智頭急行株式会社

措置の基準	措置の内容
震度４	運転規制区間内の列車を一旦停止させ、速度制限を行い運転再開
震度５弱以上	運転規制区間の列車の運転を中止

＊被害の状況に応じて災害対策本部を設置。

７　若桜鉄道株式会社

措置の基準	措置の内容
震度４	要注意区間の列車に速度制限を行い運転
震度５弱以上	全線列車の運転を中止し、点検を実施

８　西日本高速道路株式会社（中国支社）

措置の基準	措置の内容
震度４以上	速度規制の実施
震度５弱以上	区間内の通行を止め、通行止め区間を点検

＊道路管制センター（広島）が通行止め区間、速度規制を料金所へ通知する。

９　日本放送協会（ＮＨＫ鳥取放送局）

配備基準	放送の対応
震度２以下	関係地域で画面に地震に関する文字情報を表示
震度３～４	画面に地震に関する文字情報を表示
震度５弱～５強	画面に地震に関する文字情報を表示、または全部の放送を中止して地震情報を全国放送（状況により判断）
震度６弱以上	全部の放送を中止し、地震情報を全国放送

＊明確な基準はないが、被害の状況に応じて一種体制～三種体制の配備体制をとる。

10　一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会

（１）　震度５以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

（２）　被害が最も大きい支部に現地対策本部を設置する。

（３）　二次被害防止のため、被害情報の収集と緊急措置及びＬＰガス供給先の応急措置、被災地住民のための応急供給を円滑に実施する。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　水道管理者による水道施設応急対策

第２章　電力施設応急対策

（中国電力）

第１節　目的

この計画は、県内における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

第２節　非常災害対策本部の設置

中国電力鳥取支社は、非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは非常災害対策本部を設置し、必要な体制を整えるものとする。

＊「中国電力鳥取支社非常災害対策実施要領」による。

第３節　応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

１　人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。

２　協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

第４節　情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力鳥取支社非常災害対策実施要領」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

（1）　保安用通信設備　　（2）　移動無線設備　　（3）　携帯用無線設備

第５節　災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第６節　被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は復旧計画策定に大きく影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

第７節　災害時における復旧資材の確保

１　現業機関においては、発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。

２　復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。

第８節　応急送電

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

第９節　災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、県に対しても速やかな情報提供するものとする。また、特に電力が不足している際は、住民、企業に対する節電協力を呼びかける必要がある。

県は、中国電力からの情報提供を受け、速やかに県ホームページ等で広報するものとする。

第 10 節　県企業局が所管する各発電施設の応急対策

県企業局は、災害時に際して発電施設の防護及び復旧を行うための所要の対策を講じ、電力供給の確保に努めるものとする。

第 11 節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第３章　ガス施設応急対策

（鳥取ガス、米子瓦斯、県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、非常災害時におけるガス（ＬＰガスを除く。以下この章において同じ。）の供給確保等及びガス施設（ＬＰガス施設を除く。以下この章において同じ。）の早期復旧を図ることを目的とする。

第２節　実施責任者

ガス事業者（ガス事業法第２条第１１項に規定する「ガス事業者」をいう。）は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて迅速な応急措置を実施することによりガス供給の確保を図るものとする。

第３節　応急対策

1　ガス事業者は、緊急出動体制（人員、車両、装備、資機材連絡通報等）の充実及び、供給停止のためのバルブの増設に努めるものとする。

2　ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故が発生したことを覚知したときは、直ちに相互に通報する。

3　ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。

4　ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。

5　ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出動して応急措置を講ずる。また、警察、消防機関においても迅速な出動を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。

6　ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家庭に周知徹底を図る。

7　県は、ガスに関連する県内の状況について、県ホームページ等を通して広報するものとする。

8　ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民に協力を要請する。

第４節　応急対策上の注意点

1　ガスは可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じて空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いには特に注意しなければならない。

2　ガスの供給を停止していて再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家庭全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。

3　一般市民の立入禁止及び避難についても、関係機関の協力を要請する。

第５節　その他必要とする事項

ガス事業者は、ガス製造所内で災害が発生した時は、引火性危険物等が貯蔵されているので、化学消防車の出動を要請する。

第６節　ガス施設の所在・名称・状況等

県内における各ガス会社の施設の状況は、資料編のとおりである。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第４章　ＬＰガス応急対策

（県ＬＰガス協会、県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、災害時におけるＬＰガスの供給確保及びＬＰガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第２節　実施責任者

県ＬＰガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、ＬＰガス供給の確保を図る。

第３節　復旧対策

１　県ＬＰガス協会は、災害対策本部を設けるとともに、警察及び消防署よりＬＰガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えるとともに、災害を受けていない支部・地区に対し緊急応援を求める。

２　県ＬＰガス協会は、災害発生直後のＬＰガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。

３　県ＬＰガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね２週間程度を目処として在宅の消費者先、仮設供給が可能な個所へ二次災害防止のための関連設備の点検とＬＰガスの使用を可能な状態にするための応急措置を行うものとする。

４　県は、県ＬＰガス協会からの要請に基づき、ＬＰガスの二次災害を防止するために必要な情報を、県ホームページ等を通して広報するものとする。

第４節　ＬＰガスの応急供給

１　県及び市町村は県ＬＰガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のＬＰガスの応急供給について、「緊急用ＬＰガスの調達に関する協定」を締結する。

２　ＬＰガスの応急供給における緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具、その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

３　市町村は、ＬＰガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用ＬＰガスの調達に関する協定」に基づき、県ＬＰガス協会に直接又は県を通じてＬＰガスの供給要請を行うものとする。

４　県ＬＰガス協会は、県又は市町村からの要請に基づき供給物資の搬送を行わせるものとする。

５　県ＬＰガス協会は、平常時からＬＰガス応急体制の整備を行うものとする。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　ＬＰガスの応急供給が必要な場合のあっせん依頼

第５章　水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村、企業局）

第１節　目的

この計画は、風水害等により水道施設（工業用水施設を含む。）が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

第２節　実施責任者

水道管理者（市町村、県企業局）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また県は、水道管理者の能力を超える事態にあっては、これを支援する。

第３節　応急対策

１　水道管理者における措置

（1）　あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。

（2）　直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。

（3）　応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

（4）　緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。

（5）　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

２　県における措置

（1）　水道管理者（市町村）から応急復旧に係る応援要請があった場合は、鳥取県管工事業協会及び他の水道管理者へ応援の要請を行う。

・「災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定」（県管工事業協会）

（2）　被災市町村と連絡が取れない、又は被災市町村の被害状況が把握できない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、被害状況の把握に努める。

（3）　被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

（4）　「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づき、より具体的な応急復旧応援要請等を実施する。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　水道管理者による水道施設応急対策

（1）　災害時の要員確保

（2）　被害状況の調査、点検

（3）　災害復旧に必要な資機材の確保

（4）　水道施設の応急復旧工事の実施及び応援要請

（5）　住民への広報

第６章　下水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村）

第１節　目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第２節　実施責任者

下水道管理者（県、市町村）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

第３節　応急対策

１　下水道管理者における措置

（1）　あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。

（2）　直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。

（3）　応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

（4）　緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。

（5）　施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

（6）　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

２　県における措置

（1）　必要に応じ被災地に職員を派遣し被害状況の調査を行うとともに、中国・四国ブロック９県及び下水道関係団体で構成する「中国・四国ブロック災害支援本部」（下水道部門）に対し応援要請するものとする。

（2）　被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　下水道管理者による下水道施設応急対策

（1）　災害時の要員確保

（2）　被害状況の調査、点検

（3）　応急復旧に必要な資機材の確保

（4）　下水道施設の応急復旧工事の実施及び応援要請

（5）　住民への広報

第７章　電信電話施設等応急対策

（ＮＴＴ西日本）

第１節　目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

第２節　災害対策本部の設置

ＮＴＴ西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

第３節　通信の確保と措置

１　通信の確保

（１）　超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置

（２）　応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置

（３）　移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

２　一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（１７１）」、「災害用ブロードバンド伝言板（Ｗｅｂ１７１）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

３　非常通話、非常電報の優先

非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電話サービス契約約款、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

４　公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

第４節　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

第５節　応急復旧等に関する広報

１　ＮＴＴ西日本における措置

（１）　電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車又は報道機関を通じ、広報を行う。

（２）　県・市町村に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

２　県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第６節　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第８章　携帯電話応急対策

（ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社、ソフトバンクモバイル）

第１節　目的

この計画は、災害発生時に県、市町村及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

第２節　災害対策の体制

１　ＫＤＤＩ

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施

・被災状況等の情報連絡　　・通信の利用制限、重要通信の確保　　・被害設備の復旧　　・広報活動

２　ＮＴＴドコモ　中国支社

状況に応じて本社及び支社災害対策室を設置するほか、鳥取支店へ現地災害対策本部を設置し以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　　・通信の利用制限、重要通信の確保　　・被害設備の復旧　　・広報活動

３　ソフトバンクモバイル

災害の状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　　・通信の利用制限、重要通信の確保　　・被害設備の復旧　　・広報活動

４　県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

第３節　応急対策

１　最小限の通信確保

（１）　災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

・被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

・県、市町村等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

（２）　移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

２　通信コントロール等の実施

（１）　携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

・被災者の安否情報等の登録

・災害用災害伝言板への登録をメールで通知

・ＥｚＷｅｂ、ｉモードサービスやインターネットによる登録情報の確認

（２）　音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

・音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

（３）　災害用音声トーキガイダンス

・災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

第４節　応急復旧等に関する広報

１　ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社及びソフトバンクモバイルにおける措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

・通信のそ通状況

・通話の利用制限の措置状況

・携帯電話用災害伝言板サービスの提供

・被災した設備の応急復旧の状況

・特設携帯電話の設置場所を周知するとき

２　県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

第５節　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第 16 部　復旧・復興計画

第１章　公共施設の災害復旧

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、県教育委員会）

第１節　目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とする。

第２節　災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は概ね次のとおりとする。

１　公共土木施設災害復旧事業

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

（１）　河川	（２）　海岸	（３）　砂防設備	（４）　林地荒廃防止施設
（５）　地すべり防止施設	（６）　急傾斜地崩壊防止施設	（７）　道路	（８）　港湾
（９）　漁港	(10)　下水道	(11)　公園	

２　農林水産業施設災害復旧事業

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

３　都市災害復旧事業

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

４　水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業

（水道法、清掃法）

５　社会福祉施設災害復旧事業

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

６　公立学校施設災害復旧事業

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

７　公営住宅災害復旧事業

（公営住宅法）

８　公立医療施設災害復旧事業

（医療法、伝染病予防法）

９　その他の災害復旧事業

第３節　災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害復旧計画に基づく公共施設の災害復旧の実施

第２章　災害復興計画

（県危機管理局、関係各部局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第２節　災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

１　復興対策組織・体制の整備

（１）　被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

（２）　県は、鳥取県行政組織規則第３条の規定に基づき、臨時又は特命の事項を処理させるための横断的な組織として、必要に応じて災害復興本部を設置するものとする。

（３）　災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

（４）　災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

２　復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

３　復興計画の策定

（１）　県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

（２）　計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

（３）　復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

①被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

②有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

③様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

（４）復興計画の構成例を以下に示す。

①基本方針

②基本理念

③基本目標

④施策体系

⑤復興事業計画　等

想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

４　復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

５　復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に県民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

６　分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第３節　留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

１　事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

２　住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配意する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

３　技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

（参考）鳥取県西部地震における復興本部の設置状況等

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震において、災害対策本部を設置していた県は鳥取県西部地震災害復興本部を設置し、災害復興対策への対処を行った。

平成15年12月に全ての災害復旧工事を終え、全ての復興対策が完了したことから、平成16年４月に同復興本部を廃止した。

１　経緯

平成12年10月６日	鳥取県西部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成12年11月２日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を公布・施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を設置（県災害対策本部から移行）
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を設置
平成16年３月30日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則を公布
平成16年４月１日	同規則を施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を廃止
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を廃止

２　鳥取県西部地震災害復興本部の構成

（１）　本部長：知事

（２）　本部員：各部局長、出納長、教育長、防災監

（３）　事務局：災害復興推進室

３　鳥取県西部地震災害復興本部の業務

（１）　土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること

（２）　被災住民の生活再建、生産活動の支援に関すること

（３）　被災市町村の支援に関すること

（４）　その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関すること

第４節　資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

１　災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

２　一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

３　地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

４　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

第５節　暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

（１）　警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。

（２）　地方公共団体は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　災害復興対策に関すること

（１）　災害復興組織・体制の整備

（２）　復興基本方針の決定

（３）　復興計画の策定

（４）　復興事業の実施

（５）　復興事業の点検

２　資金融資、調達のための措置

震災対策編

第１部　災害予防計画

第１章　計画的な地震防災対策の推進

（県危機管理局ほか関係各部局、各関係機関）

第１節　基本方針

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、県内で発生する大規模地震で想定される人的被害及び経済被害額を軽減（減災）するため、減災目標（具体的な数値目標）、計画期間、取組施策を盛り込んだ「鳥取県震災対策アクションプラン」を平成 22 年 12 月に策定した。

「鳥取県震災対策アクションプラン」で掲げた減災目標を計画期間内に達成するため、自助・共助・公助の考えのもとに行政、事業者、県民が連携して取り組みを行うよう、県は、総合的かつ計画的に地震防災対策を推進することとする。

第２節　被害想定

県は平成 17 年３月に「鳥取県地震防災調査研究報告書」により地震被害想定を取りまとめ、上記「鳥取県震災対策アクションプラン」策定時に、火災被害等の一部見直しを行った。

詳細については、第２章「被害想定」のとおり。

第３節　減災目標、計画期間、主な施策等

県は、被害想定の結果を踏まえ、「鳥取県震災対策アクションプラン」において、次のとおり減災目標、計画期間を設定し、減災効果が高い対策等に重点的に取り組むこととする。

（１）　減災目標：計画期間内に、県内で想定される大規模地震災害による死者数を 80%以上、直接被害額を 40%以上減少させる。

（２）　計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

（３）　主な施策、目標

区　分	取組施策	取組内容	現状、目標
予防対策	建物の耐震化 （住宅、特定建築物）	平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、住宅及び特定建築物の耐震化を推進する。	・住宅の耐震化率 68%→86% ・特定建築物の耐震化率 69%→89% ※平成27年度末の目標値
	（病院、避難所）	病院、避難所等として使用する施設の耐震化を計画的に推進する。	・病院の耐震化率 56%→76% ・公共施設、学校の耐震化率 65.6%→100%
	防火対策	延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーの設置を推進する。	・感震ブレーカー設置率(延焼想定区域) 不明（0%）→50%
	土砂災害防止対策	急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所の対策工事を行う。	・急傾斜崩壊危険箇所整備率 20.7%→23.9% （280箇所→323箇所） ※対象 1,352箇所 ・山腹崩壊危険箇所整備率 27.9%→30% （463箇所→498箇所） ※対象 1,659箇所
	自主防災組織の充実強化	自主防災組織の設置を推進し、資機材整備、訓練等の充実を図る。	・自主防災組織率 66.7%→100%

			・自主防災組織訓練実施率 71.8%→100%
	災害時要援護者対策	災害時要援護者避難支援個別プランの策定を推進し、避難訓練等を行う。	・災害時要援護者避難支援個別プラン作成市町村数 1町→全市町村
応急対策	医療体制の確保	災害時医療に必要な医師、看護師を確保し、DMAT(災害派遣医療チーム)を増設する。	・医師数、看護師数、DMATチーム数 (医師)　1,038人→1,130人
			(看護師) 5,088人→5,250人 (DMAT) 7→10チーム
	応急危険度判定士の確保	被災住宅の危険度判定を行う応急危険度判定士の登録者を確保する。	・応急危険度判定士数 927人→1,100人
復旧対策	事業継続計画（ＢＣＰ）の策定	事業者、行政の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進する。	・ＢＣＰ策定事業所数 1社→50社 ・ＢＣＰ策定自治体数 0→23
	住宅再建の備え	地震保険、建物共済等の加入を推進する。	・地震保険加入世帯率 51.2%→70%

第４節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本県においては、平成８年度を初年度として五箇年計画を作成し事業を推進してきたところである。

県及び市町村は、平成２４年度からは第４次五箇年計画に従い、順次、計画に沿った整備に努めることとする。

第４次五箇年計画の内容は次のとおり。

２号　避難路	
３号　消防用施設	193箇所
４号　消防活動用道路	0.6ｋｍ、3箇所
５号　緊急輸送道路等	
５－１号　緊急輸送道路	18.9ｋｍ、77箇所
５－２号　緊急輸送交通管制施設	41箇所
５－４号　緊急輸送港湾施設	
６号　共同溝等	
８号　社会福祉施設	1施設
９号　公立小中学校等	
９－１号　校舎	93校、222棟
９－２号　屋内運動場	29校、29棟
10号　公立特別支援学校	
11号　公的建造物	9施設
13号　砂防設備等	
13－１号　砂防設備等	181箇所
13－２号　保安施設	13箇所
13－３号　地すべり防止施設	3箇所
13－４号　急傾斜地崩壊防止施設	38箇所
13－５号　ため池	13箇所
14号　地域防災拠点施設	3施設
15号　防災行政無線	7箇所
16号　水・自家発電設備等	18箇所
17号　備蓄倉庫	1箇所

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　「鳥取県震災対策アクションプラン」及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進

第２章　被害想定

（県危機管理局）

第１節　概要

本県における地震被害想定の主な結果は以下のとおり。（「鳥取県地震防災調査研究報告書（H17 年 3 月）をもとに、「鳥取県震災対策アクションプラン（H22 年 12 月）策定時に一部見直した結果）

※結果は、鳥取県危機管理のホームページで公開している。

第２節　地震の想定

想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

表４－１－１　想定地震一覧

地震種類	想定地震	マグニチュード（Ｍｊ）	想定内容	
			地震動・液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層（1943年鳥取地震）	7.2	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝－釜戸断層	7.3	○	

図４－１－１　想定地震の震源断層位置

第３節　想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

１　想定ケース

地震発生時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるように次の３つのケースを想定した。

（1）　朝４時・・・多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない）

（2）　夏 12 時・・・日中において地震による出火が平均的な条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：南、風速：3.5m／秒）

（3）　冬 18 時・・・地震による出火が最も多くなる条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m／秒）

２　想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村ならびに 500mメッシュを併用した。

３　主な想定項目と内容

項目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
直接被害額	建物、家財、償却資産、在庫資産の被害額
間接被害額	交通ネットワーク被災による間接被害額
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

第４節　想定結果の概要

１　震度分布及び液状化危険度分布

以下に、被害想定を行った地震の震度分布及び液状化危険度分布を示す。

なお、液状化危険度判定区分は次のとおりである。

	PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL
PL値による 液状化危険度判定	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

（1） 鹿野・吉岡断層による地震

図４－３－１（1） 鹿野・吉岡断層による地震 震度分布

図４－３－１（2） 鹿野・吉岡断層による地震 液状化危険度分布

（２）　倉吉南方の推定断層による地震

図４－３－２（１）　倉吉南方の推定断層による地震　震度分布

図４－３－２（２）　倉吉南方の推定断層による地震　液状化危険度分布

（３）　鳥取県西部地震断層による地震

図４－３－３（１）　鳥取県西部地震断層による地震　震度分布

図４－３－３（２）　鳥取県西部地震断層による地震　液状化危険度分布

（４）　大立断層・田代峠－布江断層による地震

図４－３－４（１）　大立断層・田代峠－布江断層による地震　震度分布

図４－３－４（２）　大立断層・田代峠－布江断層による地震　液状化危険度分布

（５）　山崎断層による地震

図４－３－５（１）　山崎断層による地震　震度分布

図４－３－５（２）　山崎断層による地震　液状化危険度分布

（６） その他の地震

図４－３－６（１） 雨滝－釜戸断層による地震 震度分布

図４－３－６（２） 微地形区分による液状化可能性検討結果図

（４）　予防対策用マップ

今回想定した「特定される地震」と「特定しにくい地震」（マグニチュード 6.9、震源上端深さ３ｋｍを全県下で設定）を「発生する可能性のある地震」とし、その地点において最大となる震度を算出し、予防対策用マップを作成した。

図４－３－４（１）　予防対策用地震動マップ

図４－３－４（２）　予防対策用液状化マップ

2　被害想定結果

（1）　主な項目の結果

			鹿野・吉岡断層の地震	倉吉南方推定断層の地震	鳥取県西部地震断層の地震
主な被害市町村			鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町	鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町
人的被害（人）	朝４時	死者数	233	58	39
		負傷者数	1,702	1,179	707
	夏昼12時	死者数	662	52	54
		負傷者数	2,571	1,411	1,173
	冬夕18時	死者数	728	64	86
		負傷者数	2,869	1,519	1,467
建物被害　（棟）	大破数		3,199	990	727
	中破数		4,032	2,920	2,088
火災（冬18時）	炎上出火件数（件）		43	12	9
	焼失棟数（棟）		4,441	1,328	2,006
避難者数（人）	朝４時	直後	15,300	7,300	4,000
		１日後	82,000	31,200	39,700
		４日後	30,200	12,200	7,800
		10日後	22,500	7,300	4,000
	夏昼12時	直後	19,500	8,300	4,600
		１日後	84,500	32,200	40,300
		４日後	34,100	13,200	8,500
		10日後	26,500	8,300	4,600
	冬18時	直後	22,300	10,800	7,000
		１日後	86,200	34,600	42,200
		４日後	36,700	15,600	10,800
		10日後	29,100	10,800	7,000
直接被害額（億円）	朝4時		2,519	1,094	997
	真昼12時		3,321	1,218	1,121
	冬18時		3,853	1,493	1,396
間接被害額（億円）	発災から4週間後まで		25.4	0.98	7.2

※人的被害は、建物被害、火災被害（６時間後）、斜面崩壊、ブロック塀倒壊、屋内収容物転倒による死者と負傷者の計

※建物被害は、揺れ、液状化、斜面崩壊の大破棟数と中破棟数の計

※直接被害額は、建物、家財、償却資産（土地、家屋除く）、在庫資産が対象

※間接被害額は、緊急輸送道路上の橋梁被害により、道路利用者が迂回することで生じる所要時間数の増加を金額に換算したもの。（復旧工事の期間が長くなるほど間接被害額は増大する。）

主な被害想定結果総括表 （鹿野・吉岡断層の地震）

市町村コード	市町村名（H16.4月）	郡名	合併全論末 元た市町村名	現況データ 人口（人） 4時	12時	18時	建物棟数（棟）	地震動・液状化 計測震度面積率(%) 5弱以下	5強	6弱	6強	7	液状化危険度面積率(%) 極めて低い（PL=0;対象外）	低い（PL=0-5）	高い（PL=5-15）	極めて高い（PL=15-）	建物 建物被害 大破数	中破数	火災（冬18時） 出火件数（件）	焼失棟数（棟）	ライフライン ライフライン機能支障(%) 上水道	LPガス	電力	下水道	人的被害 朝4時 死者数（人）	負傷者数（人）	昼基12時 死者数（人）	負傷者数（人）	冬夕18時 死者数（人）	負傷者数（人）	社会機能支障 朝4時 昼基12時 冬夕18時 避難所生活者数（人）
201	鳥取市			150,705	168,705	164,205	57,074	8.0	32.8	42.4	14.8	2.0	75.3	3.4	12.2	9.2	2,804	2,690	17	2,670	86.49	9.63	21.79	3.48	203	1,244	639	2,103	700	2,215	45,191	43,819	42,998
301	国府町	岩美郡		8,373	6,332	6,842	3,424	51.7	28.8	13.4	5.7	0.3	96.5	0.1	3.5	0.0	54	198	0	0	77.69	7.37	18.78	0.87	4	82	3	72	3	81	2,690	2,687	2,662
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	2.9	65.3	31.4	0.5	0.0	97.7	1.5	0.8	0.0	15	61	0	0	33.44	5.21	11.94	0.45	1	20	0	17	0	16	326	326	326
323	河原町	八頭郡		8,460	6,372	6,894	3,770	55.8	42.2	2.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	1	6	0	0	7.59	0.19	8.58	0.20	0	2	0	3	0	2	189	189	189
326	用瀬町	八頭郡	鳥取市（平成16年11月1日合併）	4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,348	1,434	98.7	1.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	5.0	42.3	45.1	7.0	0.6	84.7	7.9	7.2	0.0	20	150	0	0	66.40	3.70	14.91	0.70	1	49	1	85	1	90	3,540	3,540	3,540
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	16.8	57.9	23.8	1.5	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	31	158	0	0	67.52	7.67	14.40	0.00	2	47	1	37	2	65	1,492	1,492	1,415
343	青谷町	気高郡		8,102	6,965	7,249	5,029	18.0	76.1	5.8	0.0	0.0	97.3	0.8	1.9	0.0	6	57	0	0	26.91	1.25	7.99	1.36	0	12	0	10	0	9	636	636	636
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	39.2	34.1	20.4	5.6	0.7	90.9	1.6	4.7	2.8	2,939	3,328	17	2,670	–	–	–	–	211	1,456	644	2,267	707	2,418	54,071	52,697	51,770
202	米子市		米子市（平成17年3月31日合併）	138,836	149,660	146,954	59,001	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.5	0.3	0.3	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.02	0	0	0	0	0	0	4	4	4
385	淀江町	西伯郡		9,016	7,788	8,095	4,824	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.6	0.2	0.2	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	4	4	4
203	倉吉市		倉吉市（平成17年3月22日合併）	49,621	56,766	54,072	31,107	98.6	1.4	0.0	0.0	0.0	93.6	6.0	0.5	0.0	2	0	0	0	2.40	0.04	0.00	0.46	0	2	0	2	0	2	379	379	379
365	関金町	東伯郡		4,318	3,360	3,599	22	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	99.1	0.9	0.0	0.0	0.0	95.9	3.8	0.3	0.0	2	9	0	0	–	–	–	–	0	2	0	2	0	2	379	379	379
204	境港市		境港市	36,843	36,691	36,729	19,806	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,850	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302	岩美町	岩美郡	岩美町	14,015	11,856	12,396	7,011	76.3	21.2	2.4	0.0	0.0	94.2	2.0	3.3	0.4	3	16	0	0	5.55	0.27	7.60	0.35	0	5	0	3	0	3	229	229	229
321	都家町	八頭郡	八頭町（平成17年3月31日合併）	10,077	9,161	9,390	4,486	71.9	20.0	8.0	0.0	0.0	98.8	1.2	0.0	0.0	3	20	0	0	19.26	0.52	10.46	0.01	0	7	0	7	0	6	570	570	570
322	船岡町	八頭郡		4,499	3,293	3,594	2,000	93.3	5.6	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	1.84	0.03	3.98	–	0	0	0	0	0	0	24	24	24
324	八東町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	99.6	0.4	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	0.00	0.02	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	86.7	9.9	3.4	0.0	0.0	99.5	0.5	0.0	0.0	3	22	0	0	–	–	–	–	0	12	0	11	0	10	823	823	823
325	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,205	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
361	羽合町	東伯郡	湯梨浜町（平成16年10月1日合併）	7,817	6,736	7,006	3,914	64.7	36.5	0.0	0.0	0.0	59.7	26.0	11.9	2.3	4	19	0	0	8.72	0.57	0.00	0.72	0	5	0	4	0	4	328	328	328
362	泊村	東伯郡		3,047	2,184	2,400	1,676	62.3	35.7	2.1	0.0	0.0	97.1	2.9	0.0	0.0	1	12	0	0	24.54	0.81	8.04	0.03	0	3	0	3	0	3	219	219	219
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	72.1	27.0	0.9	0.0	0.0	90.6	6.2	3.2	0.0	6	51	0	0	46.63	1.51	4.01	1387.00	0	13	0	12	0	11	1,745	1,745	1,745
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	66.9	30.1	1.0	0.0	0.0	86.8	8.8	4.0	0.4	11	82	0	0	–	–	–	–	0	22	0	18	0	17	2,292	2,292	2,292
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,808	88.8	10.8	0.4	0.0	0.0	99.1	0.9	0.0	0.0	0	4	0	0	0.81	0.09	0.00	0.09	0	1	0	1	0	1	19	19	19
366	北条町	東伯郡	北栄町（平成17年10月1日合併）	7,801	6,418	6,764	4,442	86.6	13.4	0.0	0.0	0.0	33.8	53.5	12.7	0.0	1	2	0	0	5.01	0.06	0.00	0.66	0	1	0	1	0	1	115	115	115
367	大栄町	東伯郡		9,182	8,434	8,621	4,908	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.5	11.5	0.0	0.0	0	1	0	0	0.80	0.02	0.00	0.06	0	0	0	0	0	0	22	22	22
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	95.0	5.0	0.0	0.0	0.0	61.3	27.0	4.7	0.0	1	3	0	0	–	–	–	–	0	1	0	1	0	1	137	137	137
368	東伯町	東伯郡	琴浦町（平成16年9月1日合併）	12,071	12,205	12,171	7,078	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
369	赤碕町	東伯郡		8,341	7,705	7,864	3,925	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
381	西伯町	西伯郡	南部町（平成16年10月1日合併）	8,153	6,693	7,059	3,483	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
382	会見町	西伯郡		4,042	2,902	3,187	1,976	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			12,195	9,595	10,245	5,460	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
383	岸本町	西伯郡	伯耆町（平成17年1月1日合併）	7,277	5,506	5,949	4,007	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
404	溝口町	日野郡		5,355	4,767	4,914	3,042	99.7	0.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			12,632	10,273	10,863	7,049	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
384	日吉津村	西伯郡	日吉津村	2,990	3,066	3,047	1,669	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
386	大山町	西伯郡	大山町（平成17年3月28日合併）	6,740	5,452	5,774	3,247	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
387	名和町	西伯郡		7,608	6,535	6,803	4,311	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
388	中山町	西伯郡		5,229	4,208	4,463	2,473	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			19,577	16,195	17,041	10,031	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
401	日南町	日野郡	日南町	6,696	6,397	6,472	3,767	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
402	日野町	日野郡	日野町	4,516	4,806	4,734	2,448	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
403	江府町	日野郡	江府町	3,921	3,391	3,524	2,128	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県計			613,289	613,772	613,651	291,083	83.6	1.3	4.8	1.2	0.1	96.8	1.5	1.3	0.6	2,959	3,463	17	2,670	–	–	–	–	212	1,494	645	2,300	707	2,449	57,727	56,353	55,426

主な被害想定結果総括表 （倉吉南方の推定断層の地震）

市町村コード	市町村名（H16.4月）	郡名	合併全論末 元た市町村名	現況データ 人口（人） 4時	12時	18時	建物棟数（棟）	地震動・液状化 計測震度面積率(%) 5弱以下	5強	6弱	6強	7	液状化危険度面積率(%) 極めて低い（PL=0;対象外）	低い（PL=0-5）	高い（PL=5-15）	極めて高い（PL=15-）	建物 建物被害 大破数	中破数	火災（冬18時） 出火件数（件）	焼失棟数（棟）	ライフライン ライフライン機能支障(%) 上水道	LPガス	電力	下水道	人的被害 朝4時 死者数（人）	負傷者数（人）	昼基12時 死者数（人）	負傷者数（人）	冬夕18時 死者数（人）	負傷者数（人）	社会機能支障 朝4時 昼基12時 冬夕18時 避難所生活者数（人）
201	鳥取市			150,705	168,705	164,205	57,074	96.4	3.5	0.0	0.0	0.0	92.3	6.8	0.9	0.0	561	1,044	3	409	0.05	2.81	0.00	0.22	39	649	38	917	48	983	34	34	34
301	国府町	岩美郡		8,373	6,332	6,842	3,424	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	7	0	0	0.00	0.24	0.00	0.07	0	3	0	4	0	3	0	0	0
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.2	0.8	0.0	0.0	7	36	0	0	0.00	2.99	0.00	0.00	0	13	0	9	0	9	0	0	0
323	河原町	八頭郡		8,460	6,372	6,894	3,770	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	4	0	0	0.00	0.12	0.00	0.00	0	1	0	1	0	1	0	0	0
326	用瀬町	八頭郡	鳥取市（平成16年11月1日合併）	4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,348	1,434	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	85.3	14.7	0.0	0.0	0.0	96.0	3.3	0.8	0.0	28	198	0	0	1.57	4.54	0.00	0.11	1	60	1	42	1	42	45	45	45
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	89.4	10.6	0.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	12	98	0	0	0.11	4.47	0.00	0.00	1	27	0	21	0	20	1	1	1
343	青谷町	気高郡		8,102	6,965	7,249	5,029	46.7	47.9	5.5	0.0	0.0	97.7	0.8	1.5	0.0	35	252	0	0	8.31	5.71	5.57	1.36	1	56	1	48	1	46	188	188	188
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	92.7	6.8	0.5	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	0.0	644	1,640	3	409	–	–	–	–	42	811	41	1,042	50	1,104	268	268	267
202	米子市		米子市（平成17年3月31日合併）	138,836	149,660	146,954	59,001	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.0	2.9	1.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.20	0	0	0	0	0	0	6	6	6
385	淀江町	西伯郡		9,016	7,788	8,095	4,824	99.0	1.0	0.0	0.0	0.0	99.8	0.0	0.2	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	99.1	0.9	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	6	6	6
203	倉吉市		倉吉市（平成17年3月22日合併）	49,621	56,766	54,972	31,107	92.5	53.0	34.1	0.5	0.0	82.8	7.7	8.6	0.8	116	328	1	5	53.18	1.43	14.82	1.76	5	104	3	101	3	93	8,280	8,281	8,280
365	関金町	東伯郡		4,318	3,360	3,599	2,204	43.9	43.0	13.1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	12	0	0	55.47	0.63	12.66	1.31	0	4	0	4	0	3	702	702	702
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	23.7	49.4	26.6	0.3	0.0	93.7	5.5	0.5	0.3	118	341	1	5	–	–	–	–	5	107	4	105	3	96	8,985	8,984	8,983
204	境港市		境港市	36,843	36,691	36,729	19,806	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	1	1	1
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,850	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302	岩美町	岩美郡	岩美町	14,015	11,856	12,396	7,011	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	97.0	2.9	0.0	0.0	6	33	0	0	0.00	0.65	0.00	0.05	0	11	0	6	0	7	0	0	0
321	都家町	八頭郡	八頭町（平成17年3月31日合併）	10,077	9,161	9,390	4,486	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	2	0	0	0.00	0.06	0.00	0.00	0	1	0	1	0	1	0	0	0
322	船岡町	八頭郡		4,499	3,293	3,594	2,000	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.02	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
324	八東町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	3	0	0	–	–	–	–	0	12	0	7	0	8	0	0	0
325	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,205	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
361	羽合町	東伯郡	湯梨浜町（平成16年10月1日合併）	7,817	6,736	7,006	3,914	0.0	55.7	44.2	0.0	0.0	33.0	12.4	32.5	22.1	22	96	0	0	6.72	3.01	15.03	4.00	1	29	1	25	0	23	2,106	2,106	2,108
362	泊村	東伯郡		3,047	2,184	2,400	1,676	34.1	59.5	6.4	0.0	0.0	97.1	1.2	1.7	0.0	9	65	0	0	50.50	4.38	8.94	0.24	0	17	0	13	0	12	834	834	834
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	4.2	61.7	33.4	0.7	0.0	86.2	4.3	6.9	2.6	46	240	0	0	86.91	7.61	13.92	13.98	2	64	1	47	1	47	2,133	2,133	2,131
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	9.4	60.3	29.8	0.5	0.0	84.1	10.1	5.3	0.5	77	401	0	0	–	–	–	–	3	109	2	85	2	83	5,074	5,074	5,071
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,808	64.7	24.4	10.8	0.2	0.0	95.9	3.9	0.1	0.0	28	169	0	0	50.18	4.11	11.90	0.50	1	44	1	51	1	46	1,125	1,125	1,125
366	北条町	東伯郡	北栄町（平成17年10月1日合併）	7,801	6,418	6,764	4,442	0.0	55.0	43.7	1.2	0.0	21.6	20.4	40.6	17.4	10	41	0	0	1.19	0.40	2.56	0.00	0	10	0	10	0	9	2,575	2,575	2,575
367	大栄町	東伯郡		9,182	8,434	8,621	4,908	10.3	80.9	8.8	0.0	0.0	71.9	17.0	11.1	0.0	2	21	0	0	0.45	0.03	0.00	0.00	0	6	0	5	0	4	566	566	566
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	6.4	71.4	21.7	0.5	0.0	71.1	22.0	6.4	0.5	13	63	0	0	–	–	–	–	1	61	1	66	1	59	4,266	4,266	4,266
368	東伯町	東伯郡	琴浦町（平成16年9月1日合併）	12,071	12,205	12,171	7,078	81.7	17.6	0.6	0.0	0.0	98.9	1.1	0.0	0.0	2	28	0	0	1.19	0.40	2.56	0.00	0	6	0	6	0	5	43	43	43
369	赤碕町	東伯郡		8,341	7,705	7,864	3,925	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	99.3	0.6	0.1	0.0	0	1	0	0	0.45	0.03	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	11	11	11
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	89.1	10.5	0.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	28	0	0	–	–	–	–	0	6	0	6	0	6	54	54	54
381	西伯町	西伯郡	南部町（平成16年10月1日合併）	8,153	6,693	7,059	3,483	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00

主な被害想定結果総括表 （鳥取県西部地震断層の地震）

市町村コード	市町村名（1918.4月）	郡名	合併を踏まえた市町村名	現況データ 人口（人） 4時	12時	18時	建物 建物棟数（棟）	地震動・液状化 計測震度面積率（%） 5弱以下	5強	6弱	6強	7	液状化危険度面積率（%） 極めて低い（PL=0;対象外）	低い（PL=0-5）	高い（PL=5-15）	極めて高い（PL=15-）	建物 建物被害 大破数	中破数	火気（冬18時）出火件数（件）	焼失棟数（棟）	ライフライン ライフライン機能支障（%） 上水道	LPガス	電力	下水道	人的被害 朝4時 死者数（人）	負傷者数（人）	昼間12時 死者数（人）	負傷者数（人）	夕18時 死者数（人）	負傷者数（人）	社会機能支障 朝4時	昼間12時	夕18時 避難所生活者数（人）
201	鳥取市		鳥取市（平成16年11月1日合併）	150,705	168,705	164,205	57,074	99.6	0.4	0.0	0.0	0.0	97.0	2.8	0.2	0.0	1	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.11	0	0	0	1	0	1	8	8	8
301	国府町	岩美郡		8,373	6,330	6,842	3,424	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
323	河原町	八頭郡	鳥取市（平成16年11月1日合併）	8,460	6,372	6,894	3,770	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
326	用瀬町	八頭郡		4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,346	1,434	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	97.9	2.1	0.0	0.0	0.0	98.0	2.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
343	青谷町	気高郡		8,108	6,965	7,249	5,029	90.0	1.2	0.0	0.0	0.0	99.5	0.4	1.2	0.0	0	1	0	0	0.18	0.06	0.00	0.98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	99.7	0.3	0.0	0.0	0.0	99.6	1.0	0.2	0.0	1	1	0	0	–	–	–	–	0	1	0	2	0	1	11	11	11
202	米子市		米子市（平成17年3月31日合併）	138,836	149,660	146,954	59,001	0.2	50.3	48.9	0.6	0.0	70.0	10.0	14.5	5.5	359	843	2	418	36.92	2.04	15.17	2.43	18	364	36	792	64	971	15,426	15,350	15,094
385	淀江町	西伯郡		9,016	7,788	8,095	4,824	3.5	84.8	11.7	0.0	0.0	93.9	2.0	1.0	3.1	6	25	0	0	29.89	0.65	10.71	1.35	0	7	0	4	0	4	791	791	791
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	0.9	57.3	41.3	0.5	0.0	74.9	8.3	11.8	5.0	365	869	2	418	–	–	–	–	18	371	36	796	64	975	16,217	16,142	15,885
203	倉吉市		倉吉市（平成17年3月22日合併）	49,621	56,756	54,072	31,107	72.0	20.0	0.0	0.0	0.0	85.7	0.5	1.8	0.0	2	13	0	0	0.30	0.05	0.00	0.46	0	0	0	1	0	2	151	151	151
365	関金町	東伯郡		4,318	3,360	3,599	2,204	39.1	59.5	1.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	0.47	0.03	0.00	1.31	0	0	0	0	0	0	6	6	6
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	60.3	39.2	0.5	0.0	0.0	93.4	5.5	1.1	0.0	2	13	0	0	–	–	–	–	0	3	0	2	0	2	157	157	157
204	境港市		境港市	36,843	36,691	36,729	19,806	33.8	65.2	1.0	0.0	0.0	69.8	21.4	10.6	7.3	17	51	0	0	10.07	0.34	2.18	0.00	1	15	1	17	0	15	1,133	1,133	1,133
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,835	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
368	岩美町	岩美郡	岩美町	14,615	11,659	12,390	7,611	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.3	1.4	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
321	郡家町	八頭郡		10,077	9,181	9,390	4,486	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
322	船岡町	八頭郡	八頭町（平成17年3月31日合併）	4,499	3,293	3,594	2,000	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
324	八東町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0
323	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,200	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
361	羽合町	東伯郡	湯梨浜町（平成16年10月1日合併）	7,817	6,736	7,006	3,914	77.4	22.6	0.0	0.0	0.0	54.0	29.6	16.2	0.2	1	5	0	0	2.63	0.16	0.00	0.75	0	2	0	2	0	1	61	61	61
362	泊村	東伯郡		3,047	2,184	2,400	1,676	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.03	0.03	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	92.0	8.0	0.0	0.0	0.0	92.7	5.3	2.0	0.0	1	6	0	0	4.23	0.18	0.00	3.84	0	2	0	1	0	1	82	82	82
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	91.2	8.8	0.0	0.0	0.0	87.7	8.3	4.0	0.0	2	11	0	0	–	–	–	–	0	3	0	3	0	3	143	143	143
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,906	99.9	0.1	0.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.07	0	0	0	0	0	0	0	0	0
366	北条町	東伯郡	北栄町（平成17年10月1日合併）	7,801	6,418	6,764	4,442	61.0	39.0	0.0	0.0	0.0	23.2	54.8	22.1	0.0	1	3	0	0	11.55	0.10	0.00	1.00	0	1	0	1	0	1	266	266	266
367	大栄町	東伯郡		9,182	8,434	8,621	4,908	66.5	33.5	0.0	0.0	0.0	71.9	25.2	2.9	0.0	2	16	0	0	12.21	0.36	0.00	0.75	0	4	0	4	0	4	330	330	330
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	64.4	35.6	41.3	0.5	0.0	54.0	36.1	9.9	0.0	3	19	0	0	–	–	–	–	0	5	0	5	0	5	596	596	596
368	東伯町	東伯郡	琴浦町（平成16年4月1日合併）	12,071	12,205	12,171	7,078	54.4	44.9	0.3	0.3	0.0	98.9	0.8	0.3	0.0	1	13	0	0	2.49	0.20	2.45	0.00	0	3	0	3	0	2	89	89	89
369	赤碕町	東伯郡		8,341	7,700	7,864	3,925	48.9	51.1	0.0	0.0	0.0	99.2	0.1	0.3	0.0	0	4	0	0	0.85	0.09	0.00	0.73	0	1	0	1	0	1	21	21	21
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	52.1	47.5	0.2	0.2	0.0	99.1	0.5	0.4	0.0	1	16	0	0	–	–	–	–	0	4	0	3	0	3	110	110	110
381	西伯町	西伯郡	南部町（平成16年10月1日合併）	8,153	6,693	7,058	3,483	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	1	46	1	41	1	39	2,811	2,811	2,808
382	会見町	西伯郡		4,047	2,909	3,187	1,976	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	–	0	6	0	5	0	5	575	575	575
	小計			12,195	9,595	10,245	5,460	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	–	–	–	–	1	52	1	46	1	44	3,386	3,386	3,383
383	岸本町	西伯郡	伯耆町（平成17年1月1日合併）	7,217	5,508	5,949	4,007	0.0	80.5	37.4	2.0	0.0	95.0	4.5	0.5	0.0	3	18	0	0	18.70	0.46	13.98	0.00	0	5	0	4	0	4	399	399	399
404	溝口町	日野郡		5,355	4,767	4,914	3,042	0.3	33.6	57.5	8.6	0.0	97.3	1.1	1.6	0.0	5	40	0	0	42.97	1.47	13.99	0.10	0	11	0	6	0	6	669	669	669
	小計			12,632	10,273	10,863	7,049	0.1	41.2	51.9	6.8	0.0	96.6	2.1	1.3	0.0	8	58	0	0	–	–	–	–	0	16	0	10	0	10	1,068	1,068	1,068
384	日野津村	西伯郡	日野町	2,990	3,066	3,047	1,669	0.0	85.5	14.5	0.0	0.0	61.5	39.1	9.7	0.0	5	8	0	0	12.30	0.55	9.63	0.10	0	3	0	5	0	3	119	119	119
386	大山町	西伯郡	大山町（平成17年3月28日合併）	6,740	5,452	5,774	3,247	6.6	85.4	8.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	6	0	0	1.58	0.20	4.86	0.03	0	2	0	1	0	1	31	31	31
387	名和町	西伯郡		7,608	6,535	6,803	4,311	69.6	28.5	1.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	3	0	0	1.87	0.08	3.85	0.00	0	1	0	1	0	1	42	42	42
388	中山町	西伯郡		5,229	4,206	4,463	2,473	67.1	32.9	0.0	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	0.0	0	2	0	0	0.01	0.01	0.00	0.44	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	小計			19,577	16,195	17,041	10,031	41.0	55.0	4.0	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	1	11	0	0	–	–	–	–	0	3	0	2	0	2	74	74	74
401	日南町	日野郡	日南町	6,696	6,397	6,472	3,767	27.7	49.1	22.1	1.1	0.0	96.4	0.6	0.0	2.4	68	247	0	0	61.67	12.07	20.50	–	0	17	0	16	0	14	768	768	768
402	日野町	日野郡	日野町	4,516	4,606	4,734	2,448	0.0	16.1	65.0	18.7	0.2	97.1	0.6	0.0	2.4	68	247	1	5	94.67	12.07	20.50	–	3	66	4	60	4	57	1,458	1,457	1,455
403	江府町	日野郡	江府町	3,921	3,391	3,524	2,128	0.0	54.9	42.9	2.0	0.2	100.0	0.0	0.0	0.0	15	76	0	0	44.70	4.24	17.13	0.00	1	23	1	24	1	30	495	495	487
	県計			613,289	613,772	613,651	291,083	65.0	21.1	12.6	1.4	0.0	95.9	2.6	1.2	0.3	515	1,583	3	423	–	–	–	–	25	581	43	990	71	1,164	25,727	25,650	25,381

（2） 被害等の概況

区分	内容
人的被害	**（死傷者）** 鹿野・吉岡断層による地震の場合の冬18時の設定が、最も死者及び負傷者が多くなる。この地震の場合、建物被害、火災、崖崩れ、ブロック塀の倒壊、屋内収容物の転倒による死者は約730人、負傷者は約2,900人と想定される。また、倉吉南方の推定断層による地震では、冬の18時の設定で、同様の要因による死者が約70人、負傷者は約1,500人、鳥取県西部地震断層の地震では、死者が約90人、負傷者が約1,500人である。 この他死傷者の要因として、屋外落下物による被害、交通施設による被害などが考えられ、さらに事前対策を充実する必要がある。 **（要救出者及び避難者）** 鹿野・吉岡断層による地震の冬18時の設定では、建物倒壊による要救出者が約1,600人、水道の断水等により避難者は最大約86,000人に上ると想定される。 人的被害ではその他に、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）や罹病及び震災関連死などの長期的な人的被害も考慮に入れる必要がある。鳥取県では、温泉地などの観光地も多く、そのような集客施設などの人的被害も十分注意する必要がある。
建物被害	**（揺れ・液状化による被害）** 鹿野・吉岡断層による地震では、県東部を中心に発生し、約3,000棟が大破以上となる。想定した３地震の中では最も被害棟数が多い。液状化による大破以上数は75棟である。 倉吉南方の推定断層による地震では、県中部を中心に発生し、約880棟が大破以上となる。想定地震の破壊伝播方向の特性から、鳥取市でも建物被害が発生する。液状化による大破以上数は15棟である。 鳥取県西部地震断層による地震では、県西部を中心に発生し、約480棟が大破以上となる。建物が集中する米子市の建物被害が多い。液状化による大破以上数は36棟である。 **（崖崩れによる被害）** 鹿野・吉岡断層による地震の被害が一番多く、全・半壊は約800棟と想定されている。
交通施設被害	**（鹿野・吉岡断層による地震）** 鳥取県東部の緊急輸送道路について、緊急輸送に大きな支障が発生すると予想されており、緊急輸送道路上の橋梁6橋に大規模被害の発生が想定されている。最悪の場合、鳥取県東部の海岸部から山間部への道路交通が遮断される可能性があり、道路被害によるアクセス寸断のため、山間部に孤立集落が多数発生する。また、被災地がほぼ鳥取県東部に限られることから、鳥取県の西部、中部地域から応援が実施される。鳥取県東部南域の山間部への陸上輸送が困難な場合には、ヘリコプターによる輸送も行う。 **（倉吉南方の推定断層による地震）** 鳥取県中部の緊急輸送道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想される。最悪の場合、鳥取県東部と西部間の道路交通が遮断される。また、被災地がほぼ鳥取県中部に限られることから、鳥取県の東部、西部から応援が実施される。鳥取県中部の山間部への陸上輸送が困難な場合には、ヘリコプターによる輸送も行う。 **（鳥取県西部地震断層による地震）** 鳥取県西部、特に西部南域の緊急輸送道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想される。最悪の場合、鳥取県西部南域の道路交通が遮断される。被災地がほぼ鳥取県西部南域に限られることから、鳥取県中部、東部から応援が実施される。鳥取県西部南域の山間部への陸上輸送が困難な場合は、ヘリコプターによる輸送も行う。さらに境港、米子港を利用した海上輸送も考えられる。
ライフライン施設	**（上水道）** 鹿野・吉岡断層の地震では鳥取市の平野部などの液状化危険度が高い地区を中心に被害箇所数が多く、断水率が高くなっている。鳥取市の復旧日数は、約50日と想定されている。 倉吉南方の推定断層の地震では湯梨浜町（東郷地区）・倉吉市の平野部を中心に被害箇所が多く、断水率が高くなっている。倉吉市の復旧日数は、約5日と想定されている。 鳥取県西部地震断層の地震では、米子市、日野町、南部町（西伯地区）を中心に被害箇所

が多く断水率が高くなっている。米子市の復旧日数は、約6日と想定されている。

1995年阪神・淡路大震災では、管路施設だけでなく貯水施設や取水施設、浄水施設などでも被害が発生しているが、貯水施設の被害は機能停止に至らないものがほとんどであり、取水施設も速やかに復旧している。地震動が大きな地域ではこのような施設にも被害が発生する可能性があるが、基幹施設は優先的に復旧されるため機能支障の直接的な要因となる可能性は低いと考えられる。また、1995年阪神・淡路大震災では、配水池の緊急遮断弁が有効に機能し機能支障を防いだという事例があり、このような設備の整備が今後の上水道の機能支障に対して有効であると考えられる。

（下水道）

鹿野・吉岡断層の地震については、鳥取市平野部を中心に液状化危険度の高い地域において流下機能支障が発生する可能性が高い。倉吉南方の推定断層の地震については、倉吉市平野部、湯梨浜町（東郷地区、羽合地区）、北栄町（北条地区）を中心に流下機能支障が高くなっている。鳥取県西部地震断層の地震については、米子市を中心に流下機能支障が高くなっている。

なお、1995年阪神・淡路大震災では、管きょの被害だけでなく下水処理場やポンプ場においても被害が発生したが、ここでは機能支障を排水困難としており、仮に下水処理場やポンプ場が被災しても、流下機能は保たれるものと想定した。

復旧目標としては、過去の地震被害事例などにより１ヶ月程度と考えられるが、上水道が停止すれば下水道も実質的に利用できない状態になることが多いため、下水道の実質的な復旧は、上水道の復旧状況に影響される可能性が高い。

（都市ガス）

鳥取県では、都市ガスの供給は、鳥取ガスと米子ガスが行っている。ガスを供給する地区は、鳥取市を中心とした地域と米子市を中心とした地域であり、それぞれ鹿野・吉岡断層及び鳥取県西部断層の地震で被害が発生すると考えられる。

鳥取ガス及び米子ガスでは、供給地域で地震による揺れの平均速度が60ｃｍ／ｓｅｃ以上を記録した場合、二次災害防止のため、ガスの供給を止めるシステムになっており、それぞれの地震による揺れの予測最大速度は60ｃｍ／ｓｅｃを越えているため、両地区とも都市ガスは供給停止になる可能性が高いと考えられる。

復旧目標については、過去の地震被害事例より１ヶ月程度となると考えられる。

（ＬＰガス）

ＬＰガスについては、主に建物が大破・中破することによって点検を要する被害が発生するため、被害の分布域としては、建物被害の分布と似た傾向にある。ＬＰガスの復旧は比較的早く、完全に復旧するまでの期間は阪神・淡路大震災の事例により２週間程度と想定される。

（電力）

物的被害としては電柱と架空配電線を対象としている。鹿野・吉岡断層の地震では、鳥取市を中心として停電が発生する。倉吉南方の推定断層の地震では、倉吉市・北栄町（北条地区）・湯梨浜町（羽合地区）を中心に停電が発生する。鳥取県西部地震断層の地震では、日野町・江府町・南部町（会見地区）・米子市を中心に停電が発生する。

復旧日数については、過去の地震被害例をもとに約１週間程度を要するものと考えられる。

（電話）

被害の有無にかかわらず、全国からの安否確認や緊急通信のための被災地への呼出が集中することにより輻輳状態となり、数日程度は電話がかかりにくい状態が続く可能性がある。

電話施設の応急復旧にはサービス復旧と設備復旧があり、1995年阪神・淡路大震災などの事例から、サービス復旧には非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により１週間程度で通話可能となると想定される。

また、携帯電話については、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから、基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。しかしながら、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。2001年に発生した芸予地震では、携帯電話でも広島県中心部の交換機で最高75％の通話規制が行わ

	れ、広島市で30倍、松山市で10倍程度の通話があり、輻輳が発生した。また、2004年新潟県中越地震でも輻輳が発生しており、携帯電話でも一般電話と同様に輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。
医療機能支障	要転院患者数については、鳥取市を中心として県東部の鹿野・吉岡断層による地震の想定数（654名）が目立っている。 医療対応不足数では、全ての想定地震で重篤者の医療対応が不足しており、域外搬送の必要がある。 重傷者については、鹿野・吉岡断層の想定地震で、鳥取県中部への搬送だけでは医療対応が不足する可能性があり、鳥取県西部又は県外への搬送が必要である。中等傷者については、 各医療圏内で対応できると考えられる。
住機能支障	**（短期的住機能支障）** 鳥取県では避難所の収容人員が全県で約40万人分あり、短期的避難生活者はほぼ全員収容できると考えられる。しかしながら2004年新潟県中越地震の例もあり、局所的には収容人員が不足する可能性もあり、市町村ごとの詳細な検討が必要である。 **（中期的住機能支障）** 2004年新潟県中越地震では非常に多くの応急仮設住宅が建設されており、余震が頻発する地震の特性また地域の木造建物構造によっては、必要応急仮設住宅数が予測を上回ることも考えられる。 **（長期的住機能支障）** 鹿野・吉岡断層の地震により、鳥取県東部地区で約7,400人の長期的避難者が出ると考えられる。
飲食機能支障	**（食料不足量）** 連携備蓄をしている主食では鹿野・吉岡断層の地震および倉吉南方の推定断層の地震の揺れの強い地域で、１日後から２日後の不足が目立っており、今後備蓄量の増加と、物資調達応援協定等の拡充が必要である。 **（給水不足量）** 鳥取県中部地区での不足量が目立っており、倉吉南方の推定断層の地震では、１日後で約30,000人分の給水不足量がでると考えられ、他地区からの応援が必要である。 **（生活必需品不足量）** 毛布については、地区別には足りていると考えられるが、鹿野・吉岡断層の地震の鳥取市などは、若干の不足量がでており、他地区からの応援が必要である。また毛布の他には、ポリタンクについても鹿野・吉岡断層の地震の鳥取市で不足量がでている。
清掃・衛生機能支障	**（仮設トイレ需要量）** 仮設トイレは連携備蓄資材として県で備蓄しているだけで数量が限定されている（市町村では簡易トイレを備蓄資材としている）ことから、地震後不足することが想定される。 **（瓦礫発生量）** 建物の倒壊や焼失、崖崩れ等により住宅・建築物系の瓦礫や、公益・公共系の瓦礫が大量に発生する。

３　災害シナリオ

（１）　鹿野・吉岡断層の地震

鳥取市における被害が甚大で、建物倒壊と火災延焼により多数の死傷者・避難者が発生する。地震発生直後は、応急対策の中枢を担う県や防災関係機関の施設も被災し、就業時間外の職員参集にも時間を要するため、初動は円滑に行えず、全体の被害状況把握に時間がかかる。鳥取市内の道路網はいたるところで寸断され、消防・救急活動にも支障が出る。

東部と中・西部を結ぶ幹線道路には不通や障害が多発し、中・西部からの応援人員や、県内の連携備蓄に基づく救援物資は、岡山県境に迂回して東部に向かうため時間を要する（積雪期はさらに困難となる）。そのため、発災後１日を過ぎると鳥取市等では避難者への供給物資が不足し始める。物資の集積所から避難所等への輸送は、市内の道路状況が悪いことや要員不足により滞る。鳥取市内では重篤者および重傷者への対応が限界となり、空路等による後方医療機関への転送を行う。

３日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道の

全面的復旧には１週間以上かかる。

（２） 倉吉南方の推定断層の地震

県中部から県東部の地域にかけてのやや広域の災害となり、鳥取市、倉吉市での建物倒壊により死傷者が多く発生する。鳥取市では火災も延焼するが、鹿野・吉岡断層の地震に比べれば市内の被害はやや小さく、県の中枢機能は維持される。

県中部の低平地で地盤の液状化が広範に発生するなど、中部と東部を結ぶ幹線道路は寸断されるため、県西部からの応援人員や救援物資は県中部に重点に置きつつ、県東部へは岡山県境等に迂回して向かう（ただし、積雪期には困難を伴い、時間を要する）。また、県東部の南域からは県東部の北域への応援・救援にやや重点を置き、県西部からの応援・救援との分担を行う。避難者への供給物資は倉吉市等で不足し、県西部を中心とした連携供給が重要となる。さらに、三朝町、湯梨浜町（東郷地区）などで崖崩れなどにより道路が遮断された孤立集落が発生し、空路により救援を行う。重篤者への対応は、鳥取市内のほか転送先の米子市内でも限界となり、空路等による県外の医療機関への搬送を行う。

３日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道は１週間強で応急復旧がほぼ完了する。

（３） 鳥取県西部地震断層の地震

県西部の被害が大きく、米子市での建物被害による死傷者、火災延焼による被害が際立つ。米子市等で地盤の液状化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では緊急輸送道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、日野町、南部町西伯地区）、伯耆町（溝口地区）、日南町などで孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。

一方、県東部・中部地域の被害は比較的軽微で、両地域からは早期に応援の派遣が可能であり、一部迂回しながら主に国道９号経由で県西部へ向かう。また、県西部に配置されている自衛隊（米子駐屯地：陸上自衛隊中部方面隊第 13 旅団第８普通科連隊、美保基地：航空自衛隊第３輸送航空隊）は発災直後に活動開始する。避難者への食料供給は域内の連携により充足するが、給水では米子市において他地域からの応援が必要となる。域内での重篤者対応が限界となり、後方医療機関に転送する。重傷者には域内で対応できる。

３日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えるが、県西部南域では依然として主に自力で対応している孤立集落もある。上水道・簡易水道は１週間程度で応急復旧がほぼ終了する。

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第３章　地震災害に強いまちづくりの推進

（県生活環境部、県県土整備部、県危機管理局）

第１節　目的

この計画は、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　総合的な対策の推進

１　計画的な市街地の形成（都市計画法第３条）

県及び市町村は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を総合的に展開する。

２　防火地域・準防火地域等の指定（都市計画法第８・９条、建築基準法第 61～67 条の２）

市町村は、地震時の火災延焼防止のため、建築物が密集し火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域、準防火地域、建築基準法 22 条区域又は特定防災街区整備地区に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、特定防災施設その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

３　街路網の整備

県及び市町村は、緊急輸送道路や電線共同溝等を整備するとともに、交通の円滑化と併せて、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止に配慮した街路網の整備や消防活動困難地域の道路整備等を行うことにより、災害防止対策や円滑避難対策を推進するものとする。

４　公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

（１）　県及び市町村は、火災延焼防止の機能を有するオープンスペースの確保のため、計画的に都市公園の整備を促進するものとする。

（２）　市町村は、都市公園を広域避難地及び一次避難地として定めるものとする。

５　貯水施設等の整備

（１）　市町村は、地震時の火災拡大防止のため、消防水利等を整備するものとする。

（２）　県及び市町村は、耐震性貯水槽等の貯水施設を適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川水が消火に利用できるよう配慮するものとする。

（３）　市町村は、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等を進め、消火体制の確立に努めるものとする。

６　不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

（１）　県及び建築主事を置く市は、新築、増改築等される建築物について、建築基準法に基づき防火促進の指導を行う。

（２）　県及び建築主事を置く市は、既存建築物について、次の制度により、消防機関と連携して防火促進の指導を行う。

ア　建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度

イ　消防機関が実施する防火対象物定期点検報告制度

ウ　自主点検報告表示制度

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　防火地域・準防火地域の指定

2　街路網の整備

3　公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

4　貯水施設等の整備

5　土地区画整理事業の推進

6　市街地再開発事業の推進

7　不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進

第４章　耐震化の推進

（県各部局、市町村、警察本部、関係機関）

第１節　目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止することを目的とする。

第２節　建築物の耐震化

１　耐震改修促進計画の策定

（１）　鳥取県耐震改修促進計画

県は、鳥取県耐震改修促進計画（平成 19 年 3 月策定）に基づき、計画的に耐震化に取り組むものとする。

ア　減災目標の概要

平成 17 年３月に取りまとめた鳥取県地震防災調査研究報告書の建物被害に係る人的被害（死者）、建物被害（全壊）について、想定した３地震の被害を今後 10 年間（平成 27 年度まで）に半減させる。（平均値を採用）

（被害想定の詳細については、第２章「被害想定」を参照）

イ　具体的な数値目標（耐震化率）

【住宅】 約 68% → 約 86%　（改修済み戸数を２倍）

【特定既存耐震不適格建築物】 約 69% → 約 89%　（改修済み棟数を３倍に）

※　県有施設の特定建築物については、耐震化率 100%を目標

特定建築物・・・耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）に規定される、既存耐震不適格建築物である次の建築物

(ア)多数の者が利用する一定規模以上の建築物（法 14 条第 1 項第 1 号）

(イ)危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する一定基準以上の建築物（法 14 条第 1 項第 2 号）

(ウ)緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物（法 14 条第 1 項第 3 号）

（２）　市町村耐震改修促進計画の策定

市町村は、県の計画に基づき耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震化に取り組むよう努めるものとする。

２　耐震診断の実施

（１）　耐震性能は、建築年代により大きく異なり、一般的に昭和 56 年（1981 年）５月 31 日以前の旧建築基準法で建築された建築物は現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。

（参考：建築基準法の改正経緯）

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
昭和43年	・通常遭遇する中規模程度の地震に対して損傷や残留変形を生じず、地震後における使用に支障を来さないことの確認	低い
昭和46年	・鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の間隔を従来の30ｃｍ以下から15ｃｍ（梁に近い部分は10ｃｍ）以下としたこと ・木造住宅の土台をコンクリート造の布基礎に緊結することの義務付け	
昭和56年	**・我が国で考えうる最大規模の地震（震度階で６から７に相当）**に対して、建築物が相当の損傷や変形を被っても、**最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないことの確認**	高い
平成７年	・鉄骨造の柱脚部の安全確認の徹底 ・形状が不規則な建築物の基準の強化	

（２）　県、市町村及び関係機関は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価するものとする。

（３）　県及び市町村は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努める。

３　耐震改修の実施

（１）　県、市町村及び関係機関は、耐震診断の結果、地震に対する安全性を満たさないことが判明した場合、耐震改修を行うものとする。

（２）　耐震改修に当たっては、それぞれの建築物に応じた構造耐震指標及び保有水平耐力を確保するものとする。

構造耐震指標として、木造はＩｗ値、非木造はＩｓ値、保有水平耐力を表す指標として、ｑ値が使われており、一般の建物は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年１月国土交通省告示第１８４号）」により下表のとおり。

防災拠点となる建物では、その重要度に応じて、一般建物の 1.25 から 1.5 倍以上のＩｓ値を確保するものとする。

（３） 耐震改修については、それぞれの制約条件やコスト、工期、建築・設備との整合性、施工性等を考慮して、最適な補強工法を選択するものとする。

（木造）

構造耐力指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
（１）	Ｉｗが0.7未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
（２）	Ｉｗが0.7以上1.0未満場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
（３）	Ｉｗが1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（非木造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等）

構造耐力指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
（１）	Ｉｓが0.3未満の場合又はｑが0.5未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
（２）	（１）及び（３）以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
（３）	Ｉｓが0.6以上の場合で、かつ、ｑが1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（参考：耐震改修の区分例）

工法	区分
耐震補強	耐力向上型（建物の耐力を上げる方法）
	靭性改善型（建物をねばり強くさせる方法）
制震補強	応答制御型（地震エネルギーを吸収させる方法）
免震補強	入力低減型（地震動を建物に伝えない方法）

４　建築物の耐震化の推進

（１） 耐震化の重要性に係る啓発

県及び市町村は、耐震化の推進に当たり、建築年代による耐震性や最大震度予測結果等を活用し、住民に耐震化の重要性について啓発するものとする。

（２） 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

県（生活環境部）及び市町村は、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。特に避難経路沿いについて重点的に取り組むものとする。

（３） 耐震化に係る補助

県（生活環境部）及び市町村は、住宅・建築物及び擁壁・ブロック塀の耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用を助成し、耐震化の促進を図るものとする。

※鳥取県震災に強いまちづくり促進事業：一定の基準を満たす住宅・建築物の耐震診断、改修設計及び耐震改修にかかる費用の一部を国・県・市町村で補助する。

５　公共施設の耐震化

（１） 公共施設の耐震化

県及び市町村は、耐震改修促進計画に基づき公共施設（建物）の耐震診断、耐震化に計画的に取り組むこととする。

特に大規模災害時に被災地の救援、救護等の災害応急活動の拠点となる次の防災拠点施設について重点的に取り組むこととする。

ア　県及び市町村庁舎　　イ　警察本部、警察署、交番（駐在所）　　ウ　消防本部、消防署

エ　医療機関、診療施設　　オ　文教施設（校舎、体育館など）　　カ　社会福祉施設

キ　その他避難所に指定された公共建物等

（２） 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

第３節　造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるところである。

県（生活環境部）は、県民の居住の安定と安心快適な住環境づくりを実現するため、次のとおり造成宅地耐震化推進事業を実施する。

（１） 既存の大規模盛土造成地の調査及び変動予測の実施

（２） 大規模盛土造成地マップの作成等による住民への情報提供

（３） 必要に応じて宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域を指定、宅地耐震化工事費を補助

第４節　その他公共施設の耐震化

地震災害時の公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらすことから、県をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

１　道路施設

道路管理者は、地震時においてその機能を発揮できるよう、港湾等物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、総合病院、広域避難場所への避難路等緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、道路の整備強化を進める。

２　海岸

（１） 海岸管理者は、海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。

（２） このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設または老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

３　河川

（１） 県内主要河川の河口部の堤防は既に整備されており、地震時には大きな被害は生じず、おおむね既往災害程度の密度等に対しても十分に耐え得るものと予想される。

（２） 県（県土整備部）は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

４　ダム・砂防・ため池

（１） 国及び県等が管理するダムは、地震に対して、その機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

（２） 県（県土整備部）は、砂防関係施設のうち老朽化等による機能低下が著しいものについて、改築、補強を進めるものとする。

（３） 県（農林水産部）及び市町村は、老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を進めるものとする。

５　上水道

水道事業者（市町村長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

（１） 施設の耐震性の強化　（２） 応急給水体制の整備　（３） 非常用電源の確保

（４） 復旧工事用資材の備蓄　（５） 相互応援協力体制の確立

６　下水道

下水道管理者（県、市町村）は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

（１） 施設の耐震性の強化　（２） 下水道施設の保守点検　（３） 下水道台帳等の整備

（４） 非常配備体制等の整備　（５） 非常時協力体制の整備　（６） 復旧資機材等の確保

（７） 技術職員の養成

７　電力施設

電力供給機関は、地震時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力設備の防護対策に努めるものとする。

なお、電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされている。

８　ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する設備に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるため、地震時におけるガス供給の確保を図り、また都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施するものとする。

（１）　施設・設備の安全確保　　（２）　通信設備の整備、地震計の設置

（３）　マイコンメーターの設置の推進　　（４）　復旧体制の整備

９　鉄道

鉄道事業者は、各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずるものとする。

（１）　鉄道施設等の耐震性の向上　　（２）　地震検知装置の整備　　（３）　耐震列車防護装置等の整備

（４）　情報連絡設備の整備　　（５）　復旧体制の整備

10　港湾

港湾管理者は、震災時の緊急物資及び避難者等の海上輸送ルート確保の観点から、港湾の機能が完全に麻痺することを避けるため、鳥取港及び境港の耐震強化岸壁といった物資受入港の施設について適切に管理を行うものとする。

11　空港

鳥取空港及び米子空港について、空港管理者は、救援物資及び人員の輸送を図るため、震災状況を迅速に把握できる体制を整備すると共に、必要に応じて施設の耐震構造化の整備を推進するものとする。

12　工業用水

工業用水施設管理者は、工業用水施設の耐震性の強化及び供給確保に努める。

第５節　その他の耐震化対策

県及び市町村は、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

１　家具等の転倒防止対策

県及び市町村は、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やＯＡ機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

２　自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、市町村等は避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

（参考）自動販売機の設置基準など
- 「自動販売機-据付基準」（ＪＩＳ　Ｂ　８５６２）
- 「自動販売機屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）
- 「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）
- 「自販機据付判定マニュアル」（全国清涼飲料会）
- 「自販機据付改善の手引き」（全国清涼飲料会）

３　窓ガラス落下防止対策

県及び市町村は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発するものとする。

４　大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。県及び市町村は、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

５　エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないよう主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

（１）　エレベーターの耐震安全性の確保　　（２）　「地震時管制運転装置」の確実な作動

（３）　早期救出・復旧体制の整備等　　（４）　適時適切な情報提供・情報共有

第６節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村耐震改修促進計画の策定

２　公共施設の耐震化の促進

３　住民の啓発、耐震化に係る補助等による耐震化の促進

４　家具・自動販売機等の転倒防止対策、窓ガラス落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策等、各種地震防災対策の促進

第５章　地震防災対策強化地域等の指定

（県危機管理局）

第１節　地域の指定

東海地震などの特定の地震により著しい地震災害が生じるおそれがあり、地震防災対策を計画的に推進する必要がある地域については、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に、大規模地震対策特別措置法等に基づき地震防災対策強化地域等が指定されている。

本県地域における地震防災対策強化地域等の指定の状況は下表のとおりである。

指定内容	本県における該当地域	根拠法
東海地震に係る地震防災策強化地域	なし	大規模地震対策特別措置法
東南海・南海地震防災対策推進地域	なし	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進地域	なし	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

＜参考＞　南海トラフの巨大地震の県内震度予測（本県は陸側の震源モデルのケースが最大）

※県内の広範囲で震度５強が想定され、その他の地域も震度５弱と予測されている。

震度５強（鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、智頭町、若桜町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町）

震度５弱（境港市、岩美町、三朝町、日吉津村、江府町）

第２節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域（出展　内閣府防災担当のホームページ）

地震の規模（確定値）

	南海トラフの巨大地震（強震断層域）	南海トラフの巨大地震（津波断層域）	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km²	約14万km²	約10万km²（約500km×約200km）	約18万km²（約1200km×約150km）	約6万km²（約400km×約140km）	約6.1万km²
モーメントマグニチュード　Mw	9.0	9.1	9.0（気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005）［9.0（理科年表）］	8.7（Pulido et al., in press）［8.8（理科年表）］	8.7

南海トラフの巨大地震の震度分布図

該当面積	今回の震度分布	中央防災会議（2003）
震度6弱以上	約6.9万km²	約2.1万km²
震度6強以上	約2.8万km²	約0.5万km²
震度7	約0.7万km²	約0.03万km²

第６章　地震に関する情報の収集

（県危機管理局）

第１節　目的

県内各地に設置された観測装置から震度情報を収集し、関係機関相互でこれを共有することにより、地震発生直後の被害規模の見積もり等に活用するとともに、関係機関の迅速な初動対応に資する。

第２節　情報の収集

１　県内の震度観測体制

（１）　県内の震度は、次の３系統の震度観測設備により観測、収集される。

ア　気象庁　　イ　独立行政法人 防災科学技術研究所（以下「防災科研」と省略。）　　ウ　県

（２）　これらで観測した震度情報は気象庁に集約され、誤報判別等の品質管理をされた後、発表震度として関係機関に伝達される。（観測点の詳細は資料編のとおり）

２　県における震度情報収集体制

（１）　鳥取県震度情報ネットワーク

震度情報を市町村、県、消防庁で共有するためのネットワークである。

県設置震度計に一部気象庁及び防災科研のものを加えた、合計 39 か所（平成 16 年９月以前の 39 市町村）の震度情報を、各市町村の庁舎に表示するとともに鳥取情報ハイウェイにより県庁へ送信する。一定規模以上の場合、この情報がさらに消防庁へ送信される。

震度情報ネットワークの観測情報はすべてオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

（２）　気象庁からの情報受信

気象庁からの地震情報及び津波情報は、鳥取地方気象台とのオンライン回線（有線）で県庁へ送られる。

３　緊急地震速報

県（危機管理局）及び市町村は、緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。（詳細については、災害予防編（共通）第３部第１章「気象情報等の収集伝達体制の整備」を参照）

４　推計震度分布図情報

原則として、最大震度５弱以上が観測された場合に発表される情報。気象庁本庁では記者会見を行う場合等、鳥取地方気象台では地震解説資料に用いられる。

観測した各地の震度データと地盤情報等をもとに、１ｋｍメッシュごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

５　余震に関する情報

余震発生確率をもとに、余震の見通し等を解説した情報で、気象庁が発表する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備

第７章　地震災害に関する調査研究

（県危機管理局、県県土整備部）

第１節　調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、市町村及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

１　地盤の構造、活断層の状況
２　地震活動の状況
３　津波の遡上
４　消防水利等の状況
５　危険物等大量可燃物施設の状況
６　電気・ガス等の設置等の状況
７　その他必要な事項

なお、これまでの調査研究実施状況は次のとおり

１　地震
・鳥取県地震防災調査研究事業（平成 14 年度から３年間、津波浸水予測も併せて実施）
・鳥取県地震防災減災目標及び震災対策アクションプラン策定業務（平成 21 年度から２年間）

２　地盤
・雨滝－釜戸断層調査（平成９年から３年間）
・鳥取県西部地震関連地域の地下構造調査（平成１４年度から２年間）

３　津波
・鳥取県沿岸における津波（平成７年度）
・津波浸水想定区域（河川）調査検討業務（平成１７年度）
・津波対策検討業務（平成２３年度）
　※新たな震源モデルによる浸水予測図の作成、避難対策の検討等（危機管理局）
・河川津波遡上調査業務（平成２３年度から２年間）
　※新たな震源モデルによる中小河川の遡上調査等（県土整備部）

第２節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　地震対策の基礎資料の整備

第８章　東南海・南海地震の対応

（県危機管理局ほか）

第１節　目的

近年発生が懸念される東南海・南海地震では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、本県では、大きな被害が予測されていないことから、円滑な被災地域の応援を実施することを目的とする。

第２節　応援の実施

１　県内被害の状況把握

東南海・南海地震では、本県に大きな被害は予測されていないものの、県土及び県民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、東南海・南海地震が発生した際は、県内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

２　他県への応援の実施

（１）　県内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を実施するものとする。応援の実施に当たっては、消防庁や知事会などと調整し、全国規模での円滑な応援に協力するものとする。

（２）　応援の具体的な計画については、中央防災会議が定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」及び同要領に基づく「具体的な活動内容に係る計画」によるほか、各県の受援計画によるものとする。

（３）　その他、「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、別途両県で定める応援の基準により徳島県への応援を行うものとする。

また、「中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、中・四国被災県へ応援を行うものとする。

参考：『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』における本県に関わりの深い内容の抜粋

計画頁	項　　目	内　　容
11、20	災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の参集拠点	羽田空港から美保飛行場（美保基地）を経由し、固定翼輸送機で被災地内広域搬送拠点に派遣
31	警察庁応援部隊の派遣	中国管区応援部隊（210 人規模）は、南国ＳＡ（高知県南国市）を進出拠点とし、高知県に派遣
32	消防庁応援部隊の派遣	鳥取県応援部隊（100 人規模）は、南国ＳＡ（高知県南国市）を進出拠点とし、高知県に派遣
85	調理不要食品の搬送（発災後３日程度までの食料）	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県
86	〃	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
87	簡易調理食品の搬送（発災後３日程度までの食料）	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県
89	調理不要食品の搬送（発災後４日程度から一週間までの食料）	鳥取県から岡山県（岡山操車場跡地公園（仮称））に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
92	精米の搬送（発災後４日程度から一週間までの食料）	鳥取県から広島県（広島県防災拠点施設）に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
95	毛布の搬送	鳥取県から高知県（高知青少年の家）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

津波災害対策編

第１部　災害予防計画

第１章　計画的な津波対策の推進

（県危機管理局、県県土整備部、県生活環境部、関係機関）

第１節　基本方針

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から県民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成 23 年 7 月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成 17 年 3 月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討を行った。

検討委員会は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」が、平成 23 年 12 月 27 日に施行されたことにより、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、今回検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととした。

県、市町村、防災関係機関等は、検討委員会の検討結果を踏まえて、関係機関、県民等と協力して津波対策を計画的に推進することとする。

＜検討委員会の検討結果＞

１　本委員会で検討を行った下記３波源に基づく津波浸水予測図を、避難を中心とした対策を行うための「暫定的な予測」として公表し、避難対策等のソフト対策に取り組む。

①鳥取沖東部断層（Ｍｗ７．３）　②鳥取沖西部断層（Ｍｗ７．０５）　③佐渡島北方沖断層（Ｍｗ８．１６）

※津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年１２月２７日施行　法律第１２３号）の制定により、改めて県が津波浸水想定を設定するまでの間（数年間を要するものと推測）も、委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置づけ、避難対策等のソフト対策に取り組むことにより住民の安心・安全の推進を図ることとしたもの。

２　想定した３つの断層ごとに条件（堤防機能等）を設定しシミュレーションを行った、津波浸水予測図の結果を重ね合わせた「最大の津波浸水予測図」をもとに避難対策を行うことを基本とするが、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近傍地震の特性を十分考慮する必要がある。

３　今後予定されている市町村の避難対策等の事業を進めるにあたっては、必要に応じて学識経験者等のアドバイス等を受けながら行うことが望ましい。

４　今回公表した津波浸水予測図等を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できることとする。

５　今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定シミュレーション等の見直しを適宜検討する。

【鳥取県津波対策検討委員会委員】

分　　野	役　　職	氏　　名	備　考
海岸工学	鳥取大学大学院工学研究科教授	松原 雄平（まつばら　ゆうへい）	会長
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平（にしだ　りょうへい）	
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生（かがわ　たかお）	
地震地質学	京都大学防災研究所准教授	遠田 晋次（とおだ　しんじ）	
津波避難対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	柗見 吉晴（まつみ　よしはる）	
沿岸市町村代表	鳥取市防災調整監危機管理課長	藤原 博志（ふじわら　ひろし）	
沿岸市町村代表	琴浦町総務課参事	谷田 和樹（たにだ　かずき）	

※国交省中国地方整備局、鳥取地方気象台、委員以外の沿岸市町村、県土整備部、生活環境部等もオブザーバー参加

第２節　被害想定

検討委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を「鳥取県津波対策検討業務報告書」として取りまとめ、関係機関等に報告書を配布するとともに、県のホームページで公表した。

被害想定の概要は下記のとおり。

なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることに留意するものとする。

（１）想定した津波波源の断層モデルパラメーター、位置図

想定断層		Mw	緯度	経度	深さ	走向	傾斜	すべり角	長さ(連動)	幅	すべり量
			(度)	(度)	(km)	(度)	(度)	(度)	(km)	(km)	(m)
佐渡島北方沖(パターン2)	W(西落ち)	8.16	40.31	138.73	0	193.3	60	90	222.2	17.32	16.00
鳥取沖東部断層		7.30	35.75	134.46	0	262.0	90	40	51.0	15.00	4.24
鳥取沖西部断層		7.05	35.65	133.75	0	255.0	90	40	33.0	15.00	2.74

（２）沿岸市町村の浸水面積、最大波高等

市町村	浸水面積	第１波到達	最大波到達	津波高（m）	震　　源
鳥 取 市	１．９２５ｋ㎡	５分	１４分	６．２７ｍ	鳥取沖東部断層
米 子 市	２．７４４ｋ㎡	１１１分	２０５分	４．７２ｍ	佐渡島北方沖
境 港 市	５．４５３ｋ㎡	１１２分	１９４分	３．２３ｍ	佐渡島北方沖
岩 美 町	０．９５８ｋ㎡	４分	１１分	５．２２ｍ	鳥取沖東部断層
湯梨浜町	０．８１１ｋ㎡	８７分	１７４分	５．６２ｍ	佐渡島北方沖
北 栄 町	０．６２１ｋ㎡	９１分	２０１分	４．０４ｍ	佐渡島北方沖
琴 浦 町	０．４８７ｋ㎡	９５分	１６７分	５．５３ｍ	佐渡島北方沖
大 山 町	１．２５３ｋ㎡	９６分	１６６分	７．５９ｍ	佐渡島北方沖
日吉津村	０．４５４ｋ㎡	１１３分	２０４分	３．９９ｍ	佐渡島北方沖

■想定地震別の市町村津波高

■想定地震別の市町村浸水面積（km²）

（堤防が機能しない場合/海岸堤防が機能しない場合）

	境港市	日吉津村	米子市	大山町	琴浦町	北栄町	湯梨浜町	鳥取市	岩美町
佐渡島北方沖(パターン2)(60W)	5.453	0.454	2.744	1.253	0.487	0.621	0.755	1.393	0.581
鳥取沖東部断層(北上がり)	1.708	0.036	0.253	0.092	0.115	0.263	0.387	1.925	0.958
鳥取沖西部断層(北上がり)	0.938	0.036	0.264	0.330	0.192	0.275	0.150	0.438	0.232

（堤防が機能する場合）

	境港市	日吉津村	米子市	大山町	琴浦町	北栄町	湯梨浜町	鳥取市	岩美町
佐渡島北方沖パターン2 60W	3.838	0.141	1.889	1.070	0.381	0.600	0.811	1.117	0.435
鳥取沖西部断層 北上がり	0.690	0.035	0.234	0.073	0.113	0.260	0.295	1.369	0.682
鳥取沖東部断層 北上がり	0.420	0.036	0.252	0.262	0.199	0.254	0.148	0.364	0.217

■想定地震別の津波到達時間、津波高

＜佐渡島北方沖　パターン２＞

市町村名	隆起・沈降 (m)	津波の到達時間 (分)	最大波の到達時間 (分)	津波の高さ (m)
岩美町	0.00	77	150	3.37
鳥取市	0.00	81	174	5.78
湯梨浜町	0.00	87	174	5.62
北栄町	0.00	91	201	4.04
琴浦町	0.00	95	167	5.53
大山町	0.00	96	166	7.59
米子市	0.00	111	205	4.72
日吉津村	0.00	113	204	3.99
境港市	0.00	112	194	3.23

＜鳥取沖東部断層　北上がり＞

市町村名	隆起・沈降 (m)	津波の到達時間 (分)	最大波の到達時間 (分)	津波の高さ (m)
岩美町	-0.21	4	11	5.22
鳥取市	-0.10	5	14	6.27
湯梨浜町	-0.09	8	14	4.57
北栄町	0.01	12	50	1.54
琴浦町	0.01	19	54	1.77
大山町	0.01	24	85	1.27
米子市	0.01	40	210	1.19
日吉津村	0.01	42	133	0.99
境港市	0.00	45	123	1.79

＜鳥取沖西部断層　北上がり＞

市町村名	隆起・沈降 (m)	津波の到達時間 (分)	最大波の到達時間 (分)	津波の高さ (m)
岩美町	-0.01	42	55	1.08
鳥取市	-0.01	19	56	1.24
湯梨浜町	-0.02	13	38	0.64
北栄町	-0.10	7	13	2.62
琴浦町	-0.17	5	13	3.17
大山町	-0.27	4	10	3.63
米子市	-0.09	12	20	1.36
日吉津村	-0.08	13	22	1.14
境港市	0.00	32	37	1.29

（３）被害想定

ア人的被害

①佐渡島北方沖（パターン２、60W）　（単位：人）

区　分	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
市町村名	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
鳥取市	656	1	656	469	0	469
米子市	2,428	2	2,428	598	1	598
境港市	6,216	1	6,216	3,848	1	3,848
岩美町	255	1	255	84	1	84
湯梨浜町	534	2	534	315	1	315
北栄町	35	0	35	11	0	11
琴浦町	599	5	599	281	2	281
大山町	295	3	295	109	1	109
日吉津町	122	0	122	0	0	0
計	11,140	15	11,140	5,715	7	5,715

②鳥取県東部断層（北上がりのケース）

区　分	河川・海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
市町村名	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
鳥取市	996	2	996	467	1	467
米子市	8	0	8	8	0	8
境港市	799	1	799	509	1	509
岩美町	770	12	770	330	5	330
湯梨浜町	215	0	215	144	0	144
北栄町	43	0	43	1	0	1
琴浦町	141	0	141	82	0	82
大山町	2	0	2	0	0	0
日吉津町	0	0	0	0	0	0
計	2,974	15	2,974	1,541	7	1,541

③鳥取県西部断層（北上がりのケース）

区　分	河川・海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
市町村名	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
鳥取市	121	0	121	54	0	54
米子市	16	0	16	16	0	16
境港市	346	1	346	272	1	272
岩美町	71	0	71	71	0	71
湯梨浜町	147	0	147	134	0	134
北栄町	24	0	24	2	0	2
琴浦町	202	1	202	110	0	110
大山町	14	0	14	8	0	8
日吉津町	0	0	0	0	0	0
計	941	2	941	667	1	667

イ建物被害

①佐渡島北方沖（パターン2、60W）　（単位：戸）

区　分	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
市町村名	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
鳥取市	242	30	53	59	184	16	26	44
米子市	951	34	62	197	203	10	15	34
境港市	4,255	125	243	933	2,765	69	141	502
岩美町	82	18	14	8	37	16	14	4
湯梨浜町	295	20	32	74	182	10	14	51
北栄町	17	1	1	2	8	1	1	2
琴浦町	80	12	10	17	38	8	6	11
大山町	148	18	22	32	46	9	10	6
日吉津町	55	1	2	9	0	0	0	0
計	6,125	259	439	1,331	3,463	139	227	654

②鳥取県東部断層（北上がりのケース）

区　分	河川・海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
市町村名	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
鳥取市	395	44	72	101	189	26	39	40
米子市	4	0	1	2	4	0	1	2
境港市	497	9	16	69	305	5	9	44
岩美町	274	39	26	53	147	29	11	18
湯梨浜町	138	6	5	23	86	5	5	19
北栄町	22	0	1	4	2	0	0	0
琴浦町	10	3	1	1	10	3	1	1
大山町	1	0	0	0	1	0	0	0
日吉津町	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,341	101	122	253	744	68	66	124

③鳥取県西部断層（北上がりのケース）

区　分	河川・海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
市町村名	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
鳥取市	49	1	1	5	23	0	0	2
米子市	6	0	1	1	7	1	2	1
境港市	207	3	5	29	176	3	4	25
岩美町	33	2	4	11	31	1	3	9
湯梨浜町	89	2	3	19	84	2	3	18
北栄町	13	0	0	2	3	0	0	0
琴浦町	18	5	3	4	11	4	3	2
大山町	3	1	1	0	3	0	0	0
日吉津町	0	0	0	0	0	0	0	0
計	418	14	18	71	338	11	15	57

（4）沿岸市町村の最大の浸水予測図

下記条件の浸水予測図（3波源×2条件）の最大の浸水深を示すメッシュを重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位(T.P.+0.5m)とした最大の浸水予測図を作成し、県の津波浸水予測図として公表した。

この津波浸水予測図に基づき、市町村は避難対策等を行うこととするが、実際に津波が発生する場合は、この津波浸水予測図より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに十分留意することが必要である。

① 佐渡島北方沖（パターン 2）（60W）海岸堤防が機能しない場合
② 佐渡島北方沖（パターン 2）（60W）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
③ 鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
④ 鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
⑤ 鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
⑥ 鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合

【主な箇所の津波浸水予測図】（津波浸水予測図全体については資料編のとおり）

＜境港市＞

＜米子市、日吉津村＞

美　保　湾
0
1,000
km
縮尺: 1:25,000
淀江町今津
保田
安原
淀江町
淀江
淀江町西原
淀江町福岡
海川新田
日吉津
海川
淀江町佐陀
淀江町小波
淀江町中間
淀江町福井
淀江町福頼
淀江町高繁
淀江町高井谷
淀江町中西尾
米子市

＜大山町＞

0
1,000
km
縮尺: 1:25,000
最大浸水深（m）
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
御来屋
富長東
富長中
富長西
富長
大省
大塚
古御堂
文殊
上野
福田
西坪
東坪
ひかりが丘
八景台
名和
東谷
加茂

＜琴浦町＞

0
1,000
km
縮尺: 1:25,000
最大浸水深（m）
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
八橋
別所
逢東
丸尾
徳万
笠見
保
総合公園
田越
下伊勢
浦安
上伊勢
中尾
槻下
西山
三保
伊勢野
斉尾
岩本
八橋牛銅
発坂

＜北栄町＞

0
1,000
km
縮尺: 1:25,000
最大浸水深（m）
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
大谷
妻波
由良宿
山陰本線
槻下
中尾
西園
六尾北団地
六尾
別所
二子塚団地
桜池
青木

＜湯梨浜町＞

0
1,000
km
縮尺 1:25,000
最大浸水深 (m)
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
東郷湖羽合臨海公園
三軒屋
宇野
宇谷
橋津
上橋津
羽合高架橋
赤池
南谷
光吉
長瀬
久留
水下
下浅津
宮内
はわい長瀬
新川
青谷・羽合道路
道の駅

＜鳥取市＞

0
1,000
km
縮尺 1:25,000
長尾鼻
夏泊
船磯
姉泊海岸
姫路
気高町八束水
姉泊
姉泊新田
長尾トンネル
赤尾谷
青谷町青谷
下善田
日置川
下原新田
気高町下原
気高町八束
東浜
気高町浜村
温泉
新泉
栄町
勝見
気高町勝見

0
1.000
km
縮尺: 1:25,000
最大浸水深 (m)
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
鳥取港
港町
賀露町
鳥取空港
中茶屋
鳥取市
晩稲
南隈
山陰本線
鳥取バイパス

＜岩美町＞

0
1.000
km
縮尺: 1:25,000
最大浸水深 (m)
5.0 -
4.0 - 5.0
3.0 - 4.0
2.0 - 3.0
1.0 - 2.0
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
- 0.2
浦富海岸
大羽尾
小羽尾
陸上
田後港
田後
近畿自然歩道
岩美町
浦富
牧谷
宮田

【河川津波遡上の調査結果】

津波河川遡上計算結果一覧表（最大浸水ケース）

河川名	想定断層	堤防条件	隆起・沈降	津波の到達時間	最大波の到達時間	津波の最大値	最大水位	浸水面積			浸水状況（堤内地）
								堤外地	堤内地	計	
			(m)	(分)	(分)	(m)	(T.P.+m)	(m²)	(m²)	(m²)	
千代川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.13	1	14	1.79	2.16	79,722	3,364	83,086	浸水あり
天神川	佐渡北方沖パターン2(60W)	堤防あり	0.00	91	161	3.23	3.73	84,167	98,333	182,500	浸水あり
日野川	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	114	205	2.08	2.58	93,333	107,500	200,833	浸水あり
袋川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.11	16	19	1.14	1.53		5,710	5,710	浸水あり
吉田川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.20	7	12	3.33	3.63		2,685	2,685	浸水あり
蒲生川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.19	0	15	1.72	2.03		173,333	173,333	浸水あり
塩見川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.16	1	15	1.91	2.25		56,975	56,975	浸水あり
湖山川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.12	10	20	1.74	2.12		38,488	38,488	浸水あり
河内川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.10	15	17	2.32	2.72		70,247	70,247	浸水あり
浜村川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.10	8	15	2.60	3.00		44,444	44,444	浸水あり
永江川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.10	15	16	2.33	3.25		895	895	浸水あり
勝部川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.10	8	15	4.20	4.60		75,154	75,154	浸水あり
樗津川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.04	10	16	0.92	1.38		23,951	23,951	浸水あり
北条川放水路	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	92	180	2.45	2.95		216	216	浸水あり
由良川	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	94	215	2.80	3.30		9,599	9,599	浸水あり
洗川	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	96	202	2.85	3.35		0	0	浸水なし
八橋川	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	97	202	3.75	4.25		5,988	5,988	浸水あり
宇田川	佐渡北方沖パターン2(60W)	海岸堤防のみなし	0.00	112	198	3.00	3.50		9,660	9,660	浸水あり
佐陀川	鳥取沖西部断層（北上がり）	堤防なし	-0.09	13	20	1.04	1.45		1,049	1,049	浸水あり
加茂新川	佐渡北方沖パターン2(60W)	堤防あり	0.00	116	206	2.07	2.57		5,556	5,556	浸水あり

【主な河川の津波遡上予測】

＜蒲生川＞　最大浸水ケース「鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合」

＜勝部川＞ 最大浸水ケース「鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合」

（５）鳥取沖東部断層、鳥取沖西部断層の地震動の予測

近傍で発生する地震は、地震動による被害（建物倒壊、道路被害等）も検討する必要があるため、鳥取沖東部断層と鳥取沖西部断層の震度を距離減衰式で算出した。

沿岸市町村は、近傍で発生する地震の場合は、津波の避難対策を行う上で、複数の避難経路を検討する等、地震動による被害も考慮することとする。

なお、地震動による被害の対策の基本としている、鳥取県地震防災調査研究報告書（H17 年３月報告）による〔予防対策用地震動マップ〕を比較のために示す。

【鳥取沖東部断層の震度分布図】

【鳥取沖西部断層の震度分布図】

【予防対策用地震動マップ】

第２章　津波災害の予防

（大阪管区気象台、県危機管理局、県県土整備部、県生活環境部、県教育委員会、警察本部、関係機関）

第１節　津波に対する備え

１　海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ（潜堤）、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

２　津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報等伝達の迅速化に努めるものとする。

（１）　気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。

（２）　地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。

（３）　津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。

（４）　気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。

（５）　大津波警報、津波警報、津波注意報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10ｍ＜高さ</td><td>10ｍ超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５ｍ＜高さ≦10ｍ</td><td>10ｍ</td></tr>
<tr><td>３ｍ＜高さ≦５ｍ</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>１ｍ＜高さ≦３ｍ</td><td>３ｍ</td><td>高い</td></tr>
</table>

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦１m	１m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（６）　津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には､津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）

を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（７）　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第２節　津波危険地域の把握、周知

１　津波危険地域の把握

沿岸市町村は、県が作成した津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

２　津波ハザードマップ等の作成

沿岸市町村は、県の津波浸水予測図に基づき、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、標高看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。

なお、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

第３節　津波避難体制の整備

１　避難勧告・避難指示の発令基準の設定及び周知

（１）　沿岸市町村は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に発令すべき避難勧告、避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ定めておくものとする。（避難基準の設定については災害予防編（共通）第５部第１章「避難体制の整備」を参照。）

（２）　沿岸市町村は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報等が解除されるまでは避難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

２　津波情報伝達体制の整備

（１）　県（危機管理局）は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）・職員参集システム等を活用し、職員の早期参集体制を構築するとともに、あんしんトリピーメール、緊急速報エリアメール等を活用した津波情報発信の体制を整備するものとする。

（２）　沿岸市町村は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

＜伝達手段の例示＞

○海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備

○サイレン、広報車等の整備

○緊急速報エリアメールの整備、テレビ・ラジオ等の割込放送

３　情報収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

４　避難所の指定、整備

（１）　沿岸市町村は、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行うものとする。

やむを得ず、津波による被害の恐れのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化、非常用発電機

の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、物資の備蓄等、必要な対策を行うものとする。

（2） 沿岸市町村は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努めるものとする。

（3） 沿岸市町村は、避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努めるものとする。

（4） 県は、市町村が避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で市町村に協力するものとする。

5 津波避難ビルの指定等

沿岸市町村は、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成 25 年１月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

また、必要に応じて津波避難ビルから避難所への２次避難の誘導方法等をあらかじめ定めておくものとする。

6 避難路の指定、整備

沿岸市町村は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努めるものとする。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定することとする。

7 避難方法・避難誘導

（1） 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合は、沿岸市町村は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。

（2） 沿岸市町村は、市町村職員、警察、消防団員、水防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

＜避難に使える時間の違いによる避難方法＞

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖の波源 ・最大波の到達時間： 最短 120 分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要援護者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
② 避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖東部及び 鳥取沖西部の波源 ・最大波の到達時間： 最短 10 分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い	・「津波てんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビルまたは高台に避難を行う。 ・避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要援護者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。

8 津波避難計画の作成

（1） 沿岸市町村は、津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画には、避難所、避難経路、津波準備情報（津波警報等）や避難勧告又は指示の伝達方法、避難に関する注意情報等を定めるものとする。

また、沿岸市町村は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

（2） 波避難対象地区や沿岸部等の津波被害の可能性のある地域に立地する、学校、病院、福祉関係施設、その

他多数の者を収容する施設の管理者（県及び市町村の庁舎を含む）は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知するものとする。

９　津波避難訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、上記８（２）の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

10　避難行動要支援者への対応

沿岸市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者支援プラン（個別計画）の策定等を推進することとする。

11　帰宅困難者への対応

県及び市町村は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

12　観光客・一時滞在者への対応

沿岸市町村は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

13　水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のルール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

第４節　津波に関する知識の普及啓発

１　防災思想の普及啓発

県及び市町村は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

＜普及啓発の内容（一例）＞

○住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。

○災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること。

○避難所では自ら活動すること。

○国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること。

２　職員に対する研修

県、市町村及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

３　住民に対する普及啓発

（１）　県及び沿岸市町村は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。

（２）　県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11 月５日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

【津波に対する注意事項】

（１）　一般住民に対する内容

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

ウ　地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。

※　津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。

カ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

（２）　船舶に対する内容

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ　航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。

ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

エ　地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外退避する。

オ　港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

カ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。

※　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。

キ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

４　事業所等に対する普及啓発

県及び市町村は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

５　自動車運転手等に対する普及啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所への指導を通じ、地震・津波発生時に自動車運転手がとるべき行動等に関する普及啓発に努めるものとする。

６　学校における防災教育

（１）　児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸市町村以外の学校も広く津波防災教育に努めることとする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

（２）　教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

７　災害情報の提供、災害教訓の伝承

県及び市町村は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

※参考：鳥取県津波対策検討委員会で検討した避難対策のとりまとめ

◆市町村が実施可能な津波避難対策（ソフト対策）

東日本大震災等の教訓及び津波避難対策の先進事例等から、市町村が実施可能な津波避難対策を取りまとめた。

（１）　公助（市町村主体）

① 地域防災計画の見直し

② 津波避難計画の作成

③ 水門、樋門、陸閘（陸閘は鳥取県に存在しない）の運用方法の点検

－ 津波時を想定した運用方法

④ 協定の締結
　－ 避難ビル等の指定に関する協定
⑤ 予備電源や輻輳対応などバックアップ手段の確保
　－ 防災行政無線や発電機等の設置状況の確認等
⑥ 防災事務に従事する者の安全確保
　－ 消防団も含む行政職員の行動マニュアル整備
⑦ 行政職員による日頃の支援
　－ 避難行動要支援者への連絡、地域の避難訓練への参加、地域担当職の配置など
⑧ 災害対策本部の代替設置場所検討
⑨ 住民が切迫性を理解し、自主的・自発的に避難する周知・伝達内容のあり方
　－ 標高看板の設置など
⑩ 被災の状況に柔軟に対応した、避難情報の伝達方法
　－ 避難警報・注意報伝達内容の検討など
⑪ 想定を超える事態への対応
　－ 津波ハザードマップ作成時、標高看板設置時の記載内容の検討など
⑫ 防災教育、児童・生徒の安全確保
　－ 学校における児童の避難方法、家族等への受渡し方法の検討
⑬ 多様な情報伝達手段の確保
　－ J-ALERT による伝達、防災行政無線の拡充や防災ラジオの配備、要配慮者に対する伝達システム整備等
⑭ 次代への防災情報の継承
　－ 過去の地震・津波情報の発掘、文献・古老・調査研究等の収集
⑮ 観光客に対する避難対策
⑯ 防災教育の充実
（２） 自助・共助（地域・家庭の取組み）支援
① 実践的な防災訓練
　－ 冬季や夜間も想定した避難訓練、地震による家屋・道路被害等も考慮した訓練など
② 防災啓発
　－ 津波浸水予測地図、避難計画の公開など
③避難行動要支援者対策
　－ 避難者名簿の作成、個別の避難支援プランの作成
④ 地域住民が主体となった防災活動
　－ 自治会・町内会や自主防災組織による地域の防災マップ、避難計画作成の支援
⑤ 一時避難場所、避難経路の再確認、整備
⑥ 地域に応じた適切な避難方法の検討（車・徒歩）
　－ 地域特性（避難行動要支援者の多少、道路状況、高所までの距離等）に応じた避難方法

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき沿岸市町村が市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　津波危険地域の把握、周知
（１） 津波危険地域の把握、津波ハザードマップの作成及び周知
２　津波避難体制の整備
（１） 避難勧告・避難指示の発令基準の設定及び周知
（２） 津波情報伝達体制、大津波警報の住民への周知の措置、情報収集・連絡体制、避難所、避難路の整備
（３） 避難所、津波避難ビル、避難路の指定
（４） 津波避難計画（避難方法・避難誘導、避難行動要支援者、帰宅困難者）の作成
（５） 津波避難訓練の実施
（６） 避難行動要支援者への対応
（７） 帰宅困難者への対応
３　津波に関する知識の普及啓発
（１） 防災思想の普及啓発
（２） 職員に対する研修
（３） 住民、事業所等に対する普及啓発
（４） 災害情報の提供、災害教訓の伝承

第３章　津波防災地域づくりに関する法律への対応

（県危機管理局、県生活環境部、県県土整備部、関係機関）

１　対応方針

県及び市町村は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）が、平成 23 年 12 月 27 日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

２　基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

３　津波浸水想定の設定

県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表するものとする。

４　推進計画の策定

市町村は、３で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

５　推進計画区域内の特例措置の検討

県は、４で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、都道府県における集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討するものとする。

６　津波防護施設等の整備

県及び市町村は、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討するものとする。

７　津波災害警戒区域等の指定

県は、３で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

【津波防災地域づくりに関する法律の概要】出典：国土交通省ホームページ

風水害対策編

第１部　災害予防計画

第１章　風水害等予防対策

（中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部、県企業局）

第１節　目的

風水害等から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに、被害の軽減を図る。

第２節　風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、地域住民等に対して危険箇所等の周知や、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものする。

１　主なハード対策

（１）　水害の防止（森林の保全、河川改修、砂防事業、農業用水路改修、海岸保全施設の整備）

（２）　風害の防止（防風林の整備、通信線の補強や地中化）

（３）　雪害の防止（植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）

（４）　高潮・侵食の防止（人工リーフ・護岸（堤防）等の整備、船舶避難のための防波堤整備）

２　主なソフト対策

（１）　主な危険地区等の指定

国・県は、災害の危険度の高い区域や、重点的に対策を講じるべき区域を、保安林、地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に指定している。

また、本県は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として県下全域が指定されている。

（２）　防災マップや各種ハザードマップ（洪水、高潮、土砂災害等）による危険箇所等の周知

（３）　適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知

（４）　洪水予報や土砂災害警戒情報等の発令内容の意味の周知

第３節　風水害等防止のため特に留意する事項

１　流木等による被害の防止

急しゅんな森林の多い本県では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち、洪水等により流出のおそれがあるものについては、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとする。

２　地下空間における浸水対策

地下道、ビルの地下施設等の地下空間については、豪雨や洪水が発生した場合、地上の水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や天井までの冠水等の大きな被害を受けるおそれがあるため、県・市町村は、以下の点について対策推進に努めるものとする。

（１）　地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

（２）　地下空間の管理者に対し、洪水に関する情報等の的確かつ迅速な伝達

（３）　避難体制の確立

（４）　地下施設への流入防止等、浸水被害軽減対策の促進

３　高潮・高波災害の予防

第２節に掲げるハード・ソフト対策の他、沿岸市町村は、以下の点について対策推進に努めるものとする。

（１）　高潮、高波等による危険区域の把握、及び住民への周知

（２）　高潮警報等の迅速な住民への伝達体制の整備

（３） 必要な避難体制の整備

４ 強風災害の予防

（１） 県及び市町村は、気象の状況に応じて、強風が予測される場合（気象庁の発表する気象情報において、突風について発表された場合等）は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。

（２） 県及び市町村は、強風時には、屋外での活動の取りやめを呼びかける等、災害の防止に努める。

第４節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 風水害等を防止するハード及びソフト対策の整備

（１） 主なハード対策

ア 水害の防止

イ 風害の防止

ウ 雪害の防止

エ 高潮・浸食の防止 ほか

（２） 主なソフト対策

ア 主な危険地区等の指定

イ 防災マップや各種ハザードマップによる危険箇所等の周知

ウ 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知

エ 洪水予報や土砂災害警戒情報等の発表内容の意味の周知

【参考１】竜巻発生時の身の守り方

（屋外にいる場合）

・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。
・橋や陸橋の下に行かない。
・近くの頑丈な建物に避難する。頑丈な建物が近くにない場合は、水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
・飛来物に注意する。

（屋内にいる場合）

・地下室や建物の最下階に移動する。
・窓を開けない。窓から離れる。カーテンを引く。
・雨戸、シャッターを閉める。
・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
・部屋の隅、ドア、外壁から離れる。
・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

【参考２】局所的集中豪雨に対する留意事項

（今年度の県内での集中豪雨発生状況）

平成25年７月15日に県内中西部を中心に大雨となり、「土砂災害警戒情報」※１が発表され南部町、江府町を中心に多くの道路・河川被害や農林業施設被害等が発生した。８月１日には東部を中心に大雨となり、「土砂災害警戒情報」が発表されるとともに、住宅の浸水被害や道路・河川被害や農林業施設被害等が発生した。

７月15日の一日降水量は、大山町大山で222.5㎜、江府町江尾で219.5㎜、1時間降水量が江府町江尾で87㎜、大山町大山で68.5㎜、米子市米子で66.5㎜と、７月の降水量としてはこれまでの最大値が観測されるとともに、８月５日には大山町で、８月22日には南部町で「記録的短時間大雨情報」※２が発表された。

※１ 土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、鳥取県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とされていない。

※２ 記録的短時間大雨情報とは

数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測したり、解析した場合に、府県気象情報の一種として発表される。発表基準は１時間雨量歴代１位または２位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められる。（鳥取県の基準は90㎜/h）

この情報は、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量で

あることを知らせるために発表される。

≪上記災害や過去の災害を教訓とした対応方針≫
①各機関の配備・動員体制
・「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」が発表されたときは、既に尋常でない状況にある可能性が　高く、土砂災害等が発生する危険度がかなり高い。現地において土壌雨量等の災害の予兆現象を把握できるものではない。
・円滑で確実な避難行動を確保するためには、時間的な余裕をもって避難勧告等を行うことが必要であり、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの客観的な情報を活用指定、災害の発生を未然に防止するために必要な十分な人員を配置すること。
・自動的に体制強化される仕組みが必要である。
・休日における管内居住職員の状況も踏まえて、県の各実施部、市町村において、配備・動員体制の強化を図る。
・防災業務に携わる担当職員は、時間雨量と被害状況の相関関係について十分理解し、災害のイメージ力を高めるとともに、情報を自発的に収集して、配備、動員計画を先取りする行動に努める。

②土砂災害警戒情報を活用した避難対策
・市町村においても、迅速に的確な災害対応を確保するため、降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員及び状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員を必設することが望ましい。
・土砂災害や浸水などの危険性及び避難場所、避難経路等について住民と市町村が共通認識を持つことが重要。
・市町村は災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」の指定を早急に行うこと。
・地方気象台、河川事務所等の国の機関や県は、市町村に助言を行い、市町村長の適時適切な避難準備情報、避難勧告、避難指示の発出を支援すること。
・市町村長は、気象に関する情報をはじめとした各種情報の伝達、避難誘導に当たっては、迅速に住民、社会福祉施設、防災関係機関等に伝達するとともに、伝達手段の複数化、受信確認の実施、チェックリストの作成、緊急速報メールの活用等により確実に伝達すること。
・避難勧告等について、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定する。
・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、特別警報等の意味に関する住民の理解を促進する。
・段階的に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発出することで、住民の迅速、円滑な避難行動を促す。
※避難勧告や避難指示と同様に「屋内での待避等の安全確保措置」を指示することができる（災害対策基本法第60条第３項）
・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に立地する社会福祉施設は、（ａ）避難準備情報等の早期発出のため発出基準を単純化すること、（ｂ）早期に避難準備情報を発出すること、（ｃ）「冠水時等の屋外移動の回避」「垂直避難」等の状況に応じた行動を呼びかけること、（ｄ）立地条件、施設の構造、入所者等の状況に応じた避難計画の作成を促進すること。

③被害情報の収集・状況の把握
・被害等各種情報が、速やかに関係機関で共有できるよう、報告要領と災害情報データベース、災害情報メールボックス、災害情報システムの活用を徹底する。
・情報連絡員の指名に当たっては、職員の居住地も考慮する。
・情報連絡員の携行機器は、派遣先の市町村において保管することを検討する。
・情報連絡員の役割や指揮命令系統については、既定の要領を各機関において再確認することとし、必要に応じて見直しを行う。また、毎年度当初に各種要領、マニュアルを確認する機会を設けること。

※局所的集中豪雨については、近年頻繁に発生しており、平成19年（８月22日：若桜町及び八頭町、９月４日：琴浦町及び大山町）、平成22年（７月16日：日南町及び日野町）にも、局所的集中豪雨への対応の検証を実施した。その検証結果は、平成25年の検証結果の内容と概ね同じ対策を行うものであり、検証結果に基づく対策を確実に実施していくことが必要。

第２章　水防計画（予防）

（大阪管区気象台、中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

第２節　予防措置

１　重要水防区域及び河川災害危険箇所

（１）　重要水防区域の把握

ア　県は、重要水防区域を調査、把握し、重要水防区域図を作成する。また、重要水防区域の見直しは毎年行うものとする。

イ　市町村は、県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを市町村地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。

ウ　重要水防区域は、重要水防区域判定基準に合致しＡ，Ｂ，Ｃ区間に分類される箇所のうち、水防警報河川のその区間及び築堤河川等で県及び市町村が必要と認める区間とする。

（２）　住民等への重要水防区域の事前周知

ア　県は、重要水防区域図を市町村に配布したり、ホームページに掲載するなどにより、重要水防区域の住民への情報提供に努める。

イ　市町村は、県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

（３）　河川災害危険箇所の把握

ア　県は、河川災害危険箇所判定基準に合致する箇所を河川災害危険箇所として把握する。

イ　県は、ア以外の箇所で、平常時及び出水後等に行う河川巡視、堤防点検等により河川管理施設（堤防、護岸等含む）の状態を把握し、異常を認めた場合も河川災害危険箇所として把握する。

【重要水防区域判定基準】

（１）　河川の区間区分

河川の区間区分は、重点的に水防活動を行うべき区間として、水防法に基づく指定河川や河川形状等により選定するものとし、重要度に応じて以下の区間に区分する。

＜河川の区間区分＞

①最重点区間　　洪水予報河川、水位情報周知河川及び**水防警報河川の指定区間**、河川災害危険箇所の特Ａ

②重点区間　　上記以外の築堤区間又は浸水常襲区間、主要な公共施設が近接する区間
（主要な公共施設の例：市役所、役場、病院、福祉施設、鉄道、国・県道等）

③一般区間　　上記以外の区間

（２）　重要水防区域と重要度

各区間は、破堤や溢水時に想定される被害の大きさを考慮し、背後地状況によりＡ～Ｄ区間に区分し、Ａ～Ｃ区間を重要水防区域とする。（※背後地とは、破堤等した場合に想定される浸水及び被害の及ぶ範囲を含む。）

なお、上記方法により設定した重要度について、隣接区間で不整合等が生じる場合は、いずれか上位の重要度に統一することを基本とする。

①Ａ区間　　特に水防上重要な区間

②Ｂ区間　　水防上重要な区間

③Ｃ区間　　水防上注意を要する区間

＜重要度区分＞

区分	①ＤＩＤ又は人家連担	②人家点在	③その他（田畑等）
最重点区間	A	B	C
重点区間	B	C	D
一般区間	C	D	D

【河川災害危険箇所判定基準】

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤			新堤防で築造

跡・旧川跡			後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
いっ水	河積が狭小でたびたびいっ水、はん濫の実績があり、危険が予想される箇所。	河積は暫定的に確保されているがいっ水、氾濫の恐れが十分ある箇所。	
侵食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食の恐れが十分ある箇所。	

＊「鳥取県では、重要度Ａに属する河川災害危険箇所のうち以下の項目を満たす箇所を重要度特Ａと分類。
・背後に人家が密集している　・高築堤が連続している　・計画流量が大きい
＊いっ水、侵食は県独自の基準であり、その他の項目は国の重要水防箇所指定基準に準拠している。

２　水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領

（１）　水防用設備

ア　水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって県においては各県土整備事務所・総合事務所県土整備局、市町村管理団体においては水防倉庫、水防倉庫がない管理団体においてはこれに代わるべき施設に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない。

イ　水防倉庫には、概ね下表に示す水防資器材を備蓄する。

掛矢	高張ちょうちん	ロープ（縄）	のこぎり	ローソク
鉄線	ツルハシ	カーバイト	杉丸太	スコップ
割木	鉄杭	なた	肥松	ビニールパイプ
ペンチ	もっこ	竹	鎌	かつぎ棒
蛇かご	おの	足場板	かすがい	たこつち
軽量鋼矢板	予備土（※）	はしご	麻袋	詰め石用石
バケツ	合成繊維製土のう袋	土のう	かがり台	ビニールシート
トンパック	大型照明灯	布シート		

（※）予備土は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備。

（２）　器具資材の確保と補充

ア　倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておくこと。

イ　補充資材確保のため、水防区域内の資材業者を登録しておき、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

（３）　水防資材取扱要領

ア　資材の使用に際しては、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとする。

イ　資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない。

ウ　資材を使用したときは、速やかに水防本部へ報告しなければならない。

エ　水防資材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

３　水防管理団体の水防計画の策定等

（１）　指定水防管理団体は、県の水防計画が確定後速やかに具体的な実施計画を策定し、その計画書を水防本部に提出しなければならない。また、その計画を変更したときは、遅滞なく届け出なければならない。

（２）　受理された実施計画は、関係警察署長並びに消防機関の長に通知しておくものとする。

４　洪水予報河川等の指定及び実施すべき対策

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定し、下表の対策を実施することで、迅速かつ的確な水防活動に資するものとする。

（１）　指定河川で県及び市町村等で必要となる主な対策

実施内容	実施者	水防法根拠条項	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
【平時から行う対策】					
浸水想定区域（水深を含む）の指定	国又は県	14(1,2)	●	●	
浸水想定区域（水深を含む）の指定、公表及び関係市町村への通知		14(3)	●	●	
避難判断水位の設定		13(1,2)		●	
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（市町村地域防災計画等に最低限次の事項を規定） ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ・浸水想定区域内に地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設、又は大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当する施設の名称及び所在地	市町村防災会議	15(1)	●	●	
地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市町村長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	地下街等の施設の所有者又は管理者	15の2	●	●	
要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（努力義務） ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市町村長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	15の3	●	●	
大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（努力義務） ・当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	大規模工場等の所有者又は管理者	15の4	●	●	
洪水ハザードマップの配布等	市町村	15(3)	●	●	
【非常時に行う対策】					
気象庁と共同した洪水予報の発表、一般への周知	国又は県	10(2),11(1)	●		
洪水予報の県への通知（国指定の場合のみ）		10(2)	●		
洪水予報の水防管理者及び量水標管理者への通知	県	10(3),11(1)	●		
避難判断水位に達したことの県への通知、一般への周知（国指定のみ）	国	13(1)		●	
避難判断水位に達したことの水防管理者及び量水標管理者への通知	県	13(2,3)		●	
水防警報の実施	国又は県	16(1)			●
水防警報の県への通知（国指定の場合のみ）		16(2)			●
水防警報の水防管理者等への通知	県	16(3)			●

（2）水防警報（洪水）・水位情報周知・洪水予報を行う河川

発表＼河川の種類等		水系名	河川名	水防法に定める河川 水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川	●		●
			新袋川	●		●
			八東川	●	●	
			袋川（岡益～新袋川分岐点）	●		●
			袋川（鳥取市相生町～千代川合流点）	●	●	
	倉吉河川国道事務所	天神川	天神川	●		●
			小鴨川	●		●
			国府川	●		●
			三徳川	●	●	
	日野川河川事務所	日野川	日野川	●		●
			法勝寺川	●		●
	出雲河川事務所	斐伊川	中海	●	●	
鳥取県	鳥取県土整備事務所	千代川	野坂川	●	●	
			大路川	●	●	
		蒲生川	蒲生川	●	●	
			小田川	●	●	
		塩見川	塩見川	●	●	
		河内川	河内川	●	●	
		勝部川	勝部川	●	●	
			日置川	●	●	
	八頭県土整備事務所	千代川	八東川	●	●	
			私都川	●	●	
	中部総合事務所 県土整備局	天神川	三徳川	●	●	
		橋津川	東郷池	●	●	
		由良川	由良川	●		●
	西部総合事務所 米子県土整備局	斐伊川	加茂川	●	●	
			旧加茂川	●	●	
		佐陀川	佐陀川	●	●	
			精進川	●	●	
	西部総合事務所 日野県土整備局	日野川	日野川（霞）	●	●	
			板井原川	●	●	
国土交通省　計				11	4	8
鳥　取　県　計				19	18	1
合　　計				**30**	**22**	**9**

（3）水防警報（津波）を行う河川

発表＼河川の種類等		水系名	河川名	水防法に定める河川 水防警報河川
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川	●
			袋川（鳥取市相生町～千代川合流点）	●
	倉吉河川国道事務所	天神川	天神川	●
	日野川河川事務所	日野川	日野川	●
	出雲河川事務所	斐伊川	中海	●
合　　計				**5**

（4）水防警報（高潮・高波、津波）を行う海岸

河川の種類等 発表		海岸名	水防法に定める海岸 水防警報海岸
国	日野川河川事務所	皆生海岸	●
合　　計			1

5　水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。

各水防管理団体においては、毎年１回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

6　水防連絡会

県内の洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的とし、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡）、中部（倉吉市、東伯郡）、西部（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）の各地区で国土交通省、鳥取県、各市町村等からなる水防連絡会を開催する。

7　相互の協定

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつきあらかじめ相互に協定しておくこと。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　重要水防区域図の活用による住民への水害の危険性の周知
2　水防用資機材及び水防倉庫等の整備
3　水防連絡会による洪水、高潮等の災害防止対策の促進
4　水防に係る協定締結の促進

第３章　ダムを活用した河川治水

（中国地方整備局、中国四国農政局、県農林水産部、県県土整備部、県企業局、中国電力）

第１節　目的

この計画は、各々のダムが持つ機能を最大限に発揮することで、洪水による被害の発生を未然に防ぎ、又は軽減し河川流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第２節　ダム管理の総則的事項

１　ダムの設置者

県内のダムには、河川管理者である国（国土交通省）、県（県土整備部）が設置し、直接管理しているもののほか、河川管理者以外（県企業局等）が河川管理者の許可を受けて設置しているものがあるが、いずれの場合も河川管理上必要となる範囲で、その治水的機能の発揮に努めるものとする。

２　ダムの設置目的及び治水上の責務

県内のダムは、かんがい又は発電のいずれかの使用目的をもつ利水ダムと、洪水調節や上水道用水等、多目的の用途をもつ多目的ダムに分類される。

また、ゲート等の開閉操作等により洪水調整ができるダムと、そうでないものに分類され、治水上の責務が異なることに留意が必要となる。

（１）　洪水調節目的を有するダムについては、その目的を果たすため、最大限の措置を執るものとされている。

（２）　利水ダムであって、かつ、構造上洪水調節が可能なダムについては、本来的には洪水調節を主体的に実施する責務はないが、河川災害の発生防止について、河川管理者の指示に従う。

（３）　河川管理者は、利水ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき管理の適正を期するため、河川管理上の留意点について指導に努めるものとする。

３　下流域への配慮

ダムからの放流については、各々のダムがあらかじめ定めた操作規程等を遵守した上で実施することとなるが、その実施に当たっては、下流域の河川水位等を注視し、河川災害の発生を防止するよう努めるものとする。

一般的にダムからの放流は、降雨による流入等に比べ、下流域の河川水位を上昇させる要因としては決して高くないものの、特に台風や梅雨前線に伴う豪雨の場合等については、住民の不安解消に寄与する意味からも、できる限り河川災害が発生し得る要素を調節し、下流域への配慮に努めるものとする。

４　ダムによる洪水調節の限界

洪水調節を目的に有するダムについては、洪水時においてダムへの流入量よりもダムからの放流量を少なくすることにより、ダムより下流域の水位を低下させる等、各々の規模に応じた洪水調節機能を有しているが、計画上の想定を上回る流入量が生じた場合等には、一切の洪水調節機能を果たせなくなることが想定されるため、各々のダムのもつ限界点を踏まえた措置を講じるものとする。

５　河川管理者による緊急時の措置の事前検討

河川管理者は、河川法第５２条の規定等による緊急時の措置についてあらかじめ検討しておくものとする。

６　知事による要請の事前検討

防災会議の会長又は知事は、災害対策基本法に基づく指定地方行政機関、指定地方公共機関への各種の要請についてあらかじめ検討しておくものとする。

第３節　県内ダムの分類

県内のダムは以下のとおりである。なお、ここで対象とするダムは、河川管理者が治水を目的に設置したものに加え、利水を目的に河川管理者の許可を受けて河川区域内に設置した、基礎地盤から堤頂までの高さが１５メートル以上であるものをいう。

１　洪水調節を用途に含む治水ダム及び多目的ダム

（総貯水容量の単位は、千立方メートル）

名称	設置者	水系	河川名	洪水調節以外の用途	総貯水容量	ゲートの有無
菅沢ダム	国土交通省（管理含む）	日野川	印賀川	特定かんがい、工業用水道、発電	19,800	**あり**
殿ダム		千代川	袋川	不特定利水、上水道、	12,400	なし（人為操作不能）

				工業用水道、発電		
佐治川ダム	県 （県土整備部） （管理含む）	千代川	佐治川	不特定利水、発電	2,310	**あり**
百谷ダム		千代川	天神川	不特定利水	280	なし（人為操作不能）
賀祥ダム		日野川	法勝寺川	不特定利水、上水道	7,450	**あり**
東郷ダム		橋津川	宇坪谷川	不特定利水、かんがい	720	なし（人為操作不能）
朝鍋ダム		日野川	朝鍋川	不特定利水	1,380	なし（人為操作不能）

2　利水ダム等

（総貯水容量の単位は、千立方メートル）

名称	設置者	水系	河川名	用途	総貯水容量	ゲートの有無	備考
西高尾ダム	農林水産省	由良川	西高尾川	かんがい	2,010	なし	（＊１）
船上山ダム		勝田川	勝田川		720	なし	（＊１）
下蚊屋ダム		日野川	俣野川		3,860	なし	（＊２）
小田股ダム		洗川	倉坂川		2,000	なし	（＊１）
中津ダム	県（企業局） （管理含む）	天神川	小鹿川	発電	1,375	**あり**	
三朝調整池		天神川	美谷川		33	なし	
茗荷谷ダム		千代川	つく米川		612	**あり**	
三滝ダム	中国電力 （管理含む）	千代川	北股川		178	なし	
大宮ダム		日野川	印賀川		495	**あり**	
俣野川ダム		日野川	俣野川		7,940	**あり**	
美歎ダム	県（県土整備局）	千代川	美歎川	砂防	528	なし	（＊３）

＊１　北栄町、琴浦町が管理。（東伯地区土地改良区連合が操作を受託）

＊２　米子市、伯耆町、大山町、江府町が管理（大山山麓地区土地改良区連合が操作を受託）

＊３　美歎ダムは砂防ダムとして県県土整備部が管理。

第４節　ダム管理の留意点

１　操作規程等

各ダムの管理者は、それぞれに定めた操作規則・規程等に基づき、それぞれ洪水警戒体制等をあらかじめ定め、管理及び操作を行うものとする。

ただし、河川災害を防止する観点から、より有効な操作や、より安全性の高い操作があると認められる場合には、当該操作規則・規程等の修正も視野に入れた対策の整備に努めるものとする。

２　水位の管理

操作規則・規程等を有するダムについては、操作規則・規程等又は別途定める運用計画等に基づき、貯水量・水位の適切な管理に努めるものとする。

なお、近年見られるような台風や梅雨前線に伴う豪雨、又は局地集中的な豪雨等の降雨データや利水量を踏まえ、洪水調節機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて水位の運用体制等の見直し等に努めるものとする。

特に、台風の通過が見込まれる場合等の事前放流の活用については、利水の観点によるリスクを含め、積極的に導入の検討を行うものとする。

なお、導入に当たっては、利水面に十分配慮し、利水関係者の理解を求めるものとする。

３　放流に伴う下流域への影響

ダム管理者は、あらかじめ下流河川の状況を把握し、ダムからの放流との関係について十分な把握に努めるものとする。

操作規則・規程等のただし書きによる放流を行った場合等、過大な放流を行った際に下流域へ生じる河川水位の上昇の度合い等については、下流域において避難行動を開始する必要性を判断する上で重要であるため、各ダムの管理者は、平時から適切な情報を発出するための準備をあらかじめ講じるよう努めるものとする。その際、ダム管理者は必要に応じて河川管理者や市町村の協力を受けるものとする。

第５節　情報伝達体制の整備

１　ダム操作に関する情報の伝達体制

ダムの機能、操作方法及び警報に関する通知等が関係する地域等に十分周知徹底されるよう、必要な連絡体制や通報系統をあらかじめ整備し、関係機関との調整を行うものとする。

その際、ダム管理者は、下流域の市町村からの求めに応じ、情報の伝達先や伝達方法、その内容について弾力的な対応を行う等、流域の水防体制の強化に寄与するよう配慮するものとする。

なお、県内のダムについては、原則として日本海に至るまでの下流域全市町村を伝達先とする。

２　ダム相互の連絡体制

同一水系のダムについては、放流時期の重複等により、下流域の河川水位に想定外の影響を与えるおそれがあるため、必要に応じて相互に連絡調整を行う体制を平時から構築するよう努めるものとする。

３　わかりやすい情報の提供

情報の伝達に当たっては、伝達先の視点に立ち、できる限りわかりやすい表現を用いるものとする。また、情報の錯綜や混乱の防止のため、誤解を招くおそれのある表現を用いることのないよう配慮するものとする。

第６節　ダムに関する理解の促進

１　市町村・住民への周知

ダムが有する能力や、災害が発生するおそれがある場合の操作方法等について、下流域市町村や県民の十分な理解を得ておくことは下流域の安全対策上必要であるため、ダムに関する理解を深める場を創設する等し、下記の点等について平時から周知に努めるものとする。

（1）　ダムの主目的・構造等

（2）　洪水調節機能の有無

（3）　緊急時の操作方法

（4）　放流情報等を発する時期と、情報の意味

（5）　ダムの洪水調節機能の限界と、その際に想定される影響

２　関係機関等との連絡会議等の設置

（1）　ダムに関する知識や情報については、下流域の水防関係機関等に広く周知することが、河川管理上有効であり、また、安心・安全情報の提供の意味でも有意義であると認められるため、県、河川管理者、下流市町村等と連絡会議等を設け、随時情報交換等を行うとともに、ダムに関する理解を深める契機とするよう努めるものとする。

なお、ダム管理者以外が連絡会議等を設けた場合には、当該会議等を活用するものとする。

（2）　河川管理者は、必要に応じ、同一水系のダム管理者、下流域の市町村と合同で意見交換等を行う場の創設について検討するものとする。

（3）　市町村は、ダムに関する地域住民の理解を深めるため、地域住民等に対して説明会を開催する等、ダムに関する情報の普及啓発を図るものとする。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　関係機関との連絡会議等の設置

２　地域住民へのダムに関する情報の普及啓発

第４章　ため池・樋門の管理体制の強化

（中国地方整備局、県農林水産部、県県土整備部、市町村）

第１節　目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第２節　実施主体

１　ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は市町村や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、県、市町村は管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

２　樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

第３節　ため池の管理体制の強化

１　ため池の状況把握

市町村は、管轄内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

２　ため池の管理体制の強化

（1）　県は、ため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

（2）　県及び市町村は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

（3）　県、市町村、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から市町村、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

（4）　市町村は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

３　ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、県・市町村が連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に市町村が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1　ため池の状況把握

2　ため池の管理体制の強化

第５章　土砂災害防止計画

（鳥取地方気象台、近畿中国森林管理局、中国地方整備局、県危機管理局、
県農林水産部、県県土整備部、市町村、消防局）

第１節　目的

土砂災害から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と県民の防災意識の啓発を図る。

第２節　土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（本節において以下「法」という）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

また、基礎調査結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、著しく土砂災害のおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要及び指定箇所は資料編のとおり。）

２　土砂災害警戒区域における対策

（１）　緊急時警戒避難体制の整備

市町村は、法第７条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記事項を定め、警戒避難体制を整備するものとする。

ア　土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予警報や避難勧告等の発令基準やその住民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ　土砂災害警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

（２）　土砂災害ハザードマップの作成

市町村は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ周知する。

３　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

（１）　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制
（２）　建築基準法に基づく建築物の構造規制
（３）　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
（４）　移転者への資金等の支援
（５）　区域内の住宅建替等への資金等の支援

４　重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法に基づき、県は地滑り、また、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難勧告・避難指示の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

第３節　土砂災害に関する情報提供

１　土砂災害の前兆現象の把握

県及び市町村は、住民に土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする（伝達先：市町村役場又は県の各県土整備事務所又は総合事務所県土整備局維持管理課）。

なお、土砂災害の前兆現象の傾向については、資料編のとおりである。

２　住民等への土砂災害警戒情報等の周知

（１）　県は、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報をはじめ、雨量情報や過去の災害情報等をインターネット等で配信することにより、市町村や地域住民等へ警戒避難等の参考となる情報を迅速に提供し、防災活動の充実に資するものとする。

（２）　市町村は、避難勧告等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難勧告等の発出方法を検討し、市町村地域防災計画に明示しておく。

３　住民等への土砂災害警戒区域等の周知

（１）　県は、土砂災害警戒区域等の公示図書や土砂災害危険箇所図を市町村に送付するとともに、ホームページに掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供手段を講じる。また、県は、山地から発生する崩壊や土砂流出による山地災害危険地区（資料編のとおり）についても、市町村にその位置図を送付し、ホームページへの掲載などによる住民への情報提供を行う。

（２）　市町村は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

４　住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

（１）　県又は国は、法に基づき、緊急調査の結果により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を関係市町村の長に通知するとともに、住民に周知させるため必要な情報提供を行う。

（２）　県又は国は、法に基づき、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、関係市町村の長に随時提供するように努める。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　緊急時警戒避難体制の整備
２　土砂災害ハザードマップの作成
３　土砂災害警戒区域等の把握
４　住民等への土砂災害警戒区域等の周知
５　山地災害危険地区の把握
６　住民への山地災害危険地区の周知

第２部　災害応急対策計画

第１章　水防計画

（大阪管区気象台、中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、鳥取県における洪水、津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減するとともに、公共の安全の目的をもって県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、一つの水防団体と他の水防団体との間における協力及び応援並びに必要な資機材の整備と運用について、水防法第７条の規定に基づき定めるものである。

第２節　総則

１　水防団の設置

本県においては、水防法にいう水防団に代えて、消防団を水防活動に当たらせる。

２　実施者

水防活動は、水防管理団体がこれに当たり、その技術上の指導は、千代川、天神川、日野川及び斐伊川の国土交通省管理区間については国土交通省河川国道（河川）事務所の担当者が、その他の河川については県県土整備事務所・総合事務所県土整備局の担当者がこれに当たる。

３　地勢及び河川の状況

（１）　地勢

本県は東西に長く、中国山地が北に偏しているため、河川は北流して日本海に注ぐ単独河川が多く、勾配は急しゅんで降雨時の増水は甚だ急である。千代川、天神川、日野川、斐伊川の４河川は、流路はやや長いが、他の河川は流路短小である。従って、県下各河川は概ね次の２つに分けることができる。

ア　千代川、天神川、日野川、斐伊川

イ　各単独中小の河川及び前記河川の支派川（分岐して流れる川）

（２）　被害の状況

ア　千代川、天神川、日野川、斐伊川の４河川は、いずれも流域に本県有数の平野を有し県農産物の主産地であるが、一度この河川がはん濫するときは、流域の住民、家屋、産業、交通等に甚大な影響を及ぼす。

イ　前記４河川以外の河川はいずれも勾配が急しゅんで増水の速度は極めて早く、大増水時はもちろん季節降雨程度の増水においても堤防の決壊、田畑の流出等の被害を生ずる。

４　増水期

本県では、増水期を当面のところ６月１０日から１０月２０日までとしており、当該期間内の堤防工事、河道内の工作物の工事等は、破堤や大規模災害を引き起こすおそれがあるため、特にやむを得ない事情がある場合を除き、原則として実施しないものとし、当該期間内の河川許可工作物に係る工事についても原則として許可しないものとする。

なお、増水期前後には河川パトロールや河川施設の補修等の対策を講じるものとする

５　水防に関する定義

（１）　水防本部

本県における水防を統括するために設置し、本部事務所を県県土整備部河川課内に常置するが、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

（２）　水防管理団体

水防の責任ある市町村

（３）　指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、鳥取県知事が指定した次の１９団体を示す。

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

（４）　水防管理者

水防管理団体である市町村の長

（５）　水防の機関

鳥取県東部広域行政管理組合消防局（鳥取市、岩美郡、八頭郡）

鳥取中部ふるさと広域連合消防局（倉吉市、東伯郡）
鳥取県西部広域行政管理組合消防局（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）
各市町村消防団

６　水防に関する責任

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

（１）　水防管理団体

水防管理団体である市町村は、水防法第３条第１項の規定により各自の水防計画に基づき、各々のその管理区域内の水防を十分に果たさねばならない。

（２）　水防本部の責任

水防法第３条の６の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

（３）　地方気象台の責任

水防法第 10 条の規定により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を県に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

（４）　放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。（水防法第 27 条）

（５）　地元居住民の責任

水防法第 24 条の規定により水防管理者、水防団体又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

７　費用負担

水防法第 41 条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

８　公用負担権限

（１）　公用負担権限

水防法第 28 条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することかできる。

ア　必要な土地の一時使用　　イ　土地、土石、竹木その他資材の使用
ウ　車両その他の運搬用機器の使用　　エ　工作物その他障害物の処分

（２）　公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

（３）　公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を２通作成して、その１通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

（４）　損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

９　河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）　水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）　水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）　堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

（４）　重要水防箇所の合同点検の実施

（5） 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（6） 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（7） 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３節　水防の組織と機構

水防組織については、以下に定めるところによるが、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

１　鳥取県水防体制図

※１　各管理ダムにおける水防体制は、各ダムごとの洪水警戒体制による。

２　県における水防組織系統

県水防本部は、水防法第 10 条の規定による気象状況の通知を受けたときは、次の機構により事務を処理する。

（1） 組織系統

ア　水防本部長（知事）

水防本部の事務を掌握する。

イ　副本部長（副知事）

水防本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、これに代わる。

ウ　指揮官（県土整備部長）

水防本部長及び副本部長を補佐し、各班を指揮監督する。

エ　指揮官付（県土整備部次長）

指揮官を補佐し、指揮官に事故あるときはこれに代わる。

※情報連絡班及び資材班の班構成については、別に定める「鳥取県水防体制」を参照すること。

（２）　水防本部事務分担

水防本部員の事務分担は鳥取県水防体制に示すとおりであるが、本事務分担表において定める者は水防本部としての責任を果たすため、その責務の重大性にかんがみ常に気象、水位、雨量状況等の変化に注意し、水防事務の完全な遂行に支障を来さないようにしなければならない。

（３）　現地指導隊事務分担

現地指導にあたる県土整備事務所・総合事務所県土整備局の事務分担に定めた者は、所管区域内の市町村が行う水防が十分に目的達成できるよう指導しなければならない。

３　各機関の役割

機関の区分	実施する業務
河川管理者 （国土交通省・県）	・現地パトロール ・防災に必要な情報（雨量、水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供 ・現地指導隊として、危険箇所で必要な水防工法の指示　　等
水防管理団体（市町村）	現地で活動する消防団の総括、指揮
水防機関（消防局・消防団）	現地での水防活動
・ＦＡＸ又はインターネットにより情報の共有化 ・現場の状況に応じ、県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）と水防管理団体が連携し水防活動を実施	

第４節　情報等の収集及び伝達

１　気象状況連格

（１）　鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機対策・情報課が受報及び水防本部を含む県関係各課及び市町村等及び関係機関への伝達を行う。特に、特別警報については、直ちに市町村に伝達・通知する。

（２）　情報を受けた水防本部情報連絡班は、必要に応じて直ちに県土整備事務所・総合事務所県土整備局へ情報を伝達する。

（３）　情報の伝達系統については、災害応急対策編（共通）第３部第１章「気象情報の伝達」参照。

２　水防警報

（１）　水防法第 16 条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

（２）　水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

【水防警報河川（県内河川共通：洪水）】

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位がはん濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

【水防警報河川（県内河川共通：津波）】

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【水防警報海岸（皆生海岸：高潮・高波）】

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	日吉津観測所の波高が2.8m以上かつ波浪警報が発令された場合。
2	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	日吉津観測所の波高が4.2mを越える恐れがあり、ＣＣＴＶ情報等により越波が発生し、浸水被害等が発生すると考えられる場合。
3	距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	日吉津観測所の波高が4.2m以上となった場合。
4	距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	日吉津観測所の波高が4.7m以上となった場合。
5	距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	日吉津観測所の波高が4.7mを下回り、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、激しい越波による危険が解消した場合。
6	解除	激しい越波のおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	日吉津観測所の波高が2.8mを下回りかつ波浪警報が解除された場合。

【水防警報海岸（皆生海岸：津波）】

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

（3） 水防警報の通知

ア 国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に関係団体へ情報伝達するものとする。

イ また、県は当該水防警報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

［通報系統図：知事が水防警報を発したとき］

［通報系統図：国土交通省が水防警報を発したとき］

※１ 国土交通省河川（国道）事務所から市町村への通報は、水防警報については運用上の取扱いである。（ただし、出雲河川事務所を除く）

なお、水位周知河川における水位情報は、市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、必ず通報しなければならない（平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係）。

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。（平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係）。

※２ 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。（平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係）

※３ 国土交通省出雲河川事務所発令及び水防警報海岸の場合は、県空港港湾課、境港管理組合にも通報する。

3 水位周知

水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を、水位周知河川として指定する。

（1） 避難判断水位到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速にかつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ また、県は当該避難判断水位到達情報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

［通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき］

水防警報の通報系統に同じ。

［通報系統図：国土交通省が避難判断水位到達情報を発したとき］

水防警報の通報系統に同じ。ただし、※３を除く。

（２） 市町村における避難対策の実施

避難判断水位は、市町村長が避難勧告を発令する際の目安となる水位であることから、避難判断水位到達情報の通知を受けた市町村は、避難勧告の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者については、原則避難措置を行うものとする。

4 洪水予報

（１） 水防法第 10 条、第 11 条及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

［洪水予報のレベル］

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル５	洪水警報	はん濫発生情報	＜はん濫発生＞	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル４		はん濫危険情報	はん濫危険水位	・住民の避難完了 ・状況によっては、市町村の避難指示の発令
レベル３		はん濫警戒情報	避難判断水位	・市町村の避難勧告等の発令の目安 ・住民の早期避難行動
レベル２	洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位	・市町村の避難準備情報発令の目安 ・水防団出動
レベル１	（発表なし）	（発表なし）	水防団待機水位	・水防団待機

（2） 洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。

［通報系統図：鳥取県・気象台が洪水予報を共同発表したとき］

［通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき］

※１　国土交通省河川（国道）事務所及び県の市町村への通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への伝達である。（平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係）

※２　鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

（3） また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。

５　雨量・水位及び潮位の通報

（1） 雨量・水位の情報収集

ア　県及び市町村は、県内の主要河川の水位及び雨量について、鳥取県防災情報システム、河川情報センター

の流域総合情報システム及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

イ　水防法第 12 条及び第 12 条第２項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位及びはん濫注意水位を超える恐れがあるときは、（１）の手段により情報の収集に努めるものとする。

（２）　雨量の通報

ア　水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めたとき、又は鳥取地方気象台から要求のあった場合は、管下各県土整備事務所・総合事務所県土整備局と緊急な連絡をとり必要に応じ各管下の雨量を報告させるとともに、直ちに鳥取地方気象台に通知する。

イ　鳥取地方気象台は、県内の気象台管理の雨量を速やかに水防本部に通知する。

ウ　各県土整備事務所・総合事務所県土整備局はすすんで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

（３）　水位の通報

ア　水防法第 13 条第２項の規定により、避難判断水位を定めた水位周知河川の水位がこれに達したとき、河川管理者は関係機関、市町村に通知し、住民に周知しなければならない。

イ　県の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局はすすんで水防本部と連絡をとり、常に管内の洪水状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

（４）　潮位の通報

検潮儀の観測者は、高潮の危険が予知される気象通報を受けたときは、水防本部へ報告しなければならない。報告の主な事項は次のとおり。

ア　風速及び風向の概略

イ　潮位及び防波堤の基準面からの高さ

ウ　波高（潮位の動きの平均から波頭までの高さ）及び波頭から防潮堤までの余裕

（５）　通報を受けた時の処置

ア　水防本部は、上記により雨量及び水位の通報を受け、水防体制をとる必要があるときは、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局及び水防管理団体へその旨を通知する。

イ　各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が通報を受けたときは、水防本部に連絡の上処置を仰ぐものとし、緊急の場合は直接水防管理団体へ連絡して、適切な処置を行う。

第５節　水防配備と出動

１　水防配備体制

異常気象時及び災害時において、常時勤務から水防配備体制への切替えを行い、洪水、津波又は高潮時に際し水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するために水防配備体制の種別と基準を別表のとおり定める。

【水防配備体制の種別と基準】

		準備体制	第一配備体制			第二配備体制	
時期	始期	ＳＴＥＰ１	ＳＴＥＰ２	ＳＴＥＰ３	ＳＴＥＰ４	ＳＴＥＰ５	
		①次の気象注意報の１以上が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報	①次の気象警報の１以上が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)波浪警報 (4)洪水警報 ②水防警報河川の１以上の水位が水防団待機水位に達し、流域内の雨量	①水防警報河川の１以上の水位がはん濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況から、なお水位上昇が予想されるとき［出動・指示］ ②土砂崩落や	①災害警戒本部が立ち上がったとき（津波注意報の場合を含む）。 ②水位周知河川の１以上の水位が避難判断水位を突破し、流域内の雨量からなお水位上昇が予想されるとき。	①災害対策本部（非常体制（１））が立ち上がったとき（津波警報の場合を含む）。 （ただし、発令基準の要因が県内に関係しない場合には、知事が必要と認めた場合を	①災害対策本部が立ち上がり非常体制（２）に移行したとき。 （ただし、発令基準の要因が県内に関係しない場合には、知事が必要と認めた場合を除き、河川課長の判断により

			の状況から水位の増加が十分に認められるとき［待機・準備］	冠水等が発生し、河川課長が必要と認めたとき。	③次の気象警報の１以上が発表されたとき。 (1)土砂災害警戒情報 (2)記録的短時間大雨情報	除き、河川課長の判断によりＳＴＥＰ４以下に体制を縮小することができる）	ＳＴＥＰ４以下に体制を縮小することができる）
	終期	①気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。	①気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。②水防団待機水位を下回り、水防警報が解除され、その必要がなくなったとき。			①災害対策本部が解除され、その必要がなくなったとき。	

		準備体制	第一配備体制	第二配備体制
準備体制と活動内容	水防本部	①　情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、主として情報連絡活動に当たる。 　事態の推移によっては、直ちに関係者の招集並びに現地指導隊、水防管理団体等に指示ができる準備をすすめる。	①　情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、情報連絡を主として現地指導隊長、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道（河川）事務所と連絡を密にし、現地指導隊、水防管理団体等に適切な指示をする。	①　情報連絡班、資材班全員がこれに当たり、現地指導隊、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道（河川）事務所、自衛隊等と連絡を密にし、情報収集と適切な指示をする。
	現地指導隊	①　現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にするとともに、事態の推移によっては関係者を直ちに招集し、現地指導ができるように準備する。	①　現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に連絡する。	①　現地指導隊全員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にし、的確な指示と情報を水防本部及び水防管理団体に連絡し、被害の実情を的確に把握の上、関係方面に連絡する。
	水防管理団体	①　水防管理団体の長は、河川及びため他の水位が急激に上昇し、消防団員の出動の必要が予測されるときは管下消防団体並びにため池、樋門の管理者に対し、巡回出動の準備をさせる。	①　水防管理団体の長は、管下各消防団に重要水防区域を巡視させ、また、ため池、樋門の巡視をさせる。（津波の場合は各管下海岸） ②　巡視中異常を認めたときは、付近住民等の協力を得て適切なる処置を取るとともに、管内団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。	①　水防管理団体の長以下各消防団員全員が、各管下重要水防区域を巡視点検する。（津波の場合は各管下海岸） 　また、ため池、樋門の管理者に対し、ため池、樋門の現地を点検させる。 ②　異常を認めた時の適切なる処置、またこの現状を、管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡するのは勿論、適時現況を管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。
	各ダム管理事務所	配備体制、配備時期、活動内容は、鳥取県水防体制９．各ダム洪水警報体制による。		

２　監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、その他特に重要な危険箇所に重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管県土整備事務所、総合事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

３　水防管理者の警察官出動の求め

水防管理者は水防のため必要があると認めたときは、水防法第 22 条に基づき所轄警察署長に警察官の出動を求めることができる。

４　自衛隊の出動要請

（１）　県（危機管理局）は、気象状況により、事前に災害発生のおそれが大きいとみなされるときは、陸上自衛隊第８普通科連隊長に対し連絡幹部の派遣を要請するものとする。

（２）　災害が発生し、市町村水防管理団体のみにて防ぎょが困難とみなされるときは、前項連隊長に災害派遣隊の出動を要請するものとする。

（３）　要請手順については、災害応急対策編（共通）第４部第７章「自衛隊の災害派遣要請」による。

５　県建設業協会への応援要請

（１）　県は、県災害対策本部が設置されたとき、又は設置されたときと同程度の災害で、県が必要と認めたときは、協定に基づき、県建設業協会に対し、水害防御のための応急措置作業の応援を要請するものとする。

（２）　県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、上記（１）の場合、所管区域内の県建設業協会支部の所属会員である協力会社に対し、出動を要請する。

（３）　上記（２）の要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は電話により出動を要請し、後日文書を提出するものとする。

６　輸送

（１）　水防資材の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。

（２）　水防資機材等の輸送経路は次のとおりである。

区間		第一輸送路	第二輸送路
自	至		
県庁	東部庁舎	若葉台東町線を南吉方から鳥取国府岩美線により東部庁舎に至る。	若葉台東町線を吉方から鳥取国府線により東部庁舎に至る。
〃	八頭庁舎	若葉台東町線から国道29号により郡家に至る。	国道53号を河原から河原郡家線により郡家に至る。
〃	中部総合事務所	国道９号を原から倉吉青谷線により倉吉に至る。	国道９号を田後から国道179号により倉吉に至る。
〃	国土交通省鳥取河川国道事務所	国道53号田園町より事務所に至る。	県道田島片原線田島より事務所に至る。
〃	国土交通省倉吉河川国道事務所	国道９号を田後から国道179号により事務所に至る。	鳥取鹿野倉吉線を松原から鹿野を経て倉吉に至る。
〃	国土交通省日野川河川事務所	国道９号吉岡より事務所に至る。	
中部総合事務所	西部総合事務所	倉吉由良線を由良から国道９号にて米子に至る。	国道179号を田後に出て国道９号により米子に至る。
西部総合事務所	日野庁舎	国道181号にて根雨に至る。	国道180号にて根雨に至る。

（３）　このほか鉄道沿線市町村へ緊急輸送を行う場合は鉄道を使用することもある。

（４）　市町村水防管理団体においても、上記に準じて計画を定めておくものとする。

第６節　水防作業

１　作業の留意事項

（１）　水防工法は、その選定を誤らない限り１種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行い極力被害の防止に努めなければならない。

（２）　特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくず

れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

２　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波で津波来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波では、短時間のうちに津波が来襲するため、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

３　安全配慮

（１）　洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

（２）　避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

４　応援

（１）　水防法第 23 条の規定により、水防管理者は緊張あるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。

（２）　なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の指導下に行動する。

５　水防標識と身分証票

水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動とするため、次の標識及び証票を定める。

（１）　水防標識（資料編参照）

ア　水防要員の標識（左腕に水防の腕章をつける）

イ　車馬の標識

（２）　身分証票（資料編参照）

水防要員の標識

６　水防信号

水防法第 20 条の規定により、本県水防団の水防信号を下記の二種に定める。

（１）　出動信号

水防団員及び消防団員全員出動

（２）　危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

（水防信号）

種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○－○－○　　○　　○－○－○　　○ ３点と１点の斑打	○－　　○－ 10秒　10秒　10秒
危険信号	○－○－○－○－○　　○－○－○－○－○ ５連打	○－　　○－ 30秒　30秒　30秒

７　決壊等の通報並びに決壊後の処置

（１）　水防法第 25 条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、所轄消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管総合事務所長（東部圏域においては東部振興監）及びはん濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。

（２）　総合事務所長（東部圏域においては東部振興監）は、これらの報告を受けたときは、速やかに水防本部長、危機管理局長、所轄警察署長並びに所轄消防署長その他必要な所に連絡をするとともに、係員を出動させ指導に当たらせる。

（３）　水防法第 26 条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえどもはん濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

第７節　避難のための立退き

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

１　立退き計画の作成等

水防管理者（市町村長）は、地元警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

２　水防管理者の立退きの指示

（１）　洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。

（２）　水防管理者が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

第８節　水防解除及び顛末報告

１　水防解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、所管県土整備事務所・総合事務所県土整備局に対しその旨を報告するものとする。

２　水防顛末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳）により、遅滞なく県土整備事務所・総合事務所県土整備局に報告し、県土整備事務所・総合事務所県土整備局はこれをまとめて水防本部に提出するものとする。

第９節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　各市町村の管理区域における水防対策の実施
２　公用負担権限
３　水防情報の収集
４　河川の監視及び警戒
５　関係機関への応援要請
６　決壊時等の通報並びに決壊後の処置
７　避難のための立ち退きの指示

第２章　緊急時のダム管理

（中国地方整備局、中国四国農政局、県農林水産部、県県土整備部、県企業局、中国電力）

第１節　洪水警戒体制

ダムの管理者は、気象状況の通報を受けたとき、又は増水のおそれを察知した場合は、水位の変動を監視し、下記に従い必要な措置をとるものとする。

１　ダムの管理要領

ダムごとにあらかじめ定めた水防体制・洪水警戒体制により、警戒に当たるものとする。

なお、洪水が予想されるとき等の管理要領は概ね以下のとおりである。

（1）　ダムの管理要員を呼集、配置

（2）　器具、機材、資材の点検及び整備

（3）　気象情報の収集

（4）　関係機関に対する通報及び記録の作成

２　関係機関への通報

下記の場合において、関係機関に通報するものとする。

（1）　洪水に備えた体制に切り替えたとき

（2）　放流を行うとき

第２節　ダムの放流操作

１　放流操作の実施

ダムの管理者は、洪水が予想されるとき等には必要に応じ、あらかじめ定めた操作規則・規程等に基づき放流操作を行う。具体的な操作は、概ね以下のとおりとする。

（1）　洪水のおそれが大きいとき等

平常時最高貯水位（常時満水位）、流入量を基準に貯留又は放流

（2）　洪水が発生しているとき

洪水調節ができるダムにあっては洪水調節（下流域が急激な水位変動とならないように貯留及び放流）

２　放流操作の留意点

（1）　ダムからの放流は、努めて下流に急激な水位の変動を生じないよう適切に行うものとし、特に増水初期における放流の急激な増加を避けるものとする。

（2）　気象状況や下流の河川水位等を踏まえた放流操作に努めるものとする。

（3）　必要に応じ、同一水系のダムの放流状況について随時情報共有や放流調整を行うものとする。

３　事前放流の実施

（1）　事前放流を導入することとしたダムの管理者は、台風等による大雨が見込まれる場合等、洪水調節機能を一時的に高めるために、必要に応じて事前放流を実施するものとする。

（2）　事前放流の実施に当たっては利水関係者等とあらかじめ調整を図るものとする。

（3）　洪水発生のおそれがなくなった後は、貯水量の回復に努める等、事前放流で失った利水面での機能維持や機能回復にできる限り配慮するものとする。

４　発電施設への協力要請等

（1）　多目的ダムであって、水力発電施設の運転によりダムの貯水量を低減させ、結果的に事前放流と同様の効果が見込まれるダムについては、台風の接近が見込まれる場合等、必要に応じてダム管理者から当該発電施設の管理者に対し、水力発電施設の運転によるダムの水位の低下について協力を求めるものとする。その際、当該発電施設の管理者は、本章の趣旨を踏まえ、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（2）　発電を目的とした利水ダムであって、上記(1)と同様の効果が見込まれるダムについては、必要に応じて自ら同様の措置を行うよう努めるものとする。

第３節　ダムの水位情報等の収集

県内各ダムのダム情報を県県土整備部が収集し、洪水調節等開始予告時、開始時、終了時に県災害対策本部へ報告する。（県災害対策本部が未設置の場合は、県危機管理局へ報告する。）

なお、各ダムの情報伝達系統は以下のとおり。

1　国（国土交通省）管理のダム

2　国（農林水産省）関係のダム

（1）　西高尾ダム、船上山ダム、小田股ダム

（2）　下蚊屋ダム

3　県（県土整備部）管理のダム

4　県（企業局）管理のダム

5　中国電力管理のダム

第４節　ダムの水位情報等の伝達体制

1　ダム管理者からの水位情報等の伝達

（1）　ダムの管理者は、ダムの状況及びダムに関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

（2）　ダムからの放流を開始する場合のみならず、放流中においても、必要に応じて迅速かつ適切に情報の伝達を行うものとする。

（3） 特にダムの放流に伴う河川水位に与える影響については、下流域市町村の水防活動や避難情報発出の判断の参考となることや、影響の程度によっては安心情報の提供につながることを踏まえ、できる限り具体的かつ簡潔な情報を迅速に通報するよう努めるものとする。

なお、誤解防止のために明示すべき注意点を以下に例示する。

ア 定点における上昇値

イ ダム放流の影響に限定した変動値

ウ ピーク時点の放流水が到達する目安となる時刻

（4） 操作規則・規程等の定めによるもののほか、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行うものとする。

2 市町村の伝達

市町村は、上記１の伝達等を受けた場合、必要に応じ、速やかに住民に伝達するものとする。伝達に当たっては、気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、必要に応じてあらかじめ定めた方法により住民へ注意喚起や避難情報の発出を行うものとする。

なお、ダム管理者が通報した河川水位の上昇見込みについては、河川断面の違いによる差や、不測の事態による状況の変化等が生じることが十分考えられるため、参考数値であることを念頭に置いた上で情報活用を図るものとする。

第５節 河川管理者の総合調整

1 流域の状況把握・情報分析

河川管理者は、放流情報や気象状況等の収集情報を総合的に勘案の上、流域の状況把握や、洪水発生のおそれについての状況分析に努めるものとし、必要に応じてダム管理者、市町村等と連携し、河川管理上必要な総合調整に努めるものとする。

2 河川法第 52 条等による措置

河川法第 52 条の規定に基づき、河川管理者は洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

（1） 河川管理者は、緊急時において、より積極的に利水ダムを活用して災害の発生の防止又は軽減を図るため、河川の状況を総合的に考慮の上、下記のうち必要な措置について指示を行うものとする。

また、河川法第 52 条の適用を受けないダムについても、これに準じた措置を執るよう努めるものとする。

ア 事前放流の指示

洪水発生前に洪水調節を行うことができる空虚容量を確保するため、ダムから放流を行うことの指示で、下流の河川の状況を十分に考慮の上、適切な放流の時期及び方法を示す。

イ 貯留制限の指示

洪水発生前に、貯留を進めているダムに対し、貯留を止め、又は制限することを求める指示で、事前放流を伴う。

ウ 洪水調節の指示

ダム地点に洪水が発生しているときにおいて、当該洪水をダム操作によって調節することの指示である。調節の方法は、洪水の発生状況やダムの空虚容量等によって一様ではないので、ダム管理者との緊密な連絡により適切な方法を示して指示する。

エ 解除の指示

洪水がピークを過ぎ、洪水調節の必要がなくなったときに、洪水調節を行うことを止めることの指示を行う。

（2） 一級河川に係る河川法第 52 条に基づく指示を行う権限については、一律に国土交通省が有しているため、一級河川の県管理区間の取り扱いについては留意が必要である。

（3） 当該指示により利水のための貯水を放流することは、ダム管理者において不利益を生じる場合があるが、公共用物たる河川を大規模に利用する権利を有する者が、当該河川に発生する災害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制限を蒙ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であるが、河川管理者においては、当該措置が権限の濫用にならないよう留意するとともに、ダム管理者においては、下記の点に留意するものとする。

ア 指示を受けたダム管理者においては、指示の趣旨を踏まえ、河川管理者と緊密な連絡の上、適切な操作等を行うものとする。

イ　ダム管理者は、緊急時において河川管理者からの指示等があることについて、あらかじめ利水関係者に周知を図るものとする。

３　水防警報等の発出

河川管理者は、ダム管理者から伝達された水位情報等を踏まえ、気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、あらかじめ定めた方法により、県、市町村、関係機関に対し、水防警報や洪水予報等を発出するものとし、関係機関と連携して必要な水防活動等を実施するものとする。

第６節　災害対策基本法による要請等

知事は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県又は市町村の実施する当該区域における応急措置のため必要があると認められるときには、災害対策基本法第 70 条等に基づき、指定地方行政機関、指定地方公共機関等に対し、河川管理を含む総合的な応急措置の実施等についての要請等を行うものとする。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　ダムの水位情報等の伝達体制

第３章　ため池・樋門の応急対策

（中国地方整備局、県農林水産部、県県土整備部、市町村）

第１節　目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第２節　情報収集及び情報伝達

１　ため池の情報収集

２　ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

（１）　災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき

（２）　余水吐が計画溢流水深に達したとき

（３）　計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

３　樋門の情報収集

第３節　非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとする。

１　非常時のため池の管理

（１）　ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。

（２）　時間雨量 30ｍｍ以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

ア　ひ管を抜くこと。（取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること）

イ　流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

ウ　流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。

エ　監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係集落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。

オ　放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

カ　水位の上昇度を 15 分ごとに調べる。

キ　その他急変の場合は早急に連絡する。

（３）　監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土ひょう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

（4） 洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。
水こう門、用排水ひ門、ため池、貯水池等は資料編一覧表を参照のこと。
（5） 県総合事務所（農林局）（東部圏域においては東部農林事務所）は、市町村・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

２ 非常時の樋門の管理（洪水等）

（1） 警戒体制
樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。
（2） 警戒体制における措置
樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
ア 操作員の配置
イ 樋門の操作のための点検
ウ その他樋門の管理上必要な措置
（3） 操作の方法
ア 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
イ 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。
（4） 警戒体制の解除
洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
（5） 操作時の安全確保
ア 樋門の管理者は、洪水等に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。
イ 樋門操作時には、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。

３ 非常時の樋門（河口部・海岸部）の管理（津波）

（1） 警戒体制
樋門の管理者は、津波により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。
（2） 警戒体制における措置
樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
ア 操作員の配置
イ 樋門の操作のための点検
ウ その他樋門の管理上必要な措置
（3） 操作の方法
ア 操作員は、排水樋門について、津波の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
イ 操作員は、用水等の樋門について、津波時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。
（4） 警戒体制の解除
津波による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
（5） 操作時の安全確保
ア 樋門の管理者は、津波に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。
イ 樋門操作時には、津波からの避難先や避難時間の確保、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。

第４節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 災害時のため池に関する情報連絡体制

大規模事故対策編

第１部　災害予防計画

第１章 大規模事故予防体制の整備

（県危機管理局、県地域振興部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、その他関係機関）

第１節　目的

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

第２節　想定される大規模事故

１　想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

（1）　道路災害　（2）　鉄道災害　（3）　航空災害　（4）　海上災害　（5）　危険物等の災害

２　想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

第３節　防災体制の整備

１　各機関の防災体制

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

２　応急対策体制の研究・点検・整備

（1）　人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

（2）　災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

（3）　訓練を通じた検証

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

第４節　地域の協力体制の構築

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、県及び市町村は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。（災害予防編（共通）第 10 部第 1 章「民間との防災協力体制の整備」参照）

第５節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　大規模事故対応体制の整備

２　大規模事故に対する地域の協力体制の整備

第２章 大規模道路災害の予防

（県県土整備局、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路）

第１節　目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

第２節　災害予防対策の推進

１　道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

（１）　気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

（２）　道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

（３）　道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

（４）　道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

２　警察本部の措置

警察本部は、次の事項に留意し道路交通の安全を確保するための情報の充実に努めるものとする。

（１）　道路交通の安全にかかる情報収集及び連絡体制の整備を図る。

（２）　交通安全施設等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

３　落石対策

（１）　道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

（２）　また、警察本部及び消防局等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への連絡体制に留意する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村管理道に係る道路交通安全のための情報の充実

２　市町村管理道に係る落石危険箇所の把握及び整備

第３章　大規模鉄道災害の予防

（ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道、県地域振興部、消防局、警察本部）

第１節　目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

第２節　災害予防対策の推進

１　鉄道事業者の災害予防対策

鉄道事業者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

（１）　共通的な対策

ア　鉄道施設の保守整備に努める。（線路斜面の落石の防止等）

イ　鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。

ウ　迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。

エ　県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。

オ　鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。

カ　踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。

キ　強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。

ク　過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。

ケ　乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。

コ　異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。

サ　担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。

シ　緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。

ス　列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的に実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

（２）　ＪＲ西日本

平成 17 年５月にＪＲ西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進ちょくを図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

ア　安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。

イ　現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。

ウ　安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。

エ　安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。

オ　ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

（３）　智頭急行、若桜鉄道

上記のＪＲ西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

２　除雪・雪害対策

（１）　除雪体制

ア　列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、ＪＲ西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立する。

イ　また、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

（２） 防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

３ 落石・倒木対策

（１） 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。

（２） また、県、市町村、警察本部及び消防局等の関係機関及び鉄道事業者は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

４ 鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

（１） 鉄道事業者から消防局への事故通報
（２） 二次災害の防止
（３） 救助隊の現場誘導
（４） 乗客の避難誘導
（５） 電源等の安全管理
（６） 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
（７） 特殊な場所への進入
（８） 救助資機材の調達
（９） 大規模災害時の対応
（10） 訓練の実施

第３節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１ 落石・倒木の発見及び情報伝達体制の整備

第４章　航空機災害等の予防

（大阪航空局、県地域振興部、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、航空機事故等による災害を予防するための体制の整備について定めることを目的とする。

第２節　災害予防対策の推進

１　鳥取空港

鳥取空港の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

（１）　空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

（２）　化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。

（３）　担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。

（４）　鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会の設置

ア　航空機災害対応に関する連携と調整

イ　鳥取空港消火救難総合訓練の実施

ウ　鳥取空港災害対策緊急計画の運用及び検証

エ　空港慣熟のための訓練などの実施

（５）　関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

（６）　空港保安委員会の設置

・航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織

・空港管理事務所、警察本部、消防等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保。

２　美保飛行場（民航地区）

美保飛行場（民航地区）の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

（１）　空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

（２）　担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。

（３）　消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

（４）　関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

（５）　空港保安委員会の設置

・航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織

・空港事務所、警察本部、航空自衛隊、ＣＩＱ、航空会社等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第５章 海上災害の予防

（第八管区海上保安本部、県危機管理局、県農林水産部、県県土整備部）

第１節　目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

第２節　災害予防対策の推進

１　海上事故等の予防

海上運送事業者、第八管区海上保安本部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

（１）　海上交通の安全のための情報の充実（情報提供）

ア　各機関は、気象警報等及び津波警報等並びに危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。

イ　漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じ漁業無線を活用して行う。

（２）　船舶の安全な運航

（３）　船舶の安全性の確保

（４）　海上交通環境の整備

（５）　海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

２　海上等流出油災害予防

（１）　防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、防災関係機関、市町村、関係企業、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備する。なお、海上等流出油防除資機材の備蓄状況等については、資料編のとおりである。

（２）　防災関係機関との連携

県（危機管理局）は、関係市町村や第八管区海上保安本部、山陰沖排出油等防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努めるものとする。

（３）　防災訓練の実施

県は、関係機関相互の連携が的確になされるよう油防除に係る防災訓練を実施するものとする。

（４）　補償対策の充実強化

県は、船舶油濁損害賠償保障法などの油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用など）を収集・整理し、関係機関への周知に努めるものとする。

（５）　海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

県、市町村、関係機関は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、住民にあらかじめ周知を図る。（通報窓口：海上保安庁（１１８）、市町村）

３　危険物質等の流出予防

県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

４　日本海西部における危機管理体制の構築

県（危機管理局）は、日本海西部における危機等に対する備えと適切かつ円滑な対応に万全を期すため、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を通じ、日本海西部沿岸５府県（福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県）、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部と相互連携体制を構築する。

第３節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　流出油防除資機材の整備

２　海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

第６章　危険物等災害の予防

（県危機管理局、県福祉保健部、警察本部、消防局、関係団体、事業者）

第１節　目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

第２節　危険物事故災害対策

１　災害予防対策の推進

（１）　施設の現況

県下における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

（２）　危険物規制法令遵守の指導

消防局は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア　危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

イ　危険物保安監督者の選任の励行

ウ　危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ　危険物取扱者等による施設点検の励行

オ　消火、警報設備の維持及び点検

カ　危険物運搬の安全確保

（ア）　危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

（イ）　危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

（ウ）　消火設備の設置について指導するものとする。

キ　保安教育の実施

（ア）　危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

（イ）　一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

（３）　危険物の災害予防対策

県、各消防局及び関係団体は、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主な指導事項は次のとおり。

ア　施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とすること。

イ　地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ　自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期すること。

エ　化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ　防災資機材の整備

第３節　高圧ガス事故災害対策

１　災害予防対策の推進

（１）　施設の現況

県下における高圧ガス事業者の現況は、資料編のとおりである。

（２）　災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア　立入検査等の実施

（ア）　高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

（イ）　高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

（ウ）　高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

（エ）　危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

イ　定期的自主検査等の実施

（ア）　高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

（イ）　関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

（ウ）　製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第４節　都市ガス事故対策

１　災害予防対策の推進

（１）　施設の概況

県下における都市ガス施設の現況は、資料編のとおりである。

（２）　災害予防対策

ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため、関係保安法規等に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア　製造設備に対する保安対策

（ア）　設備建設時の措置

設備の建設に当たっては、計画、施行、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準にしたがって実施する。

（イ）　設備の点検、整備及び運転

設備の点検、整備を定期的に実施するとともに、日常の運転は操作基準にしたがって行う。

イ　供給設備に対する保安対策

（ア）　供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導管の整備に努めるとともに、ガスの取り扱い等につき絶えず住民にＰＲし、防災知識の普及に努めるものとする。

（イ）　住民等がガス漏れを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察若しくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（ウ）　ガス事業者は、災害時の緊急出動体制を整えておくものとする。

ウ　ガス導管の他工事に起因する事故防止対策

他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては、情報の収集を図り他工事業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について協議並びに現場に立ち会う等、適切かつ確実にガス導管の安全確保を図るものとする。

（ア）　ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布しておくものとする。

（イ）　他工事業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は、工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打合せを行いあるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努めるものとする。

（３）　ガス事故防止等の連絡体制

ア　水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先だちガス事業者に連絡するものとする。

イ　地下掘削工事を行う者は、工事を行う場合にガス事業者等と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努めるものとする。

ウ　地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに、事故防止対策につき相互協調が得られる措置を講ずるものとする。

第５節　火薬類事故災害対策

１　災害予防対策の推進

（１）　施設の現況

県下における火薬庫の現況は、資料編のとおりである。

（２）　災害予防対策

県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア　立入検査等の実施

（ア）　毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施　（イ）　火薬類の消費場所への立入検査を実施

イ　自主検査の実施

火薬庫の所有者に対し、自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。

ウ　取扱者の教育

火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

第６節　毒物・劇物事故災害対策

１　災害予防対策の推進

（１）　県は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。

（２）　県は、毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。

（３）　県は、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。

（４）　毒物・劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとする。

第７節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　危険物等の種類に応じた災害予防対策の推進

（１）　危険物

（２）　高圧ガス

（３）　都市ガス

（４）　火薬類

（５）　毒物・劇物

第２部　災害応急対策計画

第１章 大規模事故応急対策

（県危機管理局、県地域振興部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関）

第１節　目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

第２節　各機関の体制及び対策

１　各機関の体制

（１）　道路管理者・鉄道事業者・航空事業者・空港管理者・船舶事業者・危険物取扱事業者

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

（２）　市町村

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

（３）　県

ア　事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

イ　また、災害対策地方支部等から連絡要員を市町村対策本部又は市町村現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、市町村等で対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

（４）　消防局

市町村対策本部（現地対策本部）・県対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。（災害応急対策編（共通）第４部第４章「消防活動」のとおり。）

（５）　警察本部

ア　事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

イ　警察災害派遣隊の派遣要請について検討する。

（６）　医療機関

ア　テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

イ　また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

２　防災関係機関間の情報伝達及び共有

（１）　県（危機管理局、関係部局）、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

（２）　特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

（３）　他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要となる情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

３　避難誘導

（１）　大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

（２）　応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

（３）　警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

４　危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

５　二次災害の発生防止

（１）　応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

（２）　応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

６　各防災関係機関の連絡調整

（１）　県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

（２）　特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第４部第１章「応援活動の調整」参照）

第３節　大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

１　大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。

２　広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。

３　事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。

４　救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。

５　大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（ＣＳＭ：*Confined Space Medicine*：進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。

（１）　生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助

（２）　生存者の四肢切断等、必要となる外科手術

（３）　生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施

（４）　生存者の搬出を妨げる遺体の切断

６　事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。

７　大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県（危機管理局、福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。

８　県（福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部振興監））、消防局は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　大規模事故発生時の体制の確立

（１）　災害対策本部の設置　　（２）　現地災害対策本部等の設置

２　関係機関との事故情報の共有及び連絡調整

３　二次災害の防止

第２章 大規模道路災害応急対策

（県県土整備部、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路）

第１節　目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第２節　想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

1　道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等
2　道路上での重大事故（交通事故等）
3　車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第３節　応急対策

1　被害情報の収集・連絡

市町村、消防局、警察署、高速道路交通警察隊及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】

２　道路災害**に係る応急対策**

（１）　市町村、警察署、消防局、道路管理者等は、住民等から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

（２）　道路管理者は、（１）の連絡を受けた場合又は道路の被災の情報を入手した場合、１の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。

（３）　道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

（４）　応急復旧

ア　道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ　また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

（５）　危険物の流出等への対応

ア　道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

イ　また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

（６）　広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報を１の連絡経路により関係機関に連絡するほか、インターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。（災害応急対策編（共通）第３部第４章「広報・広聴」参照）

（７）　その他、各関係機関は、第１章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村管理道及び市町村内の道路における大規模災害発生情報の受信伝達

２　市町村管理道における大規模道路災害発生時の応急対策

（１）　危険物の流出への対応　　（２）　道路通行規制　　（３）　応急復旧　　（４）　広報活動

第３章　大規模鉄道災害応急対策

（ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道、県地域振興部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第２節　想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

１　鉄道車両の衝突、脱線、転覆等
２　鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
３　鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
４　鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第３節　応急対策

１　災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

２　落石に係る応急対策

（１）　市町村、警察署、消防局等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者に対し速やかに連絡するものとする。

（２）　鉄道事業者は、（１）の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、１の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。

（３）　鉄道事業者は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

（４）　鉄道事業者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、１の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

３　その他の応急対策

（１）　関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

（２）　交通規制及び立入禁止区域の設定

ア　道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

イ　道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

（３）　広報活動

各鉄道事業者は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

（４）　その他、各関係機関は、第１章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第４節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　市町村内における鉄道災害発生情報の受信伝達

２　落石情報の鉄道事業者への連絡

第４章　航空機災害等応急対策

（大阪航空局、県地域振興部、県県土整備部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、航空機事故等が発生した場合、その拡大を防ぎょし被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を定めることを目的とする。

第２節　想定される航空機災害等

この計画で想定する航空機災害等は、次に掲げる飛行場内外における、県内で発生又は県外で鳥取県に関連する飛行機等について発生した航空機事故等とする。

なお、空港施設の現況は、資料編のとおりである。

１　航空機を含む事故

（１）　航空機の墜落、衝突又は火災

（２）　航空機による人の死傷又は物件の損壊

（３）　航行中の航空機が重大な損傷を受けた場合

（４）　航空機が不慮の事態に遭遇し、機長が緊急事態を宣言した場合

２　航空機を含まない事故

（１）　給油施設関係の火災（貯油槽、給油施設等）

（２）　空港内の建築物等の火災（ターミナルビル、電源局舎、管制塔等）

（３）　自然災害（雷、地震等）による空港施設（航空保安無線施設、航空灯火、滑走路等）の損壊等

（４）　医療上の緊急事態等（機内での死亡、感染症等）

第３節　鳥取空港に係る応急対策

１　災害情報の連絡

（１）　鳥取空港に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア　空港及びその周辺で発生した場合

イ　その他の地域で発生した場合

（２）　災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

（３）　情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

２　体制

（１）　県

県は、「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づき、以下のとおり体制をとる。

ア　緊急一次体制

県（鳥取空港管理事務所）は、緊急一次体制を取り、関係機関への緊急連絡、鳥取空港消火救難隊の出動命令、情報収集等の初期対応を行う。

イ　鳥取空港災害対策現地本部の設置

県（県土整備部）は、緊急事態が発生し又はそのおそれがある場合、鳥取空港管理事務所内に鳥取空港災害対策現地本部を設置し、関係機関の活動について総合調整を行い、応急対策を実施するものとする。

ウ　現場調整所の設置

県（鳥取空港管理事務所）は、事故現場における諸活動を迅速かつ適確に行うため、事故現場の適切な場所に現場調整所を設置し、災害の状況等について鳥取空港災害対策現地本部と連絡調整を行う。

エ　鳥取空港以外の場所で航空機の墜落炎上等による災害が発生した場合は、鳥取県災害対策本部等の設置により対応する。

（２）　市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の各機関の活動体制を確立する。

３　各機関による応急対策実施内容

（１）　県

ア　市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。

イ　市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

ウ　市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

（２）　鳥取空港管理事務所

ア　搭乗者及び負傷者の把握を行う。

イ　状況に応じ、空港利用者を避難させる。

ウ　航空機災害等に係る火災が発生したときは、鳥取空港消火救難隊に対し出動指令を行うとともに、空港内消防及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

エ　航空機災害等により死傷者が発生したときは、地元医療機関の協力を得て救難救護の措置をとる。

（3）　鳥取市

ア　県（鳥取空港管理事務所等）と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

イ　必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

ウ　負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所と等の設置又は手配を行う。

エ　必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。

オ　応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。

カ　災害の規模が大きく鳥取市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。また、東部消防局、東部医師会の応援要請も行う。

（4）　警察本部（鳥取警察署）

ア　県（鳥取空港管理事務所）と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる。

イ　鳥取市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨鳥取市へ通報する。

（5）　消防局（湖山消防署）

ア　火災発生時の消火活動を実施する。

イ　死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

（6）　航空会社

ア　航空機災害等の発生を知ったとき又は通報を受けたとき、県（鳥取空港管理事務所）及び関係機関に通報する。

イ　航空機災害等が発生したとき、会社の「Emergency Response Manual」、「鳥取空港初期対応要領」、「鳥取空港災害対策緊急計画」により、対応を行う。

ウ　搭乗者等の情報について、鳥取空港災害現地対策本部に伝達する。

（7）　医療機関（日赤鳥取県支部、県東部医師会等）

ア　医療救護班の編成　　イ　医療救護活動の実施

（8）　空港内各機関

「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づくところにより、消火及び救難活動を行う。

4　搭乗者情報の収集・提供方針

飛行機の搭乗者等に係る情報の収集及び提供については、第１章「大規模事故応急対策」によるものとするが、情報の収集に当たっては、航空事業者が鳥取空港現地災害対策本部に伝達した情報によるものとする。

第４節　美保飛行場に係る応急対策

1　災害情報の連絡

（1）　美保飛行場に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア　空港及びその周辺で発生した場合

イ　その他の地域で発生した場合

（２）　災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

（３）　情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

２　体制

（１）　県、市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

（２）　体制の確立に当たっては、空港の官民の管理区分を考慮して適切な連携体制をとるものとする。

３　各機関による応急対策実施内容

（1） 県

ア　市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。

イ　市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

（2） 大阪航空局美保空港事務所

ア　搭乗者及び負傷者の把握

イ　状況に応じ、空港利用者を避難させる。

ウ　合同医療調整本部及び現場指揮所の設置

エ　自衛隊の災害派遣要請

（3） 市町村（米子市、境港市）

ア　美保空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

イ　必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

ウ　負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

エ　必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。

オ　応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。

カ　災害の規模が大きく市町村のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

（4） 警察本部（米子警察署、境港警察署）

ア　美保空港事務所と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる

イ　米子市又は境港市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨米子市又は境港市へ通報する。

（5） 西部消防局

ア　火災発生時の消火活動を実施する。

イ　死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

（6） 航空会社

ア　被災者及び関係者に対する水・食糧等の提供

イ　遺体の身元確認の手配

ウ　通訳の支援

エ　搭乗者等の情報の収集伝達

（7） 医療機関（合同医療調整本部、県西部医師会、日赤鳥取県支部）

ア　医療救護班の編成　　イ　医療救護活動の実施

（8） 第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）

ア　海上における負傷者の救出、搬送　　イ　事故現場周辺海域の警戒警備

ウ　海上における行方不明者の捜索

（9） 空港内各機関

美保空港消火救難隊の一員としての消火及び救難活動

第５節　その他の応急対策

1　救出救助活動

（1） 実施機関

市町村、鳥取空港管理事務所、美保空港事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤鳥取県支部等）

（2） 航空機災害等が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し救出活動を実施する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

2　消火活動

（1） 空港内及びその周辺において航空機災害等が発生した場合は、別途定めるところにより空港消火救援組織が他の消防機関とも連携して消火活動を実施する。

（2） （1）以外の地域において航空機災害等が発生した場合は、消防機関が消防活動を実施する。

（3） 消防機関等で対処が困難なときは他機関の応援を求めるものとする。

3 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

4 広報

航空機災害等が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関への記者資料提供、記者会見その他の手段により地域住民に対して広報を行う。

5 その他、各関係機関は、第１章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第６節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 航空機災害情報の受信伝達（鳥取市、米子市、境港市のみ）

2 航空機災害発生時の市町村の体制（鳥取市、米子市、境港市のみ）

3 航空機災害発生時の市町村が実施する応急対策（鳥取市、米子市、境港市のみ）

（1） 救助及び消火

（2） 負傷者等の救護

（3） 被災者等へ食糧及び飲料水等の提供

（4） 資機材の確保

（5） 県及び他市町村への応援要請

第５章 海上災害応急対策

（第八管区海上保安本部、県危機管理局、県農林水産部、警察本部）

第１節　目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第２節　想定される海上災害

この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

１　船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
２　船舶からの海域への油、危険物質等の流出
３　船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第３節　応急対策

１　災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおりとする。

2　活動体制の確立

機関	実施項目
1　第八管区海上保安本部	海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、管区海上保安本部（部署、航空基地）においては次の対策を講ずるものとする。 （1）　情報の収集及び関係機関への伝達 （2）　危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 （3）　海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 （4）　航行船舶への事故情報の周知連絡 （5）　船舶火災発生時における消火活動 （6）　応援医師並びに緊急物資等の海上輸送 （7）　海上災害防止センターへの１号業務指示 （8）　関係機関への応援協力要請
2　県	（1）　活動体制（情報収集体制）の確立 （2）　的確な情報の収集 （3）　速やかな関係機関への情報伝達 （4）　住民への広報・周知 （5）　消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
3　市町村	（1）　活動体制（情報収集体制）の確立 （2）　的確な情報の収集 （3）　速やかな関係機関への情報伝達 （4）　住民への広報・周知
4　警察本部	（1）　活動体制（情報収集体制）の確立 （2）　的確な情報の収集 （3）　速やかな関係機関への情報伝達 （4）　住民への広報・周知 （5）　県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等（沿岸部のみ）
5　消防局	（1）　活動体制（情報収集体制）の確立 （2）　的確な情報の収集 （3）　速やかな関係機関への情報伝達 （4）　住民への広報・周知 （5）　多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） （6）　湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
6　その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、現場において活動する上記機関への積極的な協力の実施に努めるものとする。

3　大規模油流出時の応急対策

（1）　大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動については、第一義的には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条第１項、第２項に規定する防除措置義務者（船長、施設管理者、船舶所有者）が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。

（2）　流出油の除去については海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努めるものとする。

（3）　関係機関の応急対策

機関	実施項目
1　山陰沖排出油等防除協議会	（1）　連絡調整本部の設置及び調整員の参集 （2）　会員が行う防除活動の連携協力についての調整 （3）　排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供 （4）　排出油の防除に関する必要な事項の協議
2　第八管区海上保安本部（境海上保安部、鳥取海上保安署、美保航空基地）	（1）　防除措置義務者に対する防除措置等の指導 （2）　的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 （3）　一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 （4）　一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制

	（5） 海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請
3 県	（1） 的確な情報の収集 （2） 関係機関へ災害状況の伝達 （3） 漂着油等の防除活動 （4） 水質、底質などの環境影響評価の実施 （5） 必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
4 市町村	（1） 住民に対する災害状況の周知 （2） 漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 （3） 沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼 （4） 漂着油等の防除活動 （5） 災害状況の関係機関への報告
5 警察本部	（1） 被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 （2） 周辺の交通規制及び交通整理 （3） その他必要な措置
6 消防局	（1） 船舶等の火災発生時における消火活動 （2） 被害状況の情報収集 （3） 火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 （4） その他必要な措置
7 関係団体、企業等（施設管理者、船舶所有者等）	（1） 自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 （2） 協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

（4） ボランティアの受入れ（漂着油回収作業）

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。県、市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。（災害応急対策編（共通）第 10 部第２章「ボランティアとの協働」参照）

（5） 回収油の処分

ア 海上及び海岸で回収された油については、原則、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処分業者と契約を締結する等により処分を行う。

イ 少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

（6） 事後の監視体制の確立

防災関係機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間の時間を要するため、大気、水質、動植物等への影響調査を密に実施し、講じた措置の効果について確認するものとする。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

４ 危険物質等の流出時の応急対策

ア 県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずるものとする。

イ 危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので、留意するものとする。

５ 広報活動

（1） 関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

（2） 広報項目

ア 県、市町村の措置状況

イ 流出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区別別）

ウ 応急対策の実施状況（出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程 等）

エ 回収した油の搬出作業状況

オ 環境影響等に関する調査した実施結果

カ その他必要と認められる事項

第４節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 海上災害発生時の活動及び情報収集体制

2 漂着油回収に係るボランティアの募集及び受入

第６章　危険物等災害応急対策

（県危機管理局、県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、消防局、関係団体、事業者）

第１節　目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

第２節　想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

1　危険物（消防法第２条第１項）の漏えい・流出、火災及び爆発

2　高圧ガス（高圧ガス保安法第２条）、液化石油ガス（液石法第２条）の漏えい・流出、火災及び爆発

3　火薬類（火薬類取締法第２条第１項）の火災及び爆発

4　毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条第１項、第２項）の漏えい、飛散、流出等

第３節　危険物事故災害対策

1　危険物に係る応急対策

（1）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、警察本部、消防局、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

ウ　消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、県へ速やかに通報する。

エ　県（危機管理局）は、災害発生について火災・災害等即報要領に基づき国へ速やかに通報し、また、国から受けた情報を関係消防局、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

オ　県、警察本部、消防局、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

カ　河川に係るものにあっては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

キ　県、市町村、警察本部、消防局、及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又

は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

（２）　災害応急措置

ア　施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

（ア）　発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

イ　県の措置

関係機関との連絡調整を行うとともに、市町村、消防局から必要資機材の確保等について応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ　消防局の措置

（ア）　事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（イ）　危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

（ウ）　前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

（エ）　事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

エ　警察の措置

（ア）　速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）　県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

（ウ）　市町村長からの要求があった場合には、災害対策基本法第５９条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第４節　高圧ガス事故災害対策

１　高圧ガスに係る応急対策

（１）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は県又は消防機関又は警察に通報する。

ウ　県は、高圧ガス保安法に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ　県、警察本部、消防局及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ　県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

（２）　災害応急措置

ア　事業者の措置

（ア）　製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

（イ）　貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

（ウ）　その他、第３節１（２）アの措置に準ずる。

イ　県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

（ア）　事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

（イ）　事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

（ウ）　事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

（ア）　事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

（イ）　関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

エ　消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ　警察の措置

第３節１（２）エの措置に準ずる。

２　液化石油ガスに係る応急対策

（１）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

ウ　県、警察本部、消防局、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ　県は、事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

オ　なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

カ　県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

（２）　災害応急措置

ア　ガス消費者の措置

（ア）　ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

（イ）　ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ　ガス販売事業者の措置

（ア）　ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

（イ）　ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ　保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

（ア）　ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

（イ）　必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

（ウ）　必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ　県の措置

（ア）　必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（イ）　県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

（ウ）　県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

カ　消防局の措置

（ア）　ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（イ）　状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

（ウ）　共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

キ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

３　ガス事業、簡易ガス事業に係る応急対策

（１）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　鳥取ガス、米子瓦斯、簡易ガス事業者、国、県、警察本部、消防局、警察署及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（２）　災害応急措置

ア　ガス事業者の措置

（ア）　事故の状況、内容により警察本部、消防署、関係官庁への連絡、通報し、協力、指示を求めるものとする。

（イ）　あらかじめ確立しておいた出動体制、連絡体制及び資材機材により、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（ウ）　供給を停止する場合には、供給先へ周知徹底を図り二次災害の防止に努める。

（エ）　供給停止後は、早期に供給を再開できるよう努める。

イ　簡易ガス事業者の措置

ガス事業者に準じた措置をとるものとする。

第５節　火薬類事故災害対策

１　応急対策

（１）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　県、警察本部、消防局、火薬取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ　県は、火薬類取締法の適用を受ける火薬類に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ　県、市町村、消防局、県警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

（２）　災害応急措置

ア　火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

（ア）　発生した事故について、直ちに、引き続く爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

（イ）　事故の状況に応じて、付近住民の避難の警告を行う。

イ　県の措置

県は、次の場合で災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要を認めるときは、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

（ア）　事故が再発するおそれがあるとき

（イ）　事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続ないし再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

（ウ）　事故の原因となった状況が当該事業所内の他の同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ　消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

エ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第６節　毒物・劇物事故災害対策

１　応急対策

（１）　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

イ　県、警察本部、消防局、毒物・劇物営業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ　県、市町村、警察本部、消防局及び毒物・劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

（２）　災害応急措置

ア　毒物・劇物営業者の措置

（ア）毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

（イ）毒劇物の中和等に必要な資材を備蓄する。

イ　県又は市町村の措置

（ア）　県は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。

（イ）　県は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物営業者に対して指示する。また、必要に応じて自ら実施する。

（ウ）　県又は市町村は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あっせんを行う。

（エ） 県及び市町村は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

ウ　消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。

エ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第７節　その他の毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応するものとする。

１　各機関の役割

機関等	役割	備考
警察本部	二次災害の防止、捜査	
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等	
市町村	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理	
県	総合調整、市町村の支援、資機材の確保	
その他	資機材（中和剤）の確保、県民の協力	

２　実施要領

（１）　情報の共有

ア　住民に提供する情報について事前に検討し共有

イ　現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有

（２）　避難者対応

ア　周辺住民の避難誘導

イ　状況に応じて避難所の開設と運営

ウ　将来予測と情報の提供（安心感の付与）

エ　健康管理

（３）　現地調整

ア　現地調整所の設置と運営（基本的に市町村）

イ　警察本部、消防、自治体職員の派遣

ウ　情報の共有と活動調整

（４）　現場活動

ア　立入禁止区域の設定

イ　二次災害の防止

ウ　活動者の安全の確保・確認

エ　物質への対処に当たり専門家の情報を共有

（５）　広報

ア　現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置

イ　情報の一元的かつ積極的な提供

第８節　その他住民等の安全の確保に係る応急対策

１　避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

２　交通規制及び立入禁止区域の設定

（１）　道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

（２）　道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

３　消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

４　救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により警察災害派遣隊等を直ちに出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

５　医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（第１章「大規模事故応急対策」参照）

６　広報活動

（１）　関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。（災害応急対策編（共通）第３部第４章「広報・広聴」参照）

（２）　広報項目

ア　県、市町村、関係機関の措置状況
イ　保管物質の種類・周辺への危険性
ウ　応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程　等）
エ　環境影響等に関する調査した実施結果
オ　その他必要と認められる事項

７　調査検討

県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第９節　市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

１　危険物等の種類に応じた災害発生時の情報伝達体制及び活動体制

（１）　危険物
（２）　液化石油ガス
（３）　高圧ガス
（４）　火薬類
（５）　毒物・劇物
（６）　その他の毒性物質